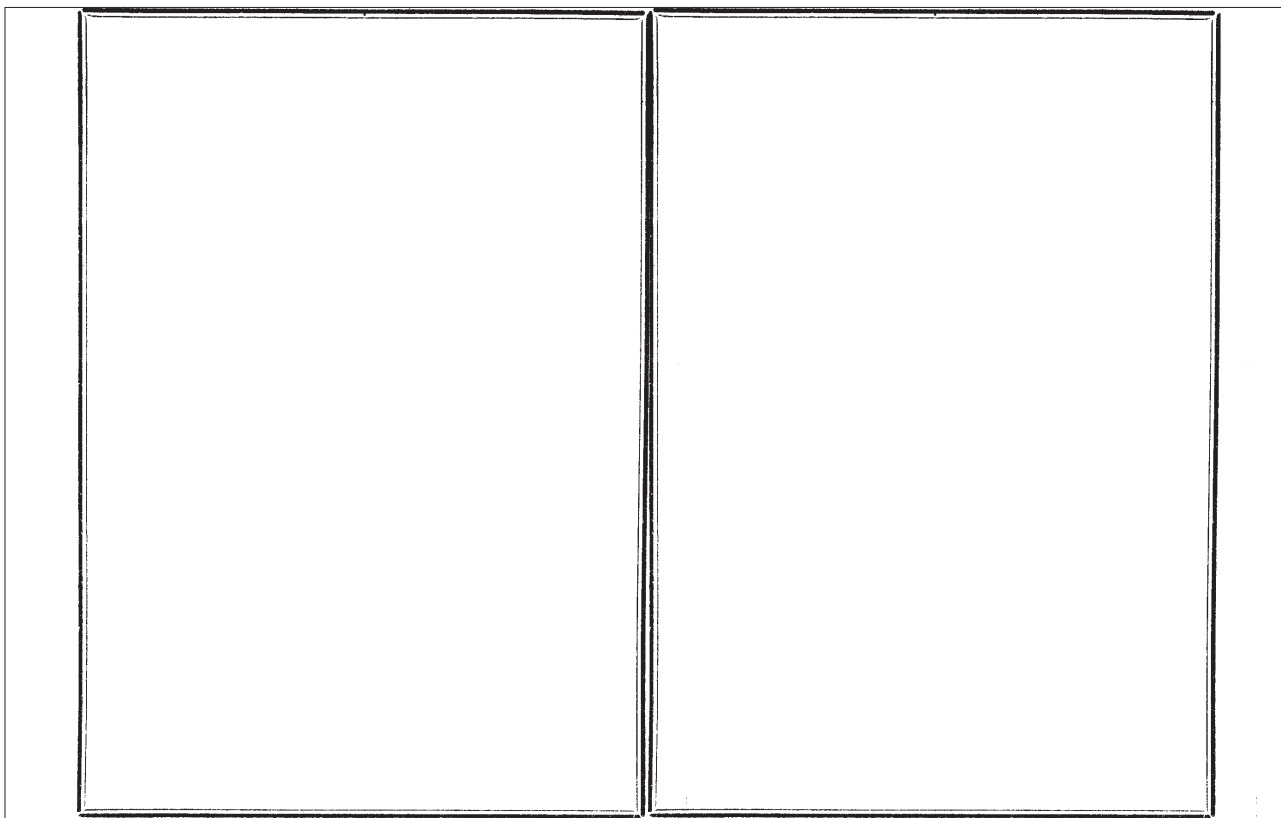
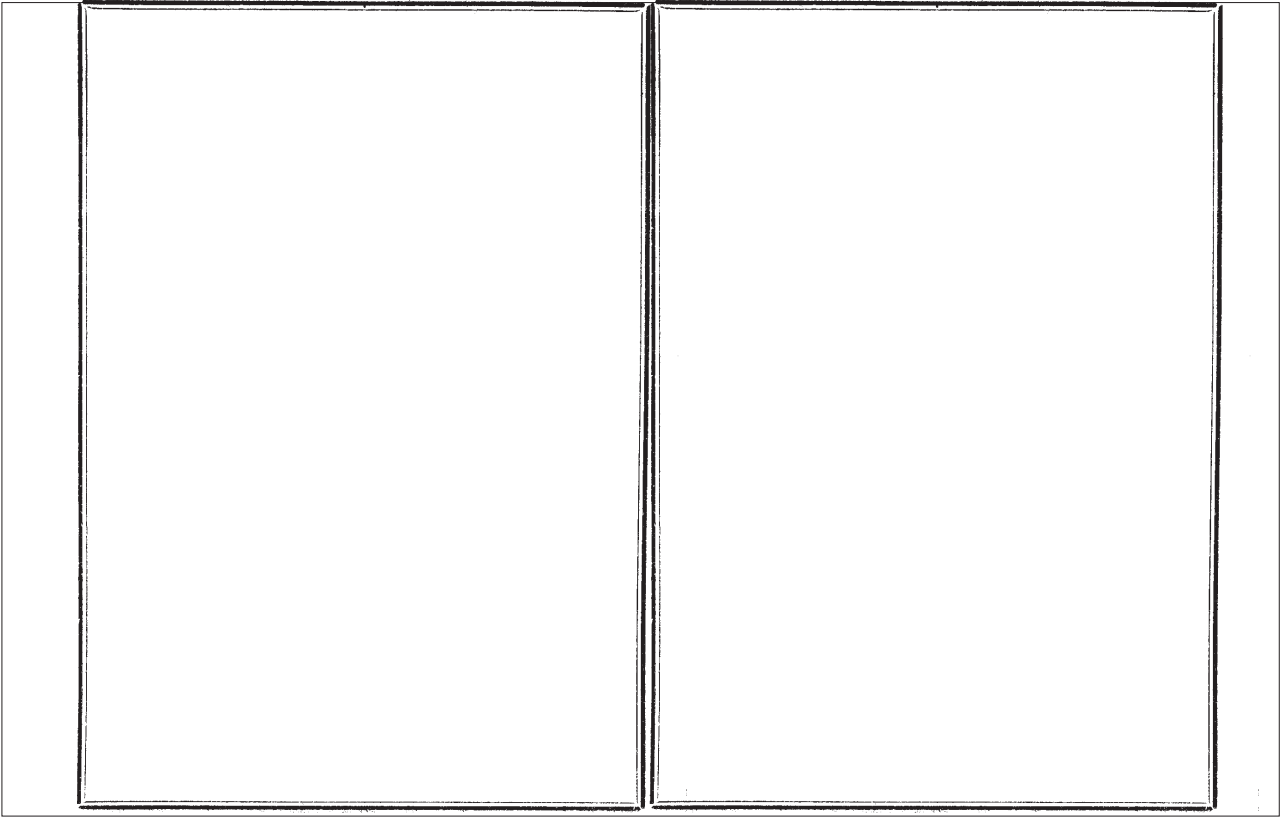


議事録目次

第一日	一	一、民團會計検査員報告	四
	二	二、昭和四年居留民團事務報告	六
第二日	六	一、昭和四年居留民團事務報告(前日ノ續キ)	三
第三日	一〇〇	一、昭和四年居留民團事務報告(前日ノ續キ)	一〇
	一一	二、昭和三年度特別會計電氣歳入出決算ノ件	一一
	一二	三、昭和三年度特別會計電氣歳入出決算ノ件	一二
	一三	四、昭和四年特別會計電氣歳入出決算更正ノ件	一三
	一四	五、花旗銀行團債ヲ構正金銀行ヨリ借替起債ノ件	一四
	一五	六、減債基金特別會計條例案	一五
	一六	七、水道給水規則中改正ノ件	一六
	一七	八、電氣供給規程中改正ノ件	一七
	一八	九、興業資金貸付條例中改正ノ件	一八
第四日	二六一	一、諸事鑑札料條例中改正ノ件	二六一
	二六二	二、療病院藥價其他諸料金條例案	二六二
	二六三	三、天津高等女學校新築ノ件	二六三
	二六四	四、民會々議規則改正建議案	二六四
第五日	二六五	一、天津高等女學校新築ノ件(前日ノ續キ)	二六五
	二六六	二、天津實業專修學校補助金ノ件	二六六

	二六七	三、天津日本人商業會議所補助金ノ件	二六七
	二六八	四、天津日本少年團ニ補助金交付ニ關スル件	二六八
	二六九	五、昭和五年居留民團歳入出總豫算ノ件	二六九
	二七〇	六、昭和五年特別會計電氣歳入出豫算案	二七〇
	二七一	七、昭和五年特別會計減債基金歳入出豫算案	二七一
	二七二	八、昭和五年特別會計實業復興資金豫算案	二七二
第六日	二七三	一、昭和五年居留民團歳入出總豫算案 (第五日ノ續キ)	二七三
	二七四	二、昭和五年特別會計電氣歳入出豫算案 (同)	二七四
	二七五	三、昭和五年特別會計減債基金歳入出豫算案 (同)	二七五
	二七六	四、減債基金特別會計實業復興資金豫算案 (同)	二七六
	二七七	五、減債基金特別會計條例案(第三日ノ續キ)	二七七
	二七八	六、財務調査委員會組織ニ關スル建議案	二七八



昭和五年度第二十三次居留民會通常會議事速記録

第一日

昭和五年三月二十日於公會堂

- 一、報告
二、民國會計検査委員報告
三、昭和四年居留民四事務報告

議事日程

- 第一、昭和三年度居留民團費入出決算承認ノ件
第二、昭和三年度特別會計電氣費入出決算承認ノ件
第三、昭和四年特別會計電氣費入出決算承認ノ件
第四、花旗銀行團債ヲ横濱正金銀行ヨリ借替起債ノ件
第五、減債基金特別會計條例案
第六、水道給水規則中改正ノ件
第七、電氣供給規則中改正ノ件
第八、興業資金貸付條例中改正ノ件
第九、諸事禮料條例中改正ノ件

(2)

- 第十、療病院樂費其他諸料金條例案
第十一、天津高等女學校新築ノ件
第十二、天津實業專修學校補助金ノ件
第十三、天津日本人商業會議所補助金ノ件
第十四、天津體育會へ体育獎勵費補助金ノ件
第十五、昭和五年居留民團費入出總算案
第十六、昭和五年特別會計電氣費入出總算案
第十七、昭和五年特別會計減債基金入出總算案
第十八、昭和五年特別會計興業資金貸付金總算案

五十三名

- 議長 吉田房次郎
田中鑄太郎 川島範夏 山田榮治 五十嵐重吉
宮武徳次郎 吉田久 千葉初藏 潮底正敏
勝田重直 清水幸三郎 眞藤葉生 鍛冶勝一郎
手島喜兵衛 武田守信 太田岩吉 永安平吉
石川通 郡茂行 吉野久七 古田治四郎
大澤大之助 中村鐵一 利根川久 植松眞經
清水一太郎 田村俊次 小谷萬治郎 小倉知正
牧 尚一 長谷川義三郎 金山喜八郎 砂田實

(3)

- 岡本久雄 鹿田多三郎 佐々木敏丸 高橋英一
藤平正男 足立傳一郎 高橋英之助 金井源三
藤田開一 森川照太 白井忠三 藤田小平治
植前香 野崎誠近 大田萬吉 藤田龍郎
鹽谷信治 赤山今朝治 松尾豊實 藤田龍郎
○議長 田村俊次 出席行政委員 十名
石川通 勝田重直 大澤大之助 田中鑄太郎
永安平吉 古田治四郎 武田守信 川島範夏
眞藤葉生

午後五時三十分開會
○議長(吉田房次郎君) 着席拍手
今日御多忙の所御出席下さいまして誠に有難うございました。只今迄の出席議員のお方は四十三名でございます。法定数に達して居りますから本民會は成立致しました。夫れから之迄は多く時間が夜の七時頃から開會といふことになつて居りましたが、何うしても七時といふと八時になりまして、九時、十時、十一時、十二時と終るのも何うしても遅くなりまして連日お仕事の有る方が翌日非常にお苦勞になると思ひましたから此の度から五時から開會致し、六、七と議事致しまして七時から退席でございますけれども食堂で辨當の用意がございますから御隨意に何うか召上つて頂くやうにお願い致します。八時から更に開會致しまして、成るべく十時頃に切上げ度いと思ひます。議事の都合で何うしてもいかに都合は十一時迄延ばして十一時には是非閉會致し度いと思ひます。何うか其の邊お含み願ひ度いと思ひます。恒例に依りまして總領事の御訓示がある筈でございますから暫く御聽願ひます。

(4)

○岡本總領事 今日には茲に第二十三次居留民會通常會を開くことになりました。本日の通常會に於きましては團債整理の基礎になつて居ります本年度の豫算案、其他女學校の新築の件等が議題に出て居る次第でありまして、諸君に於かれましては慎重御審議あらんことを今日此の席で希望して置きます。何しろ茲に御事の通り議事日程も随分深出でございます。従つて連日御勉勵を願ひなければならぬと思ひますが、甚だ御苦勞の次第に存じます。之も此の民團に於ける一つの行事の一つでありますから其の御精神を以て充分に且公の精神を以て御審議あらんことを私から切望致して置きます。其他に付きますは此の席で何も申すことはありません。詳細は行政委員會長からお話があることでありまして私と致しましては慎重に御審議あらんことを之れだけを希望して置きます。拍手

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは本民會の議事録署名者をお願い致します。山田榮治君、宮武徳次郎君のお二人にお願い致します。夫れから直ぐ議事日程に入るのであります。報告が二つございまして、皆さんのお手許に廻つて居る筈でありますから此の報告から始めて頂きます。

一、民國會計検査委員報告

○藤平正男君 登壇 お手許に届いて居ります検査報告にありまして通り私共三名の會計検査委員は昭和三年九月十八日に昭和三年四月から六月に至る迄の期間の出納を検査致しました。同三年十

(5)

一月十九日に七月から九月に至る間の期間を、昭和四年二月十八日には昭和三年十月から十二月に至る間の期間を調査致しました。夫れから昭和四年五月七日には昭和四年一月から三月に至る間の調査を致しました。夫れから昭和四年九月十二日には三年度の四月以後に就いて残り残りましたものを調査致しました。之で昭和三年度の一般會計及特別會計に就いて帳簿及証憑を調査致しました所が何等違法、違算の出納はございませんでした。此の點報告致します。夫れから尙序に申上げますのは、帳簿、証憑の外物品の検査をしつゝ、此の點報告致します。夫れから尙校及病院各課の物品の検査を致しましたが極めて満足な状態でありました。只一箇所多少整理上不十分な點がありましたので此の點は更にもう一層整理して頂きまして再検査致しました所が之亦満足な結果を得ましたので此の點も合せて御報告致して置きます。拍手

○藤平正男君 藤平検査委員にお伺ひ致します。昭和四年十一月十四日の検査の結果行政委員会に出しました注意事項に關して御報告がございせんか。

○藤平正男君 貴下方が會計検査委員になられまして以後私共は一諸に注意事項を出したこともありませんし、尙色々問題の起つたこともありますが茲に申上げましたのは昭和三年度の検査報告でありまして、四年度のは申上げございませぬ。議題外でありますから何うぞ願ひしからず。

○藤平正男君 問題が多少緊急のやうに心得ます。従つて御報告がございせんか。又至急夫れを整理しなければならぬものは御報告あるべきものと信じて居りますけれども、併し前からの會計検査委員の意思を尊重致しましては御報告を打ち切ります。後御質問することに致します。

○五十嵐重吉君 此の度二十三次の通常民団の通知を頂きました時に臨時民団の速記録を未だにまだ頂いて居りませんが、夫れは何ういふ都合で頂かれなかつたのでありますか、尙又色々考へま

(6)

す所に依りますと、此の前に白井忠三氏の聲明演説があつたのを記さずして、其のものに渡頭された爲に手の廻らなかつたやうに思ひます。斯かる私情の問題を民団吏員が斯様なものを作成されて居られるといふことは甚だ私一人としましては非常に不満に思ふのであります。此の點は御理事に對して御質問したいと思ふのであります。

○議長(吉田房次郎君) 今検査報告が終つた許りですから此の次の民団事務に就ての時に質問して下さいませ。

○五十嵐重吉君 では其の時に又お尋ね致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは報告の第二でございます。

二、昭和四年居留民団事務報告

○行政委員長(田村俊次君) 登壇 拍手

此の民団に於きまして民団の事務に就て御相談をする機会を得ましたのは自分にとつて欣快に存じます。御承知の通り民団の施設は年々多岐多様に亘りまして従つて民団事務は毎年煩雜になつて参ります。其の事務に當ります當局は益々周到な注意をもちまして一面に於ては民団財政の増長を考へ、一面に於ては民団施設の輕重緩急を計つて此の民団事務の進歩改善を計る、即ち在留者の福利増進を期さなければならぬ使命を與へられて居るのであります。吾々行政委員は昨冬諸君の御推薦に與りまして、其の任に就きました。以來只今申述べました方針の下に其の使命を達成すべく孜々として努力して居る次第であります。民団の施設には只今申しました通り多岐多岐であります。又爲すべきことも澤山あります。又残されて居りますことも亦尠からずあり

(7)

ます。吾々が行政委員は何を重心に置いて民団事務の進歩改善を圖らうか、先づ方針を定めたのであります。推して文明の民が或る住地を定めます時に本能的の要求として先づ衛生施設と教育施設とであります。之は古今東西皆同じであります。回顧すれば三十年前此の天津に少數の日本人が参りました時矢張り一番先に衛生組合を造りました。次いで寺小屋式の子弟の教育機關を造つたことが歴史にありまして、之は只今申上げました文明國民の本能的の要求であらうと思ひます。して見れば矢張り何れの時にならしても先づ衛生、教育の施設は人間住地に於ける重要なものと云ふて差支ないと思ひます。御承知の通り當民団は歴代當局者が非常に努力された結果相當立派な市街住地を造つて居ります。總ての施設も併し立派に完備して居るやうに見受けられます。所が教育と衛生、此の二つの機關は他の施設に比して稍見劣りがする感があります。其處で吾々は先づ幾らか遅れて居ると思ふ衛生、教育此の二つの施設に重點を置いて先づ衛生が苦心されて計劃された施設を襲踏して以て租界の事務の進歩改善を圖りたいといふことに方針を定めたのであります。此の目的を以て色々の審査特別委員を造りまして各般の研究を致したのであります。其の調査研究も大半済みました。中央政府は高等政策に件ふてか速かに當民団の團債整理を命ぜられたのであります。我が監督官は其の命を受けて直ちに當民団に對して後々の團債の整理を實行せよといふ御命令を受けたのであります。此の團債整理といふことは無論今日に始つたことではありません。未だ三百萬以上の團債を無償借りた以上は其の約束通り返すべきは民団としての義務であり、其の當路に當るべきもの、責任であります。今其の團債を整理せよと命ぜられて新しき仕事事の如く吾々は決して承つて居りません。所が御承知の通り昭和七、八、九年は團債の額が六拾萬乃至六拾萬餘になつて居るのであります。民団の収入が百貳拾萬としまして其の半を割

(8)

いて團債に當てなければならぬ状態になつて居りますことはもう何年か前から判つて居る話であります。斯るが故に吾々の前任者は何と申して此の團債償還の期限を變更して貰ひ度い、即ち或ものに向つては之を猶豫して貰ひ度いといふことは、機會を以ては政府に請願したのであります。如何せん、色々經費上の關係から民団の希望通りに團債償還期間の變更は許されなかつたのであります。然らば此の際契約通りに團債の償還をしなければならぬのであります。其の團債の整理の計劃と申しますのは即ち今お手許に配つて居ります其の表を御覽願ひ度いのであります。其處で行政委員は監督官の指示命令を受けて現に角此の團債を約束通りに返して行くといふには如何に采配したら宜いか、といふことを先づ考へたのであります。之に依つて何うして七、八、九年の六拾萬以上の團債を償却しますには昭和五年度から其の償還を以て始末して行かなければ何うしても返すことが出来ないのであります。其處で米年度の豫算は只今監督官が御せられました通り昭和五年度の豫算は即ち團債整理の第一年としまして其處に其の根本を置いたのであります。即ち昭和五年から以下の五年、六年は無償普通通の團債を返しますとの變りないのであります。七、八、九年に多額の團債を返しますには先づ五年から準備をするとしても恰度昭和十年からは又非常に輕減する譯であります。其處で其の緩急を見てさういふ譯でありますから昭和五年の豫算といふものは矢張り五、六、七、八、九と九年迄續けて行く關係を持つて居るのであります。といふと昭和五年の歳入歳出は稍見當がついたのであります。併し乍ら昭和六年以後の歳入歳出は、全くの豫測であります。其處で一番目安のついて居る先づ確實と見た昭和五年の歳

(9)

入を基準として、先づ安全な方法を探りまして、之以上毎年収入が殖えないものとして歳入は昭和五年から昭和九年迄等と同じとして此處に歳入の基準を置いたのであります。次に歳入は、之又五年間同じ歳入を以てやりまして、昭和五年には滞りがないといふ所です。先づ経常部の歳入は可成り相當にゆるやかに取つて居ります。但し臨時の仕事を即ち言ひ様に依つては新規事業、之が即ち問題であります。昭和五年に行ふべき新規事業が假りに何萬弗もあれば昭和六年に費踏すれば又何萬かの新規事業をすることになりますので、さうすると團債整理の基礎が立ちませんから矢張り経常部、臨時部を通じて昭和五年の歳入を基準にしまして、さうして萬己むを得ない臨時の歳入を見込みまして、之を昭和五年の歳入とし、更に六年以後の歳入の基準を作つたのであります。即ちお手許にありまして歳入の基準はそんな具合に拵へたのであります。御覽の通り昭和五年に團債を支拂ひまして且つ政府の命に依りまして昭和五年から減債基金六萬弗づつを積みといふことであります。其の命令に従ひまして更に減債基金六萬弗を積みまして、其の六萬弗の歳入歳出の決算の剰餘を積みまして第六年度の剰餘としてあるのであります。即ちお手許にありまして昭和五年の差引剰餘を昭和六年の歳入歳出の差引に加へたものに更に六萬弗加へたものが恰度其の剰餘になつて居ります。夫れから團債を差引いた一番下の計にありまして昭和五年の剰餘であります。昭和五年が恰度六萬九千九百九十九圓と昭和七年、八、九年に六拾萬以上の團債は何うしても返せないものであります。さういふ風な基準でとりますと、御覽の通り團債は規定通り償却出来まして五年を通じて向十萬圓程に團債が償却出来るのであります。其の餘額が即ち五年間を通じての新規事業でも又不時に起つた用途にも當てること出来るのであります。斯くの如く昭和五年の豫算といふものは所謂團債整理五年を見込んで、歳入に於ても歳出に於ても餘りに無理がなく夫れから普通の仕事ならば滞りなく、臨時の仕事ならば、萬己むを得ないものであるならば、其の間にやり繰りが出来たならば、此の後任の行政委員でも何とか新規事業が出来るといふ餘裕をとつて此の團債整理を立てたのであります。斯かる團債整理を命ぜられた爲に吾々は最初教育衛生其他の施設に就て諸君の御期待に副ふ如く實施しやうと計劃しました所が此の整理の命令を受けまして昭和五年以後の歳入に於て之だけの結局拘束を受けたのであります。其の受けたる拘束に依つて吾々は最も必要であり最も急を要する臨時の施設をしなければならぬといふことになつて來たのであります。其處で先程申上げました通り吾々施設の第一の主眼點は衛生、教育機關に置きます。次いで先程申上げた事の實施を圖らう、といふ方針に依りて茲に拘束を受けたる豫算の中から如何なるものが急であるか、如何なるものが大切かと此の緩急輕重を選びます。實に吾々行政委員の苦心をした所であり、之は諸君も又吾々の中にも斷々意見の相違がありまして、甲は一を以て急なりとし、乙は二を以て急なりと思ふ如く之が先である、之が必要であるといふことは人各々意見があります。其の意見を承りまして實際に當りまして何うしても避くべからず、又必要と認めて今度臨時に、言ひ様に依つては新規事業をやることにきめました。其の第一は女學校新築移轉であります。此の女學校新築移轉に就きましては何れ議案がありますので、其の議案の時に私から詳しく御説明申し上げ度いと思つて居ります。夫れから教育に關係する修業學校の團債、之も吾々が計劃を實施せんとして居りました。又諸君に於かれまして之を期待されて居つたのであります。併し乍ら之を團債整理の計劃に轉られまして豫て計劃して居りました表間の商業科即ち商業學校を起すといふことも出来なくなつたのであります。誠に男子青年の爲に不幸でありました。

(10)

之又今迄もなかつたのでありますから己むを得ず表間の商業科は一時押延べることに致しました。其の代り之を附屬の事業にしようとした即ち専修學校の團債を又商業科を置く迄中止致しまして矢張り實業専修學校は現狀維持としまして之に相當額の民團は補助を與へまして、其の代り今後は専修學校の内容にも民團が立入りまして進歩すべきものは進歩させ改訂すべきものは改訂さして先づ表間の商業學校が出来ます迄の代りに近いものにして、さうして將來共に此の青年男子の中等教育の一助にしたいといふことで團債の商業學校の出来まで迄延ばしまして之に相當額の補助を與へまして只今申したやうなことにしたいと思ふのであります。之も皆さんの御協賛を願ふべき議案として出して置きました。夫れから尙教育に關しますること、圖書館の新設といふこともあります。之は御大紀念事業でありまして、之が爲に記念事業の積立金も御承知の通り二箇年程繰越致しましたが、監督より一時延ばせといふ御命令の許に本年を以て打切ります。打切つたのであります。一時延ばすべしと後日財源を得ました時に圖書館の新築移轉、小學校の教室擴張此の二つを提案した譯であります。衛生の方面に於きましては水道の團債とか色々ありますが、水道の團債は今調査中でありまして、水源のよきものを得たならば團債を仰ぎます。此の團債を仰ぎます。若し今迄の團債の金額に影響ありませんから、水道の團債は昭和五年に於きましても研究する積りで居ります。若し相當の機會でもありましたならば團債を起しまして團債の準備に取掛ることに當局は考へて居るのであります。夫れから水道施設であります。之も御承知の通り水道本管の届かない所では矢張り不潔の水を支那人から買つて飲料に供して居ります。可成り危険な話であります。本年から何らか取替りの方法を設けますので同時に一面に於て經費の許す限りは水道本管を延長しまして、成るべく水道を支給して飲料に供するやうにしたいと思つて増設の費目も豫算の中に置きました。夫れから下水槽であります。下水槽は御承知の通り本年の團債で臨分前任行政委員諸君も御心配になつたのであります。八萬弗以上の經費を要します。今度の團債整理では中々其の餘裕がありませんから己むを得ず水道團債をやります。時には水道貯水池の下に下水浄化池を造りまして之を以て完全な下水槽にするといふ案になつて居ります。之れならば他から財源を持つて來せなくても完全なものが出来たので、先づさういふ方針を持ちまして此の豫算の中に計上して置きました。其他に矢張り衛生の見地から云ひまして道路であります。此の道路の築造、修造、之は御承知の方もあります。大正十五年に道路計劃といふものを立てまして、時の會長は向井君だと思つて居ります。其の時の計劃は先づ租界の主要な道路を全部築造します。是は約九十四萬餘圓の金が要るのであります。夫れを十箇年間に計劃を段々やつて行かうといふ風に私は覚えて居ります。所が既に三箇年経まして残り七箇年に六十四萬餘圓の道路は築造致し度いと思ひましたが、之も今の團債整理の計劃から歳出を勘定して見ますと、何うしても九萬弗の数字は出て参りません。其處で己むを得ず先づ築造を半額に止めて置きます。其の代り他に手をつけなければならぬ道路に對しては例年より多く補修をすることに致します。衛生上支支ない程度に於て道路の補修を済く廣くやらう成るべく多く補修をすることに致します。併し乍ら昭和五年の歳入は只今申上げた通り豫想の歳入は必らず實際に於ては幾らか殖えるものであります。之は毎年實際になることで皆さん御承知であります。

(11)

之又今迄もなかつたのでありますから己むを得ず表間の商業科は一時押延べることに致しました。其の代り之を附屬の事業にしようとした即ち専修學校の團債を又商業科を置く迄中止致しまして矢張り實業専修學校は現狀維持としまして之に相當額の民團は補助を與へまして、其の代り今後は専修學校の内容にも民團が立入りまして進歩すべきものは進歩させ改訂すべきものは改訂さして先づ表間の商業學校が出来ます迄の代りに近いものにして、さうして將來共に此の青年男子の中等教育の一助にしたいといふことで團債の商業學校の出来まで迄延ばしまして之に相當額の補助を與へまして只今申したやうなことにしたいと思ふのであります。之も皆さんの御協賛を願ふべき議案として出して置きました。夫れから尙教育に關しますること、圖書館の新設といふこともあります。之は御大紀念事業でありまして、之が爲に記念事業の積立金も御承知の通り二箇年程繰越致しましたが、監督より一時延ばせといふ御命令の許に本年を以て打切ります。打切つたのであります。一時延ばすべしと後日財源を得ました時に圖書館の新築移轉、小學校の教室擴張此の二つを提案した譯であります。衛生の方面に於きましては水道の團債とか色々ありますが、水道の團債は今調査中でありまして、水源のよきものを得たならば團債を仰ぎます。此の團債を仰ぎます。若し今迄の團債の金額に影響ありませんから、水道の團債は昭和五年に於きましても研究する積りで居ります。若し相當の機會でもありましたならば團債を起しまして團債の準備に取掛ることに當局は考へて居るのであります。夫れから水道施設であります。之も御承知の通り水道本管の届かない所では矢張り不潔の水を支那人から買つて飲料に供して居ります。可成り危険な話であります。本年から何らか取替りの方法を設けますので同時に一面に於て經費の許す限りは水道本管を延長しまして、成るべく水道を支給して飲料に供するやうにしたいと思つて増設の費目も豫算の中に置きました。夫れから下水槽であります。下水槽は御承知の通り本年の團債で臨分前任行政委員諸君も御心配になつたのであります。八萬弗以上の經費を要します。今度の團債整理では中々其の餘裕がありませんから己むを得ず水道團債をやります。時には水道貯水池の下に下水浄化池を造りまして之を以て完全な下水槽にするといふ案になつて居ります。之れならば他から財源を持つて來せなくても完全なものが出来たので、先づさういふ方針を持ちまして此の豫算の中に計上して置きました。其他に矢張り衛生の見地から云ひまして道路であります。此の道路の築造、修造、之は御承知の方もあります。大正十五年に道路計劃といふものを立てまして、時の會長は向井君だと思つて居ります。其の時の計劃は先づ租界の主要な道路を全部築造します。是は約九十四萬餘圓の金が要るのであります。夫れを十箇年間に計劃を段々やつて行かうといふ風に私は覚えて居ります。所が既に三箇年経まして残り七箇年に六十四萬餘圓の道路は築造致し度いと思ひましたが、之も今の團債整理の計劃から歳出を勘定して見ますと、何うしても九萬弗の数字は出て参りません。其處で己むを得ず先づ築造を半額に止めて置きます。其の代り他に手をつけなければならぬ道路に對しては例年より多く補修をすることに致します。衛生上支支ない程度に於て道路の補修を済く廣くやらう成るべく多く補修をすることに致します。併し乍ら昭和五年の歳入は只今申上げた通り豫想の歳入は必らず實際に於ては幾らか殖えるものであります。之は毎年實際になることで皆さん御承知であります。

(12)

之又今迄もなかつたのでありますから己むを得ず表間の商業科は一時押延べることに致しました。其の代り之を附屬の事業にしようとした即ち専修學校の團債を又商業科を置く迄中止致しまして矢張り實業専修學校は現狀維持としまして之に相當額の民團は補助を與へまして、其の代り今後は専修學校の内容にも民團が立入りまして進歩すべきものは進歩させ改訂すべきものは改訂さして先づ表間の商業學校が出来ます迄の代りに近いものにして、さうして將來共に此の青年男子の中等教育の一助にしたいといふことで團債の商業學校の出来まで迄延ばしまして之に相當額の補助を與へまして只今申したやうなことにしたいと思ふのであります。之も皆さんの御協賛を願ふべき議案として出して置きました。夫れから尙教育に關しますること、圖書館の新設といふこともあります。之は御大紀念事業でありまして、之が爲に記念事業の積立金も御承知の通り二箇年程繰越致しましたが、監督より一時延ばせといふ御命令の許に本年を以て打切ります。打切つたのであります。一時延ばすべしと後日財源を得ました時に圖書館の新築移轉、小學校の教室擴張此の二つを提案した譯であります。衛生の方面に於きましては水道の團債とか色々ありますが、水道の團債は今調査中でありまして、水源のよきものを得たならば團債を仰ぎます。此の團債を仰ぎます。若し今迄の團債の金額に影響ありませんから、水道の團債は昭和五年に於きましても研究する積りで居ります。若し相當の機會でもありましたならば團債を起しまして團債の準備に取掛ることに當局は考へて居るのであります。夫れから水道施設であります。之も御承知の通り水道本管の届かない所では矢張り不潔の水を支那人から買つて飲料に供して居ります。可成り危険な話であります。本年から何らか取替りの方法を設けますので同時に一面に於て經費の許す限りは水道本管を延長しまして、成るべく水道を支給して飲料に供するやうにしたいと思つて増設の費目も豫算の中に置きました。夫れから下水槽であります。下水槽は御承知の通り本年の團債で臨分前任行政委員諸君も御心配になつたのであります。八萬弗以上の經費を要します。今度の團債整理では中々其の餘裕がありませんから己むを得ず水道團債をやります。時には水道貯水池の下に下水浄化池を造りまして之を以て完全な下水槽にするといふ案になつて居ります。之れならば他から財源を持つて來せなくても完全なものが出来たので、先づさういふ方針を持ちまして此の豫算の中に計上して置きました。其他に矢張り衛生の見地から云ひまして道路であります。此の道路の築造、修造、之は御承知の方もあります。大正十五年に道路計劃といふものを立てまして、時の會長は向井君だと思つて居ります。其の時の計劃は先づ租界の主要な道路を全部築造します。是は約九十四萬餘圓の金が要るのであります。夫れを十箇年間に計劃を段々やつて行かうといふ風に私は覚えて居ります。所が既に三箇年経まして残り七箇年に六十四萬餘圓の道路は築造致し度いと思ひましたが、之も今の團債整理の計劃から歳出を勘定して見ますと、何うしても九萬弗の数字は出て参りません。其處で己むを得ず先づ築造を半額に止めて置きます。其の代り他に手をつけなければならぬ道路に對しては例年より多く補修をすることに致します。衛生上支支ない程度に於て道路の補修を済く廣くやらう成るべく多く補修をすることに致します。併し乍ら昭和五年の歳入は只今申上げた通り豫想の歳入は必らず實際に於ては幾らか殖えるものであります。之は毎年實際になることで皆さん御承知であります。

(13)

う、無論御経験のある方が多いですが、先づ豫想の収入より減つた例はないのであります。多少なり豫想の収入より減つて居ります。其の爲に必らず實行豫算になりますと雖も、幾らか豫想より多くなつて居ります。夫れを當にしまして若し昭和五年度に於て此の六月以後に多少増収見込が立つたならば之を以て道路補修若しくは築造をやらうかといふ考を考へて居ります。幸にして或は矢張り昭和五年度の道路築造は大正十五年に計劃した通り九萬九千餘の築造が出来るものと思ひます。併し乍ら今日の数字は尙九萬九千餘を示すことが許しませんが豫算の中には三萬餘を計上して置きました。併し修造費は例年より高くなりまして、只今申上げた道路を衛生上差支ない程度に修繕を加へて交通の便を計することは或る積りで其處に計上して置いたのであります。尙埠頭の問題であります。御承知の通り河は大變よくなりまして今所では舊態に復するかも知れないやうに思つて居ります。港域擴張ももう自捷の間に迫りまして遠からず其の規則も發布され、もう埠頭の陸上設備は火に馬力をかけてやらなければならぬと思ひますが、併し埠頭の設備と申しまして港域擴張の疎濶かに直ぐ大きな船が進入らうと思ひません。之は最も利害關係の多い、又最も御経験のある船會社の方々の御意見を伺ひましても、さう初から大きな船が入つて来ない、まあ小さい船から大きな船が行くので、といふ御意見の多いやうに承つて居ります。先づさういふ方針で其の河の状況、上つて来る船の状況、機に應じて其の設備を段々やつて行かう、といふ方針で兎に角なうなうなうと改修して置かなくてはならぬのであります。其の費目も豫算の中に計上してあります。無論大きな船が入つても差支ないやうに、又外務大臣から命令條件があつて其の通りやらなければならぬやうな設備ではありませんが、兎に角船が上るにつれて、其の現況に依つてさうして夫れに應じて差支ないやうに段々設備する計劃を立て、居ります。夫れから尙尙から申しますと少し我田引水の感がありますが、兎に角御承知の方もありませうが日本の青年男女の健康率が昨年より非常に下つて居るのであります。段々下つて来まして昨年の内閣の統計は大分低下して居ります。之も亦御同感なうべき現象であります。其處で此の天津に居ります少數の青年男女も假令一人でも衛生的或は保健法を講じてやりましたら健康の度を増進させることは一人増進しまして日本利益を唱へて居るのであります。青年男女の体育を奨励してさうして健康の度を向上させやう、幸ひ此處には体育會がありますので其の体育會に若干力を添へまして青年男女の体格の向上、精神の健康を圖り度いと思つて居りますが、体育會にも補助すべき案を出して置きました。夫れから未だ肝心の産業助長といふことを考へなければならぬのであります。御承知の通り當天津も他の市町と同様に相當不況に陥りまして昔非常に其の爲に苦しめられて居ります。併し乍ら幸ひに政府の御同僚と吾が先輩の努力に依つて興業復興資金を借りることが出来まして金の貸出を始めたのであります。所が最御吾々はこの金を借りて来たのは宜いが、貸しやうに依つては却て弊害になる、貸しやうが宜かつたらば非常に産業助長になり、正業の發達になり結構だが、一つ間違つて貸方が悪かつたら却て害を爲す、と憂へて居りました。又私と感を同じうした方が多々あつたのであります。所が政府の意圖を受けて監督官が非常に嚴重な監視を以て先づ第一に貸付委員を詮衡され其の規則を認可されてさうしていよいよ實施に掛りました。未だ實施の日淺うございますが、成るべく貸付委員の詮衡も其の任に當りまして非常に穩健に又確實な調査の結果、其の貸出した成績は只今の所では我々の杞憂となりませんでした如く非常に好い成績を挙げて居るのであります。其の

(14)

口数は五十八口でありまして金額にしますと今日迄出したのは九萬九千六百餘りでありま、其の回収も中々よく行つて居ります。借りた人に實際に聞きますと、其の金を借りた爲に保證金を入れて之迄の自分の仕事で段々進めて行けるやうになつて大變喜んで居るものもあり、又之を以て安い仕入をして夫れが爲にとりついて益々今では商賣も其合よくなつて居る、といふものも當人から聞きました。何れも皆借つた者は非常に喜んで居ります。之が吾々が初め想像したより好成績を得まして所謂復興資金の機能は十分發越して居るやうに思はれます。夫れから昨年は御承知の通り氷會社が出来ました。天然氷を禁止されるといふ英斷の指令に依つて衛生上には非常に利益を得ましたが、之が對策として氷會社が生れるやうになりました。さうして其の工率一切を民間に監視の眼を以て見て居りますが、之又顧問に行つて居ります。さうして此の氷會社に伴つて既に起つたもの、將來起らんとする色々な實業が表はれて来て居ります。既に魚市場が建ちますのも此の會社が出来た副産物であります。又近き將來には果物を内地に輸出するとか色々な冷蔵庫利用の實業が出て来ることと思ひます。之は監督官に於かれてもよき現象として保護され、民國としても間接に助長に努めて居る譯であります。斯くの如くして民國の吾々其の衝に當るものは、國債整理の計劃を立てますに就て其の拘束されたる範圍に於て尙之が一番必要である、急を要する施設と認められたものを選びまして來年度に於て實施すべく提案しますと、夫れから一方に於ては先輩の極められたる繼續事業を成るべく細くもつないで其の結果を見たいといふことに努めますと同時に、又一面に於ては産業助長といふことにも意をなく先づ、吾々の使命を此の一年間に於て何とか達成したいと思つて居るのであります。何うぞ皆さん吾々の苦衷の存する所を御理解になりまして、何うか民間事務の振興改善の上にて於て吾々が出した提案

(15)

を立て、居ります。夫れから尙尙から申しますと少し我田引水の感がありますが、兎に角御承知の方もありませうが日本の青年男女の健康率が昨年より非常に下つて居るのであります。段々下つて来まして昨年の内閣の統計は大分低下して居ります。之も亦御同感なうべき現象であります。其處で此の天津に居ります少數の青年男女も假令一人でも衛生的或は保健法を講じてやりましたら健康の度を増進させることは一人増進しまして日本利益を唱へて居るのであります。青年男女の体育を奨励してさうして健康の度を向上させやう、幸ひ此處には体育會がありますので其の体育會に若干力を添へまして青年男女の体格の向上、精神の健康を圖り度いと思つて居りますが、体育會にも補助すべき案を出して置きました。夫れから未だ肝心の産業助長といふことを考へなければならぬのであります。御承知の通り當天津も他の市町と同様に相當不況に陥りまして昔非常に其の爲に苦しめられて居ります。併し乍ら幸ひに政府の御同僚と吾が先輩の努力に依つて興業復興資金を借りることが出来まして金の貸出を始めたのであります。所が最御吾々はこの金を借りて来たのは宜いが、貸しやうに依つては却て弊害になる、貸しやうが宜かつたらば非常に産業助長になり、正業の發達になり結構だが、一つ間違つて貸方が悪かつたら却て害を爲す、と憂へて居りました。又私と感を同じうした方が多々あつたのであります。所が政府の意圖を受けて監督官が非常に嚴重な監視を以て先づ第一に貸付委員を詮衡され其の規則を認可されてさうしていよいよ實施に掛りました。未だ實施の日淺うございますが、成るべく貸付委員の詮衡も其の任に當りまして非常に穩健に又確實な調査の結果、其の貸出した成績は只今の所では我々の杞憂となりませんでした如く非常に好い成績を挙げて居るのであります。其の

(16)

○理事(松本文三郎君)
只今五十員議員の御質問の速記の配布が大變遅れたといふお話であります。今御質問にお答へ致します。御承知の通り昨年は重大案件を議します臨時民會が例年よりも多く三回開かれて居ります。其の爲に大變速記の翻譯に時日が掛りましたのであります。併し既に清書済になりまして一部は印刷に附して居りますから近く皆さんに御出ると思ひます。只今日の通常民會に間に合はなかつたことを大變遺憾に思つて居ります。夫れから昨年未日君から御依頼があつて速記者を同君の演説の爲に又民間の必要の爲につけました。之は別に此の速記が譯されたといふ直接の原因ではありません。速記の任事の餘暇にやりました譯であります。勿論警察の御要求に依りまして其の方の速記を豫定より早く完成しなければならぬことはあつたのであります。すけれども大した差障りはなかつたのであります。

○五十員議員君 只今理事より詳にお聞き致しましたが、其の間に於て決して夫れが爲に遅れたのではないといふ言であります。勿論さういふ餘暇があるならば必ずしも斯ういふものを皆々に配布されるやうに一日も早くされんことを希望するのであります。

○議長(吉田房太郎君)
民會議長の責任もありません。成るべくさういふやうに致します。

○山田榮治君 先程會計検査報告がありました。あの時厳治検査委員から緊急を要する問題を何故

報告しないかといふ御質問が出て居りましたが、夫れは何ういふことですか。

○ 鍛冶静一郎君 登壇 讀み上げます。
十一月十四日會計検査の際検査委員注意事項

一、中華匯業銀行に定期預金となしある銀一〇〇〇〇の預金證書記載名は單に中島徳次とあるも民團理事の肩書を記入するを要す。

一、右貯金は定期の期限経過に付返還請求の方法を遺漏なく議せられ度し。
一、目下不流通紙幣七四四〇あるも之が整理方法を研究の上整理せられ度し。
一、滯納額は現在以上に増加するときは備々支拂困難となるを以て至急整理せられ度し。
一、正金銀行に西村虎太郎氏名義の招魂祭費用の殘額を受領の上整理せられ度し。
斯ういふ事項でありましたが、第一番の中島徳次とあるものは此の検査をしてから一週間程しまして定期證書が變りました、色々喧ましく云はれるお方に似合はず、斯くの如き個人の名前に預けられたことは會計検査委員として甚だ遺憾とする次第であります、或は個人名義の爲に銀行に於ては民團の金でない個人の金だからといふ意味で多少其處に差別があつて現れたと懸念する人もあり事實に於てさう感じられる、初からつて居れば滯業銀行の方にも民團の金といふことが明らかになつて早く償還を受けたかも知れないと思ひますが、私はさういふやうな解釋をして居ります、夫れから民團の貯金の期限が過ぎたといふのは、之は昭和三年十月十七日にお預けになつたと記憶して居ります、所が検査したのが十一月十四日で期限が過ぎ居るに拘らず何等之に對して手續が取つてない、上野會長にお尋ねした時に指定銀行だからといふお話を、指定銀行に就て私と解釋が違ひますが、手續が未だ何ら取つてなかつた、萬一取れなかつた時は一萬何

(16)

(17)

千弗かを民團は補償しなければならぬし居留民に幾らか損害の掛る問題であり殊に公金の問題でありますから至急取られるやうに警告を申し上げたのであります、其他のことは相當増成額が擧つて居るやうであります、目下不流通紙幣をしまつて置いても金利は損するし又後の爲に責任を逃れる譯に行かないから至急交換せよといふことで交換しました、滯納金の方も其後續調に進んで減少して居るといふ報告もありませんので、此の中で一番こゝろが居る問題は中華滯業銀行に預けてある一萬二千弗、吾々が緊急事項だといふ問題で、此の期限が既に過ぎて居る、昨年十一月十七日か十八日に過ぎて居るに支拂方法が未だ完全に行はれてない、先程申しました通り來年の検査進行はもう一年掛る、といふことは若しも早く之が民團に於て皆さんで研究されることと取る方法がないでもないだらう、夫れを報告しないといふのは會計検査委員として不親切だといふ點があると思ひまして此の點を申し上げたのであります、兎に海民團に一萬二千弗の損害が掛るか掛らないかといふ場面に於て居るのでありますから十分之に對して御研究なさるのが民團の義務だらうと心得まして御報告致しましたのであります。(拍手)

○ 森川照太郎君 夫れは何ですか。

○ 鍛冶静一郎君 昨年度の會計検査委員が行政委員会に與へたる注意事項です。

○ 森川照太郎君 藤平君の三年度の報告ですね、貴下の御注意は十一月のことなんですけれども之と關係がありますか。

○ 鍛冶静一郎君 三年度に起つたことに對しての研究なんですから。

○ 森川照太郎君 三年度の検査委員に御質問になつたやうであります、夫れは何うしたとお尋ねになるのは行政委員会ではなくて、ならぬのでせう、夫れを會計検査委員に返事せよといふことであ

つたのでせう。

○ 鍛冶静一郎君 行政委員会に注意しましたら大に取るべく努力して居るといふ報告であります、期限の過ぎたものを何時迄も放つて置くといふことはいけないし、之から一年後の昭和四年度に報告すればもう一年延びる、其の間に。

○ 森川照太郎君 誰に注文なすつたのか。

○ 鍛冶静一郎君 行政委員会に對して注意事項を發したのです。

○ 議長(吉田房次郎君)

○ 五十嵐重吉君 私も此の前に滯業銀行の問題に付て。

○ 岡本總領事 滯業の問題に就ては秘密會にします、傍聴人の退場を命ずる。

○ 議長(吉田房次郎君)

何う致しませう他に御演説があればやつて頂いて夫れから秘密會に。

○ 五十嵐重吉君 今監督官の御言葉がありました、御説御尤もかも知れませんが、一寸滯業の件に就てお尋ねしたいのであります、此の前の通常民會で。

○ 岡本總領事 私の來ない前の監督官の考は何うであつても、私は此の點は公開の民會でやることはならぬといふ考であります。

○ 藤田重吉君 資金問題に付て鍛冶検査委員から報告されたことを、白井君は、前例未聞の非常な違反行為と言はれましたが、吾々の考へる所では法律上果して違反であるかといふことは第二の研究問題として、吾々は鍛冶君の執られた方法は此の民會に對して非常な親切な方法であるといふ

(20)

(19)

ことを強調致します、昭和三年の會計検査報告を昭和五年に於て白井君の説の如くすれば來年の民會でなければ報告出来ぬことになり、一箇年間此のまゝ放つて置いて宜いかといふことは吾々非常に疑問に思つて居ります、今日研究しなければならぬ問題であらうと思ひます、白井君は中島君の名譽の爲と言つて居りますが、夫れ以上の責任もございませぬ、さういふことを公衆の前で討論することは甚だ遺憾なことであり、私は之は矢張り監督官の仰せ通り秘密會を主張致します。

○ 白井忠三君 藤田君が此の問題をさういふ風にこつちやにお考になるのは無理ありませんが、問題は別なんです、一年先でなければ會計検査委員は報告出来んと言はれるが、其の一年間に行政委員は、其の行政委員が在られる限りは會計検査委員の報告がないと一年先に此の問題が判らなくなるかと考へるか、會計検査委員といふものは同より會計検査をして間違ふからんことを知る爲に何處にもあることで、銀行にもあれば會社にもあります、検査委員が検査をするといふことはあらを探して度めるといふことでなく、注意を怠つて居らんか、注意の届かん所があるはせんかといふ意味に於て始終夫れに渡頭して居る人でない検査委員に注意をさせるのが根本精神であります、此の故に會計検査委員が調べて不思議とし發見したことは行政委員会に警告し注文し改めて行く、之は内部の仕事であります、之を公開の席上で一々斯ういふことがあつた、此處を直してやつた、斯ういふ間違があつたから斯うしてやつたといふやうなことは法の精神に叛

きます、民團自らが民團會計状態の甚だ不安なことを暴露しやうといふ、そんなことは法の精神で許さるべきことではありません、若しも行政委員会が自説なり理窟に依つて會計検査委員の注意

(21)

を入れない其の時には探るべき方法があります、併し私は其の點から伺ひ度いのですが、昨年一月何日に會計検査委員からさういふ御注意があつて、行政委員の御答辯は何うであつて、何ういふ所置をお探りになつたか、之が質問のポイントである、會計検査委員が議員の質問に依つて議場を答へる、斯ういふ形は前例がありません、古くから行政委員でありますから前に例があるといふならば理窟に於いて居つても斯ういふ前例があつたと成程考へもしませうが、前例がなく、理窟からも不條理なことを私は辯明することを拒まなければなりません、會計検査委員は皮肉であるかも知れませんが、諸君も御存じのやうに私は監督官のお許しを得ませんが、後責任者ではありません、又行政委員でありますから、直接吏員に向つて公式に始末書を徴し、若しくは質問し、詰問する権利を持ちませんけれども私の知つて居ります範圍では當時預金を爲すのに「居留民團理事中島徳次」といふ申込書を銀行に持つて行つたと聞いて居ります、然るに銀行取扱者が日本人であつたか支那人であつたか存じませんが、所謂「清水洋行清水幸三郎」を「清水幸三郎」と替へたといふ極めて微細なことにかゝつて居ります、然るに拘らざるに會計検査委員が故意に個人の名前を以て預金した、此の點何となく面白くないことがある、又従つて其の爲に取れるべき金が取れなかつたのでなからうかといふ御心配も起つたのであります、夫れは實下が今少しく事情を御調査になつたならばそんな御心配は起らないのであります、私の申すことが間違つて居りますか會計主任、若くば行政委員、若くば理事、若くば取扱の書置から私の申したことがあつたか否かの答辯をして頂ければつきり致します。

○議長(吉田房次郎君) 此のまゝにして食事にかゝりませう。

午後七時休憩

(22)

午後八時再開

○議長(吉田房次郎君) 開會致します、傍聴諸君にお願ひ致して置きます、傍聴席から拍手したり、批評がましいことを云はれることを絶対に禁止致します、何うか静謐に傍聴して頂くことをお願ひ致します。

○中村鐵一君 一寸白井さんにお尋ね致します、先程會計検査委員が此の議場に採られた行動が違法だといふお話がありました、居留民團法の何條に依つて違法だといふことを斷言なさるのですか、夫れとも貴下御自身の立法によるのですか、或は又貴下一流の識見によるのですか、お伺ひしたいと思ひます。

○潮匠正敏君 私も最前の續きにつきまして調査委員なり何なり選出することを考へて見ましたが、議事日程の本項目に入る前に斯ういふことを繰返すといふことは甚だ面白くない現象でありますから、一時此の最前の續きを保留して置いて議事日程に入つて議事を進行して行かれんことを此處へ提議致します。

○山田榮治君 私は先程中村議員から御質問のありましたのと丁度同じことを御質問申し上げたいと思つたのであります、尙私が先程會計検査委員に質問致したのは緊急といふのは何ういふことであるかといふことを聞いたに過ぎないので、斯ういふ議場に波瀾をまき起すやうな目的の下にやつたのではないのであります、何うも夫れに對する白井氏の答辯が甚だ當を得ない答辯で民團施行規則第七十六條に依りますと「會計検査委員ハ検査ノ結果ヲ領事及居留民會ニ報告スヘシ」としてありまして、只其の時期の問題に就ては館令を以て之を定む、といふことだけで、

(23)

會計検査委員は一箇年間何事も報告することが出来ないといふならば不都合が大であると思ひます、此の立法の主旨に依りまして會計検査委員は民會議員が選舉するので行政委員が選舉したものでないと思ひます、所謂行政委員といふ執行機關を監視する、監察役の役目をするもので之を選舉する選舉母体たる議場に報告するのは一向差支ないと思ひますからあゝいふ誤解を除いて頂きたいと思ひます。

○白井忠三君 中村君、山田君にお答へ致します「領事に報告すべし、居留民會に報告すべし」其の明文に従つて二十何年前から此の議場に會計検査委員の報告があります、其の時期も自ら定めて居ります、即ち今晚の第二十三次通常民會に於て報告すべきことは議事日程に示す如く昭和三年年度の會計検査の結果を報告するものであります、先刻會計検査委員のお話になつたことは昭和四年年度のことであります、其の報告を民會議場にすべき時期は米年度であります、夫れに對して藤田君等から一年開放して置いて居るではないかといふお話には非常なお間違があると思ひます、(一)會計検査委員が報告を與へ、又注意するのは行政委員でありますから、其の検査の都度何時でも出来るのであります、居留民會に報告すべき時期は三百代官、法文から言つたら通常民會の文句はございせんが、法文になくても何時でも報告して宜いといふことは固よりありません、が今日迄に此の議事日程に示された時期以外のことを検査委員が報告したといふ前例がありませんか、前例があるにしても夫れは此の會計検査委員を設けた法の精神から見れば適當を缺ぐものであると思ひます、(二)「種當を缺く此の形を好まんと」言つたのであります、併し乍ら夫れは法文の上では明瞭ではありません。

(24)

○山田榮治君 今白井君の御答辯のございました報告する時期は通常民會であるといふことは御説通りと思ひます、所謂居留民團施行規則第二十一條に「一年度ヲ通シタル會計検査ノ結果ハ決算報告ト同時ニ居留民會ニ之ヲ報告スヘシ」とありますので、所謂一箇年間開めて報告するといふことは御説通りと思ひます、其の年度に屬しないもの、検査の結果を議場に報告されないといふ法の根柢は何處にありますか。

○白井忠三君 先刻申すやうに民團を代表する執行機關たる行政委員に委任されてあります、會計検査委員は検査する義務を持つて居りますが、實行に當るものは行政委員であります、即ち會計検査委員は前年度の通常民會に於て會計検査委員は報告してといふことが示されて居りますが、其の時期に達せざるもの、質問は行政委員になさることで、會計検査委員は會計検査といふことに對しては其の任期中常に其の働きをして居りますが、民會に向つて報告するといふ義務は此の法規に依つて一年毎に決算の済んだものを報告せよと書いてあります、法文に明白でないけれども民會に報告する時期でないものを會計検査委員に質問し、會計検査委員が答辯することになつたら執行機關たる行政委員の権限を侵奪するものと私は解釋するのであります、法の上でどれだけ明白に規定してあるかと仰いますれば御覽の通り五頁、十頁の法文であります、其處には何處にも書いてありませんが、會計検査委員を設けた精神、又民團を代表して居る執行機關たる行政委員がある、曾て民會議場で水道事業の行政委員と同じ権限を持つ調査特別委員會を設けやうといふ議論を丁度藤田君だつたと思ひますが、さういふ無差別の御提案のあつた時私は特に反對致しました、夫れは民團法の根本精神にそむく、何處迄も民團を代表する行政執行に當る行政委員十名以外に夫れと同等の権限を持つ機關を更に造ることは民團法の精神にそむく

(26)

(25)

といふ主張をして破れましたが、此の精神から言つても其の期限内にまきつたことを検査委員が民会に報告するのは當然で、夫れ以外の事項を検査委員に質問し、検査委員が答辯するといふ事なことは法規の精神から言つても不都合と私は申すのでありますが、先刻中村議員は私の言ふことは誤解だと仰いました。誤解ではありません、正當の道理に基づく私の論議であり、誤解と仰つたのはひよつとお言葉がすつたのだと思ひますが、誤解ではありません、條理正しき私の論議であります。此の意味から言つて私は法の精神はさうあるべきものと申すのであります。私の論議が全盤正しきもの間違のないものと私はさう信じて居ますが、夫れだからと言つて決して押付けやうと思ひません、皆様の御解難を研究するの一寸も構ひませんが、私の申上げて居る根據がさういふ精神から出立して居るといふのであります。

○森田照太郎 私はよく法規を研究して居りませんが、事務取扱の手續が問題だと思ひます。事務の系統を訊きただけの問題でないかと思ひます。夫れに就て中村、山田兩君と見解を異にして居るやうに思ひますが、會計検査委員は、一年度を通したる會計検査の結果を民会に報告すべしとあるならば、夫れは規程通りするのが當然だが、其の間に氣附いた點があるならば、白井君の言ふ通り行政委員会に要求もし、注意もし、研究も出来るのだから行政委員会に向つてする、其處で間違があつて行政委員会に注意をすとか、何うぞお静かに私は話して居る。相當な手續をして居つてもいけなかつた時はさういふ非常な場合には便宜の處置をお執りになるが宜いといふ原則を定めて置いて、其の解釋にして置いて少しも差支ないと思ひます。議事の進行を圖り度いと思ひますが故に此の討議は之で打切られんことを希望致します。

○鍛冶静一郎君 當面の責任者として、先賢諸氏の御高論を拜聴しましたが、白井氏にたいし民会の規則は存じません、さういふ意味を以て色々御議論されるならば私も多少の意見はあるのであります。民會議員が質問したことに對して返答が出来ないといふ理由はないと思ひます。之は緊急の問題であつて此の解釋をするには時期の問題といふものが附帯して居るのであります。時期が三年経たうが五年経たうが敢て差支ないといふ問題ならば斯くの如き見解の違ふ問題を提出致しません。時期は既に過ぎ早く之を取らなければいけない程切迫したる時期に當面したので私が出したのであります。私が間違つて居るならば私は謝りも致します。併し乍ら私の見解はさういふ見解で實質は火急を要するといふ理由で出しましたのであります。今の見解の問題であります。白井氏も御承知の通り三年度の問題であります。議論を別はせまいと思つて居りますが、昭和三年度に起つた問題から出して差支ないと思ひます。先程の白井氏の問題は會計検査委員は會計を調べたら宜いものである、といふことは私と其の見解を異にします。有権者から選舉されたる居留民会から選舉された會計検査委員はさういふやうな薄弱なものでありません。選舉されたる居留民会から選舉された監督官は總領事館に附して差支ない、其の位の権能があるものと思ひます。悪事をさらけ出すといふやうなお言葉がありました。私は悪事が行政委員にあつたならばさらけ出して差支ない、なければ出す必要なし、あつたならば出して宜いと思ひます。悪事がいくらかあつても出していけないといふならば會計検査委員の必要はない、此の問題は將來居留民会に選出された會計検査委員の責任として重大問題だから御報告致しましたのです。諸君が重大問題でない、緊急問題でないといふならば會計検査委員の責任を逃れたい、さうして居留民会全体に於て御附托になりました會計の方から居を逃れたい。拍手○白井忠三君 大分私には鍛冶君の御説が混線して居つて餘り解りませんが、(一)緊急とい

(28)

併も其の御答辯の中に失禮な多分の不純の氣があると思ひます。夫れ御御熱心にお調べになつたのなら無業銀行へ預け入當時の書類を御調べになつたかも知れませんが、夫れをお調べなさると民會理事中島徳次名義の預金申込書がありますが、預金申込にもあつたのに偶々何人の過誤であつたか存じませんが、預り證だけは中島徳次個人の名になつて居つた、之れが真相であります。夫れを御存じないなら許します、御存じの上で壇上から御報告になつた如く始めから個人の名で預けたといふことは甚だ不都合だ、個人の名であつたから取るべき金も取れないかも知れませんが、斯くの如き言論に多分の不純を含んで居ると私は申します。其處でお尋ね申しますが、貴下か緊急と仰る以上は早く取る爲に手續をしなければならぬといふ意味だと思ひますが、夫れならば何ういふ交渉を現行行政委員になさいましたか、何ういふ交渉の結果でありますか夫れを私は伺ひます。又貴下の御意思の中に預け入れ當時の責任を問ひ度いといふならば夫れはあの十人の行政委員にお問ひになつて宜いのでありますから夫れに就て別に方法をお探りにならなかつたか、伺ひ度い、此の問題で餘り時間を長くすることを希望致しません、問題を回避する譯で決してあります。此の御御熱心が解つたら斯う爲すつたら宜いだらうと申上げることもあると思ひますから改めて二項お尋ね申上げます。

○鍛冶静一郎君 私は預けた時昭和三年度といふことを申上げて居るのであります。夫れから色々お話が出た後と言ひますけれども、先に出さうと後に出さうと貴下の御干渉を受けやうと思ひませんが、(此の間低聲聴取せず)先程藤平氏に聞けば引續きもしてない、至極冷徹な話であります。から行政委員会を弾劾するのであります。斯ういふことは民會に懸念を起すことであり、別から行政委員会は早くしなければならぬ、責任を早く速する爲に申上げた次第であります。別々意味は此の民會に早く報告して置かないと取損ふといふ意味をお含みになつて居ると思ひます。夫れとも預入れ當時昭和三年だから三年の検査は私の責任云々といふお言葉があつたことかから考へますと預けた時の経過なり方法なり登記なりに不都合なことがあるから報告する、斯ういふことにもなるのであります。然るに第一番の緊急といふ、早く取返したいならば取返す人は誰ですか、取返す人は即ち彼處に坐つて居る十人の方であり、會計検査委員としては十人の方に「早く何故渡さんか、期限が来て居るぢやないか」といふお叱言を仰るのが貴下方であります。民會に訴へる時は十人の行政委員を御責任にしないのであります。警告をして置いたのが十人の行政委員が何うもしない、甚だ不都合だといふ前提がなければ民會議場に恰も行政委員を弾劾するやうな行動をなさるべきものでありません。私は自ら判を擦せ、悪いことをカバトせよとは申しませんが、悪いことがあつたらん／＼摘發すべき義務はあります。場所が自らきまつて居ります。裁判所で調べること自分の家で調べていけませんのですか、物事を處置して行くには自ら願ひがあり道理がある、貴下方は十人の行政委員に何故期限が来て居るのに定期預金を取出さんだといふことを仰るのならば一寸も構はん、併し夫れをやつて呉れないから民會に訴へるのですか、夫れをお伺ひ致します。又預けた時のことを仰るならば先刻お讀み上げになつたあの警告書では足りませんが、先刻伺つた警告書には期限が来て居るのに何故放つて置かないといふ御警告のやうであります。何故預けたかといふのと自ら別問題、何故預けたか夫れが不都合だといふ形は今の行政委員には……、其處で始めて今貴下の御有る如く責任を重んじなさるならば貴下が進んで其の當時の當局者を弾劾する所の法規上の手續を執つたら宜い、山田榮治君の御質問を八百長なすつたこととごさいますまいが、山田君の質問で貴下が御答辯になる

(29)

に私は議場に何うするといふのでない、質問を受けた以上夫れにお答へ致しますのは會計検査委員の義務と思ひまして夫れだけ申し上げました。

○藤田語郎君 白井君の法文の解釋を聽いて氣がついたのですが、昭和三年に預金したものであるから昭和三年度の會計検査報告の時にやつて差支ない、先刻米大分前例を破つて居るといふことで悪例だと言はれて居るやうであります、法律上の解釋から言つて昭和三年の十月に預けたから昭和三年度の會計報告である、鐵治君の採つた方法は違法でないといふことが承認されます。

○白井忠三君 もう少しはつきり聽いてから仰つて貰はないと思ひます、昭和三年度に預けた金だから宜いといふ鐵治さんは何うかして居らつしやると思ひます、預けた事が好いか悪いかといふ問題なら昭和三年度に報告すべきである、私は好いも悪いも言ひません(ヒヤ) 法規の上でさういふことが許されて居るといふことは一言も申して居りませんよ、藤田さん、よく耳を聞いて聽いて頂かないと、法規の上から鐵治君の解釋を君が好いと認めて夫れを私が承知した所で皆さんが承知なさいません。

○山田榮治君 法文の解釋は見解の相違でありまして、白井氏は何處迄も妙な先入主があつて夫れにこだわつて居られると思ひますが、行政委員会といふものと民會といふものと全然別個の所帯のやうにお考になつて居る、何故行政委員会に報告せよ、民會に報告したらいけないといふことを仰いますか、どの規程を見ましても報告の範圍は一つもないのであります、だから個々會計検査委員が何時もいつも通常民會に招集されると規程されて居るのなら一箇年毎に報告せよといふことはありますから、會計検査報告を一纏めにしやうございませぬ、前年度のものとなくとも其の後に検査されたことがあるならば行政委員会に報告されなくても議場に報告されて差支ないと思ひます、此の點何處迄も争しても見解の違ひから好い加減に之を止して重要議案が大分あるやうですから茲に御議を提出したいと思ひます、此の調査銀行の問題に關する調査委員といふやうなものを組織致しまして、委員を何名か選出するか指名願つて、其の委員に附託して此の方の調査を願ふことにしまして議案を進行したいと思ひます、動議を提出致します。

○議長(吉田房次郎君)

○藤田語郎君 賛成者がございませぬか、(賛成)夫れでは具体的にいつて下さい、夫れから預金の性質、名前を書かんことにお願ひ致します。

○白井忠三君 今聽いて居つた所に依ると預金の問題を調査するといふのですか。

○議長(吉田房次郎君) 何うもさうらしいです。

○佐々木敏丸君 現行政委員会に夫れをやらしても出来ないから今度は委員会を造ると仰有るのですか。

(30)

○山田榮治君 夫れは非常な解釋の誤だと思ひます、行政委員会が出来ないといふのでありません、吾々民會議員と致しまして總括ならぬ問題であります、尙今日迄解決がついて居ないのであります、之を如何に解決するか、此の間の白井氏の聲明演説にも調査銀行の問題が出て居りましたが、何時々迄の行政委員会が何時止めたから吾々關係ないとか其の時の會計主任は誰であるから誰の責任である、民團吏員が勝手に引出して持つたのだから責任はない、之は悪いお考で、全く此の問題は一般に社相が知れてないと思ひます、何時迄もさういふあやふやな問題で之を葬つてしまふより、白井氏なり時の中島理事を攻撃しやうといふのでないであります、貴

(31)

任の歸着する所を明らかにして現行政委員に責任があれば吾々擧げしやうと思ひます、同時に白井氏なり中島氏なり其の方々に前後の注意が缺けて居るならば宜しく之を處理して頂き度いと思ひます、其の意味に於て誰の責任である、其の責任の歸着する所を明らかにしたら、此の預金を如何に民團に處理するか、斯ういふ點を調査する調査會を拵へ度いと思ひます。

○佐々木敏丸君 調査銀行が山のものと解らんに何ういふ具合にするか一向解りません、調査銀行が片附く迄此の問題の解決は出来ないだらうと思ひます、其の意味に於ての委員なら不必要と思ひます。

○白井忠三君 私は先刻總領事の御氣難を預りましたが、此の問題に重大な關係があると思ひますから、現會計主任大澤大之助君並に調査銀行附屬當時の會計主任石川通君に御質問申し上げます、全責任は田村俊次君にございませぬが、假りに此の預金が、銀行の破産何とかいふことのないと思ひますが、私はさう解りませぬ、然りとすれば、監督官方面で御心配になつて居ることは此の銀行が閉門した爲に取戻せんかも知れん、其處で預けた金が自分等の手に戻らんかも知れんといふ懸念がある爲に公安上面白くないから預金の公表するのと昨年の演説會の時に何かつた警告でありまして、詳細は餘談でありますから差控へて、民團の方でも夫れが取れないかつた場合に困る、預けた當時の責任者から追及しなければならぬといふお考がある爲に、假に私が責任者であれば御承知の資で一萬二千兩は返せませぬから、預けた人に迷惑をかけるかも知れませんけれども、道理の上から斯ういふことはあるべき筈のものではないと思つて居りましたが、數日前に田村會長のお名前を以て此の預金の預入れ當時の頭本を報告してといふ御書面に接して

(32)

私は驚きました其の御返事は致しましたが、矢張り何うもはつきりしたことが判りませぬ、金が取れないれば或は迷惑をかけるかも知れんといふやうな意味のお考が現會計主任若しくは行政委員諸君の中にあつたのではないかと疑つて居ります、此の點の御返事ははつきり聞かして頂いて幸にも私の考へて居る通り、縱令何處の銀行に預けて夫れを取損つて見た所で預けた人に對して、二百萬兩の歳入出の民團が一萬二千兩の金に御迷惑は御一文もかけない、其の責任者は私が中島理事であるか追及は無論御自由であります、迷惑を預け主にかけないといふことを、現行政委員は明白に御發表なすつて預けた方面に何等不安、疑惑を抱かないやうな方法を探つて頂かなければなりません、そんなことで秘密にしなればならぬとか、何時迄とかいふことは言はれるものでないと思ひます、此の故に議長からも議題の表題にかけないといふことを言つて居ります、表題のかかれた議題、民團には相當異例な問題であります、只今の質問に對して舊石川會計主任、現大澤會計主任の御回答があれば秘密にしなくても済むのであります、重要な關係があると思ひますから二人の御回答をお願ひ致します。

○岡本總領事 此の件を秘密にしやうと言つた主旨は金の持主が、金が取れないか取れないか判らない、若しくは不安な状態に置かれて居るといふ觀念を持たせるといふことは甚だ面白くない、政策上さういふのである、其他の理由は何もない、其の點御氣難願ひ致します。

○藤田語郎君 此の頭本を色々なことを言へば先から先に言ひ度くなりませぬが、秘密にしなれば其合應くありませんか。

○行政委員(石川 通君)

白井君は只今私にも答へろといふお話であります、私は其の當時のことを新聞紙上に書きまし

取れても取れなくても、不都合を會長がして居つた、不都合を理事がして居つた此の金を脱離化して、が俺の方で立派に拂ふから、と夫れを仰らなければなりません、總領事が仰る如く此の問題は相當不安が起る、何れも其の金は變な形になつて居るかも知れん、責任者を掃へて民團は夫れから取らなければならない、不都合な奴から取らなければならない、お取りになるのは一寸も構ひません、お取りにならうとお調べにならうが預け主に一寸も關係がない、預り主が全責任を負つて御迷惑をかける、斯ういふ機會に明白に田村會長若くは現會計主任大澤君の御告白が必要と思ひます、夫れ程明白な事實なりと仰る石川君は御賛成と思ひます、今更行政委員會に附議されておきめならんでも之程明白なことでありますから御兩所からあの預金はどんなことがあつても預け主に迷惑をかけんといふ御聲明を偏に希望致します。

○清水幸三郎君 色々此の問題に付て白井君が御辯解になりましたが、大体此の事は預金證書に中島徳次といふ名義になつた事實と、此の預金が天津銀行にあつたのを懸々滙業銀行に持つて行つたといふことに就て之を色々議論すれば長くなりますが、山田君の動議の如く調査會を開いて十分に研究する必要があるだらう、と思ひます、如何なる預金者であつても公金を預つて拂はなといふことはないのでありませう、滙業銀行は解りませんけれども他の銀行で營業して居る中にありません、何うしても訊す必要がありませう、根本を引出して、何の爲に滙業銀行に持つて行つたか、此の點から考へても預金證書の名義から考へても吾々は少し之を研究する必要があると思ひます、白井君の言ふ如く三年度であらうと四年度であらうと何うでも宜い、法文に結ばれることは必要ない、悪いと思つたら裁くのが吾々の任務である、一般の課税を以て成立つて居る公金を、只誰がやつたから、年度が来んからと言つて見逃すことは出来ん、出来るといふ人は私の所

て其の當時の事情はよくお解りだと思つて居ります、現在行政委員なるが故に質問に答へると仰有るならば、私は山田君から調査會説がありますが、私は悪いことをしたかしないか解らないのだから調査するのは宜いかも知れませんが、又預け主に迷惑をかけないといふことに對しては民團として言へるでせうけれども若し何にも悪いことがなかつたといふならば當然銀行から其の預金が拂へない場合民團に大丈夫お拂ひをしますと言へますけれども、吾々關係のない、此の解らないものに對して今から返事せよと言はれると一寸困ると思ひます。

○白井忠三君 夫れではもつと卑近な例でお尋ね申しますが、變な話になります、或銀行で職員が金を持ち逃げした、其の金は誰か預けた金である、持ち逃げした人がつかまる迄は預けた金をお拂ひしない、之が言へませうか、一寸伺ひます。

○行政委員(石川 通君) 夫れは子供に質問しても解つて居るだらうと思ひます、之は問題が違ひます、さういふ問題でありません、勿論何にも問題が起らず、銀行から取れなかつたら民團が必らずお拂ひしなければならぬのは當り前です、貴下が仰る迄もありません。

○白井忠三君 私は夫れ程はつきりしたことをお尋ね致しました、何處の銀行に預金を持つて行かうが、預けた人は何の註文もして居らない、或方法の下に夫れだけの金を預け入れる、預つた民團は自分の勝手でもんでもない所へ預けて引懸つた、一寸待つて呉れ、此の金が取れる迄は解りないといふことは言はれない、こんなことは三つ兒に聞いても解ることである、預けた人は何處へ持つて行くか知らないことと、民團は其の預つた金を何處へ持つて行つたからと言つて、引懸つたからと言つて、一寸待つて呉れ、銀行が潰れて拂へないかも知れないと言へない、銀行から

へ来て答辯して頂き度い。

○山田榮治君 私の動議が徹底しないやうであります、私は決して白井氏を審問しやうとか、白井氏が悪い人であるから、不都合であるからといふのでなく、何時迄も滙業問題が新聞紙上に現はれ離分吾々は耳にたこが出来ます程聞いても居りますし、新聞の上でも随分見て居ります、徒らに斯ういふ風なものであるかといふ疑問の中に置いて何時迄も之を政争の具に使ふことは甚だ面白くないから何とか切りをつけたいと思ひます、決して悪意に解せんやうにして頂きまして決して貴下が悪いことをして居るといふのでないものであります、善良の注意の許にやられたことで不可抗力は已むを得ません、民團としては他處から預つた金は返済しなければなりません、民團と滙業銀行との問題は後に残して此の問題を解決したいと思ひます、御注意もありません、民團は御研究になつて居ると思ひますが、今後何うしやうといふ腹案になつて居りますか、お伺ひ致します。

○行政委員(田村徳次君) 此の預金の問題は分度々聞かされて居ります、承知して居ります、其處で其の預けた動議から夫れを取扱つた方面も行政委員會では大体調べて居ります、只遠放近、昨年の暮或方面から之を調べて呉れといふ質問がありました、官憲の方から、之は只其處に何か不正なことがあつて、何うの斯うのといふ意味では決してないのであります、其の照會に對して其の當時の關係者の方々に照會致しました、其の方々から其の當時の報告を受つたのであります、夫れを其の通り官憲の方には報告して置きました、行政委員會としては何か不正な、何か變な動機からあれをいふ風な手續をしたとか考へて、現在に於て考へて居りませんが、併し夫れに對して不明な點があるといふことを申出た方面もあり、尙一層斯ういふ風に必要ならんばもつと調べて見るとも宜からうといふ考を持つて居ります、けれども此の照會を受けて夫れから官憲に報告する時のお答は其處にをかしな、不正なことがあるといふ考で取扱つて居なかつたのであります、序にお答して置きますが、預け主に對して、民團が全責任を負ふのは當然のことでありませう、如何なることがあつても、銀行が潰れて銀行から出さなくても無論民團が責任を持つべき筈のものであります、明らかに聲明して置きます、夫れから今大分議論がありまして中々停止する所を知りません位時間を取りますから何うですか、調査會のやうなものを造つてもちつと調べ、さうして何も民團で報告する必要もないでせうから、民團が済んでからでも宜いではありませんか、ゆつくり調べて置くといふことにしたら何うでせうか、之は個人の考へであります、打ち切りにして更なることにはした何うでせうか。(賛成)

○白井忠三君 私は飛んでもない所に話が進んで行つてつくりして居りますが、私は恐れもしませんし、こはつても居りませんから調査會の御設置は差支ありませんが、問題は會計検査委員が民團で斯ういふ形で答辯して宜いか、會計検査委員に斯ういふ質問をして宜いかといふことが問題であつたので、其の法規上の解釋を取調べる、私は夫れが目的で調査會でも出来るのかと思ひました、さうぢやなくて滙業銀行に預けた金が取れる取れない、預ける時に明か不明の點があるとか田村會長の御答辯でありましたが、差支ないならば何ういふ點が不明なのでありますかお答へ願ひ度い、今勿論預け主に對して十二分の責任を民團が持つて居るといふお答でありましたが、夫れでは民團から警察署にお出しになりました公信の中に銀行から取れなかつた場合に於

取れても取れなくても、不都合を會長がして居つた、不都合を理事がして居つた此の金を脱離化して、が俺の方で立派に拂ふから、と夫れを仰らなければなりません、總領事が仰る如く此の問題は相當不安が起る、何れも其の金は變な形になつて居るかも知れん、責任者を掃へて民團は夫れから取らなければならない、不都合な奴から取らなければならない、お取りになるのは一寸も構ひません、お取りにならうとお調べにならうが預け主に一寸も關係がない、預り主が全責任を負つて御迷惑をかける、斯ういふ機會に明白に田村會長若くは現會計主任大澤君の御告白が必要と思ひます、夫れ程明白な事實なりと仰る石川君は御賛成と思ひます、今更行政委員會に附議されておきめならんでも之程明白なことでありますから御兩所からあの預金はどんなことがあつても預け主に迷惑をかけんといふ御聲明を偏に希望致します。

○清水幸三郎君 色々此の問題に付て白井君が御辯解になりましたが、大体此の事は預金證書に中島徳次といふ名義になつた事實と、此の預金が天津銀行にあつたのを懸々滙業銀行に持つて行つたといふことに就て之を色々議論すれば長くなりますが、山田君の動議の如く調査會を開いて十分に研究する必要があるだらう、と思ひます、如何なる預金者であつても公金を預つて拂はなといふことはないのでありませう、滙業銀行は解りませんけれども他の銀行で營業して居る中にありません、何うしても訊す必要がありませう、根本を引出して、何の爲に滙業銀行に持つて行つたか、此の點から考へても預金證書の名義から考へても吾々は少し之を研究する必要があると思ひます、白井君の言ふ如く三年度であらうと四年度であらうと何うでも宜い、法文に結ばれることは必要ない、悪いと思つたら裁くのが吾々の任務である、一般の課税を以て成立つて居る公金を、只誰がやつたから、年度が来んからと言つて見逃すことは出来ん、出来るといふ人は私の所

(37)

てはといふ文句がありますか、ありませんか、何ひ度い。

○清水幸三郎君 其の當時の行政委員長に滙業銀行に預けられた精神が少し聞き度い、天津銀行から出されたことに就て私は多少懸念を持つて居りますから、何うせ滙業銀行のことでありますから取れるか取れないか問題でないが、其の當時預けた精神は何處らにあるか、何の爲に天津銀行から引出したか、之を聞き度い。

○藤田語郎君 白井君は此の事件に就て時の行政委員長で責任者である、被告の地位にある、之に反對の態度を執る……

○白井忠三君 被告とは何んですか——私は議長に要求致します、只今藤田君が被告といふ文句を使ふといふことは此の民會の神聖を穢すものであります、民事の被告ですか、刑事の被告ですか。

○五十嵐重吉君 只今藤田君の中されたことを速にお取り消し願ひ度いと思ひます。

(ヒヤ)

○議長(吉田房次郎君) 今の言葉は穩當でないと思ひます。

○藤田語郎君 は、議んで取消します。(拍手)

○森川照太郎君 私は調査會を設けるといふ趣旨が提案者や賛成者に各々異つた色々な理由があるやうに聴取されます、甚だ明瞭を缺いてよく解りませんが、斯く云へば私の頭が悪いと仰る方があるかも知れません、私の頭は通常程度の頭ですが、よく解り兼ねることがいくらかある、何か暗いことがあつたやうに不正なことがあつたやうに疑子に話を持つて行く形が甚だ好ましくなくと思ひます、斯かる事實ありや否や、關係者に於て明らかに調査して貰ふことが必要であると思ひますから調査會に賛成致します、何だか何時もの通りむし／＼蒸し返して居る空気を一掃致し度いと思ひます。(賛成)

(38)

向さつきの検査委員の権限の行くへは何處へ行つたのです。

○砂田 實君 私はさつき藤田君と白井君双方の議がむしたので其の機會に助け船に立つたのです、潮底議員のお話になりましたやうに何うございませうか、之を打切る譯に行きませんか、白井議員にしても行政委員長長の御答辯も兩方とも布を被せたやうに多少門外漢によく解り兼ねるやうなことがありますが、色々調べられることは調べて居られると思ひますから、いつそ此のまゝで打切つて議事の進行に入つたら何うですか。(賛成)

○森川照太郎君 會計検査委員の問題を合せて打切る方が宜いと思ひます、斯んなつまらない問題で調査會を開くといふことは天津民會の名譽ではありませんから將來こんな事を議しないやうにしたいと思ひます、調査會も本民會開會中に造らなければ皆さんも御質問が出来なくなりますから、報告を成るべく開會中に頂くことを希望致します。

○山田榮治君 私は調査會を是非共設置したいといふのでないのです、さつきから何うも白井さんが妙な頭でひねくれた解釋をするので私の本當の意思が通じないのです、さつきから申しましたやうに、何時迄も新聞の上でも、演説會でも、滙業銀行、々々々々とうるさくて仕方がないから打切らうといふのです、何だか悪いことをして居るといふ説と、悪いことをして居ないといふ説と二つあるのです、何方かはつきりして貰はないと、實際斯ういふ問題を後に殘し、又は調査會を設置しないといふことになりまして、民會前の問題が又民會の済んだ後に出て來ると思ひます打切らないと仰るなら白井さん、之も金です、何ういふやうになさるお考か。

(39)

○白井忠三君 何うしやうが、滙業銀行(此の間笑聲起り聴取せず)貴下の御心配になつて居るやうに、天津では實に於て解り切つた問題でも、變な噂や、變な流説が出て、雲を掴むやうで困る、之は誠に同感です、どんなに明白になつても矢張り虚言虚偽の宣傳と欺瞞の策動が行はれて三年前に私が一當弗買つて居ないのに買つて居ると人が信する如く折角貴下が立派に調査をなすつて、預けた時の動機に不都合なく、手続きに不都合がないといふことが解つても、矢張り白井が借金の擔保に入れたといふことは傳はります、何うか其の點はよく最近の事情をお考へ下すつたら解ると思ひます、私は調査會を設置することに無論不賛成ぢやありません、私は他の方に——

○議長(吉田房次郎君) 未だ現行政委員會の一覽等であると思ひます。(拍手)

○議長(吉田房次郎君) 之は要するに調査會を設置するといふさつき山田さんからお話がありました夫れから砂田さんから打切るといふお話もありまして、二つに就て決を採ります。

○砂田 實君 調査會もすつくりです。

○議長(吉田房次郎君) 調査會の設置を具体的に仰つて下さい。

○山田榮治君 滙業銀行に對する預金を調査する爲に調査委員會を設置し之が調査を依託す、但し委員の數を十名とす。

○議長(吉田房次郎君) 山田議員の調査會設置に御賛成の方は起立願ひます。

起立者二十一

(40)

○議長(吉田房次郎君) 賛成の方が二十一でございます、不賛成の方は起立者二十六名

○議長(吉田房次郎君) 反對者二十六名でございます、調査會は成り立ちません(拍手)夫れでは一切の事を打切らうといふ砂田さんの動議に御賛成の方はお立ち願ひます。

○永安平吉君 民會だけで議議を打切らうといふのですか。

○議長(吉田房次郎君) さうです、では御賛成の方

起立者二十七名

○議長(吉田房次郎君) 賛成者二十七名でございます、多数と認めます、では之で打切ります(拍手)

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは事務報告に對して御質問ございませんか。

○行政委員長(田村俊次君) 先程言ひ済しましたが、昭和四年度の事務報告は報告書に印刷してお手許に七日前に配つてありますので御覽になつたらうと思ひましたから一々申上げることが省きました、どうぞ御質問を願ひ度いのです、其の御質問に對して明瞭に又明細に御満足に行くやうな御回答をします爲には或は他の行政委員諸君、或は理事、吏員等が代つて御説明申上げるかも知れません、そのお積りで

御質問願ひます。
森川照太郎 事務報告の質問する趣意に關しては議事の進行を圖る爲に、只今質問を求められましたが、全般に亘つての質問を先にして、夫れから各部に就てといふ風に分けませんと、一の問題に關聯した問題が後に行つたり先に行つたりすることがありはしないかと思ひますから議長から一般に亘る問題を先にして款に亘るものを後にするやうにお計ひ願ひ度いと思ひます。

議長(吉田房次郎君)
そんなに澤山ありますか、全体に御質問になつたら何うですか。

森川照太郎君 私はいくつも質問がありますが、お伺ひしやうと思つて居りますが、一番先にお伺ひ致し度いのは民團の團債償還といふことは極めて重要な問題だと思ひます。従つて私は團債償還計畫に關して先づ第一に伺ひ度いと思ひます。夫れは民團が今日三百萬弗に近い團債を背負つて居る、さうして夫れを五ヶ年間に返すことは借りる時の約束のやうであります。今同外務省は既に此の償還を豫定計畫通り履行することを民團に求められた、民團は、行政委員會は之を承諾されて、今年度の財政計畫を定め、夫れから團債計畫の將來に亘ることを定められたやうであります。行政委員會は團債の償還を右のやうな風にやることは今日の狀態に於て甚だ苦痛とする所である爲に其の延期若しくは變更を求められたやうであります。此の議が許されないうらに承知致しました。私の考では元々天津の日本租界といふものは、皆、まず當時、政府が議會に要求した建設費の三分一減だと思つて居ります。其の僅かの金を以て此の租界に對して日本政府として爲すべきことを當初の計畫の三分の一に割られ其の豫算で實行して、其の時の日本政府の財政の都合で少しも財的方面の力を與へて呉れなかつた、之を極く少數の居留民に叩きつけ

(41)

られ此の思ひを受けて今日迄来たのであります。他の租界に比べて見れば日本租界の建設、其の以後の維持改善は殆ど居留民若しくは在住者の力でやり上げたものであつて、考へて見ますと天津の日本租界の居住者といふものは随分思ひ切つたことを餘儀なくされたに相違ありません。例へば日本租界の護岸工事は政府から低利資金を借りてやつたのであります。漢口の民團は夫れを勘辨して貰つて遂に踏んでしまつた譯であります。吾々埠頭工事に借りた金は漢口の商例ですれば返さなくても勘辨して呉れさうなものと思ひます。漢口の租界は非常に都合であつて何ういふ人が局に當つて何ういふたかになつて居るかも知りませんが、此の恩典を得たのであります。吾々が天津日本租界は此の恩典に浴することが出来ずして、一部の政府からの借款は返すことが出来るかも知れませんが、後は返して行かなければならぬといふ不運な位置に置かれて居るのであります。只でさへ私は斯くの如き創始時代に當つて要した費用は成るべく之を長期に亘つて分擔償還して行きます。其の時の居住者の負擔といふものを等分にするべきものだらうと思ひます。最初に住つた人々の負擔を重くしてしまつて、後から来る人は之らの建設創設に關する費用の負擔を一切やらんで、利益のみを享有するやうな形になることは負擔の均等を得たものでないと思ひます。然のみならず先刻申上げるやうに政府が四半分位しか返つて呉れないで吾々の力で今日迄踏まき／＼やつて来たのであるから、期間を長期に引延ばして負擔を後の長い時期の居住者にも平均させなければならぬものと思ひます。然るに今回政府は之を五年間に返してしまへと約束の履行を迫られますが、右の原則から考へますと甚だ無理を強られて居るものと思ひます。之を返さないとは申しませんが、借替を許して頂いてさうして五拾萬弗を三拾萬弗にし、二拾萬弗にし、夫れを更に或期間に分けて返して行くといふのが根本の方針でなければ

(43)

ならないと思ひます。又別にもう一つ之に對して重大なる理由は現在吾々は色々な意味から非常に深刻な不況な状態に陥つて居るといふことは申す迄もなく持さん御自身がよく體驗して居ることと思ひます。さうして此の深刻な不景氣な状態を日本の關係から考へて見ますと、支那の現情から考へて見ても容易に緩和されるものとは私は考へません。さうしますと、此の數年間には吾々は非常な不況の間を渡り抜けて行かなければならぬ現情に置かれて居るものと思ひます。然らば其の現情に於いて吾々に對して五年間に返してしまへといふことを求められることは其處に多大の無理があると思ひます。此の點に關して現行政委員會は外務省に對して如何なる態度を採り如何なる要求、請願をせられたか、尙將來動かす可からざる原則に則つて外務當局に對して何等かの態度に出る意思があるかないか、此の點をお伺ひしたいと思ひます。過般田氏がお出になつて民團當局の財政計畫を總領事の立合の下に定められたと承つて居りますが、一体派遣された一官吏がさういふことを承認すべき權利を持つて居ないことは明らかであります。命ぜられた通りのことしかなさりませぬ、又其の方針を以て諸君に臨まれたでせうが、行政當局者は派遣官吏を相手にせずに本省に向つて相當の態度を採るべき必要があり、必ずやらざるべきものであつたと私は考へられます。故に、本省に向つて何か談判されたか否や、合せて伺ひ度いと思ひます。

行政委員會長(田村俊次君)
森川議員の言はれることは政府に對する懇懇と少し御意見が多くて御質問の筋が少いやうですが行政委員會の態度は如何であるかといふ御質問にお答致しますが、成程五箇年間に三百萬の團債を返すといふことは返せといふのが無理であります。此方も最初からの事情ではお返し出来ない、

であるから何とか此の團債の一部でも繰延べることが出来まいか、と言つて未だ田村事務官の來られない前に總領事の方で交渉致しました。向ふも相當の同情を持つて居られましたけれども、何うしても大藏省との談判がつかない大藏當局は聞かない、といふ結果、矢張り之を返さなければいけないけれども政府の出した五拾萬弗に對しては、何うも、どう數字を取つて見ても民團の財政は困難であるから繰延べやう、詰り五拾萬弗だけ繰延べて貰ふことが出来ましたので此の整理計畫が出来たのであります。其他の團債は借りる時に夫れを承知で借りたのですから、之を平等に長期に引延べることが出来ないのであります。只言へば哀願に過ぎないので、何うも正々堂々陳を張つて平等に直して返すといふことも出来ませんし、中々借替といふことも出来ないであります。正金に借替しましても矢張り條件がある。花柳銀行と同じやうな條件であります。といふ具合でありますから他に借替しやうとしても金を出す所もなし、初から考へても不可能であるから其の方は手を出しませんでして、民團としては再三之に對しては考もし、手を盡しましたが、如何せん、大藏省の方で何うしても出来ないとはいふことで已むを得ず此の整理で行くより外仕方がない、此の積りです。だから決して民團が將來の建設に非常に迷惑を蒙むるといふことがないやうに吾々は考へて居ります。

森川照太郎君 私の質問は理由を申上げたやうに民團の施設を妨げるとか妨げないとかいふことを申上げて居りません。居留民の負擔の等分といふのは先に對しての等分です。といふ原則を貫下に説き語弊に説いたのですが、其の意味合から申上げた。貴下は其の點にお氣づきになつて居ないやうですが、私の主旨は夫れです。民團の行政事務に手配ありや否やといふことは別に問はないかつたのですが、三拾萬圓に近い團債を將來五年間に返すものだけ背負つてしまふ、五年以

後に借金が無い、其の後の人は夫れだけの税を軽くして貰ふなり、若くは其の金を公益の爲に使つて貰ふことになり、十数年に亘つた借金をうん／＼言つて返すだけの金もない、さういふ點から考へて見ても其だ不公平に思ひます、斯ういふ大きな點からお尋ねして居る譯であります、もう一つ大蔵省が許さない／＼といふことでもあります、事務報告に色々區分がございまして、外務省からの借入金五拾萬弗ある、夫れから大蔵省が民團の財政を直接に監督して居る譯でもないでせう、と思ひますが、大蔵省が民團の財政の差し繰りに就て干渉を直接に試みるやうであります、甚だ。

○行政委員長(田村俊次君) 之も總領事にお伺ひ願ひ度いのですが、私は存じませんが、五拾萬弗の金は外務省にありません、政府から出す五拾萬弗の金は外務省の金でない大蔵省から出して。

○森川照太郎君 夫れは知つて居ります。

○行政委員長(田村俊次君) 大蔵省と外務省と關係があるでせうが、之は私が答へる限りのものでない、居留民が平等に背負ふべきものといふ貴下の御議論は初に民團が外務省から借りた條件が、何年に幾ら／＼といふことをちやんと約束してあるのです、昭和七年には六拾萬弗、昭和八年には六拾萬弗、と解り切つて居る、今になつて平等に返すべきだの、十年先に借金なしの居留地になるといふことを此の際言つても何にもならない話であります、斯ういふことは別に考へても見ませんでした、お答は夫れだけ。

○森川照太郎君 貴下がそんな問題をしやしないかと思つて先になら上げたのです、私は返すなと言ひません、約束して居ることも無論承知であります、けれども國家が、自治体なりが此處で金を借りて返すのに幾らの日月にいくらと縛つて居たら、夫れを動かす道は返す外何にもないと思ひますか、さうぢやないのです、借替といふこともあります、五拾萬弗の中三拾萬弗返して置いて、三拾萬弗を他處から借りて来る、三拾萬弗の中二拾萬弗返して又他處から借りる、といふ借替に依つて此の財政を運用して行く道があるのであります。

○行政委員長(田村俊次君) 成程。

○森川照太郎君 夫れを初から説いて居ります、説いてもお聴取りなかつたやうである、さういふことでは民團の財政の運用は出来ません、約束したことも固より承知であります、約束があるから夫れを返すのだ、前に固い約束をしてしまつたから動けないといふやうなお考では自治体の財政の運用は出来ませんぞ。

○行政委員長(田村俊次君) 解つた。

○森川照太郎君 私は必らずしも夫れを返すなといふのでありません、相當の方法を講じたりや否や夫れをお尋ねし、日本政府が國債起債に就てさういふやうな借替を持つて居るが故に、夫れを動かすべく本省に對して何かしたか何うかといふことをお尋ねして居ります、詰らない問題だが、重大なる問題の必要なことを申上げて居るのに、そこらを開通へるといけなから初から説いて居る。

○行政委員長(田村俊次君) 夫れだけの返事だが、随分借替といふこともやつて見ましたけれども、貴下が言ふ通り此方で二拾萬弗、三拾萬弗と申す貸して呉れませんか、段々手を緩ましたけれども、結果借替が出来ない、

夫れだけお答して置きます。

○清水幸三郎君 此の民團の團債返済に就て森川君と私は少し意見が違ひます、森川君にお尋ねしたいが、森川君の意見では成るべく借金をして子債に借金を負はした方が宜い、自分が造つた借金を返して置くといふ御存心、私等は自分のした負債は自分で處理して成るべく息子は財産を返してやるといふ精神で立つて居ります、森川君のやうに彼方此方から借れるだけ借つてやり繰りでやつて行くといふ精神と大分方針が違ふだらうと思ひます。

○森川照太郎君 一つは個々何をするか存じませんが清水さんにお答致します、親子の關係と民團の財政とは違ふ。(笑聲起る)

○議長(吉田房次郎君) 傍聴の方は静かにして下さいませんか。

○森川照太郎君 田村さんの御答辯も總領事の説明も承りました、承つても私の考は一寸も變りません、出来ないと、夫れにきりになることは明らかであります、吾々議員として考へべきことは果して出来ないのであらうか、さういふ點を考へて、此の問題を考へなければならぬと思ひます、一寸出来ないといふことを以て直ちに出来ないとあきらめ得ないものであります、幸に私の意見は總領事より誠に尤もなことだといふ折紙をつけられる光榮を得ましたが、總領事が御尤もといふ位であつて、之をいけなといふ外務省は非常識と同様です、此の非常識の外務省を常識に引戻すことが出来るか出来なにかといふことが第一の問題であります、吾々が必らず手段を以てせめたるは外務當局も此の位の理窟の解らない筈はないと思ひます、然らば外務當局なり

大蔵當局を動かすことが出来るといふことを日本に於て道理が行はれるといふことを借するならば借して宜いと思ひます、然らば官憲の同意を得られる筈なりといふ議論を立てることが出来、然るに之に金を供給するものありや否や、假令官憲が承知しても貸して呉れてがないなら仕様が、貸して呉れるがあるかないか、政府は甚だ偏頗で低利資金を貸して呉れませんが、多數の金を預けて居る人があります、此處に貸して呉れないといふのはま／＼この待遇を受けて居るもので政府のやり方が甚だ間違つて居ると思ひますが、大蔵省の切り詰の資金で金なんぞ貸して呉れる筈もない、政府が金を貸すことを念頭に置いて居るとは思ひませんが、民團の方には私はあると思ひます、何が故にあるかといふと、低利資金を吉田議長其他の方が借りに行つた時にはあの金解禁に對する不安が非常に濃厚であつた時であつたのです、今日の状態は何うか、金解禁に對する全部の不安が全く除かれて居りませんか、解禁前のまゝでくらやみを歩いて居つた時の氣持とは甚だ變つて居りませんかと思ひます、さうしてイギリスの利息、アメリカに利息を支拂つて行つて日本銀行の金利を下げるといふ話もある位の際に行つた、要するに日本民間の方には餘裕があるのだらうと思つて居る、然らば金解禁前に復興資金を借りに行つたあの状態に比べたらば民間の金を借りる道はもつと裕かになつたのでないかと思ひます、其處で私は之をごまかに何ういふ風な擔保を以て何ういふ風に借替へるといふ成案は行政の機構に携つたことがございせんから立て得ませんけれども形勢は右の如く有利に倒轉して居るが故に政府を動かして又借替したならば全く相當の金額が借りられない筈はないと思ひます、此の見地よりして現在の行政委員は外務省に此の總領事の折紙つきで無理な要求をするものとお極めならずして適當の處置を講ずべきであつたと思ひます、不幸にして田村君の根本の頭が其處に

(49)

無い位だから何にもならなかつたらうと思ひますが、夫れは決して民團行政を運用する能力ある方ではありませぬけれども之を以て此の行政委員会を強硬するとかそんな考はございませぬが誠に困つたものなあと嘆息して。
○瀬底正敏君 森川議員は田村市長に向つて民團行政を運用する能力がないと仰りましたが、取消して頂くことを要求致します。

○森川照太郎君 私さう批評致しました、私は今迄論じた所の根柢より田村さんが夫れをお考にならなかつた、といふ以上は民團の財政を運用する力備なしと認めますと申上げられたのですから、悪いか悪くないか存じませぬ、さう申上げるより他に道がございませぬ。(笑聲起る)

○瀬底正敏君 議場に於ける議論は政談演説と違ひます、之は議事録に署名して後に残ることでありますから責任なしに此處で發言することはよくないと思ひます。

○森川照太郎君 私は理の論議に基いてさういふ結論をしたのであります、夫れがいけないと仰るならば罰を受けます、責任を避けませぬ。

○議長(吉田房次郎君) 今の言を取消して下さい。

○森川照太郎君 取消しません。

○藤田語郎君 取消せ、僕も取消したから。

○森川照太郎君 ぢや取消しません。(笑聲)

○佐々木敏丸君 会長にお尋ね致しますが、会長は昨年就任なされた時の御挨拶が、何うも此の頃は財政放漫である、夫れから風紀整頓して居る、夫れで夫れに對して綱紀厳正をやる、孰き

ましては其の後何ういふやうな整理をされましたか、財政の整理をされましたか、又紊亂して居る綱紀が矯正されたか、私は未だ知りませんが、どれ程實際に保つたか三三の例に依つて御教示が願ひ度いのです、夫れから道路の築造費とか衛生費を削減されて、即ちせぬならんことをせんで置いて延べて、夫れは私は削減でないと思ふのでありますから、夫れを御注意申上げます、夫れから第二に露西亞公園の向ふで時々私は民團の自動車を見ます、聞いて見ますと夫れは松本理事がゴルフ用にお使ひになつて居るといふことでもあります、現在濱口首相さまへ自分専用の車を與へられて居るに拘らず、自分は公用以外に使はないといふ綱正振りであるに拘らず、當民團ではゴルフにお出でなつたり松本さんが公用でない、私用に迄公用の車をお使ひになるといふことは少々道が間違つて居るのではないかと私は思ふのであります、夫れは甚だ小さいことではあります、さういふことは引いて綱紀紊亂とかいふのでないかと私は思ふのであります、會長は夫れに對して夫れが好いと思はれますか、悪いと思はれますか、第二には本年の一月三十一日即ち舊正月の二日の日に租界局は休んで居らなうと思ひます、其の時に吏員達全部及支那人の人が全部登局して居られるに拘らず松本理事は矢張りゴルフに行つて居られたといふことでもあります、さういふことはあの澤山の吏員をお使ひになる理事がやられることか何うかといふことを疑はれるのであります、會長の御意見を承り度い、第四には吉が民團では従軍技術者とか或は特別の専門の知識を持つて居られる方その他には旅費は支給されてなかつたと思ひます。
(吉田議長大田副議長と交替)
今度島田書記をお雇ひになつた時に百圓の旅費を出して大連からお呼びになつたといふこと聞いて居ります

(52)

す、島田さんは長崎の高南出と何つて居りますが、夫れ相當の學力を持主が居られるのであります、何うして島田さんでなくはならなかつたか其の邊お伺ひしたい、私の聞いて居るのに天津には職につけないで居る人が随分あると思ひます、天津の者を使ふ御意圖はなかつたのでございませうか、其の邊お伺ひ度いのであります。
○行政委員會長(田村俊次君) よく解りました、綱紀整正、放漫政策といふことを言ひましたが、夫れは一昨年の十二月私が會長に上りました當時は放漫な政策とは言ひませぬ、緊縮をやらと云ひました、夫れから綱紀整正を稱へました、夫れを實行しようとする中に、あの民會で私は止めました、さうして會長は他の人に代つたのであります、今回、昨年十二月會長に就任致しました時には緊縮の事は言ひました、綱紀整正とは申して居りませぬ、況んや放漫政策と言つた覚えはないのであります、又矢張り十二月以降又將來の爲に冗費を省いて必要な所に經費を使ふ、緊縮は誰がやつても緊縮であり本當であります、綱紀整正は何れの世になつてもやるべきであります、就任日淺く大した仕事もして居りませぬ、其の成績が未だ現はれて居らぬのであります、何うぞ長い眼で御覽願ひ度い、理事の自動車問題は決して好いことではありません、曾ては或人が其の妻を自動車に乗せて何か遊藝の稽古にやつたといふことを聞いたこともございませぬ、之も好いことではないと思ひますから、夫れと同じやうに理事自身が遊びに行くのに乗るのも餘り好いことではないと思つて居ります、其の點は將來注意をさせませう、併し乍ら場合依ると人を案内して、例へば外務省から来た田尻さんがゴルフに行きたいといふので理事が案内して、其の時民團の自動車で行つたことはあるのであります、さういふ場合は接待といふ意味で差支ないと思つて居ります、が毎日

或は自身でゴルフに行く爲に民團の自動車に乗ることを数回やるといふことは將來注意致しませう夫れから吏員のことです、之は吏員のことでありまして、民會でさうお尋ねになる程の問題でないのです、行政委員会で處理すべき問題であります、大連から旅費を出して居ります、少しも大連から呼ぶのに旅費を出して差支ないのであります、假令租界内に澤山失業者があっても其の人が非常な適任人なりと思つて雇入れたのであります、賃金租界内に澤山失業者があふことから考へますと、人材本位で採用しなければいけません、夫れが夫れで、何處からでも呼ぶ、適任でなければ租界に居るものでも使はない、といふ方針でやつて参ります、夫れからいふといふお話であります、方針が變りましたか、
○行政委員會長(田村俊次君) 變りませぬ。
○佐々木敏丸君 變らなければ同じ事。
○行政委員會長(田村俊次君) 同じことです。
○佐々木敏丸君 一昨年さう言つたが去年は言つて居らんと……。
○行政委員會長(田村俊次君)

(51)

(53)

一昨年言つたから重ねて言ひません、成績を擧げる間が無かつたから成績を擧げた例がないといふことを申上げた。

○榎前 香君 登壇 私は例の水會社の問題に就て少しく質問を試みて且つ希望を述べて見たいと思ふのでございますが、今くすくすお笑ひになつたやうにもうしつこいでないか、といふお考があるのだらうと思ひますが、其の前に先づ私が此の演壇に上つた私の態度なり動機に至つて釋明を試みる必要を感じるのであります。(簡單に願ひます)唯しく言ふと長くなりなすよ、大体本問題に就ては私は曾て京津日新聞紙上に於て私の意見の一端を發表しまして皆さんの御指導を願つたのであります。當時私はもう少し深く立入つてお話ししたかつたのであります。問題が問題なるが故にあの程度に控へたのであります。(吉田議長、大田副議長と交臂す)果せる哉未だ議論の終らない中に公民生とやら、氣早な、性急な方が飛出して私に或種の忠告を與へられました私は感謝し同時に反駁をして置きましたが、併し乍ら此の問題は決して只一般普通の營利を目的とする會社の問題でない、少くも此の會社の榮枯盛衰、若しくは其の事に依つて起る影響は決して少くないと思ひます。一種の租界民日常生活に大きな影響を及ぼす所の社會問題、私は斯ういふ見解を持つて居るのであります。強ち株主でないが爲に議論する價値がないといふのでない少くも吾々の日常生活に於ても關聯を持つたらば買り株主たるを問はず吾々居留民は次に議論する権利があり、又義務がある、私は斯ういふ解釋を下して聊かの無理もないと考へるのであります。従つて其の成立若しくは簡單に言へば單生に對して是れかでも無理があり、其處に大きな缺陷があつたら、其の無理なり缺陷なりが此の會社の基礎を危くする、或は將來に禍根を残すものである、といふ風な性質のものであつた場合、吾々は速かに之を除去し、排除して會社を

(54)

して磐石の安きに置くこと、之は吾々の當然すべき義務である、私は斯う考へるのであります、私が京津紙上を借りて私の意見を發表したのは實に此の意味であつたのであります。決して會社をかき廻すとか、邪魔するとか、或は株主若しくは發起人の安らかな氣持をかき廻すやうな氣持から出たものでは空頭ないことを此處で一言申上げて置きたいと思ふのであります。私一個として此の重大なる使命を持つて居る會社でありますから、併し之が行政に携はる者々として十分検討を試みなければならぬものと考へます。此の意味に於て若し禍根があるならば、缺陷があるならば、無理があるならば、私は民間を促がして此の會社を出来るだけ合法的に無理のないやうにさせたいと思ふのであります。で私は曾て新聞に書いたのであります。此の問題に就て私は實は民間に聞いたのであります。其後民間當局は之に適當な考慮を拂つたか何うか、といふことを尋ねた所が、別に無理はないと思ふ、よしんばあつた所にしても少々のものであつたら折角生れたからまあ、といふお話でありました。夫れから又此の報告書を見ますと無事に済んだといふやうな意味が書いてありますが、何うも私をして云はしめれば甚だ冷嘲でないか、或は研究もして見ないのでないか、研究して見ても、或は面子、或は休面の爲に小さな意地の爲に此の際之を改めることが何だか變だ、恰好が悪いといふ小さな意地に捉はれて居られるのでないか、此の點非常に疑はしいのであります。併し翻つて考へて見ますと、斯んなことを言ふ者が實は専門家でない爲に或は間違つて居るかも知れません。甚だ得手勝手なことをでつ上げて御無理を申すかも知れません。本當私はゆつくり膝をつき合せて相談して悪いことは改める、若し私に悪い事があるならば潔く私の説を撤回する、斯ういふ意味で話を進め度いと思ふのであります。さう

(55)

すると先づ私がさつき言つたやうな會社の基礎を磐石の安きに置く、ことは従つて租界民の生活の基礎を安固にするといふことである、是非此の際此の問題を明らかにして貰はなければなりません。さつき申すやうにしつこいでないか、何か意味があつていふのでないかと思ふ方もあるだらうと思ひますが、曾て一月一日の新聞に總領事グラッドストンの言葉を用ひして居られました。グラッドストンは「自分は政治に參與するのは善を行ふ爲である、善を行ふのだ」此の言葉は誠に尤もだと私も考へるのであります。私が今晩或は今晩済まなければ明晩引續きやつても宜いと思ひますが、私のすることが決して不善でない、云ひ換へれば善である、私は此のグラッドストンの言葉に従つて何處迄もゆつくりお話しして見たいと思ひます。斯ういふ譯でありますか。

○議長 (吉田房次郎君) 御質問ですか。

○榎前 香君 釋明です。

○議長 (吉田房次郎君) 御質問ですか。

○榎前 香君 何分といふ制限がありませんか。

○議長 (吉田房次郎君) 何分といふ制限はありませんが。

○榎前 香君 斯ういふ譯で明瞭引續いて此の質問を進めて行き度いと思ひます、此の私の意のある所を説として、嫌がらずにあくびをなさらずには聽いて頂きたいと思ひます、先づ質問の皮切り

(56)

としまして創立總會當時の様を詳しく大澤會計主任の説明を得たいと思ひます。

○瀬底正敏君 議事進行に就て一寸申上げます。議長は此の昭和四年度の事務報告の議事進行中でございます、夫れに報告書にない所の質問をお許しになることは餘り議事の進行に重大關係がないやうに思ひますから。

○議長 (吉田房次郎君) 榎前さんに申上げますが、先に行つて議案にございませぬから其處で貴下の御意見を述べるやうにしまして、質問で終つて下さいませ。

○榎前 香君 だから質問に移つたのです。

○議長 (吉田房次郎君) 後でお述べになる機會がありますから、質問を早く終つて議事日程に入りたいと思ひますが。

○白井忠三君 今の質問に私も賛成ですが併し先刻私は會長に非公式にお話しましたが、事務報告は從來、此處に印刷配付されて居るのは十二月三十一日で終つて居る、報告書になります、書いたものでは十分詳細を盡しませんので重要な事項に就ては書いたもの以外に説明する、夫れから十二月以後通常民會迄の間に出来た事は通常民會務頭の事務報告をする時に民會議員諸君に報告する例になつて居りましたが、先刻の田村會長の御演説は過去の事は甚だ簡略であつて將來の御方針に就て可成り詳細に伺つたのですが、今榎前君の御質問をなさる趣旨の釋明も、私も相當よく領けたやうに思ひましたが、夫れは過ぎたことですが、矢張り過去のことに就ての質問は此の機會に、之から先の問題は豫算案の時にするといふ風なことにして行つたら宜くないかと思ひます、私は先刻無精して居る間に團債論が終つたやうでしたが、團債の問題に就て色々伺ひ度い

(58)

○榎前 香君 監査役は会社の会計検査をする、立會つたことを報告する必要はないといふ無責任なことを仰います、商法に於て、検査報告は明らかに發起人に非ざる重役が之に立會ふといふ責任を明らかにしてあります、さういふことは自由にならぬこととあります。

○行政委員(大澤大之助君) 取締役の石川君が居られるではありませんか、石川君にお聞きになつたら宜いではありませんか。

○榎前 香君 四萬那の金を出して居る民團の會計主任である大澤君に對して何ふのであります。

○行政委員(大澤大之助君) 私は命ぜられる意味に於て、四萬那を行政委員の指圖に依つて支出したに過ぎないので、さういふ説明をする必要はありません。

○榎前 香君 説明する必要はないと仰いますか甚だ聞えん話であります、無責任でありますか貴下は何の爲に會社の創立總會に立會なされたのですか。

○行政委員(大澤大之助君) 少し考へ違ひでせう。

○榎前 香君 さうであります、石川さんでも何方でも宜いのですが、立會つた以上は責任、がある、ぢや私は云ひます、大澤さんが出来ないならば石川さんに御説明願ひます。

○議長(吉田房次郎君) 傍聴席から仰有つてはいけません。

○行政委員(大澤大之助君) 私が立會したのは一株主として立會したので、其の時に重役に選舉されたのであつた詳細に關することを説明する責任もありません。

○理事(松本文三郎君)

(57)

ことがありますが、減債基金の所で何ふことにしまして、此處に御註文申して頂きたいことは、若し御用意があるならば、今日の中でも、先刻お配りになつた附録の内譯を、どの分を何時お返しになるといふ内譯表を御用意願ひ度いと思ひます、夫れから今の榎前君の御質問に附加へて、之は事務報告以後の出来事だから御尤もであります、結局今年二月のことですが、水會社に電氣供給に關する御契約を爲さつたやうに新聞で拜見致しましたが、契約案も若し御用意があれば配付して頂きたい、用意がなければ只今の榎前君の創立總會當時に於ける、民團を代表された重役、大澤會計主任の御説明に加へて民團が水會社に電氣供給に關する契約案を、一應御聞かせ願ひ度いと思ひます。

○清水幸三郎君 私は水會社の創立當時のことを大澤さんに御質問になりましたけれども其の當時私は検査委員として榎前さんにお伺ひしたので。

○榎前 香君 私は大澤君にお伺ひしたので。

○清水幸三郎君 創立總會のことは私の方がよく解つて居ります。

○行政委員(大澤大之助君) 今榎前さんなり白井さんが私に其の當時のことを報告しろといふお話をございましたが創立當時に私は成程立會致しました、其の時には監査役として就任しただけで創立當時に於ける詳細は私は報告する義務はないと思ひます、其の報告は私は御辭退致します。

○白井忠三君 私の質問は會長から説明があるでせう。

○行政委員會長(田村俊次君) 夫れは明日致します。

(60)

○理事(松本文三郎君) 承知しました、其他の所は只「法定代理人」といふのを「法律上代理人」取縮役としたとか縮結する方の字句の訂正でありますから申上げなくても行政委員の時に公開で議定して居るから大抵宜からうと思つて居るのです、何なら一々讀上げて申上げても宜しうございます。

○森川照太郎君 さういふ風に字句の修正かも知れませんが貴下が認めて字句の修正といふ所を他の人は重大な意味を持たずとも知りませんが、又事實字句の修正なりと稱して、修正といふことを許して居ると、そんな人はないでせうが、悪用するかも知れません故に、斯ういふ質問に接せられた時は親切に其の修正したる場所を全部始から仰有らなければいけません、理事として求められた報告を字句の修正として放つたり、重大な意味のある字句を忘れてしまつたりするのは甚だしく手荒れと思ひます、従つて改めて私から行政委員に希望致しますが、此の契約案と多少と違つた所があるならば實際縮結したる契約の寫を明日の議場配付されんことを希望致します。(賛成)

○議長(吉田房次郎君) 皆さんに申上げますが、時間が十時でございますから之で散會致します、明日は春季皇靈祭でございますが、おやりになりますか、多數決に致し度いと思ひます。

○森川照太郎君 明日は祭日ですから休まらうでありませんか。(賛成)

○議長(吉田房次郎君) 賛成者が多數のやうですから明日は休むことに致します、明後日は五時から始めます。

午後十時散會

(59)

白井議員にお答へ致します、契約の内容に就ては前の臨時民會に於て参考書として御配布して置きましたから内容は御承知と思ひます、あの時と違つた所は第三條に租界外として租界外の遠隔の地に送ります場合、運賃の實費を徴収する、此の但書を入れただけであります、其他内容に就ては前の臨時民會に於て御覽に入れたのと、一つも違ひありません。

○森川照太郎君 松本君にお尋ね致します、私は行政委員に於て傍聴して居りましたが、其後行政委員の席上に於ては何條の文句であつたか知りませんが、供給に關する條項の中「如何なる場合に於ても」の字句があつたのを削除することに決定されましたが、其後其の削除したのが又復活して契約になされたのか、夫れとも貴下の思ひ違ひか、私はあの折に契約案として出された案に、少くも二箇所の修正を加へたと記憶して居ります、其の後噂もないが、「如何なる」といふ字句を除くことは重大なこととあります、其の點御失念になる筈はないと思ひますけれどもお取調べになつて頂きます。

○理事(松本文三郎君) 森川君の頭の好いことに非常に驚きました、第二條、會社は如何なる場合に於ても責任を以ての「如何なる場合に於ても」の文字を除きました。

○森川照太郎君 私は松本君の頭の悪いのに驚きました、そんな重大な字句を削つたことを報告するのを忘れてさうして極めて單純な運賃を徴収することに努めたといふことのみ報告するといふことは、私は空頭考へませんが、人は重要な變更を誤魔化してしまつた、といふやうな疑を抱かれても致方ないやうな事柄でありますから以後さういふやうな重大なことは落されぬやうに嚴重に記憶されることを希望致します。

昭和五年度第二十三次居留民會通常會議事速記録

第二日

昭和五年三月二十二日於公會堂

一、報告
二、昭和四年居留民團事務報告

議 事 日 程

- 第一、昭和三年度居留民團歳入出決算承認ノ件
- 第二、昭和三年度特別會計電氣歳入出決算承認ノ件
- 第三、昭和四年特別會計電氣歳入出決算承認ノ件
- 第四、花旗銀行團債ヲ横濱正金銀行ヨリ借替起債ノ件
- 第五、減債基金特別會計條例案
- 第六、水道給水規則中改正ノ件
- 第七、電氣供給規程中改正ノ件
- 第八、興業資金貸付條例中改正ノ件
- 第九、諸車鑑札料條例中改正ノ件
- 第十、天津療病院藥價其他諸料金條例案
- 第十一、天津高等女學校新築ノ件

(62)

(61)

- 第十二、天津實業專修學校補助金ノ件
- 第十三、天津日本人商業會議所補助金ノ件
- 第十四、天津體育會ヘ体育獎勵費補助金ノ件
- 第十五、昭和五年度居留民團歳入出決算案
- 第十六、昭和五年度特別會計電氣歳入出決算案
- 第十七、昭和五年度特別會計減債基金歳入出決算案
- 第十八、昭和五年度特別會計實業復興資金預算案

○議長 吉田房次郎

出席議員 五十一名

勝田重直	砂田實	眞藤榮生	清水幸三郎
川島範夏	山田榮治	宮武徳次郎	白井忠三
武田守信	植前香	古田治四郎	金山善八郎
石川通	牧向一	清水一太郎	鍛冶静一郎
高橋英之助	鷺田小平治	田中鑄太郎	手島喜兵衛
大澤大之助	吉田久	五十嵐重吉	森川照太
郡茂行	藤田語久	松田開一	吉野久七
小谷高治郎	松尾豊實	大田萬吉	足立傳一郎
太田岩吉	植松眞經	佐々木敏丸	瀨底正敏
千葉初藏	高瀬伸	田村俊次	森郁太郎

- 長谷川義三郎
- 藤平正男
- 金井彰三
- 議長 田村俊次
- 石川通
- 永安平吉
- 眞藤榮生

- 鹿田多三郎
- 赤山今朝治
- 永安平吉
- 勝田重直
- 古田治四郎
- 武田守信
- 川島範夏

- 野崎誠近
- 中村鐵一
- 十名
- 大澤大之助
- 田中鑄太郎

午後五時三十分開會

○議長(吉田房次郎君) 着席 拍手

御報告申上げます、只今議の御出席人員は四十六名でございます、法定數に達して居りますから開會致します、昨日の議事に引續きまして昭和四年居留民團事務報告を議題と致します、所が皆さんにお諮りしたいのは昭和四年の事務報告は一月から十二月迄の事務報告になつて居ります夫れで成るべく一月から十二月迄の事務に對しての御質問をなさつて夫れから以後の事に對しては豫算に入つてから御質問下さつた方が議事の進行上便利でないかと思ひます、丁度一昨夜の植前さんから米會社の創立總會の模様の御質問がありましたけれども、創立總會は本年の一月でございます、此の事務報告は十一月迄になつて居ります、寧ろ豫算に入つて御質問下さつた方が議事の進行上便宜でないかと思ひます、先程も丁度一二の方に話して來たのでございませうが、成るべく此の會期は短いですから此の會期中に皆さんの最も重要な今年度の豫算を審議

(64)

(63)

しなければなりません、又民會議員としましても此の會期中に之を議了する義務があるのでございます、成るべく時間を經濟にして極力早く議事を進行するやうに皆さん御心掛願ひ度いと思ひます、一言私の考を申上げます、夫れでは之から昭和四年の事務報告に入ります、御質問ございましたら何うか。

○白井忠三君 只今の御意見は御尤ものやうですけれども、さうすると一月から三月迄の間の質問をする時期がなくなります、豫算に關係のないことを議論するのは困りますから豫算に關係の起つて居ることは豫算の所でやつて置いた方が都合が宜いと思ひます、一月から三月迄にやつてしまつて昭和五年度の豫算に關係ない事項があります、夫れは豫算の時に審議すべき場所がないのです。

○議長(吉田房次郎君)

丁度昭和四年の豫算に皆さんの御協賛を経て其の豫算に依つて仕事を居る、其の報告であつて、十二月迄の前の行政委員會の責任に屬して居る、責任から云へば無論只今の行政委員は引續いで以上責任はございませうけれども一月から三月迄といふものを豫算の時に御質問になつて宜いといふことにしたら何うでせう。

○白井忠三君 私は却て時間を取つて。

○議長(吉田房次郎君)

行政委員諸君のお考は何うでせう。

○白井忠三君 ですから何時も十二月迄の事務報告は印刷に附して御覽になるだらうから其の中で重要なことだけ、報告の十分でないのは報告する、一月から今日迄の出来事は未だ報告によつて

居らんから夫れを報告する、之が事務報告の形になつて居りますから、一月から三月迄の、之から云へば前年度にならなければならぬ仕事を本年度の豫算の所で質問を許すといふことは却て紛糾しますでせう。

○議長(吉田房次郎君)

今迄は白井君が續いて會長をされて居つたのだから大變便利であつたのです、昨今の如く會長が代つて来ると。

○白井忠三君 十二月迄の問題こそ前の會長がやつて居つたことで、事務報告書に書いてある事項こそ少々無理がありますので、一月から今日迄は現會長がおやりになつたのですから現會長がお答になるのが便利であります。

○議長(吉田房次郎君)

何方が時間の儉約になりませう。

○行政委員長(田村俊次君)

今伺つて宜いと思ひます。

○森川照太郎君

豫算の時に質問すると豫算の事項に關係のないものは質問する時がなくなつてしまひます、だから事務報告に關する質問は事務報告の中でするより他任務がないと思ひます、此のまゝ進行なすつて成るべく早くやつてしまつたら。

○議長(吉田房次郎君)

時間を應へようかかざるやうに。

○森川照太郎君

結々其の心掛でやることに致しますが長くは任方ありません。

(65)

(66)

○白井忠三君 議場を整理する上から議長に御註文があります、昨日のやうに例へば私が何かの質問をして居る、其の御返事のない中に他の人が他のこと質問を始める、すると何時も後戻りしなければなりませんから、例へば植前君が質問を述べなつて居ります、植前君と行政委員長との間の質問應答が一應段落がついて他の方の質問を許す、斯ういふ順序にするを早く片附く。

○議長(吉田房次郎君)

植前君此の間のやうに質問の釋明は成るべく省いて下さい。

○植前 香君 承知致しました。

○議長(吉田房次郎君)

成るべく早く進行するやうに。

○高橋英之助君

天津製氷會社の株を現行政委員の方で民團を代表して個人名義になつて居る株がありますか、ありましたらばどなたの名義で何株であるといふことをお伺ひ致します。

○行政委員長(田村俊次君)

代表としては石川行政委員、夫れから監査役は大澤委員、石川君のが五十株、大澤君のは百株、高橋英之助君、此の間大澤會計検査主任から植前君に對して御答辯に與りましたが、答辯の中に斯ういふことがありました、自分は會計検査主任として、單に四萬圓の金を支出して、創立總會に臨んだのは何等民團とは關係ない、單に株主として列席した、といふお言葉がありました、自分が民團の代表になつて居つて創立總會の経過を知らんといふことは甚だ民團に對して不忠實なことと思ひます、御列席なさいましたらば私も當時の経過をお聞きしたいと思ひます。

○行政委員(大澤大之助君)

過日植前氏からの御質問は創立總會に於ける状況を報告しろといふお話であります、情況ならば私が報告せいで済むか否かにお聞きになればよく解ります、創立總會に於て民團として如何に考へて居るかといふ御質問ならばお答致します、併し情況報告ならば私はお答する必要がない。

○高橋英之助君 只今大澤委員の御答辯でございましたが、民團を代表して株主として出席された方が此の議場に於て、議員から夫れに對して質問のあつた場合宜しく詳細なる御回答を與へても宜いと思ひます、只今の御答辯でも一向要領を得ないやうに思ひます、假令株主總會に出席して、せんでも、吾々が一々水會社に行つて何ういふ風な情況といふことを聞く事は要らんと思ひます、此の當時の機嫌を宜しく詳細にもう一回御答辯願ひます。

○行政委員(大澤大之助君)

夫れでは一つお答致しませう、決議に基いて民團からは代表者を出すといふことになつて居るが爲に石川通、五十株、松本文三郎個人名義で五十株、私が百株申込み、民團として一八八百株申込み、會社の指定の期日に與りまして民團成規の手續を経て株券の拂込をしたのであります、第一回の證據金一萬圓を一月二十二日に、残りを三萬圓は二月の十三日に拂込を終つたのであります、十二月に創立總會の通知を受けまして、一月の十六日創立總會の席上、發起人の主なる人々より會社創立の経過報告、取締役、監査役の選舉をしたのであります、其の時に重役になつた主なる人々は大抵從來發起人で纏纏して居ります、取締役に勝田氏、太田外世郎氏、大田万吉氏、石川通氏、奥條辰之助氏、支那人側で李徵記、王保華の七名であります、監査役は清水幸三郎氏、梁治静一郎氏、方若氏、及私が當選致しました、創立の事情に通じて、

(67)

(68)

居る者が重役になりましたが故に他の方面から検査役を出して、創立に關する十分の検査をして頂くといふことになりました、株式引受人及検査役として清水幸三郎氏、平井久一氏、此の兩人を選任したのでございます、夫れは執行の次の創立總會の日即ち二十日に發起人總代のされた報告と何等の相違なき報告を買つたり色々したことは假令夫れに依つて生ずる財産が、會社に歸するものであつても一切發起人の責任であつて會社の之等の財産に付ては發起人の現物出資と着目しないといふ報告を検査役が附加したのであります、さうして十六日の總會に於きましては此の報告をする迄に時間が掛つた、甚だ發起人の主なる方の報告が非常に長い報告でありまして、十六日の時には検査役の選任に止めて置いて、さうして追つて進行するといふことにしたのであります、續行するといふことの宣言を議場にされた時分には多數の株式引受人の人々が歸つて居る人が澤山あつたのです、又多くの株式引受人が大抵夫れで宜いぢやないか、夫れで終結しやうでないかといふことを言はれた、併し検査役の報告並定款の變更と云つたやうなことが残つて居るが爲に、發起人總代は別室で協議の上で更に創立總會の續行することに取らきめて之を議場に報告したのであります、併し其の時分には多くの人が歸つて居り非常にだ／＼して居つて、徹夜はしたと思ひますけれども或は徹底的に聞いて居ない方があつたかも知れません、併し報告は確かにありました、さうして民團としては二十日の執行の創立總會の通知を受けました爲に夫れに出席致しまして、今申したやうな報告、定款の變更、或は決議、承認事項、といふやうな議事全部を完了したのであります、之に依つて會社は凡ての條件に於て立派に成立したものと私共認めて居るのであります。以上。

(69)

○高橋英之助君 只今詳しく承りましたが創立總會にお出でになつた時株式は完全に全額拂はれて居りましたか、居りませんでしたか、もう一つ序にお伺ひ致します、又會社の成立に就て何等違法と認める點はなかつたですか、夫れは完全に成立したものと信じて民團を代表してお出でになりましたか。

○行政委員(大澤大之助君) 私は其の時分に検査役の報告を聴きまして、検査役は株は満株である、拂込も完全にされて居るといふ報告を聞いて夫れを信じて居るのであります。

○高橋英之助君 夫れに就て何ら貴下は完全に拂込まれて居るといふ検査役の言葉を信じて別に民團を代表して帳簿の検査を致しませんでしたか。

○行政委員(大澤大之助君) 其の時分には未だ重役になつて居りませんので、帳簿の検査等は致しません、夫れが爲に株式引受人から選ばれた検査役があつて十分に検査を遂げられて居る。

○植前 香君 取締役、監査役の選任は創立總會の事項に於てすべきものであつて、第三百三十四條に於て明らかに、監査役及び取締役は創立總會に調査報告をすることになつて居ります、若し之を意つて會社若くは第三者が損害を蒙つた場合、取締役若くは監査役、或は夫れに發起人が關係ある場合は連帯して損害賠償の責を負はなければならないのであります、又其の検査の時分に、重役に選任された或は監査役が夫れに携つて居ないといふことは言へないのであります。

○行政委員副會長(石川 通君) 只今の植前さんのお話は御尤もです、其の當時は十六日の總會には丁度風邪を引いて居りました、出られませんでした、今のお話は確かに貴下の仰る通りです、第三者に不測の損害を蒙らしめるといふことがあれば連帯して責を負ふといふことがあります。

○植前 香君 大澤委員にお尋ね致しますが、調査報告をする時未だ重役は極つてないといふが本當ですか、間違ありませんか。

○行政委員(勝田重直君) 調査報告をする前に重役の選挙をしなければならぬといふ法文はございません、そんな筈はありません。

○植前 香君 私は此處で法文を讀みますからよくお聴取り願ひます。

○行政委員(勝田重直君) 今の調査報告といふのは會社の創立の経過に就てと承りましたが、さうでなくて會社の創立状況詰り検査役が選任されて、其の検査役が検査をしてさうして間違がない、株式拂込が充實した、引受が済んだ、といふような事項を調査するといふ意味のものであります、勿論其の前に監査役は選任されなければならない筈のものであります、單に會社の創立の事情に就て報告をする時に監査役が選任されなければならない、といふ筈はない、といふ意味で私はお答したのであります。

○植前 香君 何うも話がつきり解りませんが、私の言ふ意味は發起人が経過報告をする、其の報告したことに就て、果して株主が全株引受になつたか何うか、各株に就て凡て拂込になつたか何うか、といふことを調査するのであります、さういふ意味であります。

○藤田語郎君 植前君が大分商法に詳しいやうでありますから一寸質問致し度、株主の總會に於

(70)

て拂込になつたか否かを調査する委員が出来て居る、所謂検査委員といふものがある、さうすると其の場合に選挙された監査役が又別に監査するものですか何うか。

○植前 香君 取締役及監査役は無選挙致しますが、其の中に發起人から選ばれたものがある場合は、總會の自由であります、特に検査役を選挙致しまして、發起人から選ばれた重役に代つて、發起人から選ばれないひらの人と協同して調査報告するのであります。

○藤田語郎君 僕は商法が一寸も解りませんが、總會で選ばれたものは別に認可も何も要らないのであります、登記も何も要らなくて監査役の職權を執行することが出来ますか。

○植前 香君 創立總會は創立總會で、株主總會ではありません。

○山田宗治君 植前君の御質問がもう少し徹底せんでないかと思ひます、商法百三十四條に依つて創立總會に於て、取締役、監査役は調査報告をしなければならぬ條件があるのであります、若し發起人中から重役の選ばれた場合、別に検査役を選任して、取締役、監査役に代つて調査報告をすることを得、としてありますから、若し検査役を選任されて、調査報告を致したら、會社は成立して居るのであります、登記が終了してないのでありますから、検査役の報告が終れば監査役が更に進んで尙監査報告をしなければならぬといふことはないと思ひます、之は植前君のお考でないかと思ひます。

○植前 香君 お答致します、會社は成立して居ると仰いますけれども、總會が終結して居りませんから未だ成立して居りません、夫れから監査役が選ばれれば全部之に調査を一任して宜いといふ藤田さんの御意見であり、又山田議員のお話であります、此處に斯ういふことが書いてあります、百三十四條第二項。

「取締役又ハ監査役中發起人ヨリ選任セラレタル者アルトキハ創立總會ハ特ニ検査役ヲ選任シ其者ニ代リテ前項ノ調査及ヒ報告ヲ爲サシムルコトヲ得」

○藤田語郎君 僕の質問はさうでない、民間から選挙された監査役は領事館の登記を経なくても職權を執行することが出来ますか。

○植前 香君 出来ます。

○藤田語郎君 もう一つ聞きます、總會に於て検査委員が別に選挙された時に、未だ他に所謂重役、選ばれた監査役が之を検査しますか何うしますか。

○植前 香君 未だ解りませんが、重役が選挙されます、其の選挙された重役の中に發起人から選ばれたものがある場合、一解りますか、他に検査役を選任して發起人から選ばれたものでない他の重役と検査役と協同して調査報告をするのです、詰り發起人から選ばれた重役に代つて他の重役と一諸に検査役は調査報告するのです。

○白井忠三君 私はお話を外すのでないのですが、もう一つどうも言ひ方が足りないのではないかと思ひます、藤田さん、大田方吉さんといふ重役は検査に携はれないのですが、夫れに代る爲に検査委員を選挙し、其の検査委員は發起人でない、大澤君、石川君とかいふ重役と検査すべきものである、といふのが法律なんです、夫れからもう一つ、先刻大澤君の御答辯で、貴下の御記憶を喚起したいと思ひますが、貴下は検査報告の後に重役が出来たと先刻仰つたのですけれども新聞で見ても事實の上から言つても検査報告は續行の總會でやられた、重役の選挙は初めの創立總會でやられた、従つて初めの創立總會で貴下は重役に於て、其の次の續行の總會の時

(71)

て、出られませんでした、今のお話は確かに貴下の仰る通りです、第三者に不測の損害を蒙らしめるといふことがあれば連帯して責を負ふといふことがあります。

○植前 香君 大澤委員にお尋ね致しますが、調査報告をする時未だ重役は極つてないといふが本當ですか、間違ありませんか。

○行政委員(勝田重直君) 調査報告をする前に重役の選挙をしなければならぬといふ法文はございません、そんな筈はありません。

○植前 香君 私は此處で法文を讀みますからよくお聴取り願ひます。

○行政委員(勝田重直君) 今の調査報告といふのは會社の創立の経過に就てと承りましたが、さうでなくて會社の創立状況詰り検査役が選任されて、其の検査役が検査をしてさうして間違がない、株式拂込が充實した、引受が済んだ、といふような事項を調査するといふ意味のものであります、勿論其の前に監査役は選任されなければならない筈のものであります、單に會社の創立の事情に就て報告をする時に監査役が選任されなければならない、といふ筈はない、といふ意味で私はお答したのであります。

○植前 香君 何うも話がつきり解りませんが、私の言ふ意味は發起人が経過報告をする、其の報告したことに就て、果して株主が全株引受になつたか何うか、各株に就て凡て拂込になつたか何うか、といふことを調査するのであります、さういふ意味であります。

○藤田語郎君 植前君が大分商法に詳しいやうでありますから一寸質問致し度、株主の總會に於

(72)

て拂込になつたか否かを調査する委員が出来て居る、所謂検査委員といふものがある、さうすると其の場合に選挙された監査役が又別に監査するものですか何うか。

○植前 香君 取締役及監査役は無選挙致しますが、其の中に發起人から選ばれたものがある場合は、總會の自由であります、特に検査役を選挙致しまして、發起人から選ばれた重役に代つて、發起人から選ばれないひらの人と協同して調査報告するのであります。

○藤田語郎君 僕は商法が一寸も解りませんが、總會で選ばれたものは別に認可も何も要らないのであります、登記も何も要らなくて監査役の職權を執行することが出来ますか。

○植前 香君 創立總會は創立總會で、株主總會ではありません。

○山田宗治君 植前君の御質問がもう少し徹底せんでないかと思ひます、商法百三十四條に依つて創立總會に於て、取締役、監査役は調査報告をしなければならぬ條件があるのであります、若し發起人中から重役の選ばれた場合、別に検査役を選任して、取締役、監査役に代つて調査報告をすることを得、としてありますから、若し検査役を選任されて、調査報告を致したら、會社は成立して居るのであります、登記が終了してないのでありますから、検査役の報告が終れば監査役が更に進んで尙監査報告をしなければならぬといふことはないと思ひます、之は植前君のお考でないかと思ひます。

○植前 香君 お答致します、會社は成立して居ると仰いますけれども、總會が終結して居りませんから未だ成立して居りません、夫れから監査役が選ばれれば全部之に調査を一任して宜いといふ藤田さんの御意見であり、又山田議員のお話であります、此處に斯ういふことが書いてあります、百三十四條第二項。

「取締役又ハ監査役中發起人ヨリ選任セラレタル者アルトキハ創立總會ハ特ニ検査役ヲ選任シ其者ニ代リテ前項ノ調査及ヒ報告ヲ爲サシムルコトヲ得」

○藤田語郎君 僕の質問はさうでない、民間から選挙された監査役は領事館の登記を経なくても職權を執行することが出来ますか。

○植前 香君 出来ます。

○藤田語郎君 もう一つ聞きます、總會に於て検査委員が別に選挙された時に、未だ他に所謂重役、選ばれた監査役が之を検査しますか何うしますか。

○植前 香君 未だ解りませんが、重役が選挙されます、其の選挙された重役の中に發起人から選ばれたものがある場合、一解りますか、他に検査役を選任して發起人から選ばれたものでない他の重役と検査役と協同して調査報告をするのです、詰り發起人から選ばれた重役に代つて他の重役と一諸に検査役は調査報告するのです。

○白井忠三君 私はお話を外すのでないのですが、もう一つどうも言ひ方が足りないのではないかと思ひます、藤田さん、大田方吉さんといふ重役は検査に携はれないのですが、夫れに代る爲に検査委員を選挙し、其の検査委員は發起人でない、大澤君、石川君とかいふ重役と検査すべきものである、といふのが法律なんです、夫れからもう一つ、先刻大澤君の御答辯で、貴下の御記憶を喚起したいと思ひますが、貴下は検査報告の後に重役が出来たと先刻仰つたのですけれども新聞で見ても事實の上から言つても検査報告は續行の總會でやられた、重役の選挙は初めの創立總會でやられた、従つて初めの創立總會で貴下は重役に於て、其の次の續行の總會の時

に検査報告があつたのですが、貴下は無論重役になつて居つたのです、貴下は検査報告があつた時は自分は重役でないからと仰有いましたか。

○行政委員(大澤大之助君)

夫れは間違です。

○白井忠三君 夫れは間違でしたか。

○行政委員副会長(石川 通君)

只今の白井君の御質問と植前さんの御質問は新聞紙上での勝田さんとの論議を此處に持つて来たことになるのであります、其の當時勝田君の説明にも検査報告が検査されるのと一語にみんなすれば宜いけれども夫れを検査したものに依つて自分も夫れを聞いて居つて、さうして検査役から、發起人總代と云ひますか、勝田氏に報告があつたからだつてやることをしなかつたと言つて居られますが、お解りになりませんか。

○植前 香君 だぶつてやるといふのは二重にやる意味でありませぬ、協同してやれ、さうして之は強行法です、任意法でありませぬよ、しなぐちやならぬと法律で極めてある。

○行政委員副会長(石川 通君)

「得」と書いてあるのでありますから、宜しうございませぬか。

○植前 香君 検査役を選ぶのは隨意なんです、検査役を選ばないが、勝手です、だから選ばれた検査役が代つて「調査することを得」といふので、監査役及取締役が検査しなくても宜いといふ法理でないのです。

○行政委員副会長(石川 通君)

(74)

やらなくて宜いといふのでありません、傍に居つて検査役が一々見、此の通りだといふから一諸に夫れを報告したのだから夫れで宜いぢやないかといふ議論なんです。

○行政委員(川島範支君)

植前さんの商法の解釋は私も同感であります、貴下の仰る通りだらうと思ひます、併し乍ら此の民會は製氷會社の株主總會でありますから、創立總會の状態を乃至は手續を餘り突込んで研究する必要はないと思ひます(ノ一ノ)民團が氷會社の株式を所有したる精神は反對意見を保持した人がよしんばあつたにせよ、氷會社を成立せしめて此の事業を助長せしめるといふことが民團の目的であります、其の目的を達成する上に於て會社を破壊するとか成立に多少の障害を來さしめるやうなお考は無論皆さんにはないと思ひますから之を助長して行かうといふ上に於ては會社の現在の状態に何ら缺陷がないといふことであれば民團を代表する會社の重役が採つた行動をお認めになつて此のまゝ之を打切るやうに致した方がよくないかと思ひます、(ノ一ノ)御意見には全く賛成です。

○植前 香君 私はさういふ御意見が出ることを慮れた爲に、あの議長におこられた、釋明をしたのであります、決して吾々は破壊しやうとか何とかいふ、さういふ悪い考を持つて居りませぬ、(無論さうです)取柄があれば、缺陷があるならば之を補つて行く、さうして完全なものにして行く、各株主及民團の利益を擁護したい、斯ういふ考であります、其の手續の上、行政委員の採られた手續の上に誤があれば將來斯くの如き誤を繰返して欲しくない、といふ爲にやつて居るのであります、寧ろさういふ考はありませぬから御安心願ひ度いと思ひます。

○藤田語郎君 もう一遍植前君に聞き度い、さういふ風に検査委員が出來て、検査して夫れを其の

(75)

總會が認めてもいけないものでか、吾々素人ですから参考の爲に。

○植前 香君 いけません。

○行政委員(川島範支君)

私は創立總會の當時の様子は今大澤委員から承つて承知したのであります、無論此の間報告もありましたけれども、其の時一寸筆支があつて、席に居ませんでした、多少手續違があつたかどうか知りませんが、要するに監督官廳に於ても之を適法のものとして認めて完全に成立して居るのでありますから、過ぎたことを余りにほじくつて調べる必要はなからうと思ひます、若し手續上に多少の手續があつたといふことは將來さういふことがないやうに、といふことですが、夫れは甚だ御親切なお言葉であるけれども、製氷會社の株を持つといふことはなからうと思ひます、創立に就て異議があれば、登記役場に行つてお聞きになつて、間違つて居れば相當の手續をお採りになると思ひます。

○植前 香君 相當の手續を經れば宜いのですが、不幸にして株主でないのです、盛んに議事進行をお急ぎになるやうですが、會期は五日ですから二日間延ばすことが出來ます、私の言ふ趣旨は段々進むに従つて解つて來るのであります、貴下が性急に仰有つても、凡てを話すことは出來ないのであります、もう少し辛抱して民團の爲に、各株主の爲にゆつくり話をさせて頂きたいと思ふのです。

○高橋英之助君 石川氏が五十株、大澤氏が百株、理事が五十株は各個人の名義になつて居ります、個人との契約がありますか、假りに民團から臨時に自分の名前にしたといふ契約か何かあります。

○行政委員副会長(石川 通君)

夫れはあります、お目に掛けませうか。

○理事(松本文三郎君)

後から御覽に入れます。

○植前 香君 さうしますと大澤委員は事實調査報告に與らなかつたのでありますね一寸お伺ひ致します。

○行政委員(大澤大之助君)

検査委員の調査は御存じか知れませんが、食堂でやつて居つたのであります、私共其のうちに居つて一諸に其の検査を見て居つたのです。

○植前 香君 検査報告といふものは書類を以て報告することになつて居りますが、貴下は御署名なすつたのですか。

○行政委員(大澤大之助君)

署名してあります。

○植前 香君 あるのですか。

○行政委員(大澤大之助君) ええ。

○植前 香君 其の内容を一つ伺ひ度いのであります、例へば創立總會當時の會社の財産の内容及其の所在の形式と云つたやうなものを御報告願ひ度いと思ひます。

○白井忠三君 私は先刻來質問應答を同つて居つて甚だ不安を感ずるのですが、大澤君の御答辯がさつきと違つて來て居るので、會計検査を自分も見て居つてやつた、之は先刻川島君のお話の中

(76)

(77)

に何か吾々が政治的に之を喧ましく言ふやうなことを仰有りましたが、榎前君から懇々懇明もあつた通り吾々は打壊し等といふことは考へて居らぬので、一旦いくら總領事館に登記されても會社の創立當時の手續上に不備の點があつたら創立は無効になるのです、川島君は恐らく御承知だらうと思ひますが、私が重役ならば責任上甚だ相濟まない心持がすると思ひますが、何回も株主總會があつて何年か後に創立當時の手續の間違から創立無効の訴をされたことがあるのです、之はあることなんです、其處で吾々は創立當時の手續に缺陷ありとすれば須らく今の中に直して置かなければなりません、何時と雖も創立無効の訴を起せば會社の創立が無効になつてしまふ、といふ危険がある、夫れは即ち居留民全体の蒙る迷惑なんでありませぬから、今の中に其の點明らかにして置き度いといふのです、私は法律やありませんが、先刻榎前君と大澤君の應答を伺つて居る中に明らかに検査をしなければならぬと仰有つて、今されたと仰有います、されたならば其の内容を、検査は斯うであつたといふ御報告がなければならぬ。

○行政委員(大澤大之助君)

私は検査しなかつたといふことを明言しません。

○白井忠三君 夫れをお取消しになれば、検査なすつた其の結果を、新聞等に出て居る通り何萬弗かの例の機械代の支拂をしたもので當時二拾萬弗なら二拾萬弗の拂込金額はなかつたといふことをお認めになるのです。

○行政委員(大澤大之助君)

さういふことは會社の内容に關することでありまして、斯ういふ公開の席上でお答するといふことは私は避けたいと思ひます。(ノーク) 會社の内容のことですから、さうして、會社の方の意圖を聞いてからでなければさういふことは公言出来ません。(ノーク)

○白井忠三君 恐入つたお言葉ですが、貴下は民團を代表して重役になつて居られる、吾々を代表して會社の株主になつて居るので、私共お尋ねすることにお答へ出来ぬ、會社の意圖を聞いてと仰有るが、貴下は會社の人ですか、さういふ間違つたことはありませぬ。

(傍聴席より拍手起る)

○議長(吉田房次郎君)

傍聴席の喝采をお止め下さい、お聴入れなければ退場を命じます。

○白井忠三君 私は改めて斯ういふことを御相談致し度いのですが、此の問題に就ては此の邊で或は質問を打切つて置いて夫れが爲に多數は甚だ不安に思ひますから別に改めて特別委員でも調査委員でも送つてさうして事情をよく調べる、斯ういふことになさるお考は田村會長におありですか。

○行政委員(田村俊次君)

無論あります、私は商法の事は知りませんが、又研究もして居りませぬ、併し兎に角創立總會の狀況は今も大澤さんが順次お述べになりましたが、検査役が選ばれて、さうして検査の結果、合法的に成立して居る、といふことを聞きまして私は安心したのであります、大分新聞で色々なことがありましたが、併し會社はほとんどん事業をやつて未だ營業して居りませぬ、曠野に工事も出来、さうして機械を滞りなく豫期の能率以上に保つて非常には喜んで居ります、私の考は民團が株を持つた以上、何處迄も監督するといふことは、民團は製氷會社との間の契約に依つて民團が之を監督する権利がある、又製氷會社は其の契約を履行する義務がある、併し乍ら

(78)

(79)

夫れ以上會社の内容に民團が立入つて、さうして色々と營業上の色々、やつぱり掛引があるでせう、夫れに株式會社であれば其處迄民團が立入つて根こそぎ調べる必要はないと思つて居る、只米が出来て、さうして租界に安全な米が、居留民に少しも滞滞なくどんどん配付が出来て、營業上に少しも缺陷がない、すれば民團も喜んで株主の一人として見て居れば宜し、若し民團と米會社との保證契約の履行が出来なかつた場合は今仰有る通り其の時にこそ會社の内容に立入つて、此方から要求した、其の要求の調査だけは當然すべきであらうと思ひます、夫以外の創立總會は何うであつた、拂込が何うであつた、といふ所迄、此の株式會社に民團がさう立入るべきものでせうか、又株式會社には夫々商法の保護もあるでせう、いくら民團でも其處迄突破つて立入つて色々なことを調べることは民團として出来るでせうか、一株主として。

○白井忠三君 出来る。

○行政委員(田村俊次君)

出来ても向ふで振んだ場合どうしますか。

○白井忠三君 拒めない。

○行政委員(田村俊次君)

其の點が解らない。

○白井忠三君 私が申上げるのは營業の内容を調べるなんのといふことを言つて居りませぬ、併し斯ういふ臨時民團の速記録のないのは甚だ困るのですが、貴下は其の頃は無論提案者でなかつたから別段其の言をお聞きになりませぬけれども民團に於て株式を所持すべしと原案を維持された各位の御意見の中に斯ういふ公益に關係のある會社だから民團が株主になつて會社の内部の監督を十分にする必要があると言つて居られるのです、商賣上の掛引があるかも知れないから十分調べる譯に行かないといふのは甚だ可笑しな話で、石川君や大澤君が監査役とか取締役とかいふ職責にある限り、居留民全部の利益の爲に會社の内部に立入つて調べる必要があり、責任があります、併し私が調査會云々と言つたのはそんなことをする爲の調査會でありませぬ、二人の代表者が居られるのですから其の代表者が責任を盡して下さるならば私共安心してお任せ致します、創立總會云々と極めて手輕に田村君は之をお扱になつて居りますが、創立總會の手續を誤つて居る會社と云つてしまひ、之程重大な問題の調査を、何ういふ考なんですか、まあ夫れで宜からうといふのですか、併し一方には滔々新聞にいけない、間違つて居るといふ意見も出、現在榎前君と大澤君の質問應答が此の速記録に残つて居る、之が證據になつた結果、商法第百三十四條の規程を大澤君が惹つて居るといふことが證明されますよ、何時でも會社の創立が無効になりませぬ、私は法律やでないから斷言出来ませんが、少くもさういふ虞があるやうに心配されますか、此の邊いから議論されてもオーソリテイもなし、裁判でもないのですから、何時迄経つてもまきりがありますまいから調査會を送つて夫れに依つて善處するといふことにしたら何うですか。

○行政委員(田村俊次君)

調査會で何を調査するのですか。

○白井忠三君 創立總會の手續が適法であるか。

○行政委員(田村俊次君)

適法であるか。

○白井忠三君 さうです。

○行政委員長(田村俊次君)
夫れは賛成です。

○行政委員(勝田重直君)
今のは空漢として取り止めのないことのように思ひます、創立に就て何うだつたか、果して成立して居つたか、夫れが適法の手段を取つたか何うかといふことに對して今更調査を設けるといふことは甚だ受取り難く思ひます、さういふことが一般的に不安であるならば何故初からさういふ機關を設けて置かなかつたか、二人の重役は合法的に選ばれた重役であるのだから、二人あるからと云つて安心して居る譯に決して行かない、果して此の重役を信任するか何うか解らないのは事實です、ですから初にさういふ不安があるならば、初に何故貴下方は不安であるから調査會を設けやうといふ議をお出しにならなかつたか、さうして若し貴下方が合法的に私共が採つた手段が間違つて居るといふ世上の議論、世上といふよりも世上一二の方の議論、其のものゝ説を信じて、吾々の採つた行動が不安と言はれるのであるならば、更に改めて不安の點を御指摘になつて、さうして知り得る程度迄不安な點を探究し、闡明にされたならば敢て調査會の必要等は無いと思ひます、如何です。

○白井忠三君 貴下の仰有る通り、只貴下が言ふ通り、吾々信賴し切つてお願ひして居る大澤、石川兩君の御答辯が甚だ當てにならん、曖昧です、其の故に調査會といふものを遣るのであつて初から調査會を設けて置かなかつたか、さういふことを考へるべき筈はありませぬ、今日お尋ねして見て、「調査に立會つて居らん」「いや、立會つた」と仰有る、立會つたら「内容は何うですか」とお尋ねすると、「之は會社の秘密だから僕は返事する譯に行かん」と仰有られると、適法であるか適法でないか判断することが出来ずまい、今此處で押問答して検査委員の報告書を取寄せて居る時は時間が掛る許りで長びきますから、創立總會が適法であるや否や、別に調査委員を遣つて夫れにお願ひすることにして議事を進めては如何、といふのです、初から調査會を遣はさうといふ逆襲は甚だ筋道が立たぬと思ひます。

○中村鐵一君 私は白井氏、植前氏の御意見は至極御尤もだと思ひます、何となれば今言明される通り非常に親切なやり方と思ひます、斯るが故に白井氏の動議に賛成致します、宜しく調査會を遣つて曖昧な所を糾明すべきであると思ひます、さうして議事の進行を圖り度いと思ひます。
(ヒヤ)

○森川照太郎君 私も初に調査委員會を設けるといふことは、うまく行かないだらうといふことを豫期しなければさういふことは出来ないので、前は何故設けなかつたといふ勝田さんのお考は少し間違つて居やしないかと思ひます、私は間違があるだらうとは全然考へて居りませぬけれども、只今何つて見る所に依ると、若し會社が創立無効になり、天津の居留民の相當多くの人が持つた株が、創立の時に極めて些細な間違があつたといふだけで既に事業を開始した何年か後に創立無効になつた例が現在目前に起つて來て居るのですから、此の會社の創立に萬一間違があつた場合矢張り同じやうな運命になれば、迷惑、損害を蒙る人は非常に多いのですから、之に就て疑義を持つて居る方が出來た以上は此の議事に於ける問答の如何は別に致しませんが、當局者に於て汚名を消す爲に殊主たる民會の中に一株主の分子として調査會をお設けになる方が世上の疑義も取消せて非常に宜いだらうと思ひます、私は無論賛成であるから持さんも賛成されることを希望致します、さうして私は調査委員會の委員を六人として其の中に之に關して多くの疑義を

持つ植前君高橋君白井君の三人を入れる、さうして後の三人を選んで六人の委員を以て設立して頂き度い、御賛成を願ひます。

○五十嵐重吉君 只今色々のお方から意見を承りましたが、其の中の白井氏に調査會設置に就て承り度いと思ふのであります、如何なる所に此の調査會を組織せしめなければならぬといふ歸着點を有して居るか意見を一寸承り度いと思ふのであります。

○行政委員(勝田重直君)
私も矢張り今五十嵐君が質問されたやうな點を更に質問致し度いと思ひます、私は前に夫れでは何故一般的に何處か解らないか、兎に角不安な所があるらしい、あるらしいからよく検査して見ればどの位解るが出来るか解らないから、調査會に附さなければならぬといふ空漢な議論のやうに受取らざるを得ない、夫れでなければ今迄植前君のお述べになつたことは那邊に不安な點があるかといふ點に就ての御質問であるのであるならば、夫れは先づ不安な所を除けるものと考へられますが、一般的に何うだ、斯うだと事情を只述べて、其の中から缺點をさぐり出してさうして一般的に調査會に附さうでないか、斯ういふ點に附合して居りますよ、夫れは甚だ私に受取れないことで、何ういふ點が會社の創立上不安な點であるか、手續上何ういふ點に缺點を持つて居るか、其の不安を御質問の上、夫れに對する回答が不安であつたならば、調査會を設ける必要があるや否や、さうなれば何ういふ事情で調査に附するのだから一寸譯が解りませぬが、尙重ねて一應其の邊明らかにして頂き度いと思ひます。

○白井忠三君 私はさつきから何處も夫れをお話した通りですが、要するに會計検査を民間を代表された重役が平井、清水兩君と一語になつたかといふ質問に對して、やつたやうでもありません、やらなかつたやうでもあるし、之が疑の一つであります、或は記憶違といふこともありません、大澤君や、石川君を責めて見てもよく記憶を辿つて見なければ解らない、假りに立會つて居らなかつたといふのは、此の點に就て商法の規程に違反して居る、第二に拂込が全部現金でありましたのか、其の中にいくらか假拂になつて居つたか、何方です、此のお尋ねに對して御返事がない、若し現金で二拾萬弗拂込まれて居らなかつたならば私共二つ三つ會社を拵へた筈とありませぬけれども、天下の原理であつて、商法で規程される限り創立總會に於て現金の備へた筈とありませぬ、會社は確かに手續に缺點があるといふ風に私共解釋して居ります、併し其の點の御返事がない、此處で例へば勝田君のやうに法律に精通された方が、斯ういふことも出来る、何條に據つて假拂があつても差支ないものと仰有ることが出来れば、さうですかと明白に解ると思ひます、だから調査と申上げることには、何處にも疑はしき所はないぢやないかといふことは貴下の御説を除き、固執し過ぎて居るので、さつきから聽いて居て検査役と一語にしたかどうか、あやしい、假拂がある結果機械や建物の代金を支拂つて居らない譯でないか、と新聞にも書いてありますが、創立總會の重大な缺點でなかつたか、と思ひます、さういふことがあつたか何うか調査して其の結果でなければ法律家でないから吾々は夫れが宜いか悪いかいふ議論は出来ません。

監査役、方若、鑛治勝一郎、取締役大田万吉、取締役太田外世雄、李徳記、王保華、石川通、奥
隆長之助、之で御不安がありますか、第二の點は拂込が充實したか何うか、此の點の検査役の報
告を讀み上げませう。

報 告 書

一、本會社の株式總數は一萬株にして發起人の引受けたるは最初の七百四十株に加ふるに責任引受
けに依る千三百五十五株合計二千〇九十五株にして株式引受人の應募數は七千九百〇五株なり
右株式總數の引受けありたることは株式申込書並株式引受書を以て認定せらる。
二、各株に付て第一回の拂込金額銀二十弗、(全額拂込)にして株式總數に對する資本の總額銀二十
萬弗は拂込済なること左の事項に依りて之を認む。
後には數字で大分長くなりますから省きますが、確實に拂込の充實を認定されたのであります。
○白井忠三君 其の二拾萬弗は何處にあるのですか、拂込金の所在、申込人があり拂込受領證の控
書があつても、其の金は何處の銀行に預けてある、創立總會で現金を検査役は検査したか、夫れ
でなければ検査ならん。

○行政委員(勝田重直君)

検査の内容を示せといふのですか。

○白井忠三君 其の検査をしたのですか何うですか。

○行政委員(勝田重直君)

検査したことは、検査役ですら検査致しました。

○白井忠三君 其の金は何處にあります、検査の時に其の金があるかないか伺ひます。

(86)

(85)

○行政委員(勝田重直君)

検査役をお疑になり、總ての監査役をお疑になるのですか。

○白井忠三君 あつたことを聽かして頂き度い。

○行政委員(勝田重直君)

何ういふのか私はよく解りません。

○白井忠三君 夫れでは平たく申しますが、天津日報に十四萬いくらの機械や建物に拂つた金がある
夫れは假拂金を承認して云々といふことが書いてありましたがあの通りですか。

○行政委員(勝田重直君)

新聞の記事には注意して居りません、新聞のことが重大になるのなら新聞に書いてあることをも
つと研究するのです、新聞に何う書いてあつたといふのです。

○白井忠三君 あの通りと仰有れば早く片附く、あの通りでなければ之迄二拾萬弗は何うなつ
て居つたか聞かなければならん。

○森川照太郎君 私の考では今榎前君に聽くと未だ議論が澤山ある、此の法律上の細い議論を此處で
段々繰返して、勝田君は今の疑問に對して今其處で解答になりましたが未だいくともあるといふ
から、夫れを此の議場でやられては私は實はうんざりするし、他の議員諸君もうんざりするだら
うと思ひます、貴下のなすつたことにお間違がない相違ありませんが、相違ないならば多少でも
疑義を抱く人達があるならば、之を調査に附されて其の疑念を流して一掃される方が、會社の爲
に、貴下の爲に行政委員の爲に、民團の爲に最良な方法だらうと思ひますから、之を調査委員に
附するといふことに御賛成願ひ度いと思ひます、若し御賛成出来なないといふのなら貴下が何が故

(88)

(87)

に調査委員を遣ふことに反對するかといふことを明らかに伺ひ度い、斯ういふことになりま
すから、賛成して頂き度いと思ひます、枉げて御賛成願ひます。

○行政委員(川島範寛君)

白井さん森川さんに一寸お尋ね致します、調査會を設置した場合調査委員は直接會社の調査をす
るのですか、或は民團に於て米會社の創立總會のことを調査するのですか、何ういふ風に。

○森川照太郎君 解りません、調査委員の調査する方針は進めて行つて都合に依ると會社の當局に尋
ねるかも知れず、或は行政委員の中に會社の重役なり發起人たる人々があるから、監査役や取締
役を通じて、夫れだけで済めば夫れだけで宜し、其の結果に依るのですから今何うといふことは
考へて居りません。

○山田榮治君 其の調査會は會社に向つてどういふ権能がありますか、株主でない人が。

○森川照太郎君 私は株主でないが民團が株主だから、私が一株でも持つて居つたら自分で行つ
てやることでした。

○山田榮治君 民團が株主でありますか、若し議員は株主でありますか。

○森川照太郎君 夫れだから株主になつて民團自ら保護し、此の事業は一般公衆生活に關係があるか
ら途中で萬一さういふことがあつてはいかんから今やうでないか、さうして多少疑惑を持つて
居る者もあるから、あるかないかを吾々株主の分子(先刻申上げた通り)だから斯ういふこと
をする必要があるのでありませんか。

○山田榮治君 私は意味が徹底せんと思ひます、夫れ程民團の爲にお考であるならば、民團から
は民團を代表した株主が出て居る、斯ういふ疑義があるから調べて呉れといふことが云へるの
です。

○榎前 香君 本民會で斯くの如き質問をするのは初はまさかこんな間違はなからうお歴々が揃つ
て居られるし、間違は無からうと安心して居つたのです、新聞紙上で意見なり色々聽いて見るに
随分變なことが出て来る、茲に於て黙つて居られないといふ決心をしたのであります。

○行政委員(川島範寛君)

私は調査會を設置しても、調査委員が直接會社に行つて調査をする権限もなし、會社も都合
に依つて調査委員の調査に應ずる義務はないだらうと思ひます、併し乍らさういふ方法が出来な
いとすれば、實際問題として調査委員は矢張り民團が代表として派遣して居る監査役、取締役に
出席して貰つて調べるより他方法が無いのであつて、實質に於て餘り効力がないと思ひます、貴
下は會社に行つて調査委員が調査し得る権限があると思ひますか。

○榎前 香君 民團は株主に委任状を出すことが出来すから許される範圍内に於て何處迄も調査
出来ると思ひます。

○行政委員(川島範寛君)

夫れは株主總會に出る時、株主が株主を代表する、民團は株主であるから、株主が民團から委任
を受ければ出席し得る、其の場合本當に株主でなくても出席することが出来ると宛狀に依つてき
めてあるでせう、今調査會で調べるといふやうな事項を、民團が貴下に委任状を出して行つて貰
つても會社が拒絶すれば仕方がないので、拒絶し得る権限があると思ひます。

(90)

(89)

○森川照太郎 會社に行く迄も知らないのですから、會社がお答しないのだらうといふ理由を以て調査委員設立に反対の理由と爲すに足りないと思ひます、さうして横前君は未だこんな色々なものを持つて居る、此の質問を此處で裁判所の問答のやうに繰返されるといふのも、之を聞いて居なければならぬといふ苦痛を逃れるだけでも調査委員を設ける方が宜いと思ふのであります、別に反対する重大なる根拠がないならば、何が故に調査委員を設けるのに反対かといふ反問をしたくなるでせう、其の理由が極めて重大なるものでない限りは、長い問答を聞いて居なければならぬといふことを避けるのと、夫れから世間の色々な疑惑を抱いて居る人の疑惑を解く爲に調査委員を設ける方が宜いではありませんか、此の民會では直ちに調査委員といふのが年來の癖であつて、何時も賛成して来たもので、此の場合に限り反対すべきものでありません。

○砂田 實君 森川君の調査委員を設けることに賛成ですが、(拍手)私は昨年以前臨時民會の製氷會社の補助のことに就きまして、公益上の爲に補助金をやるといふことに私は賛成したのであります、さういふやうなこともございますし、旁々二萬株の大株主たる民團として會社の基礎を十分極めて置く必要もあると思ひますから調査委員設置に賛成致します、人数はさつき言はれましたやうに六人で結構と思ひます、六人の中三人は此の議場で最も熱心に氷會社の問題で御質問になり研究なすつて居る、白井、横前、高橋の三君が最も宜いだらう、他の三人は、現に先程も氷會社に直接行つて調べるのか、何といふ疑問もありませんので、民會議員の代表者であり、氷會社の監査役になつて居る方、又個人として氷會社の主体になつて居られる他の三人の方、手取り早く云へば勝田、大澤、夫れから清水君は前に監査役をして居られるから清水君と、此の六人でとつくりと御相談なすつたら一番宜いだらうと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 石川さんは取締役ですから石川さんを……
○五十嵐重吉君 斯かる問題は非常に重大な問題と思ひます、依つて正規の時間が切迫して居るやうに思ひますから、此處で休憩を宜して頂き度いと思ふのです。
○議長(吉田房次郎君) 私もさう思つて居りました、此の處で休憩致します。
午後六時五十分休憩

午後八時十分再開
○議長(吉田房次郎君) 夫れでは開會致します、先程の引續きをやります。
○五十嵐重吉君 未だ勝田さんのお顔が見えないやうですが、勝田さんに劈頭にお尋ねしたいことがあります。
○高橋英之助君 先刻お伺ひ致しました氷會社に石川、大澤、松本の三氏の民團に對する委任状を拜見致しましたが、石川委員にお伺ひ致します、現在のあの株を民團が保管致して居りますが、委任状だけで將來法律的に如何なる場合に於ても民團が一文の損害も蒙らないといふことを委任状だけで事足りるか、法律的立場からお伺ひ致します。
○行政委員(石川 通君) 之はお互に口頭で話がついて居りまして、損害が起るやうな問題ですか。

(92)

(91)

○高橋英之助君 委任状だけで、將來如何なる問題があつても民團は厘毛損害も蒙らないか、之で絕對確實のものか、預り證を出さなくても宜いでせうか。

○行政委員(石川 通君) 委任状以外にあつた苦です、預り證見たいなものがありません、私共二通判を捺して居ります。
○高橋英之助君 夫れでは夫れも一遍拜見致します、一日本租界だけで、貴下と大澤さんの所が入つて居りませんが、夫れを入れて置いて頂きます。
○行政委員(石川 通君) 承知致しました。

○五十嵐重吉君 先程の引續きのやうであります、一言勝田君に御質問致し度いと思ふのであります、色々各方面より質問が出ました時に、勝田さんの回答に色々不明瞭な所がありました、苦々として非常に解し得ないのであります、夫れに依つて製氷冷蔵會社が、完全無缺に成立して居るものであつたならば此の場所に於て完全無缺であることを斷言されたならば、砂田案に對して苦々否決したのであります、所が翻つて不備な點があるやうな御回答であるならば吾々は其の案に對して賛成したいと思ふのであります。

○行政委員(勝田重直君) 五十嵐君にお答致します、私は私の信する限りでは完全に成立して居るものと信じます。
○五十嵐重吉君 夫れならば絕對完全無缺といふことが速記に載りますことですから、さういふ一言を承れば吾々は砂田案に對して否決致し度いと思ふのであります。
○行政委員(勝田重直君)

誰しも普通の觀念から割出しますれば完全無缺だと思つて居つても色々な缺陷が生ずることでは普通の状態に於てのみ私は完全な成立を遂げて居るものと、斯う申上げるので、其の間或は固より吾々が寄つてたかつて拵へた會社なんですから、淺學菲才の者達が考へました所と或は大學者が之を見た時には、吾々のやつて居ることに疵がないとも限りませんが、社會上経験して見た所に依りますと、吾々自身は何うしても完全な成立を遂げたものと答するより他任方がありません、其の程度の答で御満足が願ひ度いと思ひます。

○五十嵐重吉君 何うもさういふ回答では信じられないのであります、絕對と云はれるならば其の言葉に對して吾々は調査會説を否決したいと思ひますが、若し只今のやうなお説であれば勿論調査會は必要なものと思ふのであります。
○行政委員(田村俊次君) 一寸私は御承知の通り製氷會社の産業役を致したもので、全く法律上の知識はありません、で段々創立總會の後の経過を見まして兎に角立派な法律家も居られるし、幾度も念を押しました所が、全く創立には缺陷がない、段々説明も聴き、私も決して缺陷がない、と斯う信じて居つたのであります、今勝田君が第一回に答られたことを伺ひまして私共信用して居つたのであります、併し此の席上で横前君を始め他の二三の方の色々御疑問があるやうであります、其の御疑問を請す爲に、創立總會に缺陷があるや否やを調査しやうといふことから、調査會を開く、さういふお話が出たのであります、缺陷のないものならば調査會を開いて缺陷がなしといふ解決を與へれば事が済むのであります、だから私も却て調査會を開いたが宜からうといふ意見でありましたが段々考へますと、之は御承知の通り日本人許りでないのでありますから多數外國人も株を持つて

(93)

居ります、又役員にもなつて居ります、何うも調査会といふやうな角立つたものを造りまして、さうして會社の缺點を調査するといふことは、餘り角立ちますと實は外國人の習慣も違ひますから餘計な疑念を抱かせるやうなことが無いとも限らん、之は御同様に會社の將來の發達を妨げることになりまから、無論榎前君も其の御同意見の方も之はお好みならんことと思ふのであります、其處で行政委員としましては無論さういふ御異論のある通り、御不審のある問題に對しては、何うでせうか、私は製氷會社の發起人でもない、監査役でもない、全く純然たる行政委員長として、茲に聲明致しますが、兎に角一應行政委員會に於て、とくと會社の内容を調査しまして、又創立から其の後の経過を以て調べますから、若し此かたりとも缺點がありました節は、其の缺點を改めることに致します、決して皆さんの御心配、株主諸氏の不安といふやうなことは一掃することに努めたいと思ひます、私にお委せが出来ませうか、皆さんに此のことをお諮り致します。

○榎前 香君 私は先程休憩以前に森川議員の調査會設置に賛成致しました、未だ賛成して居るものでございますが、只今田村行政委員會長から責任を以て此の議場で製氷會社の設立に關する色々な疑義があつたら、夫等の點をとくと自分等の方で調べて若し万一疑義が存して居るものならば適宜な處置を講じて缺陷のないやうにする、夫れ迄今の調査委員會の設立を待つて呉れといふ意味のやうに承りました、夫れならば私も殊更此の際に委員會を設けなくとも既に民團を代表して行政委員會の中から製氷會社へ代表を出して居る位でありますから、照此の際行政委員會に委せまして行政委員會のお取計ひを待つて其の上で改めてやつても宜いと思ひましたので、此の點は賛成致します、原案賛成者も此の點一致して御賛成になつて下さつたら何うか(承知致しました) 其他此の際行政委員會にお望みするのは、單に之れだけでなしに、或は製氷會社の定款其他字句の點に多少夫等の細い點に疑義があるかも知れませんが行政委員會でとくと御研究になりまして、製氷會社に然るべく御注意を與へて完全なものに折角なことを合せて希望致します、同時に製氷會社に關する問題を此の邊で全部打ち切らざらんことを合せて希望致します。

(94)

○榎前 香君 田村會長の公明正大なる態度に感じまして私も此の問題を本民團に於て質問を發することを見合せます、私は未だ定款上の問題や色々な問題がありますが、此處で打ち切つて、私の疑點を行政委員會に提供致し度いと思ひます、併し夫れには註文があります、私共非常に不安を持つて居るが故に出来れば本民團會中に十分研究なすつて之を吾々に發表して頂き度い、若し夫れが出来ないならば臨時民團でも開いて吾々の納得が行くやうに御説明願ひ度いと思ひます、夫れが出来ましたら非常に欣幸に思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 之で打ち切られては何うですか。
○榎前 香君 私は行政委員會長田村さんの御聲明を願ひ度いのであります。
○行政委員會長(田村俊次君) 今の調査のことは私は先程申し通り責任を以て調査致します、夫れから其の調査の發表の方法と其の時期に就ても私にお委せ願ひ度いと思ひます、此の民團は後何日あるか知れませんが、其の間すつかり調べることは或は事實出来ないかも知れませんが、私も始終出て居るのでお約束

(95)

が違ふと榎前さんの紳士的態度で仰つたことが、私も紳士、其の体面にかけても其の通りしなければなりませんから、兎に角可能性のある程度にしたいと思ひますから、私の方にお委せ願ひ度い、其の方法も臨時民團で發表する必要ないやうに思ひますので、新聞廣告でも宜しうございませう、何とか又公開する方法があるでせうか、夫れが爲に臨時民團の招集も何うかと思ひますが、兎に角租界中一般に解るやうな方法で、發表したら夫れで貴下の御提案の目的は達せられやしないかと思ひます。

○榎前 香君 御尤もな點であるらしく考へられますので、然らば此の次に臨時民團でも若しあれば、夫れ迄には是非とも調べて頂き度いと思ひます。
○行政委員會長(田村俊次君) 承知致しました。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは此の問題は打ち切ります。
○森川照太郎君 之は打ち切りますが、之に關聯して田村會長にお尋ねしたいと思ひますが、製氷會社の創立の際に、私は天津の衛生状態では人造氷を用ひしめる必要がない、其の根據は天津の衛生状態にそんなに傳染病がないやうな状態か、といふことを第一の理由としたのであります、其の時の臨時民團の速記録のないことを遺憾に思ひます、之から不便のないやうに願ひます、茲に事務報告の三百頁に八年間の傳染病の統計が出て居りますが、此の統計は居留地内に發生したるものに限るのですか、居留地外のものも含んで居るのですか、居留地内の支那人も含んで居るのですか、夫れを伺ひ度いのです。

(96)

○行政委員會長(田村俊次君) 私からお答致します、民團の發表して居ります、傳染病の統計は日本の官省は報告されたものだけ載してあります、支那人も報告があれば矢張り其の數に入つて居ります、外國租界の日本人も届けが入れば入つて居ります。
○森川照太郎君 外國租界のもの届けが出来ますか。
○行政委員會長(田村俊次君) 醫者から出します。

○森川照太郎君 さうしますと過去八年間の傳染病の中に天然氷を使ふと病菌を運ぶやうなお話が此の前田村君からあつたのですが、此の病源からなるだらうといふ病氣は、コレラ、赤痢、霍亂、腸炎、肺炎、發疹、此の位なものだと思ひます、大して間違ひございませぬか。
○行政委員會長(田村俊次君) 發疹チフスはありません、其の他のものはさうです。

○森川照太郎君 所が其の統計を見ますと、大正十一年から昭和四年に至る八年間にコレラ新患者が十七人、死んだものが七人、疑似コレラが三人、死んだものなし、赤痢が三十六人中死んだものが五人、チフスが百五十人、死亡が二十一人、バラチフスが五十三人、死んだものが三人、さうすると其の統計が新患者が二百五十九人で死んだものが三十六人、八年間を平均して見ますと新患者が一年約三十六人、一月に約三人、死んだものが三十六人で一年に平均して見ると四人だといふと傳染病で死んだものが三月に一人位な割になつて居ります、一年に傳染病で死んだ者が四人といふ數字は私の考では甚だ天津は衛生的に良好な状態にあるといふ結論をしても一寸も

差支ないだらうと思ひます、日本の各地に人造水を用ひて居る土地に傳染病の成績を比べて見て
どんなことになるか夫れをお伺ひしたいと思います。

○行政委員長(田村俊次君)

兎に角傳染病の統計から衛生状態を見ますのは森川さんは兎も角、商賣人として之を判断し
ますには死亡率では判断致しません、患者数に依つて健康状態を判断するといふこと
が世界中の約束になつて居る、天津だけの罹病数は一年に何人、一ヶ月三人では決して健康にさ
はらないといふ御議論は、之も一寸吾々の方では餘り通らない意見なんです、之も内地の各地と
比較して見ました、御参考迄に申上げて置きますが、腸チブスは内地では岡山が一番多くて千
人の健康者に對して一人と四十七であります、之は岡山が一番多いのであります、其の外は〇、
六七、或は〇、九四位な所であり、千人で一人足らずであります、然るに天津に於ては千人
の健康者に對して四、一八人でござります、内地では多い所でも千人に就て一、四七でありま
す、天津は四、一八でござります、夫れからチブスは同じ比較に於ては、内地に於ては
大抵〇、〇九とか五とか三です、天津では一、六一であります、假りに四、一八、一、六一とい
ふ數を内地の何れの土地にチブスやバラチブスが出て大變な騒ぎであります、けれども天津は健
康人員が内地に比して少いに拘らず罹病数が之だけ多い、之を研究したことは私は多年であり
ます、何故之程に多いのか、随分之迄色々防疫法をやつて居りました、夫れから豫防注射もや
つて居ります、民團技師と共に撲滅に就て苦心して居ります、けれども餘りに減つて居りません
最近何うしても水道を圍營にして水を地下水から取らうといふことを見説しますのも一つの理由
であります、夫れから内地でチブスやバラチブスが非常に多い或年がありまして、其の年は忘れま

(98) (97)

したが兎に角今から十年前であります、非常にチブスが續發したのであります、其の原因を内
務省の技師が色々調べた所が、川の水にチブス菌が居つて、其の水を飲んだものが持歸つたとい
ふことが解りました、夫れから川の水に一切手を觸れることはなんにせよ厳命が出たのであり
ます、夫れを發見してから其の土地にチブスがばつたり止んだ夫れから或年非常に矢張りバラチ
ブスが少かつた、夫れを調べた所が、矢張り夏向でありまして、何うも水が乾かやしない、といふ所
から水の中に何ういふ菌が生存して居るか解らんから、其の研究を、傳染病研究所に命ぜられ
たのであります、其の時の研究の報告は私は聞きませんが、夫れ以来内務省を以て、例の天然
水取締を非常に嚴重にした、同時に各縣でも大變喧ましく嚴重にした爲に夫れからチブスやバラ
チブスの發生が大分減つたといふことは幾度も聞かされた所であり、此處の土地では水
道が随分危險でありますから、支那人の住地に近いといふことも原因であります、支那人と
一語に混住するといふことも或は原因であります、あの穢い天然水を家庭に入れるといふこ
とも私は決して其の原因でないといふ人も認出來ないと思ひます、だから今森川氏が仰つた
ことに對してのお答は、丁度好い機會でありますから何うぞ貴下の新聞に書いて頂きたい、之
は天津防疫上非常に有益なことである。

○森川照太郎君 折角のお言葉ですが、よく解りませんから言ひませぬけれども、貴下は死亡率が標
準でない、患者数が標準だといふことであります、お醫者さんばかりですか、罹病数が標準
といふのは、下手なお醫者さんで誤診が多いと新患者は餘り標準に出来なくなりませんかと思
ひます、其處で天津にさういふお醫者が多いと私は申す譯でございませぬけれども例へばコレラ
の新患者が八年間に十七人あつた、死んだ人が四人しかいない、之はお間違ないかも知れませんが

自分らの瞭解する所ではコレラ十七人中死んだものが四人しかないと、死んだ人が少な過ぎ
るやうに思ひます、十七人中にはコレラでない人を誤診したのではないかと素人でもさう考へ
ます、斯う考へて見ますと、新患者数を標準にするといふことは何うも天津では少いかんと思
へざるを得ないので、私一個の考であります、而して假りに貴下の言を根據にして考へて見ま
しても、此の八年間の傳染病が二百五十九名、一人三十六といふのが、貴下の仰る、岡山縣が
一番多いのようですが、其處に比ぶれば何倍が多いといふことでござりますが、素人考では天
津の傳染病に對する衛生状態が良くない、夫れが爲に彼是特別の施設を要する程度とは私は今以
て考へません、さうして岡山縣に於てはさういふ數字が上りませうが、貴下の仰つたやうに天
津に於ける斯くの如き傳染病の發生の原因は單に水の關係のみならず周圍に支那人が澤山居つて
各種の傳染病に罹つて之から傳染する機會が非常に多い、といふことを一つ考慮に入れ、夫れか
ら此の統計數字の中には支那人の患者も含んで居るといふことも考へ入れて、さうして考へて見
ると、私の考では水が原因といふ譯に行かない、といふ點を考慮に入れれば私は天然水
といふものがそんなに傳染病の仲立ちをしないといふ、貴下のお考とは違な結論に到着せざるを
得ざるものであります、之は私と貴下の見解の差だから何時迄議論しても仕方がないから止ま
すが、此の次の統計は支那人と日本人を區別して頂きたいと思ひます、さうしないと、此の難多
な、さうして非衛生の状態の下に住んで居る支那人の病人を此の中に入れてしまつては普通標準
の定つて居る日本人の傳染病に對する衛生状態の何等考にならないと思ひますから、其の區分
をされることを希望致します、もう議論は止めます。

(99) (100)

今年度になつてから支出されました豫備費の内譯を、松本理事に命じると時と、何月何日に何千弗
を何ういふ費目に出したといふ内譯を伺ひ度、夫れから田村君に一昨日の所謂施政方針の御演
説の中に民團の教育衛生に關する施設が見劣るといふ言葉は私の耳に非常に強く響きました、
然らば土木施設なり何なりは餘程完全なものであるかに聞えるのであります、川端技師にお願
ひして置きますが、安全といふ譯に行きませぬ、一通り出来上つた道路の面積と之からやら
なければならぬ道路の面積との比率をお調べがあるのなら後から御返事を願ひます、其の中に
は福島街の美蓉街から海光寺迄の間だとか、芙蓉街の秋山街と宮島街がマカダミ、システムに一
通り出来上つて居りますが、之はソリデットになりますから未完成のものとして御計算願ひま
す、差當り御質問致します前提として材料をお願ひするものは夫れだけであります、先刻米問題
打切りといふお言葉があつたので或は砂田さんに叱られるかも知れませんが、先刻問題の總てが
終つて居るのでありますから一應お尋ねしたいと思ふのですが、十一月の臨時民會でありました
か、米會社の株を持つときまつた時、將來の監督の方法とか重役を民間から出す、其の外具体的
に監督の方法は何うするのだといふ議論がなされた時、時の上野會長は、會社の設立認可の際領
事官から適當な附帯命令が出る、夫れに依つて取締役、監査役を必らず出すといふ風なことが條
件づけられる、といふお話があつたのですが、昨日お願ひして今日配付を得ました契約書の中に
は、會社と民間との間に必らず重役を出すといふ契約もないのであります、又新聞で拜見した
所では創立總會で定款が變更されるといふこともないやうに伺つて居ります、從來の定款のまま
では何時民團の重役がドロッパしてしまふかも知れませんが、選出されぬかも知れない譯ですが
其の點領事官から命令でもありますので、或は新聞の見落しで、定款の變更はあつたのです

○白井忠三君 私も質問があります、質問の準備として先づ書類をお揃へ願つて置きたいのは、

(101)

か、定款に依つて民団の代表を必ず出すといふことになつて居りますか、何うですか、此の點便宜上會長でなくとも勝田さんからも宜しうございませう、御返事願ひます、夫れから事務報告の第五十六頁を御覽願ひ度いのです、「山口街陸軍倉庫並開口宿舎移轉に關する交渉完結の件」此の中の次の頁の四行目の所に「茲に於て民團は前記陸軍用地山口街四番地 全十三番地 開口七番地の經營使用權を得」と書いてありますが、「經營使用權を得」といふ言葉は次の契約書に對照して見ますと、御承知の如く此の空地は東京建物會社の所有地を軍に於て占領されて居つたものでありまして、軍の宿舎の移轉された後に民團に於ては船會社の埠頭用地にでも拂上げる考の許に一方建物會社に對しては適當な賠償金を支拂ふやうな計劃が從來されて居つたのであります。此の事務報告を見ますと、軍が移轉してしまつた限りは建物會社に何等交渉せず民團が使用經營權を持つて居るやうになつて居ります、此の解釋に就て聞道ございませぬかといふことが一つ、今一つは此處に出て居る契約書であります、私は之に就て關係者の一人として色々調べましたが、遂に調べ上らないのですが此の契約書は軍と契約を締結致しますに就ては行政委員會は民會の協賛を経ずによつても宜かつたものでありますか、經手によつても宜いといふれば何時の民會で斯ういふ決議から行政委員會に一任されて居る、といふ論議がなければならぬのであります、若しも民會で一任されて居らんとすれば、此の契約は民會の協賛を経なければ效力を發生しないものと私は考へます、一遍にみんややつてしまふと答の洩れることありますから、此の邊で一時的切つて御答辯に依つて尙續けます。

○行政委員會長(田村俊次君)
お答致しませう、今の米會社へ民團から役員が入つて監督するといふことは領事官の命令でもありませんし、契約書にも無効なものであります、併し乍ら其の當時の官憲の御注意に依つて行政委員が入つた方が宜い、株を分けて株を持つて役員になつた方が宜いといふ非公式ではありましたが、たゞ半分の御注意の御命令があつたのです、夫れに依つて石川、大澤君が入られたのです、確かさうでした、其の點は私はさういふ風に思つて居りますが、又勝田君から補足するやうです、成る程今の開口の經營使用といふのは、實際一寸書き方が誤つて居ります、未だ實は建物會社と公然の交渉はありませぬけれども、建物會社と交渉してその土地の使用法が如何に就ては民團がきめるのであります、未だ建物會社とは交渉をやつて居りませぬ、其の前に此處に書いてのは誤つて居ると思ひます、何れ交渉は埠頭の用地の一部に使ふことだと思つて居ります、之は前々からの計劃でありますから建物會社も御承知のことと思ひます、圓滿に交渉が行くと信じて居ります、夫れから契約書です、成程お説通り行政委員會でも色々議論が有りました、民團に一度請るとか、かけるとか、承認を経るとかといふ話もありましたが、又色々研究して見ました所が埠頭の經營使用に就ては行政委員會に一任するといふことがきめられて居りまして、軍の持つて居りました土地を民團の所有に歸して其處へ何ういふ陸上設備をするとかいふやうなことは皆行政委員に一任されて居る委任事項と思ひまして別段今度は議案に入れなかつたのであります、無論報告すべき義務がありますから此の中には書いて置きますが、此の契約書は行政委員で締結して宜いといふ契約ではありません。

(102)

○行政委員(勝田重直君)
米會社に對しまして、内部の監督を民團が爲るに軍役を出さうといふ行政委員の方針は單に希望に過ぎなかつたのであります、行政委員會は之を決議の形式にするかどうか、といふ點に

(103)

就ては、固より決議した所で夫れが直ちに實行される問題でありませぬと申しますが、決議した所で株主平等の原則から申しても、民團が株を持つたからと言つて、思ふ儘に軍役を選出することは出来ない、純理上の關係に立ちましては之を決議した所で夫れは空文に過ぎないものになつてしまふ、要するに申合は内部監督の爲に軍役を選任しやうぢやないか、といふことになつて居りました、けれども夫れを何ういふ形式を以て台社へ申込み、軍役發起人に之を申込みんで軍役を選出するか、といふ具体的方法は尙取極めてありませんでした、何か曰井さんのお考でないかと思はれます。

○曰井忠三君 私は確か四ヶ月前の公會堂に於ける臨時民會席上の言論と今晚の勝田委員のお言葉との間に如何に隔りがあるかといふことは議員諸君は健忘でないお方の限りは覚えて居らつしやると思ひますが、さういふことが出来ないものである、どんな契約をして置いても無効なものであるといふ意味の御説を十一月の十五日此の民會で、民團は四萬那の米會社の株を持つべしといふ決議をすべき民會の、討論に於て法律の知識のありになる勝田君の御發表なかつたことを遺憾と致します、私は極言すれば、株を持たせる迄はさういふことを言はずに置いて株を持つてしまつた今日、お前達平等の權利以外のものを要求しやうと言つても無理だぞといふ言ひ方とか之を聞きませぬ、同時に提案者なり、今晚居りませぬが小倉君なり、其の他賛成者の山田君なり色々なお方の演説の速記は録として存して居る言であります、民團に株を持たせるといふことは、公衆衛生に利益のある事業を補助するといふ意味ではないが、補助する意味よりは公衆衛生に關係のある事業の監督をしなければならぬから民團に株を持つて(ヒヤ)此の御議論であつたのは通過したのであります、此の大目的、大主旨が今日に至つては如何なる方法に依つても監督は出来ない、監督役にも株主にもなることが出来ない、之れ程失望したお言葉は私はないと思ひます、又若しも之が故意であるならば、明らかに居留民全部を欺いたものであります、私は法律家でありませぬから存じませぬけれども、徳義上の約束が必ずしも民團から役員を出さなといふことは、夫れこそ本當の空文にしか過ぎませぬ、株は移動性を持つて居りますから、支那人が大多數の株主になつて居つて、十人が十人出て行くとしたら、總會で選舉しなければ民團の代表者は落ちてしまふ、斯んな風な状態で行つて、如何にして民團は米會社の監督が出来るのですか、勝田君のお話は、法律上さういふ約束をして置いても出来ない、然らば四萬那の株を民團が持つべしといふ大目的を何ういふ方法に依つて御監督になるのですか、何ういふ方法に依つて監督の實績を挙げられるのですか、夫れを伺ひます。

(104)

○行政委員(勝田重直君)
只今諸君を欺いたと仰有るのは、曰井氏の特質だと考へますが、甚だ不穩當の言辭でないかと思ひます、只今の御質問に對して單に之れだけをお答致します、民團から取締役に石川通、監督役に大澤大之助君のお二方が民團の希望通り軍役に就つて内部の監督をなさつて居られます。

○曰井忠三君 私はそんなことをお尋ねしたのでありません、今の状態では假して此の十一月の民會議員選舉に於て石川君大澤君が民會議員を御辭職になつて、民團の代表者でなくれば、此の十一月迄が安閑であれば、夫れから先の監督の方法がなくても宜いとお考になりますか。

○行政委員會長(田村俊次君)
私は人の問答を横取りするやうですが、會長として責任がありますから申上げますが、上野君が會長の時でした、兎に會長が取締りになる、夫れから會計主任が監督役になる、といふことを

(106)

(105)

行政委員会で決議してちやんと決議録に載つて居るので、其處で水會社とは、其處で所謂紳士契約で現に角民團は斯ういふ決議をして居るのだから形に於ては選挙である、選挙の形にするけれども、勿論民團は決議して居る、夫れは水會社も承知して居る、必らず其の時の會長、夫れから其の時の會計主任が今言ふやうな役員になることになつて居りまして、只私がならなかつたといふことは、私は所謂産婆役、發起人であつたから面白くないから監督するものが監督されるものと一つ人員はいけないといふ所から、副會長の石川君が代つたので、決して御心配ありません、必らず大澤君や石川君が止めれば行政委員会の決議通り夫れを告々が水會社に迫ることが確かに出来ませう、夫れは法律上はいけないかも知れない、又法規上さうはいくまいと言はれるでせうが、形式上已むを得ないから選挙するのでありますけれども、必らず二人は重役に廻込む、といふことは水會社とは所謂契約は、書面に於てはありませんが、其の方の御心配はないと思ひます

○白井忠三君 私は田村君が契約といふやうなことに對する御觀念の餘りに寛大なのに驚きます、いくら民團の方で決議して置いても、現に勝田君が今言つて居られる如くに株式會社は株主に依つて組成されて居るので、其の株主が行政委員会の決議を信じて忠實に入れるだらうといふことでは重要な監督権の抛棄ではありませんか、夫れを遂行して行くといふ御解釋に驚かざるを得ません、勝田君も言つて居られる、契約して置いてさへ夫れが役に立たない、きかないと言つたら夫れきりだ、況んや書いたものも何にも進んで、同時に發起人なり又現在の重役なり民團との間に必らず重役にするといふ約束でもないならば全く口で言つたことを、紳士同志の協商といふやうなことで、水會社の株主が永久に持つて居ると限らない、現在の株主が必らず其のまゝ持つて居るといふことをどなたがお誓ひになつて見た所で之を信する人はあり得ないと思ひます、こんな重大問題を其のまゝ放つて置くのは十一月十二日の臨時民會の形勢から貴下のやり方は失當だと思ひます、之からおやりにならない積りでせうか。

○行政委員長(田村俊次君) 白井さんに何ふが、水道會社では、民團の代表者を必らず重役にするといふことで、今迄持つて續行して居りますが、何かあれにはさういふ契約が規則がありますか、知らないのです、一寸

○白井忠三君 私も持つた時のことを知りませんが、重役を出して呉れるから持たうと言つて持つたものでありません、今度民團が二千株持つといふことになりました、先刻申上げます通り、備かる仕事だから持たうでもなければ、公衆衛生に關係の多い問題だから賛同會社の手にのみ委して置くのは宜しくない、民團が株を持つて監督権を十分行使する必要がある、といふ點がある株を持つたといふ決議の重點であります、監督官が如何にして實施なさるか、勝田君の言ふ通り餘程法律上難しいでせう、私は其の晩言つた積りで、定款を變更して見た所で定款は株主の意見で變更へられますから都合が悪くなかつたからと云つて定款を變更すれば駄目になるし、夫れは必らず民團が株を持つて居る間重役を必らず出すといふことが何うして實行されるか、といふ點を心配したのであります、速記録を御覽になれば解りますが、監督官が水會社の營業を認可する時に監督官の命令を以て其の邊のことを言つて頂く積りであります、といふのが當時の上野會長の御答辯であつたのであります、其の御答辯のあつたことを貴下はお忘れになつて居るの

○行政委員(勝田重直君) 選挙の結果で就任する重役を豫め選挙を請求するが如き契約をふんで置かして置かして、夫れが形勢

(108)

(107)

上に現れた契約を結んで置かして置かして、夫れが有効に常に行はれるものであるならば必らず吾々はやつとかなければならぬものでしたらう、夫れが會社に内交渉位で片付けなければならぬ法律上の關係に立つて居ります、夫れで成程民團から重役を選任するといふことは監督上必らずしなければならぬでせう、ですから夫れに對する研究は固より十分に致した筈であります、契約なり何なりして置くといふ形式は出来ませんが、只今申上げた如く必らず夫れが實施されるものであるならば、宜しうございませうが、矢張り純理上から申しますと、假令契約をした所で夫れが行はれない場合は想像し得るのであります、さういふものに對して書面の交換をして置くといふことは如何でございませうか、と考へます。

○岡本總領事 大變長くなるやうですが、命令條項の中には民團から重役を出すといふことは書いてありません、其の他「必要な命令を發することあるべし」と書いてあります、其處で民團と萬一水會社との間に紳士契約が無視されるやうなことがあれば領事官としては命令を發する、其の邊は私がもう少し早かつたならば貴下の方の應答は全く無益であつたのです。

○藤田語郎君 白井君は多年行政委員長をして居つて大體の契約書に就ては十分お解りのことと思つて居ります、水道會社の株を持つた時民團から重役を出すことは所謂水道會社との間に紳士契約として行はれて居ります、契約を結んでから十年になります、明らかに適用されて居ります、未だ實行されて居ります、然るに製水會社の重役問題は、此の會社自身が日本租界にあつて日本の法律の下にある、そして日本人が社長をして居る、斯ういふ會社です、白井君は行政委員の内部の事情を知つて居るに拘らず斯ういふ質問をする、人を責むること急なるだけであつて、私は甚だ其の態度を遺憾とするものであります。

○白井忠三君 何處迄も遺憾として頂きませう、先刻來言ふ通り何故勝田君は吾々に認可命令書に斯ういふことがありませうといふことを始めに言つて下さつたならば夫れを聞いたのです、夫れがないといふから斯ういふことになつたのです、今夫れはよく解りましたが、引續き申上げます、山口街陸軍倉庫の問題のもう一應質問を重ねます、成程程頭頭事業に關する色々なことを行政委員會に一任するといふ決議がありますが、凡そものには限りがあります、此方の福島街の何百坪といふ土地を陸軍に無償で永久と言つて宜い陸軍占領期間使はせるといふ契約は地頭、築造當時の計劃書の中にございませう、幾ら土地を買ふ、いくらの地頭を造るといふやうな御質問の下に行政委員會に一任して居るのであります、之れだけの土地を陸軍に殆ど永久的に貸與するといふ契約が行政委員會の一存で出来るといふことは全然民團法規に對して御つた御解釋と思ひます、夫れは讀上げる迄もなく民團法規第三十一條を御覽になると明白になることであるが、引續いて水會社の契約書も一昨日お願ひして頂戴して見るに臨時民會に提案された契約書の案とは相當重要な點を變へになつて居るといふ精神は矢張り行政委員會が勝手に出来るものだとお考になつたからであると思ひますが、夫れならば私は大變遺憾して居ると思ひます、重ねて此の機會にお尋ね致しますが、前の臨時民會の散會後に於て私は田村君又監督官なり勝田君又多數の方から包圍されて、あの契約案を決議しなければならぬと云ひ、決議をする必要はないといふ議論を散々聽かれましたが自分でも研究して見ましたが、私の意見は何うしてもいけないと反抗心を以て岡本總領事に申上げて置きました、其後岡本總領事のお考を聽く機會を持つて居りますが、私は行政委員會にお尋ねするのですが、二仙の料金を五年間契約をする、此の契約書は民團の同意なしでやつて宜い、例へば第一の契約を改めて、二仙で十年契約にする、

又は三年に直すといふことを民團の同意を経ずに貴下方行政委員會議限りでやつて宜いとお考になりますか何うですか。

○行政委員(勝田重直君)

只今の五年といふことは前の行政委員會議で極めたことですからあの契約の重要な案件に就ては既にきまつて居るのでその心配はないと思ひます。又今監督官から御説明がありました通り私共の當時若し民團で自由の監督が出来ないといふやうな状態にあり乍ら私が夫れを黙つて居たのは不都合でないかといふ御非難でありましたが、私は行政委員會議の席上では大分申述べてあつた點であります。さうして皆さんも其の位の純理上の観念は誰しも持たなければならぬことであつて、私が敢て此の民團の席上で御説明申上げる迄も思ひます。夫れで今御心配になられる方も或はあるかと相愛されますので、監督官から會社に對する命令書。

○白井忠三君 其の點はもう宜い。

○行政委員(勝田重直君)

夫れは貴下許りでなく、皆さんに不安の念を感じさせるといふことが若しありますといけませんから「會社方定款又ハ當館ノ命令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スヘキ行為ヲ爲シタルキハ營業ノ停止若ハ役員ノ改任ヲ命シ又ハ營業ノ許可ヲ取消シ若ハ其ノ他ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ」とあります。決して皆さんが御心配になられるやうなことはないと思ひます。何うか御心安く願ひます。

○藤田語郎君 只今白井君は駐屯軍との土地交換問題、陸軍倉庫の契約書の問題を述べられました。が、陸軍倉庫の移轉問題に就ては昨年の民團の決議で五萬弗の移轉費を取つて居ります。其の前

(110)

(109)

に於て幾度か色々な問題が事實上に説明されて居りますが、今日になつて又夫れを責めるのは内部の事情を知つて居る白井君は随分、かと思ひます。會長時代に何ういふことをされたといふことを考へられたら斯ういふ言葉は出ないと思ひます。

○白井忠三君 何うか私のお尋ねしたことを答へ願ひます。

○理事(松本文三郎君)

白井議員からお尋ねの内譯を申し上げます。四年六月十五日に二千五百弗、臨時調査費。

○白井忠三君 昨年の十一月迄の必要はないと思ひます。

○理事(松本文三郎君)

關聯がありますから序に申し上げます。もう一遍言ひます。四年六月十五日。

○白井忠三君 夫れは要りません。

○理事(松本文三郎君)

關聯があるから申し上げます。要らなければ宜いと思ひます。四年六月十五日、二千五百弗、臨時調査費。上京委員の旅費であります。五年三月二十二日、五千三百弗、之は北支那小學校長會議費に花旗銀行借替費、之を雜支出として經常部へ出て居ります。夫れから同じく二十二日に千弗は臨時水道費、之は此の間清水技師の來られた結果、尚もう一編試験をしやうでないかといふことになつて、舊グラウンド及本願寺墓地に井戸を掘りました。三千弗の内千弗だけは臨時水道費として豫備支出致しました。夫れから六千弗、之は調査費であります。之は最初の二千五百弗と共に確か二度目の上京費に當つて居ります。夫れから二萬弗は家屋移轉償金で陸軍倉庫の金であります。合計三萬四千八百弗であります。特別會計としまし

て、三千二百弗が事務所費、之は電氣の方であります。夫れから臨時部で土木建築費に三百弗、合計三千五百弗になります。是れだけあります。

○行政委員長(田村俊次君)

私は軍団司令と陸軍倉庫のことについて契約は既に山口街倉庫を移轉してさうしてあれを民團に拂ひ下げて貰はうといふことを餘程前から懸案であつて、民團で度々報告され、もう民團議員も耳が遠くなる程聞かされて居る。夫れが段々遅れて私が恰度會長に就任した其の初の時でしたらう、契約が出来たのですが、只今申上げた通りもう既に五萬弗出してあの倉庫を移轉するといふことは民團議員諸君がみんな知つて居る。此の契約といふのが今度始つたのだから殊に埠頭築造に關係して居ることは行政委員會議の委任事務の中にあるから宜からうといふので契約をしたのであります。今でも矢張り民團に請らなくても差支ないかと考へて居ります。若し間違つて居ればお互研究しやうではありませんか。水會社の契約は此の前民團には只参考書として出したので民團の決議は求めて居りません。夫れで今度の契約と内容が變つたといふけれども實質上は法律上には大した變りはないので、只字句が「如何なる場合に於ても」といふのがあつると、事實上不可能だと思ふ時迄も、例へば天災事變で埋没しなかつた場合も入りますから、「如何なる場合に於ても」は除外したら宜からうといふ行政委員會議の決議でありまして、私は別段民團の参考書として見せたものは後に變更した所で又夫れを民團に於ける必要は勿論ないと思ひます。少しも其の必要はないと考へて居ります。報告はする義務がありますが、又民團にかけて協賛を要する必要はないと認めます。

○白井忠三君 議論に及りますから議論は改めて他の形式に於て申すことにして、簡単に申上げて

(112)

(111)

置きますが、斷じてお考です。契約を民團に請らなかつたら行政委員會議で勝手に變へて宜いといふお考は、先刻の勝田君のお話と全然矛盾するではありませんか。二仙で五年間といふことが、此の間の民團で認められたのはあの参考案の内容があつたからで、特別の斯ういふ場合電氣料金を行政委員會議がきめて宜いといふ修正をしたのが本案であります。何故斯ういふ修正案をするかといふに水會社に二仙で五年間斯ういふ供給をするのだからといふことが決定して居つて、始めてきまつたのであります。其の参考案其のものは民團の決議を経たものでもなんでもないので、行政委員會議で變へて宜いといふと、二仙を一仙五厘にしたり、五年を十年にしても宜いといふ議論が出るのです。さういふことはあるべき筈はありません。勝田君は行政委員會議で決定したことから云々、と仰りましたが、行政委員會議で決定して宜いこと、民團の協賛を経なければ效力を發生しないこと、あるものであります。先刻藤田君がごちや／＼言つて居りましたが、「耳がいたいだらう」と呼ぶ者あり。私は民團の協賛を経べきものを行政委員會議で越權のことをして宜い、此の議論して居ります。明らかに越權であります。議論は之以上繼續致しません。是に私はお尋ね致しますが、小倉章宏君に二十年誌に對する報酬を拂はれると新聞で見ましたが、あの費目は二十年誌からお出しになりましたかどうかお尋ね致します。

○行政委員長(石川 通君)

其の前に白井さんから契約案に付てお尋ねがありました。五ヶ年間一キロワット二仙といふ値は標準があつてきたのだから勝手に行政委員が外の文句に變へ、一仙五厘にしても宜い、十年にしても宜いと言ふけれども、根本が變つたのではないのです。會社が責任を以てとありますから、「如何なる場合でも」といふのとさう變りはない問題ですから、五年を十年と……。

○白井忠三君 昨々時間が長くなるので、私の質問のポイントは、根本を變へた、内容が斯うだから宜いか悪いとか議論して居るのでありません、契約案を民會に諮らないで、行政委員会で勝手にして宜いか悪いとか問題です、夫々の解釋ですから、如何なる場合といふ字があつてもなくとも宜いといふのは各自の意見があるのです、貴下がさういふ意見だからと言つて、根本だらうが、故葉だらうが、契約は民會の協賛を経なければ出来ないのであるならば案は變へていけないのです、第三條の終に、「但し租界外邊隔ノ地ニアリテハ運賃ノ實費ヲ徵收スルコトヲ得」とありますが、需要者にいくらかでも不利益な事項は民會には出て居りません。

○行政委員副會長(石川 通君)

出て居りません、斯うした方が都合が宜い。(笑聲起る)

○白井忠三君 内容が貴下の御解釋と違ふかどうかは意見の相違だから仕方ありませんが、兎に角契約案を臨時民會の參考案として出して、夫れに對しては相當の議論もあつて、さうして通過して居るものを行政委員会が變へるといふ精神に間違がある、之以上は議論になりまして、以後何かの形に於て此の點に於て民會の皆さんの御意見を求めやうと思ひます、私一人の意見でない、多數の御意見を求めやうと思ひます、之以上議論は致しません。

○森川照太郎君 白井君の質問の答があるでせうが、後にして頂きます、今の問題で、製氷會社に特權を與へることを議論したる民會に於て此の契約案を締結する時には民會の協賛を要すべきものだといふ議論は私もしましたし、他の方もして、相當此の前の民會で此の事は喧し問題であつた、其の位に此の契約案には重きを置いたのであります、然るに上野會長が監督其他の事に付ては監督官の方から相當の命令が出る筈でありますから、といふ理由を以て契約を民會に附議

(113)

(114)

することを拒まれて、如何にも上野會長と監督官との話合でもあるやうな風に見えましたが、其の爲に此の契約案を民會で附議すべしといふ議論が遂にドロツクしてしまつた譯です、其の位契約案にはみな重きを置いたのであります、其處で只今田村會長は參考に過ぎないといふお考でしたが、吾々は參考として提出された契約案に掲載された條項に變化を加へられることは其の時には豫期して居なかつたのです、然るに民會に諮らなくとも宜いといふことを主張されるのなら、當局者は其の草案に對して相當の責任を感じて多少の不便があつても變へてならぬといふ徳義上の責任を感じられたかつたものであります、お感にならなかつたことは誠に遺憾とする次第であります、「如何なる場合に於て不可抗力の場合だからあつてもなくとも宜いといふ理由を取つたといふお話でありますが、如何なる場合に於て不可抗力の場合に於て不可抗力を含んでは居りませうけれども、其の以外の場合も含んでは居ないかと思ひます、法律上の解釋は私に勝田、石川兩法律家のやうに知りませんが、云へませんけれども、併し乍ら如何なる場合に於ても不可抗力に限られてないことは常識を持つて判断されたら解ると思ひます、然るに如何なる場合といふ字句を不可抗力のことであるといふ解釋の下に簡単に除き去つたといふことは、此の案を通さんが爲にさういふ字句を入れて、後に取つたら取つてしまふといふ感じを持たれても致し方がないことではないかと思ひます、私は斯くの如き重大なる變革を契約書に加へるならば草案として示されに理由と根據が何處にあるか苦しむのであります、將來斯ういふ場合には變革を加へない、といふものを出して貰はなければならぬ、殊に大なる問題になつたものをわざ／＼と民會に諮らずにお取りになつてしまふといふことは或は行政委員會の越權の處置でないかといふ疑を私は持つものであります、今日例へば不可

抗力以外の他の原因で水の配給が出来なくなつた時、相當之は問題が起るだらうと思ひます、若し「如何なる場合」といふ字句があつたら吾々安んじて如何なる場合に於ても會社に配給を求められるが、なくなつた今日になつては理由を講しても、配給されなかつたら仕方ないと思ひます、之を重大でないとお考になることは餘りお勝手なことと思ひますから、之許りではありませんが、將來斯ういふやうなことがあつたら嚴重に御注意なさいといふことを警告致します。

○大田万吉君 登壇

製氷會社のことに就ては大變御議論がおりますので、私が今携つて居る關係上、一應申上げて若しお差支なければ私共でお引受申し度いと考へて居ります、時期は十年の間御辛抱願ひ度、固より製氷會社の創立に多少の手落があつたことも事實であります、又無理なといふことも非常に急にやつたことで已むを得ないと思ひます、併し乍ら製氷會社の事業といふものは時代の要求でありまして、今日既に出来て居らなければならぬのが出来て居ないのを甚だ不慮に考へて居る次第であります、要するに此の事業家が天津には殆どないと申上げて宜いやうに私は考へます、議論許り先に立ちましたし、今日の如き不景氣の時期に職を失つて居る人々の多い時に産業の獎勵上此の事業の起つたのは最も適切なこと、考へます、(拍手)此のことは木下商會事務が書いて居りましたから天津日報に二日に亘つて載せて置きました、私は天然水を貯蔵して居りましたので一方ならず迷惑しましたけれども此の進歩的の事業には何うしても否認する譯には行きません、賛成發起人となつて茲に經營致しました次第であります、其の爲に五百個許り米を貯蔵して居つたものを地代を拂つて持つて居るやうな次第で甚だ迷惑して居ります、併し乍ら數年來計畫して居りましたから、此の事業を愉快と感じて此の業を營んで居る譯であります、夫れから會社の經營上に、最も好い機械が見付かりまして能率も豫期以上に果つて居ります、生産力は今三十二噸達つて居ります、其の三十二噸を計算しますと、三十噸で二百三十六弗夫れで實際の經營は百弗前後のものと思ひます、夫れであるから百弗以上の純益を得て會社を経營するのであります、其他に未だ澤山の梨リンゴ等各種のものが入ります、バター、ソーセイヂ、斯ういふ風なものも少しして、お断りを言はなければならぬ位になると思ひます、冬になつたら何ういふ状態になるか解りませんが、冷蔵に持つて御出でになる方は日本に置いておくよりは此方に持つて来た方が同じ値段でも金銀の差だけでも得になる目便利であるといふやうな見地から主に持つてお出でになる、夫れから粟の如きものは日本に行つて貯蔵したものであります、故に天津に於て貯蔵した方が利益であるといふので、又試みの爲といふので百俵か二百俵程度にお出でになるものもあり、卵の如きものは此の土地に於て冷蔵して、此の土地に於て賣らうといふ御議論もありません、私は此の事業なるものは非常に商業の助長でありまして決して諸君が御心配になる如く此の株がなくなつてしまふやうなお話もありませんけれども、裕に一刻の配當をして餘りあるものと私は信じます、夫れです、若しお差支なければ四萬株は私共責任を負うて二三年の間にお引受申し宜うございませう。

(115)

(116)

○大田万吉君 今年でも宜いと思ひます、只今白井さん、森川君のお話は何うも「如何なる場合」を除いたのは行政委員會の越權行為であるといふことであります、私共お引受しますから議論許りなすつて世間の物笑ひになるやうなことは此の位でおやめ下さるやうに。

○佐々木敏丸君 今申したやうな行政委員會の越權行為であるといふのだから元通り「如何なる

場合」を置いて頂く行きませんか。

○行政委員長(田村俊次君)

私等の見解は、此の契約は民會の協賛を越すべき性質のものでないと思ひます。どうか之は矢張り今度の變更も御参考としてそんなに議論をすることはと思ひます。さうして「如何なる場合」も責任を持つてと變へたのと實際に於て同じでないかと思ひます。如何なる場合と言つても出来ないことは出来ないのだから、責任を持つて出来る限り手を盡してやらうといふのです。如何なる場合と云つても出来ないものは出来ない、手を盡すだけは盡すのだから同じ意味ではありませんまいかな、同じでせう、どうしても民會の協賛を越すべき性質のものでないと思ひます。

○森川照太郎君 見解の差は頭の變らない限り仕方ありませんが、之でおしまひにしますが、事實上一寸伺つて見たいと思ひますが、製米會社の製造能力が三十噸といふことを大田君に伺つたが、一年中製造して居つて、餘分を貯蔵して置いて夏季の需要に應ずるのでありますが、今年百位貯蔵すると思ひますと、何時もなら秋からの分を貯へて置かれる譯になります。百五十日分の貯蔵しか本年度はない譯ですが、今の能力で夏の需要に差支なく應ずることが出来るのですかどうですか。

○行政委員(勝田重直君)

實は目論見には三月の一日から二十五噸の製米をやりまして、十月迄が必要期でありますから夫れ迄にいくら出来るかと云へば五千二百噸、馬力をかけてやれば六千噸位出来るといふ豫算でありました。さうして租界内の需要がどれだけで、此の一夏十月迄に足りるかと思ひますと、約

(118)

少く見積つて千九百噸、二千噸、三千噸といふ所で決して行くいはないが、所が今度先程大田君の申しましたやうに一つの機械で、補助機を使はずに一日三十二噸乃至三十五噸迄の製米能力があることになりました。事實は三十二噸出て居ります、で昔々の豫算よりも尙確實な数字が出ると共に豊富な数字が出て来た譯なので大變善々其の點に付て安心した譯なのであります。

○森川照太郎君 さうしますと今年には差支ないと思ひますが、水はどんなものか私には知りませんが、粗末で、粗末に造つたものは餘計出来ませんし、町等に造つたものは餘計出来ません。今年のは粗末で、堅く凍結して居ない、さく／＼白い泡のやうなものが入つた水を拵へて、二十五噸が三十二噸の成績を示しても粗製濫造といふことになりませんか、もう一つは四月になつて製造し始めて間に合ふ位でしたら來年から五ヶ月分の製造したものが餘ることになるのですが、其の時はサポタージュして生産を減らすお考えなのか、今年間に合へば來年餘るといふことは一見甚だ明らかですが、來年からどういふ風になさるお考えですか。

○行政委員(勝田重直君)

泡のやうなもの、白い空気の入つたものを製造する積りでなくても、或は技術家と言つても餘り大したものも居ないので、始は成程製米が出来ましたが、段々よくなりまして現在では全く透明な米が出て居ります。始の米も實は碎米器にかけまして漁船やなんぞに使ふには此の方が大變宜いのださうです。使ひ道はあります、御心配のないやうに、夫れから製米能力が餘り過ぎて甚だ心掛りのやうですが、會社にとっては、大變結構なこと、他に配給してきつと利益を得て或は何年か先には三仙五厘が三仙になる時機が現出し得られて大變結構だと思つて居ります。

○森川照太郎君 餘るのでせう。

(117)

○行政委員(勝田重直君) 餘ります。

○森川照太郎君 今年の需要を満し得るなら來年は五ヶ月分餘るでせう、會社に結構であるといふのは僕に關することではないからお尋ねして居るのでないが、餘るのでないかといふ疑は、會社の御希望通り買つて呉れれば宜いが、天然米で結構だからそんなものは要りません、と外國租界の者が思つたら買れませんが、樂觀するより、會社の爲に誠に結構でなくて五ヶ月分の生産額を持越さなければなりません、夫れをどうなさるか。

○行政委員(勝田重直君)

賣れるか、賣れないか夫れは解りませんが、大田君に聞いて見て下さい。

○白井忠三君 石川君は會社に都合が悪いから但書を附加へたと仰有りましたが、「租界外遠隔の地」といふ意味を御説明になつて置いたら宜いと思ひます、佛蘭西租界迄は運賃の實費は要らん英租界は要るといふ、遠隔はどの邊を指すか。

○行政委員副會長(石川 通君)

遠隔といふのは字の通りでありまして、特別一區とか露西亞租界邊りの所は遠隔でありまして、さういふ方面はといふ意味であります。

○白井忠三君 英吉利租界や佛蘭西租界は……。

○行政委員副會長(石川 通君)

大概の所は會社の方できめたいと思ひます。

○川端技師 先程の御質問にお答しますソリデット道路が六千二百六十二坪、コールド道路が二萬一千五百九十六坪、碎石道路が九千七十二坪、其の小計が三萬六千五百三十坪であります。

(120)

夫れから未改修を申上げます、何にさま手をつけてない所が一萬四千七百四十七坪であります、夫れからソリデットにすべき道路で他のものになつて居る所は秋山街、芙蓉街の一部分、福島街の一部分であります、其の三つの坪数が六千一百〇四坪であります、それが最前申上げましたコールド及碎石敷の中に含んで居ります、夫れから今申上げた坪数は歩道を含んで居りません、以上。

○行政委員長(田村俊次君)

白井君の質問の二千坪を小倉章宏君に出したが、二十年誌から出したかといふのは、二十年誌の費用から出て居ります。

○議長(吉田房次郎君) 休憩致します。

午後十時十分再開

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは開會します。

○高橋英之助君 先刻白井さんがお尋ねしたことに關聯しましてお尋ね致します、小倉章宏君に二千坪出したのは民團吏員規則によりましたのですが、どんな規則を利用してやつたのですか、夫れをお伺致します。

○行政委員(大澤大之助君)

高橋さんのお尋ねは聲が小さくて徹底しなかつたのですが、

○高橋英之助君 小倉章宏君に謝禮金を支出しましたが、民團吏員規則に準じて支出したのですか

(119)

或は他の方法に依つて支出したのですか。

○行政委員(大澤大之助君)

お答致します、小倉氏は一旦民團と縁切りになつたのです、其の中顧問といふことは囑託しまして、斯ういふ報酬を上げることになつたのです、民團吏員規則に據つたといふ點でないのではありません。

○高橋英之助君

小倉氏が民團囑託として在職されましたのは昭和四年度の報告に依りまして、昭和二年五月から三年十二月迄、此の間一ヶ月七ヶ月であります、民團吏員規則第十三條に依りまして、一寸長くなりましても構いません。

第十三條

東員滿三年以上誠實ニ勤務シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ辭職又ハ退職シ若クハ在職中死亡シタルトキハ勲績總額金ヲ給與ス。

己ムヲ得ザル事由ニ依リ辭職シタル者ニ對シテハ勲績年數ノ如何ヲ問ハズ相當ノ慰勞金ヲ給與ス。

第十四條 勲績總額金ハ退職當時ノ月俸ノ三ヶ月分トシ勲績年數四ヶ年以上ハ左表ニ據ル。

左表は略します。

第四條 吏員ノ任免、進級及特別手当給與ハ理事ノ裁可ヲ經テ行政委員會之ヲ決定ス。

といふことがありますが、之に依りますと小倉囑託は當時何程の月俸を得て居つたか解りませぬけれども勲績年數が一ヶ月七ヶ月ですから三ヶ月分の慰勞金で事足りると思ひます、假りに月俸二百弗であるとする、六百弗で足りるものに對して、その言ふのは假りにです、千四百弗も顧問に對して多額の費用を拂はなければならないものでありませうか、又行政委員は夫れで宜い

いふお考でさういふ多額の支出したものでありますか。

○行政委員(大澤大之助君)

小倉氏は今高橋議員の仰せの通り囑託として居つたのです、所が一時豫備行政委員と言つたやうな問題がありまして、先生は此の囑託を解したのであります、其後暫く縁切れになつて居つたのです、併し民團二十年誌の編纂のことは民團吏員の手でやるといふことになつたのです、何うも従來の關係等がありまして矢張り同氏は償はさなければならぬ點が多々あるのであります、夫れが爲に今度日は囑託といふ名義を與へるでもなく、先づ相談役と云つたやうなことで更にお願いするやうな事になつたのであります、夫れで従前は月俸二百弗づつ、囑託時分には上げて居つたのであります、其後所謂相談役と云つたやうな事になりましてからは月俸を上げて居ないのです、夫れは四年の五月から十二月に至る迄の間さういふ状態が續いたのであります、俸給と致しましては放つて置く譯に行かん、といふことで、従前は月俸二百弗を差上げておりましたが、従前と違つたことでもありません、半額上げるといふことに致しまして、八ヶ月で八百弗支出したのであります、月百弗といふことになつて居ります、夫れから千五百弗差上げたといふことは、今貴下の仰せの二年の五月からすつと勲績して居られ、其の間中断致しましたけれども、又昭和四年五月から十二月迄八ヶ月間、之等を通算致しまして、種々同氏の苦心に於ける爲め報酬として千五百弗支拂つたのであります、其の中の三百弗は昭和四年五月以後にお盆の都合か何かで放つて置く譯に行かないので三百弗を謝禮の意味で出して居りましたから夫れを二千三百弗から差引まして、二千弗贈呈したのであります、内容はさういふ譯であります。

○高橋英之助君

民團には假拂ひの例がありますか。

○行政委員(大澤大之助君)

假拂ひも出来んことではありません、併し三百弗は謝禮として昭和四年八月九日に渡し済みになつて居るのです。

○森川照太郎君

さうすると千五百弗謝禮したといふのは全部を通じてしたのだといふお話ですが、さうですか。

○行政委員(大澤大之助君)

小倉氏が例の豫備の筆頭の問題の時に辭職することになりました、二十年誌の編纂の功勞金をどうにかしなければならぬといふことが行政委員會に出たのであります、併し拵へたものが如何なるものであるか二足三文のやうな悪いものであるか、或は非常に立派なものであるか、どうも夫れをよく調べないで、報酬をきめるといふことは少く其が惡いから一應何ういふものが出来たか見てみやうぢやないかといふことになりました、其の原稿を行政委員にじゆんぐりに廻して讀んで見たのです、夫れ迄の間同氏に與へることも差控へて居つたが、併し夫れは其の時代の行政委員會が必らずやるべきものであるといふ前提の下に取敢へず調べて見たのです、併し夫れでは一文も出さず其が惡いから上げるべき謝禮の中の内渡として三百弗上げて置かう、さうして審査して宜いものであれば更に協議の上で相當の功勞金を上げやう、斯ういふ行政委員會の決議でありました、夫れに準じて今の三百弗を昭和四年八月九日に一時夫れを内渡し金として上げたのです、夫れから後に又囑託といふよりは相談役のやうな形になりました、夫れが済んだものでありますから全部を通じて功勞金とか慰勞金とかいふ意味に於て支出した譯です。

○森川照太郎君

前に行政委員會で小倉氏の止める際報酬の話があつたが、全部出来上つて来ないといふ解らないから其處で行政委員に廻して見せたといふ大澤君のお話でしたが、其の議が出て居りました行政委員會を私は傍聴して居りましたが、特別の報酬をやるやうな話は一言も出たことがないやうに私は記憶して居ります、さうして回答にするやうにしたのは特別に報告人が悪いから、吏員の中でも誰もするものがないから已むを得ず變なものが出来ても困るからみんな草稿を回覧させて聞違のないやうにしやうでないかといふので廻すことになつたことを私は傍聴して居つた行政委員會で承知したことを承知して居りますが、報酬を呈するにどの位のものが出来て居るかを見定めやうといふ動機で回覧するといふことは私が傍聴した限りではありませぬでしたが、同時に行政委員會で全部が出来上つた上に特別の報酬をしやうといふ議があつたに相違ありませんか。

○行政委員(大澤大之助君)

夫れは傍聴した時にお聞き洩らしかと思ひます、私は行政委員として申上げます、必らずありました、さうして回答することも其の意味に於て回答したに間違ひありません。

○森川照太郎君

夫れでは宜しうございませぬ。

○植松眞經君

最前から米會社の問題で大變儲かるやうに押進致しまして、株主の一分子である吾々として甚だ將來の爲に満足に存する次第であります、所で私は儲ける方許りすることを聞いて喜ぶと同時に吾々民會として、損をして居るといふ方面も亦一面に考へる必要がありはせんかと思ひます、私は本民會の昭和五年年度の豫算案を平に入れました時に私のやつて居る仕事の關係上、恰も本民會が經營して居る發電所と全然同じ機械を動かして居る關係上、自分の仕事の豫算を立てる關係から詳しく調べて見、尙金の爲に發電所にも参りまして、お尋ね致しました

(126)

(125)

併し其の時は別に一キロワット二仙に賣上げの根拠がどこにあるか、實は昨年の臨時民會の時不在して居りましたので、其の消息を知りませんでしたので、只單に二仙の賣上げといふことだけ考へまして、夫れから靜かに使用電力の原價を計算致しました所が、別に豫算を何ういふ譯でもありませんが、別に材料がありませんから豫算を假りに取りまして、計算致した所に依りますと、供給電力が約一年で四百萬キロワットになります、實際は三百三十九萬四千であり、四百萬にして原價計算をやつて見ますと、石炭代だけで一キロワット當りが一仙四厘八毛五厘、發電費と申しますと、石炭及消耗品、修理費、斯ういふものを加へて見ますと、一キロワット當りが一仙六厘八毛三厘になります、又發電直接費、之は今申上げましたものに民團で申します事務費、大部分は人件費でございます、私はよく解りませんが、豫算に依りまして此の中の約七割が直接發電に要する事務費と假定致します、之は十分内輪に見積つてあるつもりですが、之に依つて發電直接費を計算しますと一キロワット當りが二仙八厘八毛八厘即ち約三仙五厘五厘になります、更に之が發電事業である以上は銷却金は當然原價に入れるべきものであります、銷却金は之も私の勝手な計算でありますから間違つて居るかも知れませんが、民團の計算に依りますと、發電所の設備全部を八萬四千三百九十元と見ますと、三仙五厘五厘の原價を附すと致しますと一ヶ月間の銷却金額は二萬四千三百九十元と見ます、之を二十ヶ年銷却に七分の金利を附加算し一キロワット當り約四仙一厘になります、之が發電事業として賣上電力の原價であります、原價と申しますと、石炭代から最後の銷却金を加へたものが原價と吾々は普通に云つて居ります、之が一キロワット約四仙一厘になります、さうすると今之を二仙の賣上としますと、私が申す迄

もありません、直ぐ御計算が出来ると思ひますが、其處に二仙一厘の損をする事になります、併し之が五ヶ年契約といふことになり、相當大きな損と申しますか、差と申しますか、が生れる譯でございます、吾々普通通ふ原價から計算致しますと、一年に若しも、私は詳しく聞いて居りませんが、二仙で賣る五十萬四千キロを全部製氷會社にするものとすれば一年に二萬五千八百四十四元との差がつかます、即ち原價から申しますと損であり、五ヶ年は其の五倍、五萬二千九百二十元になります、製氷會社は一割の利益相當は十分出来るといふお話でありますから、若しさうなれば民團の株主の計算は別と致しまして五ヶ年間に二萬五千元は民團に戻ると見ます、が差引き三萬三千三百元は電力を供給する爲に民團はこれだけの大きな損をして居る、といふことが立派に謂へるものと思ひます、斯ういふ公共的な意味を多分に含んで居る、併し吾々お五が株主でありますから、私は敢て吾々が普通通ふ原價に依つて原價を飽く迄も兎や角言ふ積りは差頭ありません、私が敢て吾々が普通通ふ原價に依つて、今の民團の原價から計算しますと相當高いものになります、さうして同時に二仙といふ原價は、其の原價から比べて約半額に及ばぬといふことを十分知つて居つた上でなければならぬと思ひます、別に之を以て既に臨時民會で決定されたものを兎や角申す意味では少しもございませぬが、若し假りに行政委員諸君並に議員諸君が其の邊の事情を十分御承知なくして、假りに二仙三厘なり二仙五厘の原價のものを二仙にする、大したことはないと言ふ御承知になつたものとすれば、大變な間違であつて、諸君が四仙一厘に上つたものを半額以下の二仙にすることを十分御承知の上でやつたものならば無論問題でありませんが、要するに私は専門家でありませんが、多少自分が實際やつて居る仕事の上から之を見ますと、斯ういふ大きな思ひ及びばん差があるといふ

(128)

(127)

とを申上げて諸君の御參考にしたいと思ひます、尙念の爲に行政委員にお尋ね致しますが、速記簿も見せて貰ひませんで知りませんが、原價を二仙にきめた時の標準はどの邊にありますか。
 ○行政委員副會長(石川 通君)
 植松さんの御質問でございますが、當時私は民團議員でございましたが、臨時民會でできたことを植松さんからお話になりました、當時民團議員であつたものは電氣の技師の方から二仙にして、大々夫だといふ御説明を聞いたと思つて居ります、實下も専門家、民團技師の方も専門家でありますから、専門家に付て意見を徴したいと思ひますから後程お答致します。
 ○佐々木敏丸君
 私も此の御質問の所では、松本理事のお話であつたのですが、民團が只の電燈を氷會社に提供するといふお話は一ヶ年一萬二千乃至一萬五千の利益があるからそんなものは二三年の中に元が戻るといふお話があつたさうですが、何ういふ計算になるのか一週松本理事にお伺ひしたいのです。
 ○理事(松本文三郎君)
 佐々木さん、どなたに私が話したのですか。
 ○佐々木敏丸君
 夫れは一寸他から聞きましたのです。
 ○白井忠三君
 どうも勇頭に御註文して置いたのですが、私の質問を横取りされたり、中斷したりして時間の損失だと思ひます、小倉君に頼んで何かから出したといふ質問がきつかけで色々聞かうと思つたら方々から横取りされて私の質問は聞かされたことになつたのです、圖らずも大澤會計主任の御説明を聞いて前刻の契約に關して現行政委員會のお探りになつて居る態度が宜しくないと申上げたと同じやうな意味から甚だ遺憾に思ふのですが、一休民團の吏員として月給なり俸給なりを拂ふ程のない人を備ふことが出来るのでありませうか、假令株式會社にしても、定款なり會社の内規なりにも前記のない人間を勝手に月給をやるといふことは尚より許されぬことである、所謂法人である民團に於て民團吏員規程のない名目の人を備ふといふことは出来得べきではないと思ひます、但し一時的な必要な機關を作る必要のあるならば人を任命する形でなくして其の金を拂ふ人を作る意味から一種變態な機關を作つた譯でもありませんけれども、一時の俸給を與へて何ヶ月間なり何年間なり備ふ人は民團の備員規程にも雇員規程にも、吏員にもない職名のものを備ふことが出来る、といふお話を御承知ならは大變遺憾に思ふので、昭和四年の豫算は二十年誌を印刷する費用、夫れから公會堂か何處かで二十年記念式を行ふ費用、夫れから民團開設以來二十年間民團關係に於て相當功勞のあつた人達に何らかの記念品を贈ることにはしやうでないか、此の三つの項目の費用が私は五千二百元と記憶して居つたのがどうも事務報告には六千二百元になつて居るので、千円といふ差があるので先日本野書記にお尋ねしたのですが、千円が何であるか解りませんが、少くも私が記憶して居ることは、昭和四年の豫算に於て既に小倉君は囑託を寄せて居りました、今後は民團吏員の手には依つて任上げやうといふことでございまして、人件費といふものは二十年記念式の名目の中に持つて居る筈はないと思ひます、詰り事務所費なんなりの方の豫算にもつてある所の吏員を使つて二十年誌を作る、即ち二十年誌の印刷費、式をやる費用、關係功勞者に記念品を贈る費用、此の三つが豫算に示されて居るので、然るに其の中から吏員規程にも何にもない人に行政委員會が民團の同意を得ずして、民團の協賛を經ない豫算にない人を備つて、さうして豫算にない費目

給なりを拂ふ程のない人を備ふことが出来るのでありませうか、假令株式會社にしても、定款なり會社の内規なりにも前記のない人間を勝手に月給をやるといふことは尚より許されぬことである、所謂法人である民團に於て民團吏員規程のない名目の人を備ふといふことは出来得べきではないと思ひます、但し一時的な必要な機關を作る必要のあるならば人を任命する形でなくして其の金を拂ふ人を作る意味から一種變態な機關を作つた譯でもありませんけれども、一時の俸給を與へて何ヶ月間なり何年間なり備ふ人は民團の備員規程にも雇員規程にも、吏員にもない職名のものを備ふことが出来る、といふお話を御承知ならは大變遺憾に思ふので、昭和四年の豫算は二十年誌を印刷する費用、夫れから公會堂か何處かで二十年記念式を行ふ費用、夫れから民團開設以來二十年間民團關係に於て相當功勞のあつた人達に何らかの記念品を贈ることにはしやうでないか、此の三つの項目の費用が私は五千二百元と記憶して居つたのがどうも事務報告には六千二百元になつて居るので、千円といふ差があるので先日本野書記にお尋ねしたのですが、千円が何であるか解りませんが、少くも私が記憶して居ることは、昭和四年の豫算に於て既に小倉君は囑託を寄せて居りました、今後は民團吏員の手には依つて任上げやうといふことでございまして、人件費といふものは二十年記念式の名目の中に持つて居る筈はないと思ひます、詰り事務所費なんなりの方の豫算にもつてある所の吏員を使つて二十年誌を作る、即ち二十年誌の印刷費、式をやる費用、關係功勞者に記念品を贈る費用、此の三つが豫算に示されて居るので、然るに其の中から吏員規程にも何にもない人に行政委員會が民團の同意を得ずして、民團の協賛を經ない豫算にない人を備つて、さうして豫算にない費目

から拂ひ出した、先刻金額が多いとか少ないとか、夫れども意見は周よりございませぬが、其の額が多い、少いは行政委員と吾々の意見の相違で、意見の相違は已むを得ませぬが、豫算にないものを行政委員会で出す、規程にない人を備ふ、斯ういふことを爲すつて宜いといふお考えをば責任ある田村君の御返事を伺ひ度い。

○行政委員長(田村俊次君)

成る程誠に御尤もな御意見です、元來二十年誌位歴代の行政委員……歴代は大変ですが……三代の行政委員の持ったことではないので、初に立てた豫算もだつたら引延ばされて初計通りに行かなかつたので、従つて出した金額も初計通りには運用が出来なかつた、其の點は行政委員許りでなく之に關係のある行政委員の責任と謂はなければならぬ、併し規則にない人を備ふといふお話がありました、私丁度今届を外したので大澤さんからの御答辯を聞きまして居りましたが、併しどうも矢張り小倉君の書いた原稿に依つて吏員が足りない所を補足する、けれども居らん人が居るものだから矢張り小倉君の所に聞きに行く、或は小倉君の書いた趣意を聞きに行くといふやうなことが因で結局又小倉君の手を大分煩はせるといふやうな事になつてしまつた、でありますけれども無論囑託でもなし、民團吏員に備へた御承知で、併し、俸給は出しません、禮も出しません、併し之は前の行政委員、上野會長も御承知で、斯ういふ人を矢張り色々なことで煩はせる、結局暇を潰されれば囑託と云つても差支ないのですから、此のまゝ出来上つたから誠に御苦勞だつたといふだけでは済ませない、何と云へば、なければならぬ、といふ話が出たのです、けれどもまあ、完成もしないし、無論民團で備へた

(130)

(129)

譯でもなし、其のまゝ一年間只やつて居つたのです、愈々脱稿してもう印刷に廻すだけになりまして此の際小倉君に御苦勞であつたといふお話をし、さうして手を引いて首はうといふので、今大澤さんからお話のお話を上げたのであつて、俸給を出したのでなく、民團の仕事を手傳つて貰つて只今はなすことは出来ないので、隨分之迄禮としてやつた例が澤山ある、例へば辯護士を備へた時の報酬とか選定者を備へたといふやうな場合にも行政委員許りで備へたことはいくらもある、恐らく白井君の行政委員長時分にもまあお考になつたらさういふ例はあると思ふのです、小倉君には夫れだけのお話をしたいと思ふのであつて、月給で備へたり、囑託の名義を以て頼んだのではない、其の點は法規に抵触しない譯であります。

○白井忠三君 誠に御解釋の廣汎なのに驚きますが、どなたの意見で仰いましたか知りませんが速記者に報酬を拂ふといふことを仰いますが、夫れは民團の協賛を経て豫算の中から拂つて居ります、小倉君に凡そどの位の禮をするといふことは民團の協賛を経て後で算なければならぬとでありませぬ、又辯護士の費用と仰いましたが、訴訟に關しては行政委員會は法規に依つて委任を受けて居ります、一々臨時民團を開いて居るに合はない場合があるから、訴訟の件に關しては行政委員會の委任を受けて居りますから、斯ういふ支出をするには豫算といふやうな所に持つて行くか、然らずんば豫備費から出すのであります、明らかに支途のきまつて居るものを他のものに使ふ、之は絶対に會計精神として禁じられて居ります、併して今お話を依つて二千弗といふ金は田村君も御承知でせうが、我民團法規に於ては五百弗迄は理事の裁量で出して宜し、但し豫算にきめてあることです、豫算にきめてないことは何人とも離れさせませぬ、又會長は一千弗迄のものは豫算にきまつて居ることなら出して居るといふことになつて居るので、豫

算にないものを二千弗といふ額を出されたといふことは、さういふことが許されるならば豫算といふものは何にもならなくなりませぬ、(拍手)其の考は是非とももう少しお考直して頂きたいと思ひますが、更にお考直しますが、然らば二十年誌の印刷は二十年誌が二十二年誌、二十三年誌にならなければ記念式が出来ない程遅れて居るので、田村君の言ふ通り當分の責任者も民團であつたことあります、誠に相済みませぬと言つた覚えがあるのですが、さうだから遅れで行くのは甚だ變ではありませんか、小倉君に報酬を爲すつたのは此の二月で、月も覺えて居りますけれども、當時原稿が出来上つたからお禮をなすつたのですか、印刷が三月に出来なかつた事情を伺ひ度い、先刻おられたので今つけ加へますが、大澤君は前に一年七ヶ月の報酬をやる話が當時の行政委員會に確かにあつたと仰いますが、私は小倉君を備へた當初に於てはありましたが、小倉君が辭表を出して止める時、其の當時出来上つた原稿を見て之に對して特別の謝禮等をすべきものでない、如何に苦々が小倉君に氣の毒に思つても、我々居留民から預つて居る民團の金を小倉君に謝禮とか功勞とか、其の意味に於てやるべき出来栄のものではない、私許りでなく數氏の行政委員も同じ感を抱いて居つたと思ひます、出来上つたのだから月給だけ放る譯に行かない、囑託規程にも高橋君の言ふ通り三年経たなければ慰勞金をやれない、特殊事業だから出来たものが功勞に値しなければ行かない、遺憾ながら小倉君が辭職される時に出来上つたものは功勞に値しないものであるといふ考は田村君は少くも御同感であつたと信じて居りますが、尙大澤君が一年七ヶ月で小倉君が辭職される時、行政委員の意向が記念誌が出来上つた時小倉君にお禮をする考であつたといふことを明言なさいました、田村君は私が申上げ

(132)

(131)

たやうに最初出来たものが非常に出来なかつたといふことをお認めになりますか、お同ひ致します。

○行政委員長(田村俊次君) 私は白井君と意見が違ひますが、成程小倉君の囑託をよく時の出来栄は御同感でありました、甚だ失禮な言ひ餘だが民團の名を打つて公にするには一寸苦々も不足に思ふから之ではいけないといふ議論は御同感です、併し其の時は年末當興をやりまして、當時の中島理事から報酬を何うとせよ、といふことであつたから、之れだけでは到底出来ないから先づ完成する時に報酬をやることとして今はさう、其の前に何ともしなければならぬから、どんなものか解らないが、之れだけではないから月の手當だけはやつて囑託を解くことにしよう、お禮はまあ後にしようといふ考で居つたのです、夫れを大澤君は言はれるのだからと思ひますが、夫れから囑託を解いて居るので、今申上げたやうに一年以上は矢張り小倉君の手を煩はしたのです、といふのは其の積りでなかつたのです、編纂した方も苦心するでせうが、人の書いたものを全然直して行くといふことも困難であるので、矢張り書いた人の所に行つて聞くことが多い、夫れを一々聞いて行けば結局、此の點は貴下が一つ書き直して下さい、此處が面白くないから何とかして呉れないか、と勞ひさうなるのですよ、さうして彼等所謂一年以上の期間といふものは全く小倉君を煩はしてやつたのであつて、其の出来栄が何うとも、上手に書ける書けないは其の人の技倆です、から技術に對する問題は別として矢張り勞に報ひる報酬をしなければならぬと思ひます、上手であらうと下手であらうと夫れは技術の點であつて、技術の點は別として矢張り夫れだけの暇を潰し、夫れだけ勞を煩はした、其の勞に對して民團が少しも省ない、といふことは民團が人

を頼む道でないと思ひます、其の點白井君と少し意見が違ひます、であるから出来案が悪いから禮をしない、宜いから禮をするといふのは、私は小倉君の囑託をいたから、其の勢に對する報ひとして出来は餘りよくないが、御苦勞であつたと禮をするのが當り前でないかと思ひます、だから私はどうも其處が白井君と少し見解を異にする。

○白井忠三君 大澤君のお話の時居られなかつたからですが、大澤君から二千弗の内譯の説明があつて、前の一年七ヶ月分を加へてといふお話があつたのですが、後の八ヶ月分に二千弗お出しになつたのですか、前のも加へてのお話ですか。

○行政委員長(田村俊次君) 前は、お禮を三百弗位上げたが宜からうといふ話であつたのです、確か貴下が行政委員長になつて居る時分ではなかつたかしら、上野君が會長の時でした、兎に角すつかり完成した時を纏めて出さうではないかといふお話が確かにあつたのです。

○白井忠三君 私は小倉君が二度目にお入りになつた時は東京に行つて存じませんが、歸つて来て聞きました時、上野君はお出でにならないが、上野君のお話を引き出すことを先刻來纏めて居りました、他にお聞きの方もあらうと思ひますから申上げますが、小倉君が、折角自分が手にかけてものを終ひに他の人の名に依つて仕上げられては如何にも僕は残念だから報酬は要らんが是非僕に手をかけさせて呉れ、と要求をなすつたさうです、誠に御氣の毒だ、其の點同情しなればならぬ、此方は河島書記が主になつて居るのだから相談相手といふ風な名前になつて、さうして終ひに幾分お禮をしようといふのは、無論田村君の言ふやうに、人を使つて使ひはなしも出来ませんから當然であります、全部で二十ヶ月の功勞金として二千二百弗をお出しになる

(134)

(133)

といふことは他の吏員と比べて餘程重大な問題であります、夫れも規程にあり豫算にあるものならば己むを得ませんけれども、規程にも何にもないものをお出しになる、さういふものゝ爲に豫備費を設けて置く、豫備費なるものは行政委員の人々を指すのでありませんが、假りに何等かの依法の考、若しくは不正な考で豫備費からすばつと出すといふことは豫算にない金でも出せるのです、此の故に監督官の御認可がなければ一文も出せない、豫算に取つて居るものを豫備費から出す、豫備費から出すには監督官の承認を得なければならぬ、手續きが面倒だ、監督官が二千弗は不當であると認めれば差止める機会があるのであります、然るに假りに貴下の言ふ通り二千弗は至當である、多くない額であるとしても豫算にない所からつかみ出してお拂ひになると直す機会がない、之は非常に悪例であります、二十年誌からお出しになつたことは大變な間違であります。

○行政委員長(大澤大之助君)

先刻から白井氏並に田村會長の御意見を聞いて見ると小倉氏の作つた原稿は誠に感心しない、斯ういふ御意見であるし、私は其の當時つら／＼を見て感服した一人で誠によく出来て居る、之はお互に各々其の人の氣質に依つて現はれて來るものであつて讀む人の頭の都合に依つて之は宜いとか悪いとか、お互見解の異なるのは當然の事であり、世の中には色々立派な著者があつたり著作がある、一は非常に賞讃し、一は非常に貶して居る、之は當り前のことであります、私共中々よく出来て居ると思つて居つた、併之れだけではいけないから何とかしなければならぬ、と言つて居られたのも私は聞いて居る、夫れは行政委員会全部の意見ではありませんので、或一部分の人がさう言つて居られましたし、さう思つて居つたに過ぎないと思ひます、夫れで行政委

員會で三百弗を與へて夫れで以て同氏の職務に對する打切りとしやうといふことになつた時「さう言つてもいかにだらう出来たものが好いか悪いかに判明しない中に夫れで打切つてしまふのは甚だ可憐想ではないか、一應よく調べて、好いものなら好いといふ風に相當の報酬を上げるのが道ではないか」と私は言つた、夫れを行政委員會は是認して、打切りなしに取敢へず報酬の中の假渡し三百弗與へて置かう、さうしてよく見て好ければよいやうに何とかしやうとやないか、斯ういふ空氣の中にあつたのです、白井氏は上京中で御存知なかつたので、さういふことに就て好し悪しを仰る資格はなからうと思ふのであります。

○行政委員長(田村俊次君) 未だ夫れだけでは白井さんは御満足にならんだらうが、二十年誌の報酬とかお禮を小倉君に出すのに、二十年誌の豫算の中から出すのは間違つて居ると仰るから意見の相違だと思ふのですが成程小倉君にやつたのは一寸其が悪いかも知れませんが、例であつて見れば少しも二十年誌の中からやつてもまあ理窟のつけやうで差支ないと思ひます、二十年誌の豫算の中には貴下の御有つた通り過去の功勞者を表彰しやう、其の功勞費を出さうといふ事であり、矢張り二十年誌に扱つた小倉君を功勞者の一人と見たら一つも差支ない、夫れと同じ例は神谷組にやつた例が矢張りバンド樂造費の雜費から出て居る(拍手)之も矢張り同じ理窟ではありませんか。

○白井忠三君 夫れです、それから民會であれ程大騒ぎをして民會の協賛を経てやつたので、小倉君に二千弗の功勞金を出さうといふお考ならば民會に話つてからでなければ出来ません、今大層好い理窟が見付かつた積りで仰つたかも知れませんが二千二百弗を全額として其の中二千二百弗出したのですから開設以來二十年間の功勞者にやるべき分が何處に残つて居りますか、夫れは餘りにと

(136)

(135)

ちつてではありませんか、夫れは先刻來私が言ふ通り意見の相違でありませう、そんなことでは五千弗では足りない、もつと必要なものであつて、意見の相違をいくら議論してもつきませんが豫算にないもので出す、神谷の問題を引張り出さないですが、民會の協賛を経る爲にの騒ぎをやつたではありませんか。

○行政委員長(田村俊次君)

神谷組の夫れは貴下の理窟で、小倉君に出すのは功勞者にお禮をする意味で少しも差支ない、其他の功勞者は無論私等の方で計畫して居ります、非常に民團創立以來盡力した人で此處に現在居る人も外の土地に行つて居る人も或形に於て表彰する計になつて居りますが、自分等が今計劃して居りますのでは既に協賛を経て居る民團の豫算ではとても出来ないのであります、之も亦御意見があるでせう、具体案は新年度に於て作りまして其の分を對する表彰費は更に民會の協賛を経る積りで居ります。

○藤田語郎君 白井君は先刻から小倉君に關する報酬問題で二十年記念誌の項目の中から出したのがいけないと議論して居られるが、行政委員会が二千二百弗出したのがいけないといふ風な議論であつて一方から考へると非常に好いといふやうな議論もあるが、白井氏がさういふことを言はれないと思ひます、もう一つ法規にない者を行政委員会が備へたとか色々仰います、行政委員会に民團法規に據つて、法規に準じて人の任免酬謝すべきものと私を解釋して居ります、白井君も遠山君を學校囑託に行政委員会に請らすして任命した點もございませう、又辯護士の報酬を出すのに五百弗迄は理事の権限内であり、千弗迄は會長の権限内である、といふ所から二千弗のある

(138)

(137)

辯護士に對する報酬を五百弗づゝ何回にも切つて全額二千弗になつた例もある(拍手)斯ういふ風に法規をくゞつた方法で支出をしたことのある日井君だから此の席上で二十年高懸報酬の中から此の千二百弗を支出したといふことを以て民衆法規を紊亂するやうに糾弾する其の真相を疑ふ、日井君、好加減に其處で打切つて此の問題をお止めになつたが宜いと思ひます。

○日井忠三君 藤田君の發言に議長御注意願ひます。只今明らかに藤田君は又亦造り事をして満場を欺いて居ります。五百弗を何回にも切つて二千何百弗出したと仰有りますが、五百弗を出す根據は、行政委員會に請つて居ります。吉田辯護士が一週長崎に出張したら五百弗程度の日當を出す、之を三回行き、五回行くとすれば、二千弗にもなり二千五百弗にもなります。二千弗といふ目標を四週に切つて切つたといふやうな出費を言つてはいけません。(ヒヤ)更に田村君の口上を取りますが、二千二百弗の記念誌費の中から小倉君にやつたのだ。天れが貴下が此の間も森川君から民衆會で叱られた青島展覽會に千弗の豫算が千二百弗になつた。たつた千二百弗だが豫算に千弗としまつたものは百弗でも超過してはいけません。云はれたことは十分お心にある筈です。小倉君は二十年誌を作る功勞者であつたかも知れませんが、民衆の功勞者とお認めになりますか。記念品を贈らう、功勞を表彰する。民衆行政の多年の功勞者に贈るのに千二百弗の中千二百弗を記念誌を作つた人を功勞者と看做して贈るといふことは其の意思が何處にありますか。自分の考では夫れ許りでは足りないから改めて案を作つて、斯ういふ勝手なことは出来ないので、行政委員會は内閣ではありませんよ。或黨の内閣が出たから吾々の考へたまゝをする。斯ういふことも結構だし、六十八の民衆議員が同意がなくてはやれないのです(拍手)民衆の協賛を経た豫算は非常に重大なもので、之を任意にばつたり自分の手加減でやれるものでない。昨年の民衆で千二百弗を取つたのはさういふものもみんな考慮して表彰してやらう、といふことで協賛した。夫れを會長になつたら其の用途には何も使はず置いて來年要求しやう、といふのは之は大變自治体——行政委員會の組織の上から非常な考慮だと思ひます。

○藤田謙郎君 藤田が欺いたといふが、證據書類がありますから讀みます。昭和二年九月七日に七百五十三弗九十仙、十二日に七百三十三弗、十四日に七百三十五弗、同じく十四日に三百弗、斯ういふ風に何度にも切つて渡してあります。後よく調査しなさい。

○日井忠三君 何の爲に切つたかお讀みなさい。

○潮底正敏君 貴重な事務報告の時間を利用して餘りに聴き苦しくございますから小倉君に關する質問を打切つて頂き度い、(ノーク)質問打切りの緊急動議を出します。

○議長(吉田房次郎君) 只今潮底君から質問打切りの緊急動議が出て居りますけれども賛成者がございませんか。

○日井忠三君 小倉君と仰有いますが、小倉君に對する例を以て豫算をさういふ風に解釋しても宜いかといふことを言つて居るのです。

○議長(吉田房次郎君) 只今小倉君の問題打切りの動議が出て居りますが、之に賛成の方は起立願ひます。

起立者 二十五名

○議長(吉田房次郎君) 反對の方起立願ひます。

(140)

(139)

起立者 二十二名

○議長(吉田房次郎君) 只今潮底君から提案されました小倉君に關する事件の質問なり討論を之で打切ります。賛成者が二十五名、反對者が二十二名であります。今晩は之で閉會致します。明日は日曜日ですが二時からやつたらどうです。

「賛成」の聲起る

○議長(吉田房次郎君) 明日は正二時から開會致します。

午後十一時十分閉會

昭五年度第二十三次居留民會通常會議事速記

第三日 昭和五年三月二十三日於公會堂

一、報告

一、昭和四年居留民團事務報告

議事日程

第一、昭和三年度居留民團歳入出決算承認ノ件

第二、昭和三年度特別會計電氣歳入出決算承認ノ件

第三、昭和四年年度特別會計電氣歳入出決算更正ノ件

第四、花旗銀行團店ヲ横濱正金銀行ヨリ借替起債ノ件

第五、減債基金特別會計條例案

第六、水道給水規則中改正ノ件

第七、電氣供給規則中改正ノ件

第八、興業資金貸付條例中改正ノ件

第九、諸車遮札新條例中改正ノ件

第十、天津醫院藥價其他諸料金條例案

第十一、天津高等女學校新築ノ件

- 第十二、天津實業專修學校補助金ノ件
- 第十三、天津日本入商會會議所補助金ノ件
- 第十四、天津體育會へ体育獎勵費補助金ノ件
- 第十五、昭和五年度居留民團歳入出豫算案
- 第十六、昭和五年度特別會計電氣歳入出豫算案
- 第十七、昭和五年度特別會計電氣歳入出豫算案
- 第十八、昭和五年度特別會計實業復興資金豫算案

出席議員

五十一名

○議長 吉田房次郎

武田守信	鷺田小平治	眞藤葉生	田村俊次
川島範夏	石川通	吉田久	清水幸三郎
高瀬伸	足立傳一郎	手島善兵衛	大澤大之助
金山喜八郎	五十嵐重吉	小谷萬治郎	宮武徳次郎
小倉知正	高橋英之助	千葉初藏	牧尚一
太田岩吉	植前香	植松眞經	清水一太郎
瀬底正敏	藤田重直	藤平正男	白井忠三
鍛冶野一郎	勝田重直	佐々木敏丸	中村鐵一
郡茂行	山田榮治	鹽谷信治	鹿田多三郎
古田治四郎	森川照太	赤山今朝治	森都太郎

(142)

(141)

田中鑄太郎 岡本久雄 野崎誠近 長谷川義三郎
 松尾豊實 松田開一 砂田實 金井潤三
 吉野久七 大田萬吉 十名

○會長 田村俊次
 石川通 勝田重直 大澤大之助 田中鑄太郎
 永安平吉 古田治四郎 武田守信 川島範夏
 眞藤葉生

午後二時四十分開會
 ○議長(吉田房次郎君)
 是れから開會致します、只今迄の出席議員は四十四名でございます、今日の日程は昨日の矢張り続行でございます、昭和四年度事務報告の続きでございます、尚議員諸君の御諒解を得て置き度いのは御存知の通り会期が五日であります、既に本日で三日になつて居ります、豫算といふものは一番租界の重大な案件でございます、何うしても會期中に民會議員として議了しなければならぬ義務があるのであります、會期を延ばした所が二日しかありません、御質問も必要なことはなされるは宜しうございませう、成るべく簡潔になつて下さつて議事が進行するやうに一つおはかり願ひ度いのであります、之は與々も御諒解を得て置き度いと思ひます、一言申して置きます。

○清水幸三郎君 昨日は白井議員其他二三の人から氷會社の問題に就て又延いては小倉君の報酬問

(144)

(143)

題に付て、僅かの問題を連続したか或は法規に背くとか色々理窟をつけて長たらしい質問がありましてけれども只議事を引延ばす迄の質問のやうに思ひました(ノール)只今議長が仰せの如く昔々も此の議事を議了するといふ責任はお互にあることである、成るべく今後は質問の要點だけに早く又行政委員諸君も夫れに對して簡潔に明答を與へられて議事の進行をはかられんことを特に希望して置きます。

○白井忠三君 私は只今の清水君と同じやうな意味に於て議長に御注文が二つあります、第一は昨日も再々申しましたが、藤田君が私に對して加へられる御論旨は私に對する個人攻撃であります例へば昨日の如きも二千歩を出したことが宜いか悪いかといふ議論をするに、宜いか悪いかといふ議論でなく、お前も二千歩出したことがあるではないか、之は議論になりません、私を攻撃するに民會の議場を借りてやるといふことであり、私の方も民會議場で藤田君を攻撃したいことがあります、斯くの如くして議事を長延させるのであります、藤田君の前科を御存知でありますから藤田君の發言を求めた場合十分御注意になつて適當な時に差止めなされることを御注意願ひます第二の點は昨日も一寸議長に御注意申して置いたのですが、公正會の諸君から五つの建議案が出て居るといふことを新聞でも見ました、又明らかにお出しになつて居るといふことも聞いて居ります、御配付の議事日程に入つて居らん、議員としては何時議せられるといふことを知る必要があり、當然議長として議事日程に加へなければならぬといふ議論に御報告がなければならぬのですが、何故お述べになつて居らないのかお尋ね致します。

○議長(吉田房次郎君)
 お答致します、五十嵐君其他から五つの建議案が出て居ります、夫れは手續が少し不備でありまして昨日直して頂きました、私に此の提出の時機を交して頂き度いと思ひます、私は事務報告が済んでさうして議事に入つた勢頭に御報告しやうと思つて凡て印刷して用意してあります、議事日程の報告の済むのを待つてからやります。

○白井忠三君 報告が終つてから日程にお載せになりますか。
 ○議長(吉田房次郎君) さうです。

○白井忠三君 承知致しました。
 ○議長(吉田房次郎君)
 之は提出者の諒解を得て居ります。

○五十嵐重吉君 建議案を出したことは勿論間違ない話でありまして、建議案を提出した際には議長は須く民會議員に諮るべし、といふことは第八條に載つて居るのでございますから議場に一番に表示されるのが當然だらうと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)
 夫れはよく知つて居ります、度々申上げましたが、事務報告が續行になつて居ります、報告が済んで之から議事に入る一番先に御報告しやうと思つて印刷して用意してあります。

○五十嵐重吉君 最初から其の事を仰有つて下されば勿論吾々として決して不服ありません。

○議長(吉田房次郎君)
 度々其のことは御提出者に申上げてあります。

○五十嵐重吉君 私も聽いて居ります、併し兎に角仰有つて下さるのなら早く仰有つて下されば私も満足するのであります。

(146)

契約に當りまして何ういふ風な手続を取りましたか、入札でありましたが、指定したのでありますか、入札にしたとすると紙の見本を提供して入札させましたか、其の點伺ひます。

○行政委員長(田村俊次君) 今の質問は初が解らなかつたが、何の入札です。

○高橋英之助君(石川 通君) 中上げです、私への質問の承諾書はお互ひ會社と紳士的に話がありまして、さうして承諾書を出して民團と取交して居りますから。

○高橋英之助君(石川 通君) 第三者に公正證書と同様の効力がありますか。

○行政委員長(石川 通君) 違ひます公正證書は公正證書、公正證書を作らなければ公正證書の効力はないので。

○高橋英之助君(石川 通君) 第三者に對して。

○行政委員長(石川 通君) 公正證書の効力はありません、民團と吾々との間に紳士的にやつて居るのでありますから。

○高橋英之助君(石川 通君) 紳士的の効力があるものでないのですか。

○行政委員長(石川 通君) 承諾書を出した以上は公正證書のやうな効力はありません。

○行政委員(武田守信君) 今もお尋ねの二十年誌の印刷に就てお答へ致します、入札が二千八百いくらであつたことは事實

(145)

○森川照太郎君 此處に参考書として相當分厚なものが突然置いてあります、斯ういふものは矢張り読む時間、考へる時間が必要ですからお出になつて居るなら前に出して頂き度いと思ひます。今伺へば其の提出案といふのは相當数が多いやうであります、夫れ印刷が出来て居るといふことでしたが、矢張り満場を渡して置いて頂かないと研究して來る時間がないと思ひますから、斯ういふものは早くお渡しになるやうに願ひ度い、さうして昨日の議論を下らないこと、仰つた方がありますが、さういふ方があるから議事が長延くのであつて、決してあれは輕々しい問題と考ふべきものではありません、私は手続の問題が重大なる關係にあることもよく存じて居ります、公金の取扱が重大なものだと知つて議論するのであつて、之を徒らに議論するといふやうな解らない方があることは民會の爲に甚だ遺憾とするものであります。

○植松経君 昨日のお尋ねの續きであります、例の發電所の供給電力の事に付て御調べ願つて御返事を頂くやうなお話であつたのですが。

○行政委員長(石川 通君) 此の前の臨時民會で表が出て居りますから其の表をお渡ししませう、さうしたらお解りになるのでせう、之は昨日私が申上げたやうに私共民會議員であつた時に受取つて居りまして、其の當時技師から説明があつたと思ひますから説明を貴下の方へしませうと、斯うお答へして置きました、表をお送りしまして、さうして尙御質問があれば技術のことですから技師にお尋ね願ひます。

○高橋英之助君(石川 通君) 石川委員にお尋ね致します、お話の承諾書は只今拜見しましたが公正證書と同様の効力があるものでか會長にお尋ね致します、民團の二十年誌は過日二十年誌全部を二千八百弗で六月末日迄に出來るといふ約束で契約されたといふこととありますが、確かでありますか、

(148)

に多少の経験がありますので、行政委員会から私にお委ねになりましたので、私が原稿を全部見まして、さうして此の見出しは如何なる活字でやる、或は何號で、何ポイントでやる、或はゴチックを使ふといふやうなことを全部記入しまして、夫れが爲に日程を大分要しました、他に何等の遅延の意味はございません、一寸お答致します。

○五十嵐重吉君(石川 通君) 昨日以來植松君が發電所の問題に付て單價が違ふといふ御説でありましたが、植松氏の言を聽いて私は意外に驚いたのであります、何故ならばと申しますと、此の臨時民會に於きまして、二仙で別に何等の遅延はないと技師から承りましたので吾々承認した一人であります、所が斯かることを植松氏が述べられる以上は必ず根拠のある御説と私は思ひます、夫れに付きまして、昨日私は歸りますと同時に、私も發電所に對して御説を携つて居るものであります、先づ東洋一或は二として誇るべき撫順炭礦發電所にて御説に興味を持ち、尙調べました結果、撫順炭礦で三錢一厘なにかといふ實費が上るのであります、所が此の發電所に於て二仙といふことは甚だ輕少であるといふことを聊か痛感するのであります、今一度技師及當局者の明快なる御答辯を願ひ度いと思ふのであります。

○佐々木敏丸君(石川 通君) 二十年誌が二千八百五十七弗の入札と聞きました、殘額を民團の功勞者が何名あつて何ういふやうな功勞者の方を彩されるか或は夫れに祝賀會を催されるやうに聽いて居りますか、其の經費はいくらになりますか、其の分配方法を一寸お伺ひしたいのです、功勞者は大抵幾人の御豫算で、一名に就て幾ら位の價格をやるといふことを一寸。

○行政委員(大澤大之助君) 佐々木さんの御質問にお答へ致します、目下二十年記念の豫算は三千五百四十三弗七十仙残つて

(147)

であります、夫れから紙質に付きましては私共の方から印刷業者に見本を見せて、さうして斯かる紙質に依つて拵へて貰ひ度い、といふことで致しました尙印刷業者の方からも同質の見本を提供して居ります、紙質は心配なく兩方とも一致して居ります、金額も其の通り落札して居ります、入札の手續きは最初前任の行政委員時代に大連なり天津なり豫め見積書を御徴収になつて居つたやうであります、之は私が引續ぎます前でありまして、夫れに就きましては大連は非常に高うございます、夫れから尙金銀の差がありますので到底大連と引合ひません、夫れで今回は天津だけの印刷業者から入札を取りまして、其の入札の結果二千八百なかがして落札致しました、契約に就きましては實物に依つて契約をする、詰り文書では又間違があつてはいけませんので、原稿を其のまま印刷業者に見せまして、之に依つて見積つて貰ひました、其の間に大した間違はありませんから別に契約書を取交して居りませんが、もう一つ今の御質問に對するお答がございせんが、昨日小倉氏に對する事柄は打切りになつて居りますが、少々意味が違ひますから、白井さんの御質問であつたと思ひます、印刷が非常に遅れましたのは何ういふ譯かといふお尋ねでございまして、之は私共受託しました時に其の二十年誌に入れます寫眞が居いて居りません又時季が冬季になつて居りますので、或は民團關係の家屋とか云ひますものを、寫眞に撮りますにどうもうまく参りません、或は空が惡うございましてコタイプに印刷します寫眞が撮れません、成るべく早く撮らうと致しましたが、何分此處は一月、二月に宜しい寫眞は出來上りません、夫れが爲に第一に遅れて居りました、第二には原稿は完全に出來上つて居りましたが、印刷屋に廻しますのに活字の配列といふことが一つもしてありません、之は筆者を迫める譯に行きません、印刷業者が原稿のまゝを受取りましては活字を如何にして宜しいか解りません、幸ひ私が印刷の方

(149)

居るのであります、其の中から二千八百五十七の印刷費を引きますと約七百の餘額金がある譯であります、夫れで寫眞代とか或は發送費用といふものは支辨出来る見込であります、お尋ねの例の贈物の一件です、之は豫備費から支出しなければならぬと思つて居ります、其の金額を誰に何ういふものを贈呈するかといふことは未だ本當の計劃は出来て居らないのです、其の人の功勞或は人数といふやうなことに就きまして更に詳細の研究をしなければならぬと思ふもので、未だ具体的に答へるものを持って居ないのであります、祝賀會も同様で矢張り金が足りなければ豫備費から支出してやらなければならぬと思ひます。

○森川照太郎 誰々に送るかといふお答が出来ないと仰るのですか。

○行政委員(大澤大之助君) 大体に於て功勞者に贈るものです。

○森川照太郎 私はお尋ねしたいのですが、前の民會に此の豫算を請求した時には夫々内容があつて御請求になつて居つたに違ひない、小倉君に二千何百の金をやるといふ豫算を取つてなかつたに相違ない、之を臨時に支出されたといふことに付て先日来しきりに非難を蒙つてお出でであるが、夫れは別問題として私は夫れを此處で質問しないが、さういふやうな臨時支出をされたらば其の結果はあの豫算を出した時のまゝに出来ないと明らかであります、只今お話を如くしやうとすると新に豫算を取らなければならぬ、若くは豫備費から出さなければならぬといふ状態に陥つたといふことも、畢竟項目の名前を利用して豫算制定以外のものにお使ひになつたら斯ういふやうなことが起つた、夫れは先日来諸君から行政委員會が非難を蒙る本當の理由であります、私は此の不足した豫算で以て印刷をする時は、印刷が果して豫定の通りのもので

(150)

あるか、即ち紙質だとか、挿入される寫眞のやうなもの、歌とか、夫れから印刷すべき豫定の部數を豫定通りなすつたかどうか、即ち製本を以て相違はないのか、發送の印刷部數を減らされちや居ないか、其の事をお伺ひ致します。

○行政委員(武田守信君) 前回の行政委員會時代におきになりましたことを尊重しまして、部數は全部間違ありません、夫れから紙質は多少變へまして、夫れは私が考へて見ますの出来上りました結果が前におきめになつたものでは金が高く掛つて餘り体裁がよくないと思ひます、其の關係上紙質は多少變へました、夫れから寫眞は私の考へましては多少不満な點があります、主にお入れになります寫眞は前回の行政委員會でおきめになつて居りますから私は其の意思をつぎまして前同通りすることに致して居ります、多少其の間に集りが悪ふございます、例へば東京なんかから送つて頂きますのが未だつきません、之を待つて居ります、例へば東京なんかから送つて頂きますか、知れませんが、是非諒解を得て置きます、其の代り是非必要のもので落ちて居るものもありません、さういふものは前回の行政委員會がおきめになつても入れて置いてお叱りがないと思ひます、大したことはありません、一枚か二枚、夫れは私が責任を以て加へさせて頂きます、さういふ都合で、決して變へて居りません。

○高橋英之助君 矢張り二十年記念誌に付て伺ひますが千部を何ういふ風に分配致しますか、又印刷する所に依りますと、最近精密な租界地圖を入札させたといふことは確かですか。

○行政委員(武田守信君) 租界の精密な地圖といふと非常に大きな地圖でないかと思ひます。

(151)

○高橋英之助君 夫れは一軒しか出来ないと聞いて居ります、之れは私の誤聞かも知れませんが。

○行政委員(武田守信君) 私が聞いて居りますのは、之に非常に大きな地圖が出て居ります、色々研究して見ますの中に印刷が複雑であります、本回の見積りには夫れを省いて居ります、前回の行政委員會でおきめになつて居るかどうか調べて居りますが、前回は省いたのは其の地圖一枚に随分手間がかかるさういふものを一諸に致して居ります、之を省きましては其の地圖一枚に随分手間がかかるさういふものを一諸に致して居ります、二十年誌が非常に遅れはしないかと思ひまして、私は無論指定致しません、公入札に致しますが、公入札といふと誤弊があります、印刷屋全部から見積りを取りますが、現に角二十年誌の行つて居ります所では出来かねないかと思ひます、さういふことがありますので私の先程申しますのは前任の行政委員會で夫れをおつけになることをきめてあるか明らかになりません、間違があつてはいけませんから特に夫れを省いてあります、つけないといふのであります。

○高橋英之助君 矢張り指定で分配するか。

○行政委員(武田守信君) 夫れは實は解らないのであります、前任の行政委員會でおきめになりましたので一寸調べて見ませう—お答致します、千部刷りましたのは諸官衙、民會議員、内地なり支那各地に於ける民團といふやうな關係方面に配る腹案が立つて居るさうであります、夫れで千部刷りました。

○佐々木敏丸君 四年度の豫算は四年六月迄に使はなければならぬといふのは行政委員會は御存知と思ひますが、印刷が六月末日迄に出来ると豫算の残つて居る分は使はずに豫備費から出すやうになりますか、夫れはどういふやうになさるお積りでですか、一寸お伺ひ致します。

○行政委員會長(田村俊次君) 大澤委員から先程御返事がありました、二十年誌の豫算といふものは五千部を取つて民會に諮つたのが始なのであります、其の五千部の内容は印刷費、夫れから難費又色々式みたいなことをやらうといふやうな議に添然たるものでした、だから備考には何も書いてありません、只款だけをでありまして、細い項目がない、夫れを民會の承認を得まして其の次に昭和四年の豫算を行政委員會で定めましたのが六千二百部でしたが、其の時の内訳は矢張り式典などといふこともありません、前回の行政委員會の時でしたが、印刷費、難費といふ内容であつたのです、前の行政委員會ではどうせ之をやるには筆研を講まなければならぬから、前年度も此の中から出し新年度も夫れに含まれて居ることは事實であるし、夫れから式典費も印刷費も無論其の中で支辨することになつて早く言ふと大ざつぱなものでした、今お尋ねのあつた功勞者に何か贈るといふことは當時さういふ語は確かなやうに記憶して居ります、が併し、どうせ二十年誌が出来れば夫れを見る度にどういふ人に向いふ功勞があるといふやうなことが段々解つて来るから、此の際死んだ人でも今居る人でも、此の土地に居る人でも他の土地に居る人でも民團に功勞のあるものは何か此の際表彰しやうでないか、其の範圍とか其の額は未だ一向きまつて居りません、でありまして何から出す、いくら掛るといふことをお諮りする積りで居ります、今残つて居る七百部の使途は、發送費とか、未だ確かな寫眞を載せたいが送つて来ないものがありまして、その分は入札に附す時見積りに入つて居りませんから或は地圖のやうなものを入れれば、入札の見積りよりは高く

(152)

になりませんが、夫れはどういふやうになさるお積りでですか、一寸お伺ひ致します。

○行政委員會長(田村俊次君) 大澤委員から先程御返事がありました、二十年誌の豫算といふものは五千部を取つて民會に諮つたのが始なのであります、其の五千部の内容は印刷費、夫れから難費又色々式みたいなことをやらうといふやうな議に添然たるものでした、だから備考には何も書いてありません、只款だけをでありまして、細い項目がない、夫れを民會の承認を得まして其の次に昭和四年の豫算を行政委員會で定めましたのが六千二百部でしたが、其の時の内訳は矢張り式典などといふこともありません、前回の行政委員會の時でしたが、印刷費、難費といふ内容であつたのです、前の行政委員會ではどうせ之をやるには筆研を講まなければならぬから、前年度も此の中から出し新年度も夫れに含まれて居ることは事實であるし、夫れから式典費も印刷費も無論其の中で支辨することになつて早く言ふと大ざつぱなものでした、今お尋ねのあつた功勞者に何か贈るといふことは當時さういふ語は確かなやうに記憶して居ります、が併し、どうせ二十年誌が出来れば夫れを見る度にどういふ人に向いふ功勞があるといふやうなことが段々解つて来るから、此の際死んだ人でも今居る人でも、此の土地に居る人でも他の土地に居る人でも民團に功勞のあるものは何か此の際表彰しやうでないか、其の範圍とか其の額は未だ一向きまつて居りません、でありまして何から出す、いくら掛るといふことをお諮りする積りで居ります、今残つて居る七百部の使途は、發送費とか、未だ確かな寫眞を載せたいが送つて来ないものがありまして、その分は入札に附す時見積りに入つて居りませんから或は地圖のやうなものを入れれば、入札の見積りよりは高く

なるかも知れません、さういふ費途に當てて此の中から式典費や功勞者に贈るものは、實は今の行政委員は見居りませんのです。

○向井忠二君 私は田村君にお願ひしたいのですが、私の會長時分に間違つたことは深くあやまつたので、考へ違ひ若しくは思ひ違ひでした、とあやまつたもので、こちつけやうとなさると却て議論は紛糾するのですが、今の御説明にも多分に其の意味があります、自身行政委員で聽いて居つたことですから目の前で違つたことを仰れば矢張り反駁しなければならぬし、その第一豫算の組み方にしては昭和二年に五千、三年に四千、四年に三千、五年に二千と出して居るので今の御説明は違つて居りません、夫れから成程最初の五千の時には全部でいくら掛るか解らないが、取へず今年五千支出して、記念誌を作るに各違ふ状態でも主張していつた譯で、昨年の豫算では、憲法記念誌の原稿が出来上つたらば、其の印刷費、式典費、夫れから「多分そんな話はなかつたやうと仰有いますが、主として大澤委員等が、御主張になつて功勞者に記念品位贈らなければならぬ、例へば之を會長をして居つた人で會社の支店長等御轉任の時は民間から銀カツプの一つ位贈るが、土地の者には記念品一つ贈るのでもなく、斯ういふ不公平を除く爲に此の機會に、民間開設以來の功勞者に謝意を表することにしたい、當時理事者から提出した三千五百の印刷費、式典費に五百、計四千しかあつた原案で、行政委員が種々したものであります、其後八千に増して居る點は先程言ふ通り、昨晩平野君のお話では、其後半年位掛るから人件費を千程見て置く方が宜からうといふので千程出したといふ話ですが、何れにしてもほんやりしたものでないのです、夫れに其の中から小倉君にお立替になつたのは間違ひでありませう、間違ひであつたと仰れば議論は紛糾しない、功勞者に贈る意味で其の金を出したと

(153)

(154)

か、一向豫算の取行に差支ないと仰有るから議論が紛糾するので、私は明白に申上げます、確かに間違つて居る、さういふ考で今年の豫算をお組みなすつたら違つて居ります、六月三十日でなければ印刷が出来上らない、祝賀會をするのも六月以後に違ひない、昭和五年度の豫算に二十年記念式費をお取りにならないならば、昭和五年度に一つも取つてなくて餘つた此の七八百のおやりになる積りでせう、六月以後にあれば假令餘つて居つても出す譯に行かない、豫備費から出すから宜いといふお考もいけぬ、豫備費は豫測すること出来なかつたもので必要の起つた場合、即ち豫算にないから監督官の御認可を得て豫備費から出す、豫測出来るものを豫備費から出すといふことは全然會計のお考違ひであります。

○行政委員會長(田村俊次君) よく解りました、今の四千が六千二百になつたことは成程夫れが本當でせう、私は初から六千二百の豫算を取つたやうに考へて居りましたが、其の増額になつた原由は私知りませんでしたが、夫れから豫備費から出すといふのは私が言つた譯でもなし、事實又さういふやうな費目があつてさういふ經費が掛るやうであつたら、其の次に出す費目何かは何れ民會の協賛を仰うと申上げただけで是非豫備費から出すと申した譯でもないのです、確かに向井さんの仰有る方が本當でしたらう、其の通りでしたらう。

○植松眞經君 只今最初にお尋ねしました電力のことに付きまして、昨年の臨時民會の表を預致致しましたから夫れに付てお尋ね致します、此の表に依りますと、電力料金決定基礎計算の當々普通に通に言ふ原價といふものは銷却金を除いて一キロワット三錢九厘三毛であるといふことになつて居ります、之に銷却費を加へますと四錢五厘五毛になります、私は昨晩昭和五年の豫算を例に引

きました、夫れよりも更に四厘五毛多いのが此の二仙の電力を定める基礎計算でございます、さうしますと、此の二仙の電力料は、之に依りますと單に直接運轉費だけになつて居るやうに考へます、さうしますと夫れは丁度一錢八厘にがしになりまして、銷却を別にして、若々普通に通に考へる原價といふものと較べますと約半額になつて居ります、昨晩私の質問の計算と略同じであります、さうしますと、電力の原價の半分以上に互る人件費を含む事務費といふものは全然含んで居りませんが、何ういふ御理由で計算しなかつたかお尋ね致します。

○植松眞經君 解りました、所が私が聞いて居る範圍では、二三の人に聞きました、原價を一錢五厘といふ人もありますし、二錢三厘といふ人もあります、夫れを二仙にしたから僅か三厘や五厘のものは公共的の性質を多分に持つて居る製氷會社に供給するのだから己むを得ないといふ風に考へられて居る人があつたらば聞きます、夫れに昨日聽いて居りますと大變儲かるやうに聽いて居りますので、さうどうも如何に公共事業とは云へ儲かる製氷會社に對して普通若々が言ふ原價の約半値にも足らん電燈料金を以て供給することが私には解りませんのでお尋ねする次第であります。

○行政委員(勝田重直君) 只今製氷會社が儲かるといふお話ですが、確かに太田君の御説明でないかと思ひますが、大田君が申上げたのは、約一割の配當は出来得ると申述べたやうに記憶して居ります、確かに儲

(155)

(156)

字も亦現在挙げられない、今日幾ら儲かると言つた所で、直に電力料に及ぼすといふ議論は既に昨年の民會に於きまして十分御討論なすつて居らつたのでございまして、其の問題に對しまして御研究は差支ないと思ひます、原價云々の目的でありますればお避けになつて頂きたいと思はれます。

○植松眞經君 誠に御尤もな御説であります、原價の意味がよくお解りになつて居ない爲に非常に吾々の租界の唯一の財源とも申して宜い發電所に關して、現角吾々の利害に關することで皆さんが突進んでお考になつて居ないことを、斯うした機會に若しも許すならばもう少し研究させて買つたら結構だと思ひます、夫れでお尋ねして居る譯であります、其の半値に及ばない料金を供給するといふ理由をお答へ願ひ度うございます。

○奥野技師 昨年末料金をききました時、實際の一キロに對する實費所謂原價計算をやつて呉れといふことであります、昨年民會の時皆さんにお配りしました表が即ち夫れであります、其の節御説明申上げた通り第一案として、内外線並に營業費及發電費全体を含みましたものを實上げましたキロワットで割つたもの、夫れから第二に示しますのは所謂發電費であります、其の發電費を電量に依りまして除きました價と、第三案に示しますのは、發電所の中で特に一日六十キロ位電力を使ふので、此の建物の損とか或は營業費の影響とか或は人件費の影響等を除きまして、運轉に必要な石炭費並に給水費、消耗品費、雜費、補修材料費、佛蘭西電燈會社から買ひます電力費といふものを以て算出した一キロの價格、第四案として、第三案に加へますのに機械の運轉費、機械の消耗、所謂消却費を加へたもの、之を第四案として御説明申上げたのであります、丁度行政委員會にも此の案を御説明申上げました際に、製氷會社は公益の爲だから特

(158)

に機械の消費費は入れないで二仙で供給したら宜からうといふことで御決定になつた如く考へて居ります。

○植松眞経君 只今お話に依りますと、僅かの電力だから人件費を含んでも宜いといふ風に取りますが、併し乍ら私は假令一キロであらうとも尙も民間經營の立派な營業である以上は一キロであらうとも、當然供給電力の所謂吾々の謂ふ原價から割出したものでなければならぬと考へて居ります。内地邊りでも無論電力の供給所として幾箇所かの電力の供給所が如何に有利に消費しやうかといふ場合に、原價の半面を此方から押取りするならば或は困る、精々負けて貰ひ度い、といふ申込のあつた場合、夫れを普通の原價と比べて半額にもならない、料金を以て之を受諾することは、どうしても考へられないことだらうと思ひます。私は尙お尋ね致しますが、單に餘つて居るから或は僅かだから又は澤山出るからといふことで、餘力があれば今後共之と同じやうに公共事業だからといふ理由で要求された場合二仙で供給することになる筈である、でありますから未だ他に理由がありはしないかと思ひます。

○理事(松本文三郎君) 植松さんにお答へ致します。此の問題は昨年の臨時民會で十分討議されたものであります。不幸にして貴下は御缺席であつたと思ひます。夫れで之は公益上の立場から電氣供給規程の一部改正しまして、「公益上必要な場合は特許することを得」といふ改正規程に據りまして、此の公益上の立場から米會社を見まして米會社と契約をしたのであります。従つて其の當否といふこと、又改正の要旨は十分其の時論議されたことであり、今後公益の爲の會社、類似の會社が起つた場合どうするかといふことは其の都度行政委員會に於てきめるべき問題であつて必ずしも昨日米會社に二仙で供給したから明日他の公益會社に二仙でやらなければならぬといふ道理はないと思ひます。又石炭の賦が上つた時には、一割以上の増額になつた時には夫れを變更するといふことも契約の中にあります。従つて將來に對する御憂慮はないであらうと思ひます。固より公益上の關係でありますから、其の契約は随分廣い意味に置けば如何なることも公益上でないものはありますまい、併し乍ら之は一般の社會觀念で決定すべきものであつて、其の時に依つて解釋すれば差支ないと思ひます。勿論行政委員會は民間の業務を執行して居る譯でありますから民間の財政に影響を及ぼす、不利益を及ぼすやうなことは固らう道理がありませんから、時の行政委員を御信賴になつて然るべしであると思ひます。私共行政委員を助けて、願くば民間の財政の爲に努力して居る積りであります。何か其の邊は御安心なされて宜からうと思ひます。

○植松眞経君 よく解りました。他の會社にも同じく二仙でやうといふやうに必ずしも考へて居りません。公共事業といふことも敢て申しませんが、先づき申した通り餘りに餘裕があり過ぎるといふことを申上げました。もう一つ他の方面から人件費を大部分とする事務所代を全然入れない、といふことに就て何うか風を考へても不合理であります。成るべく安く電力を供給する爲に、吾々として此の公共事業である製米會社から冷蔵用の安い氷を受けますことは、此の點で責任を担ふ所であり、今言ふやうに發電所で供給する電力人件費が一つも含んで居らないといふことになり、人件費は吾々が日常使つて居る電燈料で負擔して居るのであります。二仙で供給する約五十萬キロに對する事務所費なるものは他の吾々日常使つて居るものに對して皆負擔して居るといふことになり、さう考へますと、氷は差引くけれども、吾々使つ

(157)

て居る電燈費が夫れだけ高くなるといふことが言ひ得るのであります。安く電力を供給して居るから其の爲に安くなると思ひ得ますけれども、吾々居留民の經濟から申しますと、其の差はつきり計算出来ませんが、少くも計算に入つて居ない人件費の如きものは矢張り部分的に吾々が負擔する、さうすると夫れだけ吾々の電燈料が高くなつて來るといふことになり、結局間接には氷は別にさう安いものでないといふことに到達しはせぬかと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 一寸申上げますが、之は前の民會で發表したのですから、もり返すことはお止め下さるやうに。

○植松眞経君 何かへず積りではありませんが、私が研究しましたことを申上げて、若しも原價が間違つて居るといふことにお氣付きであるならば、將來の爲に相當考慮を要することであらうと考へます。例へば夫れ程製米會社が儲かるならば或時期に於て消極的に電力の原價を何とかして切下げて五十萬キロ二仙の料金から出て來る損を軽減しやうといふ對策を講じて頂きたい希望を持つて居ります。夫れだけであります。

○五十萬重吉君 色々お話を承りましたが植松氏の言は臨時民會に於ける速記録を配付してあつたら斯くの如き質問はなかつたらうと思ひます。(ヒヤ)夫れに依つて見ますと聊か事務上に放漫な點があるやうににらむのであります。でありますから過去申した如く速記録なるものは斯ういふ民會には是非必要なものと思ひます。一日も早く配付されることを希望するのではありません。夫れに引續きまして、理事のお説の中に社會觀念といふことを仰せられました。甚だ以て私は之に對する觀念をもう少し持つて頂きたいと思ふのであります。何故ならば今日の朝刊京津日日を見ますと、或家の電燈を切斷されたとか或は水道の栓を截られたとかいふやうなことを新聞で見ましたが、あれは正しく事實であるなら社會問題であります。要するに夫れ程迄にして現在の此の不況の際に民間として夫れをやらなければならぬといふのは何ういふ所にあるのかと聊か私は解しづらひのであります。尙一説に依れば滞納して居る、斯ういふことも聞きました。勿論不況の爲に滞納されるのであらうと思ひます。若し夫れでありましたら、相當のお歴々の方が居られるのであつたら十人又は十一人の行政委員が居られるやうに私は思つて居ります。此の中で協議したなら、或はどんな家庭に行きましても電氣は一燈の所は確かならうと思ひます。さういふ際に或は一燈なりとも減して後を減してやる、一燈が五十萬光であつたら一燈の電光を減するやうにして負擔を輕いやうにして進められるのが、當然でないかと思ひます。(同感)其の點に就て今少し御考慮あらんことを切に希望するのであります。

○理事(松本文三郎君) 五十萬さんの御説は十分將來考へることに致しませう。但し社會觀念といふ言葉は社會政策と混同して居られるものと思ふのですが、社會觀念と申上げたのは公益とか利益とか悪いとか好いとかいふことは法律上の一般社會上の觀念と主観的或は客観的といふ意味でなく、一般社會觀念といふ意味で申上げたのであります。社會政策といふ意味でないのですから。

○五十萬重吉君 私は法律家でありません。對か違ふ點があるかも知れませんが、兎に角先程申しました通り今少し御考慮あらんことを切に希望するのであります。

○白井忠三君 私はどうも餘り長くなるし、して甚だ困つて居るので、相當澤山の質問事項を持つて居りますが、昨日相當議論がなされたが、結局議論で結論を得られない所ですが、一言簡潔にお答願ひますが、今の理事の御説明などから考へても、昨年の臨時民會で二仙で五年間

(160)

を新聞で見ましたが、あれは正しく事實であるなら社會問題であります。要するに夫れ程迄にして現在の此の不況の際に民間として夫れをやらなければならぬといふのは何ういふ所にあるのかと聊か私は解しづらひのであります。尙一説に依れば滞納して居る、斯ういふことも聞きました。勿論不況の爲に滞納されるのであらうと思ひます。若し夫れでありましたら、相當のお歴々の方が居られるのであつたら十人又は十一人の行政委員が居られるやうに私は思つて居ります。此の中で協議したなら、或はどんな家庭に行きましても電氣は一燈の所は確かならうと思ひます。さういふ際に或は一燈なりとも減して後を減してやる、一燈が五十萬光であつたら一燈の電光を減するやうにして負擔を輕いやうにして進められるのが、當然でないかと思ひます。(同感)其の點に就て今少し御考慮あらんことを切に希望するのであります。

○理事(松本文三郎君) 五十萬さんの御説は十分將來考へることに致しませう。但し社會觀念といふ言葉は社會政策と混同して居られるものと思ふのですが、社會觀念と申上げたのは公益とか利益とか悪いとか好いとかいふことは法律上の一般社會上の觀念と主観的或は客観的といふ意味でなく、一般社會觀念といふ意味で申上げたのであります。社會政策といふ意味でないのですから。

○五十萬重吉君 私は法律家でありません。對か違ふ點があるかも知れませんが、兎に角先程申しました通り今少し御考慮あらんことを切に希望するのであります。

○白井忠三君 私はどうも餘り長くなるし、して甚だ困つて居るので、相當澤山の質問事項を持つて居りますが、昨日相當議論がなされたが、結局議論で結論を得られない所ですが、一言簡潔にお答願ひますが、今の理事の御説明などから考へても、昨年の臨時民會で二仙で五年間

(159)

を新聞で見ましたが、あれは正しく事實であるなら社會問題であります。要するに夫れ程迄にして現在の此の不況の際に民間として夫れをやらなければならぬといふのは何ういふ所にあるのかと聊か私は解しづらひのであります。尙一説に依れば滞納して居る、斯ういふことも聞きました。勿論不況の爲に滞納されるのであらうと思ひます。若し夫れでありましたら、相當のお歴々の方が居られるのであつたら十人又は十一人の行政委員が居られるやうに私は思つて居ります。此の中で協議したなら、或はどんな家庭に行きましても電氣は一燈の所は確かならうと思ひます。さういふ際に或は一燈なりとも減して後を減してやる、一燈が五十萬光であつたら一燈の電光を減するやうにして負擔を輕いやうにして進められるのが、當然でないかと思ひます。(同感)其の點に就て今少し御考慮あらんことを切に希望するのであります。

○理事(松本文三郎君) 五十萬さんの御説は十分將來考へることに致しませう。但し社會觀念といふ言葉は社會政策と混同して居られるものと思ふのですが、社會觀念と申上げたのは公益とか利益とか悪いとか好いとかいふことは法律上の一般社會上の觀念と主観的或は客観的といふ意味でなく、一般社會觀念といふ意味で申上げたのであります。社會政策といふ意味でないのですから。

○五十萬重吉君 私は法律家でありません。對か違ふ點があるかも知れませんが、兎に角先程申しました通り今少し御考慮あらんことを切に希望するのであります。

○白井忠三君 私はどうも餘り長くなるし、して甚だ困つて居るので、相當澤山の質問事項を持つて居りますが、昨日相當議論がなされたが、結局議論で結論を得られない所ですが、一言簡潔にお答願ひますが、今の理事の御説明などから考へても、昨年の臨時民會で二仙で五年間

といふ決定を與へたことは民會のやるべきことでなくて、民會に相談しないでも宜いことである行政委員が何時でも極め得られるといふ風な御解釋を取つて居られるが、當時現永安行政委員の如きも、只基準なしに特別の料金を定めることを得、といふ法規の改正の所、行政委員は一仙でも五厘でも、何仙迄はといふ電力の原價を目安にして、何仙迄は原價迄は下げて宜いといふ規則にして置く方が、宜いではないかといふ議論は速記録に明らかに残つて居る筈でございます。此の點から先刻來植松君から原價と思つて居つた原價に開違があつたから考へなければならぬと議論されたことは昨年きまつたことを添し返すのでも何でもないと思ひます、私はもう少し親切に考へなければならぬと思ひます、一旦だまらして極めてしまつたことだから直すことは出来ぬといふことでは民團の行政は許されぬと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

欺したといふ言葉に御注意下さい。

○白井忠三君 行政委員が欺したといふのでありません、若しさういふ風に聞かされたら取消します、要するに開違があつた爲に開違を發見した場合は、研究するのは差支ないのです、私は植松さんが打切られたやうですから申しませんが、電氣の豫算の所でも少し研究することになりますから續けませんが、會長は依然として二仙にしよう、一仙にしようと行政委員の勝手だ、水會社との契約は行政委員の流限内である、民會に諮らぬといふ考ですか、何うですか。

○行政委員(田村俊次君)

今の契約ですね、製氷會社の契約は此の前の民會には参考書として出して置きましたが、其の中の契約文を法律の専門家でないけれども、あの契約は民會にかけないで宜いものか、今でも信じて居ります、夫れから何段ですか(白井忠三君「勿論」)二仙といふことが契約書に書いてある、其の當時臨時民會で御存知であつたのですが、民會の決議は制限はないといふのだから二仙になつても一仙になつても差支ないものだ、が併し、今植松君のお話通り、行政委員といふものは矢張り民團の財政を基礎にして任事するのであるし、必ず、非常に高いものを、さう無茶苦茶に電力を下げて、さうして明らかに民團の非常な負債になる迄下げることが、よもや常識では出来ぬことであるから、今植松君の言はれたことは非常な好い参考だと思つて居ります、將來斯ういふ問題の起る時は十分植松君の御經驗談を基礎にして考へようと思つて居ります、併し理窟から云へば二仙を一仙五厘に下げても差支ないことと思つて居ります。

○理事(松本文三郎君)

一寸白井さんにお答へしますのですが、今會長のお話した通り電氣に付ても同様、水道給水規則を御覽下さると解りますが、法規第八十八頁第六條に「特殊ノ使用者ニ對シテハ行政委員ノ決議ニ依リ前項ノ給水料ヲ輕減スルコトヲ得」といふことを確か貴下の時、大正十年四月一日改正になつて居ります、夫れで之も謂はゞ水道會社から買ふ元價は極つて居るのですから大れより一仙でも下げたならば損をする形になるのですが、此の所は矢張り其の時々の場合に依つて特殊の使用に對しては行政委員の決議に依つて前項の給水料を輕減することを得、と極めてあるものと思ひます、兎に角同様の意味であつて、只特殊の使用といふのと、公益上といふだけの差のやうに考へられる。

○白井忠三君 私は其の事で此の間議論したので、松本君が大分喰つてかゝられるのだから、もう大分頭に入つて居られるだらうと思ひますが、無論特別の料金を極めることを得、といふことで

極めるのだから下げて宜いのは當然です、併し水道會社が元價に下げた例がございませうか、夫れはないのです、今度製氷會社に供給する電力料金が若し植松君の言ふ如く、原價といふものが、三仙八厘か九厘であると思ひます、凡そ常識で判断して解ることで、民會が「行政委員は低減することを得」と一任したからと云つて損をしても宜い、供給といふ言葉は、損をしてやるのは供給でない、補助を與へる、援助してやる、供給する時には少くも原價迄は買はなくては話になりません、損をしてやることは與えてやる、此の精神から云つても元價を切つた値段で供給するならば行政委員に一任する理窟がない、殊に五年間二仙で呉れてやるといふことは明らかに民團の持つて居る權利を擯棄するのであります、施行規則第三十一條を御覽下さい、松本君にお願ひします、其の第六項を御覽下さい、(松本君「是れよく覚えて居ります」)「歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ擯棄ヲ爲スコト」此の場合は民團の協賛を経なければならぬのであります、二仙で五年間動かすことが出来ぬ、と法規に極めるのは、行政委員が電氣供給規程改正が直に勝手に出来ることと御解釋をなさることは間違つて居ります、夫れは何處迄も協賛を経なければいけないものであります、私は之以上議論をすることは打切つて新な機會に申し上げます、合せて山口街の陸軍との契約を此の民會で何か手續きの形を取るべきであらうと思ひます、事務報告に出してあるから済んで居るといふんだな極めて低級なる御議論をした人がありますが、法規上の手續に缺陷があれば改めて置かないと後で悪い例を残すことになり、前に斯ういふ例があつたでなかつた例にされる、氣の附いた時に正式に直して置くことは寄合世帯の民團には是非必要なことでありますから是非斯うして置き度いと思ひます、此の議論は事務報告の續きです、尙ほ質問を續けさせて下さい。

○理事(松本文三郎君)

白井さんの施行規則の御解釋は白井さんの御解釋であつて、吾々は矢張り差支ないと思つて居ります、之は議論の相違ですから之以上は申し上げませんが、夫れから貴下は水道給水規則の追加の規則は、吾々は未だ行はんと云つて居りますが、凡そ斯ういふ規則を制定した時には必ず將來に斯ういふ規則を摘要しなければならぬといふことを豫想されてやつたものと思はれます、併し乍ら一年の間に下つたか、又使ふべき事が来たか夫れは解りませんが、併しさういふことは豫想されてやつたこと、いよ／＼斯ういふことがないならば削除するなり、改正することが必要と思ひます、成るべくさういふ時には事態に應じて改正しなければならぬが、何うも私は矢張りお作りになつた時に豫想されたのでないかと思ひます。

○白井忠三君(もつと身をほつてよく聴かんといい)

私は元價を切つて賣つた例があるか、無論此の規則の改正のことは記憶して居りますが、千葉君が水道を使はれて居る時分に浴場に供給する水は公衆衛生の見地から割引しようといふので此の規程を適用して居ります、民團に損をかけて使つて居りません、私が申上げることは、此の規程があるからと云つて水道會社から買ふと云つて元價を切つて賣つて居るか、どうかといふのです。

○森川照太郎君 今迄の續きの問題が未だ残つて居るさうですから私は新しい問題で質問したいのですから一寸譲ります。

○白井忠三君 勇頭の日、田村會長の施政方針の演説の中に「各戸の衛生の施設が民團施設として見劣つて居る」といふお言葉があつたので、道路の出来上つたものと残つて居るもの、調査をお願ひしたので、川端技師の報告に依ると日本租界全体の道路の面積が、人道を除いて約五萬

(165)

坪、其中で完成したものが、三萬坪、未完成のものが二萬坪といふ概算になつて居るのであります。五分の三は出来上つたが、五分の二は出来上つて居らん、此の形は田村会長は向土木施設は相當出来て居るとお認めになりますか、伺ひ度い一つであります。第二に教育の施設が見劣つて居ると仰いますか、居留民団といふやうな所で、假令金額が何千円にしろ支那人の初等教育に補助を與へて居る地方がありますか、お伺ひ致します。又五千未満の居留民団の中で女學校を團營にして居る所がありますか、伺ひます。私は此の關係から見ても天津居留民団が教育の問題に冷感である、施設が見劣つて居る、さうして土木施設が相當出来て居るといふ御解釋は何か特別な偏頗な考の觀察であつて、公平に冷靜に御判断になれば決して何方も完全ではありませんが、寧ろ教育施設の方は一歩進んで居る、土木施設は開設以來二十年の民團が五分の二の道路が出来て居らん、御覽の通り獨逸租界の家も何も建つて居ない所に第一に道路を造る、都市經營といふことから言つたら道路の建設が先なんでありまして、併し貧乏な苦々は己むを得ず家から先に建てたが道がつかん、雨期になれば泥田圃のやうな所に住宅が建つて居ります。斯ういふ状態でありますから他國の都市經營の上から見ても、下水のことを申上げると長くなりますから申しませんが、道路の一點だけでも五分の二が出来て居らんのを、夫れは相當出来たが教育施設が遅れて居るから……斯ういふ見方はお間違ひではありませんか、只今伺つた四點に就てお答へ願ひます。

○行政委員長(田村俊次君)
御質問は私が衛生と教育の施設が滞つて居る感があるといふこと、夫れから道路が立派に出来て居ると思つて居るか、といふこと、夫れからもう一つ。

(166)

○白井忠三君 第一は資力が他の施設に比べて教育施設が遅れて居る、道路が五分の二も出来て居ないのに道路の方は相當出来て居るが、教育施設が見劣つて居ると資力は仰有るが、何處の民團に支那人の教育に補助して居る所があるか、何處の民團で五千未満の所で女學校を持つて居る所があるか、此の二點からお考へになつて、教育施設が遅れて居るものと矢張り仰いますか。

○行政委員長(田村俊次君)
私は施設方針の中で教育施設と衛生施設が他の施設に比べて滞つて居る感があるとお申しました又さう感じて居ります。教育施設といふのは女學校があるとか、小學校があるとかいふこともさうであります。現在ある小學校なり女學校なりが、生徒を收容して教育をさせるに非常な不便がある、といふのは矢張り教育の施設が遅れて居る、他の施設に比べて劣つて居ると云へるのではありません。衛生の施設が遅れて居るといふことは、私は道路が中々立派に出来て居るとは申しませんが、九十萬の十年計畫の道路が未だ其の中の三十萬しか出来て居ないといふことになりまして、今資力が仰有る通り未完成のものが大部分であります。夫れはよく私は知つて居ります。道路の施設といふものも矢張り衛生施設の一つであります。悪道路があるのは非衛生である、總ての點から云つても非衛生である、でありますから都市計畫に衛生行政の中に矢張り道路のことと暗ましく言つてある。其處で道路の未完成のもの、多いのも私は衛生上の缺點と考へて申上げたのであります。併し此の道路を毎年平均すれば十年計畫であれば詰り一ヶ年平均九萬九千以上の築造費を要するのであるが、色々團營整理の關係上己むを得ず其の半額位の程度で築造したい、といふ計畫を立て、増設に着手しない道路は衛生上許す程度に補修するので、決して道路が之で立派に出来て居るとは申しして居りません。又昭和五年度に於ても亦強れ収入増加といふことにも關係が

(167)

あることだから其の割合には追加預算でも臨時民會の檢算を経て道路の方はやる所へで居る、決して道路が完全に出て居る、教育が夫れより落ちるとは申しした考へでない、教育施設が他の施設に比べて見劣るといふことは事實であるからさう云ひました。夫れから支那人の教育に補助して居る所が何處があるか、夫れは有るか無いか知りませんが、滿洲には澤山あります。滿鐵が支那人の教育を澤山して居ります(白井忠三君民團ではありません)外にない、天津にあるから天津の教育施設は完全だといふ議論は一寸解らんと思ひます。之は意見の相違かも知れませんが、議論の點になります。夫れからもう一つ、女學校のある所があるか、是れも議論の點だらうと思ひます。例へば五十人の女學校に入れるべき生徒があつて他に行かなかつた場合、五十人の爲に女學校を造つたつて一寸も差支ないと思ひます。だから其の點は何うも理窟でなく、結局白井君と私と議論することになるのです。夫れより仕様がなと思ひます。

○白井忠三君 問答は止しますが、今の田村さんの御答辯の中にも、さつぱらんに心安だてに申上げますが、其の場限りの御答辯が多くて困るので、矢張り餘り非道い所は夫々手入れすると仰有つたが豫算の組み方から言つても既に出来上つた道路を補修するのであれば經常部修費で出来る、新たに野原の方の道をやるには臨時部土木費から出て来る、臨時部土木費には春日街の修費が出て居るのであります。其他(べちや)にならんやうにしますといふのは其の場限りのことである、其のお考を持つて居つて豫算面に夫れをお示しにならん、夫れが困る、豫算はちやんと取つて居留民一般に諮つて何處を始めるか緩急を比較して、此處は後廻しにする、此の方は先にしようとするのであります。若し今仰有るやうなお考が實際あるならば今御註文しませんが、豫算案に行く迄にも少し豫算の内訳を細かにして、低資土地の方面の施設も加へて頂き

(168)

度いと思ひます。昨日の質問の続きで、剛口の建物會社に關する御答辯はもう一つはつたりなかつたのですが、あれは矢張り相當の報償金を建物會社におやりになつて民團のものにするお考であるのか、どうか、之が一つ、夫れから簡単に申上げますが、埠頭事業は昭和四年五月迄に附屬設備一切を完成するやうに、五十萬を借して貰ふ時の命令になつて居りますが、既に夫れは過ぎましたが、現在のやうでは到底出来ません、一年なり二年なり完成期限の猶豫を政府に向つてするのが當り前でありまして、事務報告を見ても十二月迄にさういふことをなすつては居りませんが、最近政府に向つて何か請願をなさいましたか、何うか、建物會社の問題と二つお伺ひ致します。

○行政委員長(田村俊次君)
建物會社の交渉はつと前からの話であります。前の行政委員の時に何か話があつたのでないかと考へて居ります。建物會社にあれを寄附するか、或は相當の代償で買収するかは建物會社と公衆交渉をやつたことではありません。私が行政委員の時も何うもやつたやうな記憶がございませぬが是れから兎に角建物會社と公衆の交渉を聞くことになると思ひます。又埠頭事業の陸上設備は、成程外務省の命令條項にあるのを繰つて見ますと、昨年の四月何日が丁度期限のきりになるのです。併しあの時分は既に陸上設備が出来ないといふことが解り切つて居るのであります。實はあの期限の切れる前に無論暫明なる前任の行政委員長は手續をして居られると思つて居りますが、でなければ外務省から何とか叱言が来さうなものだが、何とも言つて来ない所を見る上外務省も既に報告済と考へて居ります。でありますから別段私の方からは期限が切れましたが未だ陸上設備は出来ませんといふことは報告してありません。だから外務省は諒解されて居るも

のとは今迄信じて居りました。

○白井忠三君 私がお尋ねした要點が又外れたやうですが、建物會社に交渉されて居るが居ないかをお尋ねしたのでありません、契約書が出来れば、建物會社から交渉しないでもいいやうに何時からでも民間が陸軍から引取りさへすれば使へるやうにやつたのであるか、何ういふ方針だといふことをお尋ねしたら此の文句が少し可笑しい、成る程陸軍から引取つて直ぐ使へる譯でありませんが、さうすれば建物會社も今の土地を使はうといふ御意思があるならば建物會社と交渉を開かなければなりません、其の交渉を開いてあの土地を民間が使はうといふお考えがあるのか、今一つの問題ももう一遍お答願ひ度いのであります、聲明なる前任の上野會長はさういふ言葉を忘れるやうなお方でない、やるべきことはちやんと御承知になつて居ると信じます、同時に聲明なる田村君も私と共に上野會長の下に行政委員をして居られたから當然御承知の筈ですが、昨年十月頃市場の土地貸下げ問題の時に何回も此の問題は議論されて來年通常民會迄には御頭附地は何うするかといふ行政委員會の態度をきめて民會に相談するか、然らずんば政府に何つて何等の方法を探るなりしなければならぬ、といふ話は幾度も出て居ります、今日お忘れになつて居るものと思ひますが、此の経過から見れば上野會長もさういふ考で出して居らぬことは明らかである、さうすれば政府の方で諒解して呉れて居るだらうといふやうなことは餘り政府を頼り過ぎる話であります、立派に命令を受けて居るから知らん顔して居るのが民間の態度であります、被監督者の立場から期限が来たけれども斯ういふ譯で出来ぬから何年間延期して頂き度い、といふ請願を出すのが當然だと思ひます、前にやつて居るだらうと思ふといふお考えが本當ならば以ての外で、さうではありますから、何とか手続をなさるか、爲さぬか伺ひ度い、行政委員會がなさらなければ民會で或は建議案でも出してさういふ風な手続をして頂くことには致しません。

(170)

○行政委員會長(田村俊次君)

貴下は色々なことを仰有るが、常識から考へて、外務省から陸上設備を何年何月迄にやれ、といふ命令を受けたのは貴下ではありませんか、貴下が會長の時に命令を受けて居る、昨年四月には必ず命令の期限が來るといふことは御存知の筈である、其處で陸上設備の出来ぬことも金が出來ぬから出來ぬといふことは解り切つて居る、さうするならば豫め貴下が行政委員で會長でなかつたならば、其の時の會長に外務省の方は斯ういふことになつて居るのだから其の手続きをしないではないか、と言ふべきが至當であらう。

○白井忠三君 散々言つたぢやありませんか。

○行政委員會長(田村俊次君)

私は聽きません、夫れを自分が爲すべきこともしないで置いて今日になつてしないのは何事だといふ、期限が切れたのは一年前ではありませんか、私は前任者が其の手続きをしてなければ無論早速します、夫れは當然已むを得ない、だから行政委員會で其の手続きをします、併し昨年非公式には三浦課長或は田尻事務官の來られた時に、陸上設備はどうか出来ぬ、河の状態が御承知の通りであるし、財源が得られなかつたから思ふやうに出來ないといふお話を致しました、其の特別に其の方々から何もお話をありませんでしたが、併し之は當然前任者がやつて置くべき筈で

(171)

一年経つて後にやらないか、やるか、やらないのは不都合だと言ふ、言ひ方が甚だ不都合だと思ひます、無論前任者が怠つて居るなら早速風の方で手続を致します、貴下方にはお頼み致しません。

○白井忠三君 結果に於てやつて頂ければ何も申しません、夫れは昨年の市場問題の時さういふことがあつたから、來年四月にはきめなければならぬ、といふことを聞いて居る。

○議長(吉田房次郎君) 速記の都合がありますから十分間休憩致します。

午後四時十五分休憩

午後五時再開
○議長(吉田房次郎君) 夫れでは開會致します、只今の續行であります。

○宮武徳次郎君 私は議員諸君にお望みするのでございますが、言葉をもう少し慎んで頂き度いと思ふのであります、さう言ふ自分も激して來ると偶には失言するかも知れませんが、一昨日來承つて居りますと、御熱心の餘りさうなるのだとは存じて居りますが、既に過去に於て藤田氏はお氣附きになつたかならんか、なつても餘り差程に感じないで済まされたのかも知れませんが、白井氏は藤田氏に前科があるからといふ言葉を使はれました、其の時に早速白井氏に向つて取消しを要求しやうと思ひましたけれども折角お話中でありましたから控へて居りました、此の前科といふことを常識から考へたら餘り難やかな言葉でないだらうと思ひますから賢明なる白井氏

(172)

に向つて此の言葉は取消しを願ひ度いと思ひます、尙又發言を求めて論議して居る間に關係のないお方が側から色々な言葉を使はれることは議事の進行上妨害になると思はれますから之亦お互に慎んで貰ひ度いと思ひます、一寸希望を述べて置きます。(拍手)

○白井忠三君 只今宮武議員の御親切な御注意を有難く伺ひました、私が用ひました前科といふ言葉は法律上の犯罪を犯したといふ意味の前科といふ語りで言つたのであります、只此の議場にて民間の事業に關係ない個人の白井を攻撃することが過日來度々あつたのであります、斯ういふ前科があるといふのは少くも私の言ひ方が悪うございましたので、過られて法律上の前科といふ意味に取られて成程今の御注意がありましたので、其の意味でないといふことを釋明すると共に前科といふのはさういふ前例のあつた人といふ意味に御諒解願ひます。

○榎前 香君 先程田村會長から天津の教育施設は不満である、十分でないといふ御説明がありましたが、もう少し具体的に私は女學校問題で……。

○議長(吉田房次郎君) 榎前さん一寸待つて下さい。

○榎前 香君 榎前(拍手) 議事進行に就きまして一言述べさせて貰ひ度いと思ひます、只今宮武議員から此の議場の應答振返り、言葉振りに就て御注意がございました、至極く結構なことと思ひます、然る所、民會は今日で三日目になりました、事務報告の完了を見て居りませんが、議案其他後に山積されて居ることは非常なものです、随分之等を議了し終ります迄には多數の議論と時日を要するだらうと思ひます、夫れで出來るだけ事務報告を早く終り度いと存じます、所が事

(173)

務報告なるものは所謂民團の注意事項でありまして、政見であります、非常に重要なことであるが此の中に包含されて居りますから一年一回の此の議場に於きまして十分な御質問の出ることは當り前のことと存じます、御質問になる方はプリンブルを語り主義政見とか或は私見の要點を成るべく簡潔にお述べになりまして、向之に對して行政委員の御答辯振りを願ひ度い、極く卑近な例を取つて相済みませんが、「例へば白井議員の御質問振りが先程米地にて居りますが、色々の御質問の中に極く重要なことと存じます、又多少事件の大小といふことがございまして、吾々六十の議員中全部を知つて居るものとか或は極く一部のしか知らないこと、非常に民團の經營、租界の經營に重要なことであるといふ中にも相當大小軽重があるものでありますから、其の問題に就きましては豫算委員會の時に於て質問になるべき點もあるやうに思ひます、出来ればさういふ點は後に延ばして豫算審査委員會の時に頂くやうにして、向又白井氏は行政委員御在任中でありましたので、種々の事情を御承知になつて居るので、御質問も出来るだけ本當の要點だけを目的の行政委員が何う考へて居るか、其の點に就て直接短答に突込んで貰ひ度い、同時に行政委員も一度三度に言葉を分けないで要點を出るだけ簡潔に御答へ願ひ度い、是れは餘程難しい御註文かも知れませんが、其の積りで御質問せられ、行政委員も其の腹案でお答へになりませう、必ず豫算審査委員會の進行も餘程早く行くだらう、さう思ひます、向は宮武議員から御注意がありましたやうに、一つの議案に就て一議員から質問がありましたら夫れは其の人に委せて置いて行政委員は早速夫れに答へる、餘り側から懸念しないやうにして頂いたら大分違つて來るだらうと思ふので

(174)

甚だ僭越でありますけれども一言皆様と行政委員各位に御注意致して置きます。
○榎前 香君 先程の僕の質問が解りましたか。
○行政委員長(田村俊次君) 只私の直覺でありますから、何れ學校の問題も出まらうから其の時申上げませう。
○鹽谷信治君 私のお尋ねしたいと思ひますことは事務報告の六十九頁に天津高等女學校の色々の調査表が出て居りますが、イ、ロ、ハ、ニ、と分れて居りますが、此の頁の終ひから二行目の所に御注意願ひ度い、其處に學校生徒の年齢と其の中の近視眼者の數、終ひには總數に對する近視眼者の百分比例率を載せてあります、夫れを見ますと、十三才の生徒が三十二人、其の中に近視眼者が二十名、夫れから十四才の生徒が二十八名、其の中に近視眼者が二十二名、十五才の生徒が二十七名、十六才の生徒が二十四名、十七才の生徒が九名、十八才の生徒が五名、十八才の生徒が三名でありまして、其の中からは、生徒總數が百二十三名の中に近視眼者が八十二名、其の百分比例は六六、六七パーセントになつて居ります、私共が此の民團に於きまして常に公衆衛生を高調される田村會長は何ういふ風に見て居られますか、又田村會長の職掌から考へても常に衛生といふことに高調されて居ることに敬意を拂つて居ります、田村會長は此の數を或は内地の中等程度乃至は高等女學校の近視眼の百分比例に比較なさいましたことがございませうか、又比較なさいまして、此の數が出なかつたとすれば如何なる原因があるか考へになりませうか。
○行政委員長(田村俊次君)

(175)

内地の實例に比較して見たことはありません、只視力の異狀が大分あるといふことは私も考へて居りましたが、其の原因は何處にあるか實は研究してない、若し必要なら近藤校師に意見がありましたら近藤校師から申上げさせます。
○鹽谷信治君 私は此の事務報告書を見ましたのは横着ではありましたが、民團の始まる日に見たので、此の數の非常に大きいことに疑念を抱きまして、一寸見ました所が昭和二年の比率は三十五パーセントになつて居ります、昭和三年の比率は三二、〇九パーセントになつて居ります、所で私が極く最近に気がつきましたのは、調べるのに日時がありませんし、又最近の調査表が手許にありませんが、私の手許にありました書物から見ますと、内地の學校全部の調べの中で大正八年の表で見ますと帝國大學の生徒の百分比例が五五、五パーセント、高等學校、舊の高等學校の百分比例が五十一パーセント、中學校の生徒の百分比例が二二、四パーセントであります、高等女學校生徒の近視眼者の百分比例は一五、九パーセントであります、尤も之は大正八年の調べでありますから今迄には年數が少し經つて居ります、此の後の表を持合せませんけれども、此の事務報告書には去年の表が挙げてあります、さうすれば此の數は今迄田村さんのお目には屢々觸れて居なければならぬと思ひます、併し乍らお忙がしいのでお目に觸れなかつたとすれば夫れ迄でありませう、幸ひに高等女學校の校長で在られる方から、内地でも女學校なり又師範學校なり中等學校の校長として多年教育に携つて居られる方から、教育のこととは勿論、非常に關係のある學校衛生のことにも通曉して居られると思ひます、夫れで承賀校長に此の數を如何に考へますか、少くとも昭和三年の十三才の生徒の數が三十三名の中近視眼者が三名である、さうしますと昭和四年の事務報告書の方には此の年齢は十四才に

(176)

ならなければならぬ、其の十四才の所を見ますと、二十八名の中二十二名が近視眼者であります、非常な數の殖え方でありませう、夫れから百分比例でも一年の間に倍になつて居ります、斯ういふことには必ずややお氣附きであらうと思ひます、お氣附きであれば之は如何なる原因によるものであるか、私は寧ろ承賀校長より常に公衆衛生に御熱心であり、夫れを高調される田村會長から私は懸念がなかつたのであります、會長は之れにお氣附きなかつたとすれば承賀校長からでも承り度いのです。
○行政委員長(田村俊次君) 誠に御尤もな御注意であります、遂はよく見て居りませんでした、只會て女學校へ寄つて榮養状態と發育状態を調べたことはありましたが、身体検査の時でなかつたので近視の數に就ては全く調べてありません、從つて何ういふ原因で近視眼が多いかといふことは全く今の所申上げられだけの研究の材料がありません、夫れで之はお互に知つて置く必要が有りますから、若し承賀校長の御意見がありましたら伺つて見たいと思ひます。
○承賀校長 一寸申上げます、私も此の數を見まして、數の多いといふことには同じ意見を持つものであります、其の原因は何處にあるかといふことは未だ私は十分調べて居りませんが、小學校の方の關係は何うなつて居るか、表の上に見えて居りませんから、女學校へ參ります前に如何なる状態になつて居つたか見なければなりません、夫れで私は勿論此の表の上に近視の多いといふことであることは十分其の原因を突止めまして夫れに對する所の對策を考へなければならぬといふことは同意見であります、其の點から見ても、今の女學校だけに付て考へて見ましても、隨分教室に無理がありまして、現在居る或組の如きは非常に暗いのでございませう、非

(178)

(177)

常に夫れを憂へて居ります、あの暗い部屋に於て授業するとは無理であるといふ見解を持つて居ります、さういふ點から見ましても此の近視眼と關聯を考へて居ると思ひます、或るべく明るい、勿論通風の好いことも必要であり居り得る部屋に於て積古せたい、或は又小學校と特別教室を同一にして居る爲に机や椅子が低い、私の調べに依りますと、平均三、四寸位高さが低いことになり、此の點からも十分考慮を拂ふ餘地があるだらうと思ひます、色々な點がありまして此の原因は果して那邊にあるかは論斷出来ませんけれども、將來十分調べまして之に對する施設を出来たらばやういふと思ひます。

○藤谷信治君 只今の御答辯に依りまして無論之の原因は色々調べて見なければ解らないことと思ひますが、併し貴下の今申されたことが、原因だと思はれるのでありませうが何時頃お氣付きになりましたか。

○糸賀校長 私は生徒の中に近視が多いといふことは、眼鏡をかけて居る生徒の多いことで疾く知つて居ります、今申された部屋の暗いといふことも一つの原因でないかと思ひます、其の學年に始行つて居りますけれども餘程暗いやうに思ひます、前から其のことに付ては覺悟して居りましたが夫れが唯一の原因でないかと思ひます、尙他の原因も十分研究して見ます、參りましてから近視者の多いことは直ぐ解りました。

○藤谷信治君 私は今糸賀校長が、腰かけが低いと云はれましたが、夫れも近視者を出すことの理由かも知れませんが、夫れ以外に理由が有らぬかといふことは校長もお氣付きならなかつたであらうが、例へば卑近の例を申しますと、私は餘りに此の數の多いことから氣附いたのでありますが、丁度年頃の女生徒が或は一種の虚榮と云へば甚だ言葉が悪いかも知れません。

○糸賀校長 御意見には御同意であります、多數の生徒の中には或は虚榮といふ考から眼鏡を用ひるものがないとは論斷出来ませんが、私の見る所では多くの生徒の中にさういふ生徒は尠少なからうと思ひます、云ひ換へれば伊達に眼鏡をかける生徒は極めて少ないと思ひますのであります、夫れから尙服裝の點に御論究でありましたが、服裝は決定致しました、昭和五年四月から家庭の事情が許すならば造るやうにして居ります、家庭に依つては無理をしては困るといふ御註文もありましたものですから強制的にはして居りませんが、實際に於ては大分種々来て居ります。

○藤谷信治君 先刻お聞きします所では伊達に於けるやうな氣風はないといふことで安心することとに致します、さういふことは調査しなければ解りませんが、例へば家庭の方に於ての缺陷から來ることがあるかも知れない、夫れには色々の見解もあると思ひますが、夫れは學校の教室の不備から來るものではないといふことであり、貴下の説明では此處にお出でになつた頃から眼鏡をかけて居るものが多かつた、其の事實は認めると仰るから其の事は認めて居らなければならぬと思ひます。

(180)

(179)

と思ひます、が女學校舊館の理由の所に斯ういふことが一つも載せてないのは何ういふ譯ですかと思ひます、其の考はありましたが大層から見ましても現在困つて居るのは本當だといふことであつたのであります。

○白井忠三君 私は實は一兩日前に藤谷君から此の注意を受けて、自身會長として居つたことある責任上及びつくりしたのであります、此の點は責任はありますが、注意してなかつたことをお詫びしなければならぬのであります、女學校に關係のあることで後に議案が有りますから此の邊で質問を打切り度いのですが一言近藤さんに伺ひ度いのですが、之は貴下が検査されて居られた數字ですが、夫れとも眼鏡をかけて居る者を全部近視眼者として測定なすつたのですか、試験の上で此の統計をお取りになつたのですか、其處を一寸聽いて皆さんが御賛成なら此の問題を打切り度いと思ひます。(一〇〇)

○近藤校舎 白井さんの質問にお答へ致しますが、検査しました數でござります。

○藤谷信治君 私は非常に粗末な見方をするので、之には氣がついて居りました、其處で藤谷君の話を聽きますと、昨年から一昨年は三十何名位であつたものが今年はその倍になつて居るといふことです、只今校長の説明のやうに校舎の設備が不備の點から來たものであつたならば昨年、一昨年其の前の年も非常な比例を示さなければならぬのに今年になつて一倍になつたといふことは校舎の設備が不備といふ理由にはならないと思ひます、さうして若しも校舎の設備が不備の爲に近視が増えたといふ議論が正しいものとするならば、十三、十四、十五、十六、十七、十八、とあります、年齢に比例して級は進んで居るが、年齢の多い程學校で教育を受けた機關が多かつたものといふことが考へられます、さうすると其の設備の悪い爲に近視になるとか近視の

度が増すならば、段々年數の増す毎に此の數字が補えなければならぬ、然るに十三年の人の比例よりは段々先程比例が少なくなつて居ります、さうするとあの學校の校舎の設備が悪い爲に眼が悪くなつたといふやうな結論は出来ないと思ひますが、糸賀校長は何うお考へになりますか。

○糸賀校長 貴下のお説に同意であります、私は始めから設備が唯一の原因であると申して居りますが、夫れも原因であらうと思ひました、尙よく調べて見なければならぬといふのであります。

○藤谷信治君 さういふことと只今指摘した事實に付て考へても校舎の設備と近視眼の多いのとは關係ないことがお解りになつたらうと思ひます、さうして本年は昨年より倍に若しくは夫れ以上に激増したといふことは本年に何か原因がなければならぬ、特別な何か理由がなければならぬ、といふことに想像せざるを得ないのであります、併し乍ら近視眼が一躍して倍になるといふ原因は一寸私共素人が考へては想像が出来ません、さうすると従來の調査が誤つて居つたか、本年の調査が誤つて居つたか、といふやうなことは最も有り得ることのやうに、一番近く考へられ得る理由のやうに思ひます、從つて私は田村會長に希望致しますが、もう一度正確なる調査をなすつたら如何です、決して近視眼の調査が悪いと申す譯でござりませんが、原因の想像出来ない限り、原因の調査をするに先立つて此の數字に間違があるか何うかを、正確に是非ともお調べになるやうにお願ひして置きます。

○行政委員長(田村俊次君) 承知致しました、私が舊者であり乍ら誠に之に氣がつかなかつたことは慚愧に堪へません、況んや會長たるに於ておや、今後實際に付て尙調査しまして其の原因も探究しやうと思ひます、好い御注意でありましたお禮を申し上げます。

(181)

(182)

○高瀬 仲君 此の問題に付て、高瀬君に希望致し度いと思ひます、只無暗に近視眼の原因が何であるかといふことをお尋ねになるより、自分近視眼の原因は是々であるから此の點考慮を拂つてあるかどうか、といふ風にお尋ね願ひ度いと思ひます、終り。(拍手)

○植前 香君 私は別に醫者でありませぬから近視眼が何ういふ原因で出来るかどうか知りませんが、私の体験を御披露に及び度いと思ひます、私は山來近視だと思つて来たのですが、段々頭が悪くなる、よく調べて見ると近視だといふことが解つたのであります、其處で近視の眼鏡をかけるに甚だよくつた、僕も水い間六年位の近視眼だといふ頭を持つて居つたのです、其の爲に段々頭が悪くなつて近視の眼鏡をかけてから非常に好くなつた、近視は總ての人が持つて居るものらしい、只度合が違ふだけで、恐らく人間である以上誰しも近視の程度は違ふが持つて居るといふ話であります、生徒に宣言する場合も餘程十分調査した上で宣言する必要があると思ひます、でないと其の子供の成績上に非常な影響を及ぼすものであると思ひます、此の點十分周到なる調査をして頂き度いと思ひます。

○鹽谷信治君 高瀬君から親切な御注言がありました、之に就て一言お答へ致します、勿論高瀬君許りでない、凡ての方に對してですが、近視の理由を知り乍ら自分は拂はらないからといふ話でありましたけれども、私の知ります範圍に近視の出来を何處を押し考へて見ましても、女學校の現情に當つて、考へて見ましても、丁度一年間に十三才の生徒の数が三十三名の中三名の近視眼であつたのが、翌年十四才になつた時の調べが二十八名の中二十二名迄増えたといふことは普通考へられないのです、夫れで今質問して居る。

○佐々木敏丸君 從來此處の女學校の修業旅行は女學生は男と違つて突變的に身体に異狀の起る關係上、引率者は女のお願ひして居つたやうであります、此の夏の修業旅行は前例を破つて男の先生にお願ひしたのは何ういふ譯ですか、どうも驚く所では餘り風儀上宜くないといふことを伺つて居ります、私は全然ないと信じて居りますが、万一の場合當局者として何ういふ處置を採られるお考であるか、會長にお尋ね致します。

○行政委員長(田村俊次君) 將來注意致しませう。

○佐々木敏丸君 女の先生を男にした理由は。

○行政委員長(田村俊次君) 夫れは知りませぬ。

○佐々木敏丸君 では校長さんに。

○系賀校長 從來引率者はつと前は知りませんが、最近に於ては矢張り男子が引率して行きます女子も夫れについて行くことがあつたと思ひます、男子が行きます理由は男子でなければ色々な方面の交渉が出来ないので、且つ多くの觀察をさせる爲に男子の必要があり、風儀の問題に就て御論議がありましたけれども、私の知る所では今迄にないと思ひます。

○佐々木敏丸君 私の思ひますのに、今校長の仰るやうに男の先生が必要かも知れませんが、娘さんの修業旅行に對しては男の先生と女の方方づつて頂き度いと思ひます。

○系賀校長 出来ればさう致し度いと思ひます。

○森川照太郎君 四十九頁に「在支居留民團及商工會議所聯合會開催方提議の件」といふのがあります、其の報告を見ますと、「七月二日開催の行政委員會議席上にて右の趣報告に及びたり」とい

(183)

(184)

ふことが書いてあります、即ち兩名の委員が上海に寄つて來てからの報告を七月二日に開催の行政委員會議でしたといふ所迄事務報告に載つて居りますが、七月二日と言ひますと、半年以上前の事であり、其の以後の此の問題の経過が事務報告に載つて居りません、十二月に出來たのですから其の以後何かあつたのなら満足に思ひますが、載らない所を見ると何にもなさらなかつたやうに考へます、夫れに間違ないか何うか、若しも何もなさらなかつたら其の理由如何千七百圓の旅費を使つて二人の委員を上海に特派して七月二日の行政委員會議に報告に及びたり、で洗してしまふやうなことは甚だ私に其の意を得ないと思ひます、何故に兩名の委員を上海に出したかといふ上海に於ける民團から回答がなかつた「未だ回答なく多少の不同意の點あるやに仄聞したるを以て特に委員を派して詳細説明せしむる事になり」といふことで公金を千七百圓も使つて回答がないからと云つて直ちに派遣するといふやうな處置は私は餘り賛成ではありませぬ、回答がなかつたら相當の手段を盡した上で費用も高く、手間も掛る處置に出られるべきであつたと思ひますが、回答がなく、多少不同意の點があるといふことを仄聞しただけで直ちに委員を派遣されたことは少しく輕率に失つて居ると私は考へます、夫れは兎に角としまして、此の巨額な民團の公金を使つて人を派遣し、さうして七月二日に報告に及びたり、といふ屈切とんぼにする

ことは、前に探つた處置が重大性を帯びて居るに拘らず、結果が甚だ簡單で粗末に扱つて居るやうに思はれますから、旅費を掛けて二人の人送出すやうな處置を採つたことは非常な間違であつて、若し出したといふことが正しいならば後を更に進めて相當の手段を採らなかつたことは甚だ前後辻褃が合はないうやうに思ひますが、右の點に付て會長の御返事を願ひ度い。

○行政委員長(田村俊次君) 夫れは兎に角としまして、此の巨額な民團の公金を使つて人を派遣し、さうして七月二日に報告に及びたり、といふ屈切とんぼにする

私よく経過を知りませんが、確か行政委員として聞いて居りましたのは、上海の方に参加を求めに行つた時、上海は民團とか商業會議所の關係があつて、之に参加出来ない、恐らく難かしからうといふのが願望の一つであると思つて居ります、事柄が大變好いことですから尚機會があつたら研究して見やうと思つて居ります、併し今の報告の終りから今日迄は何にも私の知つて居る範圍内では話が進んで居らないうやうです。

○森川照太郎君 夫れは兎に角としまして、此の巨額な民團の公金を使つて人を派遣し、さうして七月二日に報告に及びたり、といふ屈切とんぼにする

○行政委員長(田村俊次君) 夫れは兎に角としまして、此の巨額な民團の公金を使つて人を派遣し、さうして七月二日に報告に及びたり、といふ屈切とんぼにする

○吉田房次郎君 登壇 私はどうか民會議員諸君に此の経過をお話したいと豫て考へて居つたので、今森川君の御質問に依りまして機會をお與へ下さつたことは誠に有難い。

○吉田房次郎君 登壇 私はどうか民會議員諸君に此の経過をお話したいと豫て考へて居つたので、今森川君の御質問に依りまして機會をお與へ下さつたことは誠に有難い。

(185)

皆様御承知の通り富成氏、小林氏、私と低利資金請願に昨年参つたのです。其の時東京に御承知の通り日華實業協会のいふのがありまして之は東京に於て支那の事業に關係のある所謂大實業家が皆夫れに關係されて居ります。會長は遊澤さんであります。副會長に正金銀行の頭取兒玉さん、其他三井、三菱等の大會社の重役が入つて居られます。豫て支那の實業といふことに對して非常な骨折つて居られます。吾々が低利資金を請願に行つた時外務省の方へ一番に行つたのです。所が兒玉さんの云はれるのに大變好い所に来て呉れた。此の間から各地から日貨排斥のことに付て色々照會がある。外務省に對して十分に申込んで呉れ、且其の後始末に就て非常な留民は困るのだから何とか方法を採つて呉れといふやうなことを各地から訴へて来る。自分も尤もなことと思ふから政府に向つて色々話をして居る。何うしても議會の協賛を獲なければならぬ。斯う思ふから議會に相當な處置を採るといふことの決議案を一つ出して貰ふやうに、今やかりかけて居るが、肝心な支那の代表が居ないので、非常に困つて居る。好い時に天津から出て来て呉れた。是非君等が代表者になつて吾々と一語に運動して希望を達するやうにして呉れといふこととでございまして、政友會から案が出ることになつたのであります。案といふのは「在支商工業者對する資力補救並に發展案に關する建議案」といふのであります。之は後で建議案になつたのです。其の時分は如何しても昨日のあつた爲に居留民が非常な損害を受けた。之をどうかして補救しなければ申以下の居留民は立つて行かん。就ては支那に二十萬圓位の低利資金を出して貰ひ度い。斯ういふ要求の通り政友會で初は出すことになつて居つたのです。所が途中に行つて變りまして、何うも政友會で之を出すといふことになると政友會の採つた語り田中内閣の採つた對

(186)

支取東の失敗だと反對黨から突込まれる。折角だが形勢を見るし出せないからといふことであつたのです。仕方ございせんから、今度はあの時分の床次さん一派の當りをまけて、三好代議士から出して貰ふことに致しました。之は建議案として出て居つたので法律案でなかつたのです。併し乍ら建議案を先づ出して、支那の各地から代表者が出てさうして法律案としても一週請願したらどうか、といふ日華實業協会の意見でございまして、夫れから歸つて来て其の事をお話して商業會議所と民間と兩方で支那各地聯合して一聯合會を開いて夫々代表者を以て、之を法律案としやう、といふことを天津で發起した譯であります。所が青島、漢口、濟南、北京は何れも贊成の通知が来たのですが上海だけは贊成して来ないのです。丁度其の時分に郵船會社の上海支店長の齋藤さんが來られて、此の方は上海の民會議長をされて居りますから、其のお話をしました所が、上海に歸つて事情をもう少し見るといふこととありまして、齋藤さんがお歸りになつてから、實は色々商業會議所の方でも議論がある。だから来るのならば成るべく早く來たら宜からう、といふお手紙が來たのです。遂に小林さんと私が上海に行つたのであります。上海に参りました所が、上海の商業會議所は天津と事情を異にして居ります。上海は會員組織でありまして、一ヶ月三弗の會費で七十何人の會員で、丁度社交俱樂部のやうになつて居ります。名前は上海の商業會議所になつて居りますが、天津、如く組織立つた商業會議所ではないのです。併し其の會員は多く銀行業者、船運業者、紡績業者、其他大會社の支店長であります。段々吾々の方の聯合會の請願すべき主旨を高調したが、上海の商業會議所はさういふ組織になつて居るから何か困らなければ、何か重大な問題が起らなければ、紡績會社で起れば紡績會社に何千萬弗か寄附して運動を始め、船會社に起れば船會社に夫れを運動費としてやる。金は平生積んでないさ

(187)

うです。寧ろ自分の考ではさういふ聯合會といふ問題は、今漸く排日が止みかけて居る場合にさういふものを主眼することは何か支那に向つて排日的になりますから、もう少し形勢を見て、且つ組織が他の商業會議所に違ふ。經費が第一ない。各支店長が出席するには皆本社の許しを得なければならぬ。之も非常に困る。兎に角上海の商業會議所は参加するのを斷り度い。併し乍ら發表になつては非常に困るから上海は發表せしに置いて呉れ。さうしないと上海の商業會議所は非常に冷遇だと一般居留民から攻撃を受けるから發表せしに置いて呉れといふこととありまして、色々私等も交渉したのです。何うしても商業會議所は之に贊成されなかつたのです。夫れから上海民團の方も天津と又違ふのです。漸く學校と墓地だけ管理されて居るのであります。天津の民團から見れば非常な貧弱なものです。上海民團はそんな關係で、之も参加をするかしないかといふことは今民團の會長は東京に行つて居るから夫れが歸つてから可否を極めるから、今直に贊成する譯に行かん。併し斷るのでないといふことを言つて居られます。さういふ風で上海は何うしても要領を得なかつたのであります。夫れが爲に之が實行が出来なかつた。就きましては私に更に低利資金の關係で上海から東京に参りましたのです。此の事情を大阪の商業會議所東京の日華實業協會に話しました所が商業會議所なり日華實業協會では非常に遺憾とされまして、何とかして是非實行するやうにしやうか、上海の同意が得られなければ得られないで何か方法を考へたらどうか、と非常に勧告がございまして、夫れから外務省の通商局に参りました。無論御同意でありまして、やるなら出来るだけ後援してやらう、といふやうなお話であつたのです。併し救済といふことではいかん、何うしても貿易の擴張といふことではなければいけない。支那の貿易擴張といふことなら外務省でも大に援助してやる。日華實業協會でも一つ

(188)

思ひ切らずにやらないか、と段々勧告がございまして、向中上げ度いのは其の時分國際貸借會議がありまして、如何にして日本の受取勘定を殖やすことが出来るか、東京の主なる實業家が密つて審議會を開かれて居りました。第二部長は兒玉さんでありましたが、兒玉さんに向つて各地のことはよく知りませんが、天津は方法如何に依つては貿易擴張が出来やうと思ふ。夫れは豫て私が言ふ通り、奥地に向つて日本品見本賣所を造る。假りに張家口一つ、石家莊一つ、鄭州一つ、各要地に置いて、賣買所は少し家屋等の設備も完全にして日本人が其處に行けば疊を敷いた上に寝られる。風呂にも入れる。安らかに其處に居られるだけの設備をします。其處の主任は日本人にして後は支那人を使つて、其の土地の貿易の事情を調べ、尙日本品の販路の講究する。さうして天津の個人が商品を持って其處へ行つて賣買所の紹介盡力で賣る。歸りには其處の産物を持って歸る。といふことをしたいと思ひます。併し夫れにはどうしても相當な費用が掛るのであります。五ヶ年位の補助をして貰へば成立すると思ひます。只個人が奥地に行くと言つても資金の關係があつて行けませんから、茲に幾らか低利資金を借り出すことが出来れば奥地に持つて行く商品は爲替を附ける。又奥地より品を持つて來れば商品爲替で受けてやる、といふ風に天津貿易を發達させ度い、とお話したので、非常に好いことを聽いた。國際貸借會議でも、何うして日本の受取勘定を殖やすかといふことは遠洋航海を盛んにして海外より船賃を多く取るさうして又一方には海外の貿易を發達させるといふこととありますが、何と言つても支那の貿易を擴張しなければならぬ。どの委員も同意であるが、具體的の意見といふものが無い。何うしたら夫れが實行出来るか意見が立たないのであります。幸ひに國際貸借會議の幹事が商務局長の川瀬さんだから行つてよく話して呉れんかと兒玉さんに紹介されて、南工省を

参りまして同じことを申したのであります。向が大體御賛成下さいまして、若し天津でさういふことをやる場合には商上省は黙つて居ないで大に助けやうと聲援を與へられたのであります。私は是非此の問題は中絶せしむる責任がある。之は何かの機会に皆さんに御相談申上げて是非實行したいと思つて居ります。来月は五月であります。商業會議所の總會に此の事を建議したいと思つて居ります。又同時に信用組合を造るといふことも進んで居りますが、信用組合を造るのは實は此の意味で、組合を造つてなるだけ貸付金を借りて之を利用して發展を期して居らうかといふ私見であります。之は皆様に一應御相談したいと思つて居るのであります。甚だ前後して居りますが、大體さういふ経路であります。森川さんさういふ譯であります。

○森川照太郎君 さつぱり解りませんが、私のお尋ねしたことに付て一つもお答へなかつたやうに思ひますが、私は貴下のお話を伺つて上海の商業會議所がどんなものといふことも御存知なく、上海の民團が天津のやうに専管居留地を持つて居ないといふことも御存知なくお出でになつたことに驚いた譯であります。

○吉田房次郎君 私は上海の商業會議所の組織は知らなかつたが民團の方は知つて居る。森川照太郎君 畢竟事務報告はありますが、行政委員會長の事務報告に關する演説が將來の施政方針のみであつて、過去の事務の成績に對して補足の御説明が殆どなかつた。夫れが爲に七月二日以後此の問題が何うしたといふやうな御説明は全然なかつた。私は此の點に關して二つの要求を行政委員會にしたいと思ひます。一つは次期の行政委員會長たるものは將來の施政方針とか大抱負を語るのも差支ないが、過去の治績に就て今少し詳細に調べて足りない所をよく説明するやうに、當民會に於ける慣例にしたいといふことを現行政委員會のみならず、將來の行政委員會に希望する。之を速記録に止めて置いて頂き度いと思ひます。夫れからも一つ、斯ういふ風に代表委員送用して千七百圓の公金を使つて後戻切とんぼにするやうなことは、少くとも若々納税者には民國公金を何だか濫費するやうな感じを與へるのは事實であります。故に派遣するだけの必要があるならば、御派遣になることに異議は唱へないが、戻切とんぼのやうに放り出すやうなことは御承知でないやうに、斯ういふことを再び繰返されないので、さうして民團のことに金をお使ひにならないやうに、斯ういふことを再び繰返されないので、さうして民團の人に金を掛けて相談にやるやうなことは爲さらんやうに現行政委員會、及將來の行政委員會に納税者民會議員としてお願いして、之を記録に止めて置きます。(拍手)

○榎前香君 大體質問を終り度いですが此の際何つて置き度いと思ふのですが、昨年田村君が會長の時代に將來少くも民會議員に行政委員會の傍聴を許すかとお尋ねした時夫れは昔からやつて居るが誰も聽いて呉れないのだ。斯ういふお話があつたので、實は驚いたのです。其後一遍傍聴しに行つたが、「未だ極つてないから待つて呉れ、今日は困る勿論田村會長でなく、代つて上野さんが會長の時代でありましたが、其後何うしたのか新聞紙上を見ますと宮武議員が傍聴なすつたやうな報導を得ました。其後自分もやつて見やうと思つたのですけれども秘密會々々々と随分多い、少しも面白くない、昔抜きで皮許り、詰らんなどいふ話であつたもので、行かなかつたのです。將來田村會長は民會議員の傍聴に付て如何なるお考を持つて居らうしやるか、田村さんの明い政治といふ意味から秘密會が餘り深山あることは決して明い氣分がしない、聞いただけでも驚愕しい氣持がする、將來成るべく人事問題は別ですが、さういふ風な聲のしないことを希望するのであります。

(190)

(189)

○行政委員會長(田村俊次君) 行政委員會の傍聴は前回は會長の時申上げた通りの方針であります。夫れから秘密會の多かつたのは、丁度一月から三月迄は例の件が度々附議されたので秘密會が多かつたのです。

○白井忠三君 私の質問も後幾つもありませんが先刻御田君の御注意があつたし、質問の理由を先に申上げて、「何うして居るか」「斯うして居る」といふ御返事だけで其の間に私も傾んで議論を避けるやうにしますからどうして居るかといふ質問にどうして居るといふ御返事を願ひ度い、第一にお伺ひしたいのは言ふ迄もなく民國行政は公平に偏頗なく何人にも公平におやりになるべきことは私が申す迄もないと思ひますが、公平を保つて居なければいかんといふ趣旨でお尋ねするのではありませんが、私も昨年の十一月迄行政委員として其の間此の問題に關係して居りまして其の後の状態が解らないからお尋ねするので、低資土地貸下の中に幾多の違反者がある、私等も違反者の一人とされ工場地のお返ししたやうな始末ですが、此の處分は夫々皆皆々進んで居るやうに私共退職する當時迄聞いて居りましたが、此の中で私が認めて最も重大な貸下規則違反者である横濱菊治君に關した土地問題が遂に私共在任中に其の處置がついて居なかつたのであります。其の後行政委員會は之に對して何かの御處置をお探りになりましたか、又お探りになつて居らんとすれば近頃何等かの御處置をお探りになりましたか、此の御處置や方針が極つて居られるならば合せて伺ひ度い、極つて居らなければ、今何もして居ないが將來するならするといふ返事を伺ひ度い。

○行政委員會長(田村俊次君) 未だ何の處置もついて居りませんが將來は何方にしても、解決をつけなければならぬと思つて居りますが、未だ其の方へ手がついて居りません。

(192)

(191)

○白井忠三君 其の次にお伺ひしたいことは之も新聞の記事を極りの誤信に過ぎないならば遺憾に思ひますが、矢張り森川議員の言ふ通り、御演説がなかつたからお尋ねしなければならぬことになるのですが、次に出て居る鑑札料條例の所でお尋ねしても宜いのですが、私が最後に申上げたことに關係があるので申上げるのですが、乗合自動車等の正式の鑑札料を定める迄の間は寄附金か何か許して居るといふことを聞いて居ります。實際はさういふ御處置をなすつてあらつしやるのですか、若しさうであるならば、夫れに關して契約でもありますか、又料金の極め方は丁度之から出される鑑札條例で極める料金を寄附金として取つて居るやうに新聞で見ましたが、内情はどうなつて居りますか、お伺ひ致します。

○行政委員會長(田村俊次君) 夫れは仰る通り條例がきまらなければ公然取れません。向ふは矢張りちやんと運轉して居るから民團は寄附を受けることが出来ることになつて居る。だから寄附として取らうといふ行政委員會では早速今度民團に條例を出した。夫れから料金は向ふから言ふ通りにやつたのでありません。各租界の料金を標準に双方相談を、合ひましてきめたのであります。

○理事(松本文三郎君) 白井さんにお答へ致します。寄附金は取つて居ります。丁度此の鑑札條例に出て居ります。料金に依りまして一十五圓、十圓を取つて置きました。

○白井忠三君 夫れでは私の事務報告に關する質問を打ち切りました。最後に私の希望を申上げて事務報告全部を承認することに致し度いと思ひます。私は始以來申上げて居るやうに現行政委員會のお

(194)

込のあつたことがあつた。其の経過が事務報告には乗つて居りませんが、来年事務報告に書くのが本當ですけれども何か記録に残して置いて宜いと思ひますから御注意申上げます。夫れから先刻計らずも、御報告から非常な意のある御質問がありました。あれに關聯して事務報告を少し詳しく見る氣になつて見ますと、小學校の統計表に之でも解らんことはありますが、現在學生の数が一寸調べ出すのに困るやうに思ひますので、出来ればもう少し解りよいものを今後に入れて頂き度い。夫れから調査の色々な統計表が、前年度は斯ういふ統計表があつたが、今年度は其の種類の統計表がない。ま、ち、つ、である。矢張り一つの統計表を出し始めた。大した必要のないものは無論ありませんが、相當必要のあるものは統計に對しては引續き載せて頂いた方が民團の行政状態の將來を見る上に非常に参考になると思ひますので、さういふ風な方針に松本理事の御監督をお願い致します。最後の御註文は例の二十年誌の事務報告の中に小倉氏監修といふ文句がありますので、印刷されつゝある民團誌に小倉君監修といふ字をお入れになる考を若し持つて居られるならば、私一個の希望で多數の方の見解は知りませんけれども、矢張り居留民團編纂といふやうなことにして、小倉君の名を告げないで頂き度いといふ希望を持つて居ります。以上事務報告を條件付きで承認して私の質問を打ち切ります。

○議長(吉田房次郎君)
他に御質問ございませんか、此の邊で……。

○千葉初藏君 一寸會長にお尋ね致します。昨年九月四日に土地に付て願書を出しましたが、何ういふ譯で却下になつたのですかお尋ねし度い。

○行政委員副會長(石川 通君)

(193)

採りになつて居る行動の中に民團の協賛を促すべき事項、只今お尋ねしたことも其の一例であります。其の詳しいことは鑑札條例の時に意見を申上げますが、兎に角自動車の問題とか、陸軍との契約とか、水會社の契約とか、何れも民團の協賛を促すべき事項を協賛を促してやらなさいといふことは將來お考へ願はなくては困ると思ひます。又協賛といふものを無視されて金をお拂ひになるといふ例も、質問は致しません。略解つて居りますから申上げますが、例の水道團營の調査の爲に井戸をお堀りになつたのです。之が何千歩の堀に上るとすれば築き直さねばならぬものであります。横瀬氏に對する問題は、之も一つの行政委員會が個別的に御協賛を採りになつた例と私は申上げます。之等の點に關しては、事務報告の承認に對して適當の機会に於て議員諸君の御同意を得て、私の解釋が正しいか、行政委員會のお考が正しいか多數の皆さんの御意見を伺ひ、さうして行政委員會の御注意を促し度いと思ひます。此の機会に申上げて置きますが、誠に新聞紙上に何と申しますか、面白半分の記事でございます。私共が現行政委員會の不信任をするとか、松本理事を擁護するといふ論が始終出て居りますが、私共自分等が経験して居るので行政委員になつて居るのは嫌やなことで、皆さんの御迷惑も十分承知して居りまして、決して諸君に止めて頂くといふやうな、不信汪案を出さうといふ考は持つて居りません。併しおやりになつたことが間違つて居るなら速速なく申上げて將來改めて頂く、過去のことも直せることは直して頂くといふ趣旨でありますから誤解のないやうに願つて置きます。最後に松本君に一寸御注意申上げて置きますが、先刻藤田君の質問に關聯して思ひ出しましたが、阪西閣下から例の東京の何といふ會で、各地の居留民の聯合會のやうなものを造らうでないかといふ申

(196)

御明瞭ヲ乞フ次第ニ有之候
當地ニ於ケル在留同胞ノ數ハ僅カニ五千ニ過キサルモ此地ハ東洋ニ於ケル屈指ノ貿易港ナルヲ以テ此地ニ於ケル我カ同胞ノ消長ハ我カ國家經濟ニ及ホス影響ハ決シテ尠ナラズト思考致サレ候然ルニ租界地ノ總坪數ハ僅カニ四拾萬坪ニ過キス此内大部分ハ支那人ノ所有ニ屬シ而カモ年々歲々支那人ノ所有ヲ増加シ其所有家屋ハ排日思想其他ノ原因ニテ我カ同胞ニ賃貸セラル、モノ極メテ支那人ハ此拾年間甚シク借家難ニ苦シミツ、アルハ蔽フヘカラサレ事實ニ有之候、然レトモ今ヨリ拾年前迄ハ南北旭街通等ハ拾中八九回同ノ店舖ナリシヲ今ハ其反對ニ支那人店舖其大部ヲ占ム之レ即チ自然淘汰ノ必然的勢力ノ然ラシムル所ナルヲモ知ラサレトモ拾年前ノ我カ租界ヲ知ルモノ、等シク悲憤ニ耐ヘサル所ナリト存セラレ候
旭街ト露街及新露街トハ外國租界ト支那街ヲ連絡スル幹線道路ニシテ既往現在及將來ヲ通シテ商業ノ中堅ハ實ニ此處ニ存ス而カモ我カ同胞カ幾ニ億百餘萬弗ノ巨費ヲ投シテ建造シタル白河碼頭ニ隣接シ我カ多數ノ同胞カ將來ニ有利ニ使用セラレヘキ重要ナル地點ヲ一、二私營家ノ策動ノ爲ニ事實支那人ノ權利ニ歸屬セシムルコトハ我カ同胞從來ノ抱負經驗ニ悖反スル措置ニシテ自分等ノ斷シテ黙過シ能ハサル所ニ有之候依テ下名等ハ今般別紙ノ如キ愚案ノ下ニ貸家ヲ建築致度候ニ付從來ノ行掛リ情實等ニハ一切御察耳無之御英斷ヲ以テ改メテ下名等ニ御貸下ノ御協議相成度此段願上候也

昭和四年九月四日
右發起人願出人
千葉初藏
高如清吉

(195)

一寸お答致しますが、何うも前の行政委員時代の質問が幾つもあり、何う御返事して宜いのか全く困るのですが、今千葉さんの御質問も若々が行政委員でない時の問題であります。昨年の夏の頃だらうと思ひますからさういふのが先程白井さんのお話にも……。

○千葉初藏君 九月四日です。

○行政委員副會長(石川 通君)
吾々が行政委員になりましたのは十一月でございますから、吾々にお尋ねになるのは困ることです。

○千葉初藏君 では理事に伺ひます。

○理事(松本文三郎君)
一寸記憶にないのです、よく調べて御返事致します。

○宮武徳次郎君 諸君の中に願書が何ういふものであつたかお知りにならん方があると思ひますが幸ひ此處に持合せがございまして私共は千葉氏に代つて朗讀致します。

土地貸下ニ關スル請願書
巷間傳フル處ニ依レバ我カ居留民團ノ所有ニ屬スル福島街新露街角元魚菜市場跡ノ土地參百餘坪ハ此種業一日本人ニ貸下ケラレ全人ハ某支那人ノ出資ニ依リ貸家建築ノ計畫成リ民團ハ本日開催セラル、行政委員會ニ於テ公談金其他一切ヲ譲リセラル、トノコトニ有之候、自分等未タ其真相ヲ認ムルノ暇ナキヲ遺憾トスル所ナルモ先般來之方爲メニ新露街町内會等ヲ開催シタル形跡アルニ徴スレバ決シテ一片ノ浮説トシテ黙過スル能ハス又之カ事實トスレハ本日一日ヲ徒過セハ千載一瞬ヲ嚙ムモ尙及ハサル汚點ヲ我カ居留民團史上ニ胎スノ憾アルヲ以テ茲ニ本書ヲ提出シテ以テ閣下ノ

居留民団行政委員長 佐々木長次郎
上野 壽殿 鹿田多三郎

- 一、使用目的 福島街新築角貸下地使用案 日本人用商店、事務所、住宅用貸家ノ建設
- 二、建 物 煉瓦造三階建賃戸常延坪數貳拾四坪貳拾參拾坪、此總建坪數七百貳拾坪
- 三、構 造 階下開口二間、奥行四間ノ土間、平面坪數八坪
二階、疊敷六帖、二帖、一間押入貳間
壹坪ノ屋上庭園、壹間ノ下屋、共同流溝此坪數八坪
- 四、建築費 坪當り銀六拾九兩五拾仙、計五萬九千九百九拾兩
- 五、賃賃料壹ヶ年分 階下賃賃月銀拾參兩、參拾坪分參百九拾兩
二階 同 九兩 同 貳百七拾兩
三階 同 八兩 同 貳百四拾兩
計 壹萬八千兩
- 六、諸入費 利子、建築資金ニ對シテ年壹割ノ豫定、火災保險料其他ト共ニ壹萬年五千五百兩ノ豫定(年々遞減)
- 七、收支計算 收益ハ毎年五千五百兩トシテ之ヲ以テ年々建築資金ヲ償却シ八箇年以内ニシテ全部償却ノ見込

(198)

- 八、建物ノ處分法 建築資金全部償却ノ上ハ無償ニテ民團ニ提供ス
- 九、建築資金 全部日本人ノ出資ニシテ絕對ニ支那人ノ出資ヲ受ケス 以上
- 理事(松本文三郎君)
一寸御答辯致します、今の願書は成程受理致して居りますが、併し其の以前に於て御承知の如くあの土地は川島範三君と福島街町内會、新築街の町内會、此の三者にお貸しするやうに既に極つて居りましたので、折角の御希望でありましたけれども行政委員會で審議することが出来なかつたのであります、何か悪しからず、御理解願ひます。
- 千葉初藏君 一寸お伺ひ致しますが、何時きまつたのですか。
- 理事(松本文三郎君)
九月四日にお出しになる以前に出て居ります。
- 千葉初藏君 夫れはお間違ひありませんか。
- 千葉初藏君 何時極つたのですか、一寸伺ひます。
- 理事(松本文三郎君)
日附はよく調べて後から御返事致します、兎に角貴下のお出しになつた以前でございます。
- 千葉初藏君 違ひます。
- 五十嵐重吉君 事務報告の中の二百五十七頁、之は實を申し上げますと吾々の商賣に關することになりますから言ひたくなかつたのでありますが、序でに一言述べて置きたいと思ひます、福島の道路工事でありましたが、四年八月十三日に一回入札されて居りますが、所が此の工事の入札とい

(199)

ふものは公入札でありました。向夫れに對する入札保證金も入れ、入札の結果確か七人でござい
ますが、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ト、と分けまして、イ、が一千三百四十四兩、ロ、が一千三
百六十七兩、ハ、が一千三百八十五兩、と順序を追うて入札しました結果、イ、の一番最低たる
一千三百四十四兩に落札せずして、第四番目のニ、に屬する人の一千四百三十兩に指名された
いふことは、甚だ公入札に對する意義を無視して居られるのでないかと思ひます、川端技師に、
其の當時の理事は如何なる方法を以て夫れを決定されたのであるか、お答には聊か苦しめるだ
らうと思ひますが、一應お聞きしたいのであります。

○理事(松本文三郎君)
御尤もな質問であります、貴下には曾てある席上でお話して置きましたが、貴下御自身として
お解りだらうと思ひますけれども、併し斯ういふ席上でありましたから一般の民會議員の方に申上
げて置くことは大變宜いと思ひます、要するに其の時の契約といふものは公入札でございまして
けれども、敷札を此方に掲げて置きました標準額に最も近いものに落札した次第であります、併
し貴下がお示しになつた通り四人の方は大變數字が接近して居りました、さうして殊に其の最低
額とも落札額は非常に接近して居りましたが、落札しない方は御三人であつたと思ひますけれど
も、私の方としては其の標準額に近いものに落札したのであります、夫れだけを一寸申上げて置きます。
○五十嵐重吉君 非常に理事の御説明は不備のやうに思ひますが、私は此の問題に對して聊か何か
トリックが行はれて居りはないかと疑感を抱くものであります、何故ならば敷札なるものは決
して入札に置くべきものではないかと思ひます、敷札をやらされる爲に却て疑感を抱くのであります、

(200)

豫算を知るものは恐らく理事、技師、だけで、其の以外のものは知らない、のであります、此の
豫算を或請負人に掲げられたら必ず百發百中落札するのであります、依つて此の問題に對し
て聊か疑感を抱き、此の不平等を清水三郎君に訴へました所が、夫れは不穩當だといふことで、
早速民團に走り込んで請負を指名された者に對して撤回を命じたのであります、何か茲に缺點が
あるやうに考へられるのであります、其の御返事を承り度いと思ひます。

○理事(松本文三郎君)
如何に御疑念があらましても、私は又係のものとは決してさういふ不都合な考へでやつて居りませ
ん、尙此の機會に申上げますが、敷札制度といふものは悪いやうにお叱りを受けました、其の當
時土木組合の代表者からお叱りを受けました、併し乍ら敷札制度といふことに付きましたは、私
民團に入つては淺かつたのでありますけれども、相當考へた結果行つた制度であります、夫れ
は多少從來の入札に付て弊害を認めて居りますので、此の際從來の法式のみでなくやつた方が宜
いぢやないか、夫れから又一つにはどうも租界局の工事が大變出来上りが粗不だといふお叱りを
一般の人から聞くのであります、夫れから何うも狭い租界で、不景氣な勞もあるが、同業者が大
變多くて其の爲に競争の結果無理をして入札をするといふやうなことも承りました、其處で他の
地方にもある制度でありますから、試みに之をやつて見たのであります、即ち民團としてはさう
まずい仕事をされて困るから、夫れかと云つて又無理をして請負業者に請負はして、さうして同
業者を其の結果お苦しめることも本意ないことではありますから先づ之れなら大體餘り無理をせ
ずして相當な値段であると思ふものを敷札と致しまして此の入札を履行したのであります、必ら
ずしもあの結果が悪いと思つて居りません、併し乍ら之は試みでありまして、當時同業者の方

(202)

(201)

には御反対もあつたやうでありましたから、強て夫れを遂行する意思はありません、併し乍ら請負といふことは中々難しいことでもありますから法規にもあります通り、必ずしも最少額の入札者に落札することになくても宜しい、無論夫れは一つの原則には違ひないですが、未だ色々施行の方法もありません、又一般公入札の方法もありません、又敷札といふやうな制度も一つの方法であらうと思ふのであります、之は皆様のお考へ様で之が一番宜い、之が一番悪いとかいふ御意見の相違もあらうと思ひます、斯ういふ敷札の制度を取つたといふことは、民間自身の仕事をどうかよくして、さうして向同業者に餘り損害をかけるやうなといふ誠心誠意の親切心からやつたことでもあります、其の結果に於て多少関係者に御迷惑があつたといふことは大變遺憾に存じます、又其の點に付て大變さういと思ふことがございましたら今後共御指導願つて、さういふ點は十分改めたいと思ひます。

○五十嵐重吉君 今のお言葉に依つて解りましたが、早く其のお言葉があれば決して私は申すのでありません、所が御設の中に工事が非常に粗雑のやうなことを仰りました、夫れは民間としては吏員が居られて監督されて居るのであります、其の點に對して大に督勵されることを希望致します。

○森川照太郎君 私は土木請負のことをよく知りませんからお尋ね致しますが、敷札といふのは標準價格ですか、見積りですね、一問一答を許して頂きますか、敷札といふのは技師が凡そ此の位だらうといふ見積りですね。

○理事(松本文三郎君) さうでもございません、無論民間の豫算を作ります時には大体的見積を取つてさうして豫算の編成を致します、尙又實際に於て、何處其處にどれ／＼の建物をやります時は又一々明細書を書へます、之は民間の見積書であります、民間豫算の内譯でございますが、併し乍ら其の豫算の内譯金額其のものが必ずしも取つて居りません、無論夫れより超過することはございませぬが、先づ無理のないと思ふ所を或金額だけ差引いて、さうして一つの標準金額を極めて居るのであります、敷札といふ土木上の言葉は川端氏にもう一遍説明させますが、要するに私のやりました制度の意味はさういふことであります。

○森川照太郎君 さうすると詰り此方では幾ら位と見積りして置いて、夫れが敷札にするものですね、松本さんは知らないさうですから清水君に教はります。

○清水幸三郎君 百萬弗の豫算を立てる、其處で技師が此の建築は九十萬弗が適當と思つたら九十萬弗を敷札とする、豫算は百萬弗だけども……(以下聴取せず)

○森川照太郎君 松本理事にお尋ね致しますが、従來民間の土木工事入札はどういふ風によつたのです。

○理事(松本文三郎君) 今迄は指定請負人といふものを置いて居つたやうです、詰り當地に二三十人の業者がおりますと其の中指定請負人が確十三、四人あつたやうに思ひます、其の指定請負人といふ方の或は其の全部、或は其の一部を指定して其の入札に依つて一番金額の少い方を落札者としてお願ひして居つたやうであります、併し乍ら指定請負人の数が段々御希望に依つて組合の手に移つた結果大部数が殖えて居ります、殆ど他の官廳の指定請負人といふやうな意味とは變つて居りまして、指定請負人の意味を何うも爲さないやうな點もあつたやうに思ひます、従つて其の制度は排したので

(204)

(203)

あります、どの方でも其の程度指定するか、或は一般に新聞紙へ公告して公入札にするか、詰り隨意契約にするか、公入札にするか當事者の都合に依つてやつて居ります。

○森川照太郎君 一寸伺ひますが、指定請負人の制度を排したのは誰ですか、理事か行政委員会か。

○理事(松本文三郎君) 行政委員会にお諮りしました。

○森川照太郎君 其の後は隨意契約にするなり公入札にするなり隨意にやつて居ると仰有るのですね。

○理事(松本文三郎君) さうであります、仕事の大小に依り、金額の多少に依り、又仕事の性質に依り色々な方法を探つて居ります。

○森川照太郎君 甚だ迂闊で其の規程を知らないでこんな質問が起るのですが、隨意にやつて誰がきめる権能を持つて居るのですか、理事ですか、行政委員会ですか。

○理事(松本文三郎君) お答致します、行政委員会であります、只入札の執行を理事がやつて居る譯です。

○森川照太郎君 何ういふ形式に依つてやるかといふことは工事のある前に誰かきめなければならぬでせう。

○理事(松本文三郎君) さうであります、行政委員会できまして、行政委員会できまつたことに依つて理事其他の係の者が執行して居る譯であります。

○森川照太郎君 貴下が其の弊害を認められて、前例を破つて、敷札の制度を採用された、其の時は勝手になすつたのですか、行政委員会の同意を受けてですか。

○理事(松本文三郎君) 行政委員会にお諮りました。

○森川照太郎君 私が何も知らないのにこんな質問をするのは甚だ不都合ですが、土木工事といふものはよく色々な噂が立ち安いのであるといふことは誰も知つて居ることであり、又好いのか悪いのか解りませんが、民間の工事に就てはよく色々な噂が流れます、其の真相は解りませんが、好いのか悪いのかも實は私にも解らないが餘り好くないと思ふのは私の家の前のソリデヂットメントといふのはよく思つた所が出来上つて見たら彼方にひどいといつたり、此方にひどいといつたり、白井會長が聲明したやうなものと思はせん、其處でソリデヂットメントはいけなないかと思つて聞いて見ると、好いのだといふ話、さうするとあの施工が甚だ不完全であるのではないかといふ疑ひを持つ、誰がやつたか、民間がやつたといふ人もあり、請負でやつたといふ人もある、よく解りませんが何れにしても何だか民間工事が吾々が希望する程度によく出来た所を見ましても、どの方法にも夫々弊害があると思ひます、又夫々の利益もあると思ひます、今度は敷札にしたり、今度は最低額にしたり、今度は指定にしたり、今度は公入札にしたりするやうなことをすると其處に又色々な噂の立つ種を降くと思ひます、従つて世上にさういふ疑惑の起らないやうに、一番其の點に重きを置いて、さうして其の他の弊害は第二の考慮に入れて第一義は民間として公平に、疑を入れられないやうな方法をお探りになつてはつきりきめてしまつて内規なり、條例として宜うございませぬからちよい／＼變へないやうに、一定の型でなざるや

(205)

うに是非して頂き度いと思ひます、若し夫れがお嫌やとあれば決議案を出しても民會で夫れをきめて頂き度いと思ひます、理事及會長は私の註文に應じて呉れますか。

○理事(松本文三郎君)
森川さんにお尋ね致しますが、一体數種の入札で何れが貴下はベストと思ひますか。

○森川照太郎君 夫れはやつたことがないから解りません。

○理事(松本文三郎君)
お考の通り一長一短があるだらうと思ひます、成程一定して置くといふことは吾々執行者として一番樂な方法であります、併し乍ら貴下の仰有る通り民團の仕事は兎角餘り結果が宜くないやうであります、之は何も入札の方法許りが悪いのでないでせうけれども入札の方法も餘程原因すると思ふのであります、私の考では尙色々調査中で相當技師の方には案もありませんが、未だ一の民團規則として發布する程にもなつて居りませんが、矢張り色々な方法を合せて用ひる方が、若し弊害があるとするれば、弊害を除くことにもなるし、土木工事なり建築なりは仕事に依つて得意な方もありませうし、不得意な方もありませうから矢張り當事者が最も好いと思つた方法に依つてやる方が結果が好いと思ふのでないかと思ふのであります、其の點はどうか當事者を御信賴して頂き度いと思ひます、色々噂はありませうが、併し私は公平といふ點に於ては十分仕事の上には努めてやつて居る積りであります。

○森川照太郎君 よく解りました、貴下が公平でないとは夢にも考へたことはありません、誰方もさうであらうと期待して居りますが、夫れにも拘らずよく頼々の噂が土木工事にあるといふことは至る所にある事であり、天津でも多いといふことはよく御承知だと思ひます、其處で私がどんな

(206)

方法が一番好いといふ決定を與へることは勿論出来ませんが、私の註文したのは何より斯より民團の當局が色々疑惑の眼を以て見られるやうな方法を將本爲さらないやうに註文する、さうしましたら貴下に言はせると工事の實際に悪いといふお考をおもちになるだらうと思ひますが、假令最低額に落すといふことにきめるなり、敷札に近いものにする、といふことにきめるなり何れでも好いと思ひます、假りに敷札にすると、敷札が洩れたら洩れた人が取つてしまふといふ風に疑やうな形になさる方が宜い、斯ういふ條件で、私はさういふ方法を採れといふことを註文する之が一つ、と同時にきめたものを一定にない、といふことが二つ、夫れから指定といふのは私の考から言へばやらない方が宜いと思ひます、例へば貴下のお考では、若しも入札の結果安過ぎるものが出来て、粗末な工事をするといふお話があつたが、先刻五十嵐君の仰つたやうにも標準迄の監督があるのですから、安くするのは本人の勝手ぢやありませんか、さうして何人も標準迄の限度に其の工事を仕上げなかつた時は仕直しを命ずるか、保證金を沒收するなり夫々制裁の方法があつて、そんな懸念すべき點は決してない、のみならず此の不況に拘らず吾々の滞納金は嚴重におとりになる、兎に角此の豫算を以て此の工事を監督出来ないとはいふことは私の實見から判断して見ると決してない、諸君の技倆を十分に買ひますから、儲けないこと何れもそんなに考へることはないから、吾々も考慮されずやつて居るのですから土木業者のみ考慮されなくともしてくじるのは向ふが悪いのですから、民團には多數の吏員もお出でさうですから嚴重に監督なされば其の弊害も防げるではありませんか、即ち一定の型で世上の疑惑を消かないやうな嚴重に規則通りやつて行くことが公明といふのか、私は知りませんがさういふ意味に最もよく適合

(207)

して居ると思ひます、併し之からあれにする、之にする、といふことであるから夫れはお止めになるが宜い、夫れでは私は偏頗な感じを解らんなりに抱きますから、さういふことは民團の事務を取扱ふ上に第一義としてお止めになることを希望致します、一定の型に爲すつて頂き度い。

○議長(吉田房次郎君)
何うでございますか、之で貸問を打切つて下さいませんか。

○佐々木敏丸君 一寸お尋ね致しますが、此の頃民團の電燈を點電するものがあると聞きましたが日本人間にあるませんか、夫れから日支同様に處分なさいましたか何うか、一寸お尋ね致します。

○理事(松本文三郎君)
電燈の噂は聞きますが、今迄發見して居るのは支那人一人であります、日本人はありません、若し電燈して居る者を發見したならば日支平等に相當の方法を講ずる積りであります。

○佐々木敏丸君 一寸念を押して置きますが、若しあつた場合何うなさいませう。

○理事(松本文三郎君)
あることは事實であるかも知れませんが、私の方では未だ發見して居りませんから、若し貴下がやつて居るといふことをお氣付きになれば誰方が御指名願ひます。

○議長(吉田房次郎君)
随分長い間貸問がありましたので此處で一つ打切り度いと思ひます、事務報告の承認を……。

○千葉初蔵君 先刻私の申しましたのは何うなりましたか。

○理事(松本文三郎君)

(208)

千葉さんに申上げますが、あれは矢張り先に願出の方が三人ありまして其の方にきめることになつて居つたものだから折角のお申出であつたのですか。

○千葉初蔵君 夫れは間違つて居るのでないかと思ひます、九月四日にはきまつて居らんです、何うして私の分は除けましたのですか。

○理事(松本文三郎君)
先に願出になつて居ります。

○千葉初蔵君 謹みます、夫れは違ひます、九月四日にきまつて居つたといふのは、何時きまつたのですか、調べて下さい。

○理事(松本文三郎君)
夫れは五月頃であります。

○千葉初蔵君 他の新壽街、福島街の方は何時きまりましたか。

○理事(松本文三郎君)
今申上げた通り川島さんは五月頃願出で居られます、夫れから八月二十五日頃に新壽街町内會から土地貸下に付て異議の申出がありました、夫れは自分等は正十四年四月二十日に民團から若し將來貸すならば考慮しやうといふ手紙を買つて居るからといふ譯であります、夫れから八月二十九日に福島街町内會から土地貸下願出がありました、之も自分等は豫て新壽街と同じやうに先年願出をして居るのだから、夫れを一方に貸すといふのは大體困るから自分等も請願者だから証議して呉れといふお話がありました、夫れから後九月四日に貴下と高畑さん、鹿田さん、佐々木さんの四人から願出があつたのであります、従つて川島さんより殊に二つの街の方はもう大分前

からの願出であつたもので、三人に對しては行政委員会に於ては評議した譯であります、大變
お氣の毒でしたけれども貴下の方は詮議出来なかつたのであります。
○五十嵐重吉君 今の貴下の云はれる先口といふのは書面でないやうに思ひます、口頭でされたや
うに承つて居ります。

○理事(松本文三郎君)

福島君の口頭ではありません、矢張り書面であります、八月二十九日であります。

○千葉初蔵君 一寸尋ねますが、八月二十九日にはきまつたのですか。

○理事(松本文三郎君)

川島さんにきまつたのは八月二日であり、其後新潟市福島街から願出がありまして、其の兩
街はもう二三年前からのお話であつたから一語に詮議した譯です、貴下が願出になつたのは九月
四日が始つたから詮議することが出来なかつたのであります。

○千葉初蔵君 八月二十九日に貸すといふことがきまつてしまつたのですか。

○理事(松本文三郎君)

川島さんは八月二日にきまつたのです。

○千葉初蔵君 きまつりましたならば二人はどうして……。

○理事(松本文三郎君)

夫れは今申上げた通り、大正十四年に既に町内の方からは願書が来て居りましたもの、それから
夫れに此方の返事が將來貸すやうな時には貴下の方へ何分の御返事をするといふ手紙を上げて居
つたのですが……、手紙が實はつきりして居なかつたもの、それから、夫れで川島さんへ先に貸

(210)

すやうに決定はしたのですけれども、貴下のは夫れから後であつたのです。
○千葉初蔵君 私が願書を出したのは九月四日でありましたけれども、八月二十五日に上野
行政委員会にお話して置きました、川島君にきまつりましたものを後から出た二人に何うして又
貸すやうになりましたのですか。

○理事(松本文三郎君)

夫れは先程申上げる通り町内會の方は先年の行きがかりがあるので、それから矢張り加へて協議した
譯であります。

○議長(吉田房次郎君)

事務報告の御承認を願ひ度うございます、(賛成)夫れでは承認といふことに致します、休憩致し
ます。(拍手起る)

八時十分再開

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは之から開會致します、御報告申上げたいのは建議案が五つ出て居ります。

「天津日本少年團ニ補助金交付ニ關スル建議案」

が宮武徳次郎君外六名のお方から出て居ります、夫れから。

「民會々議規則改正建議案」

が矢張り宮武さんから出て居ります、夫れから。

「民團員規程中追加條項並ニ改正ニ關スル建議案」

七時五分休憩

(209)

之も宮武さんから出て居ります。
「居留民團法施行細則改正ニ關スル建議案」
が潮底さんから出て居ります。
「財務調査委員會組織ニ關スル建議案」
が千葉初蔵君から出て居ります、皆お手許に配つて置きましたから五つの建議案の出で居ること
を御報告申上げます、提出の時機は豫算に關係のあるものは豫算審議の前に議しようと思ひます、
其の他のものは豫算の済んだ後にやり度いと思ひます、豫算の決了を急ぎますからさういふ順序
に致し度いと思ひます、何れ其の都度御報告して御同意を得ます積りであります、夫れでは議事
日程第一です。

第一、昭和三年度居留民團歳入出決算承認ノ件
次も同じやうなものでありますから。
第二、昭和三年度特別會計電氣歳入出決算承認ノ件
此の二つを議題と致します。

○行政委員(大澤大之助君) 登壇
昭和三年度居留民團歳入出決算並同年度の特別會計電氣の決算に就きましては従來民團の會計主
任が干那以上のものを説明するといふ意味に於きまして長らく喋つたのであります、併し私の考
では、摘要に本年は可成り詳しく書くやうに申して置きましたから書いて居ると思ひます、さう
して干那以上のものは別に説明を申上げないでも既に一週前にお手許に廻つて居りますから御
覽下さればよく解ると思ひますから、本年は省略致し度いと思ひます、夫れで何か質問ござい

ましたら私の存じて居る限り申上げます、又其他理事或は民團吏員の方から説明致し度いと思ひ
ます、何うか夫れで御承認願ひ度いと思ひます。(賛成)「ヒヤ」(拍手)

○議長(吉田房次郎君)

御質問ございませぬ、――御座いませぬでしたら議會省略に(「異議なし」)之は承認と致します
(拍手)

第三、昭和四年特別會計電氣歳入出決算更正ノ件
之れは單に御承認願ひは結構と思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

承認と致します。

第四、花旗銀行團債ヲ借替起債ノ件
を議題と致します。

○行政委員副會長(石川 通君) 登壇
此の借替起債の件に就きましては理由にも書いてございまして、又會長からもお話ございま
した同債整理を外務省からやれといふことでありまして、花旗銀行から借りて居つたのを低利を
以て横濱正金銀行から借りてさうして返へさう、斯ういふ件でございまして、恐らくは誰方も御
異存ないことと思ひますから、之も大澤さんのやつたやうに満場御異議なく御賛成願ひ度いと思
ひます、夫れから夫れには契約書が出て居ります、之に就きましては餘り細いことが書いてあ

(212)

(211)

りませんから或は御質問があるかと思ひますが、これは此處に書いてございませぬ通り案でございまして、未だ愈々出来上つたといふ取交はす契約書でございませぬから其のお含みで御審議願ひ度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 第三の昭和四年度特別會計電氣歳入出豫算更正ノ件は承認と申しましたが、讀會省略可決確定として頂かなければなりません。

○白井忠三君 之に就て一つお尋ねしたいのですが、此の問題は此の議場で餘り詳しくお話しな方が宜いと思ふ事柄がありますので、私のお尋ねすることが多數の議員諸君には、何だか意味の解らないことに聽かれるかも知れませんが、此の問題は色々國際關係の深い事柄があるので何うか其の點に付ては御質問はお差控願つて頂き度いと思ひますので、出しやばつたことを申し上げますが、此の起債に關係のあつた私として一言御注意申上げたいのであります、私のお尋ねしたいことは、花旗銀行より借して居つた時より利息が安くなつたといふことは現行委員諸君のお骨折として非常に民會議員一同はお禮を申さなければならぬのですが、就きましては利率が安くなつたといふ他に年賦の割合が花旗銀行の時よりも少し都合の宜いやうにして貰ふことが出来れば、先日も田村會長の御説明の如く民間財政困難の際民間の爲に都合が宜いのですが、其の點に付ては御交渉は既に結了して、どうしても此の案より以上に都合よく行かんといふのでありますか、又其の點の御交渉でも残つて居るのでありますか、其點一つお伺ひ致し度いと思ひます。

○行政委員副會長(石川 通君) 只今一寸申上げたやうに案でありまして、契約書でも取かはす迄にはもう少し變ることがあるかも知れないのです、夫れで案と申上げたのであります、尙一寸お断りして置きますが、其の後の契約案につけてあります「第一號表」の抵當不動産の表示といふのがあります、此の中で、之から何處を除くかといふことは未だありませんが、之から一部抜きまして、第一相互の方に持つて行きまして、第一相互の方から埠頭に要するやうなものだけを抜いたらどうかといふことを考へて居るのでございます、夫れで此の抵當不動産の表示を全部此のまゝといふ風にお取り下さらないで、此の中一部だけけるだらうと思ふのでございます、夫れで差支ないと思ひますのは埠頭收入全部を共同擔保として提供することになつて居りますから、花旗銀行なりも少し擔保に於ては條件が宜くなつて居ります、そんなことで抵當不動産の方は幾分抜いて貰つても決して正金銀行で嫌やとは仰有るまい、といふ積りであります、之れだけ皆さんお含み置き願ひます。

○白井忠三君 夫れで解つたのですが、此の契約案其のまゝを民會が決議しても、行政委員會は御契約が出来ないので、此の條項に或は變更があるかも知れない、といふ意味である、今の御答辯で瞭解しましたが、さうすると此の決議案の形式を持つて居りますと、又御提出の契約書案の内容の變更でもあると臨時民會でも聞かなければならぬ手續になると思ひます、之迄も斯ういふ風な問題はつきり覚えて居りませんが、團債を起す場合は法規の上に規定があるのでありますから償還方法期限といふやうなものさへ申せば民會の協賛を行政委員會は求め得るのでありますから一寸議長にお断りします、此處で修正意見を出しますが、一讀會ですがお許し願つて置きます、之は細い「別紙契約書案」條項に依り横濱正金銀行より借入ルル」としないで「右償還に要スル銀額ヲ利率何歩何厘ヲ以テ横濱正金銀行ヨリ借入ルル其ノ契約ノ締結ヲ行政委員會ニ一任スルト」斯ういふ決議案にした方がもう一週民會を開かなくても済む譯なのですが、何かさういふ風

(214)

(213)

なお考をなすつたか、此の方が宜いといふお考でしたら順序は變ですけれどもお尋ね致します

○議長(吉田房次郎君) 皆さんにお断り致します、之は餘程重要なことでございませぬから暫時秘密會でやり度いと思ひますけれども、重要な案ですから御異議なければ秘密會にしたらどうかと思ひます。

○行政委員會長(田村俊次君) 白井君の修正御意見は大變好いと思つて居りますが、實は上司の方の御決定に依つて、一寸又勝手に行政委員會で變更出来ないやうなことがあるのでございませぬが、自然此處にある案の内容も變更する所があると思ひます、之を一週の民會で済ませるには今白井君の提案を御承認願つて後は行政委員會に一任して下されば結構と思ひます、民會議員諸君が尙立入つてもう少し内容を詳しく聽き度いと仰有るならば今議長から云はれました秘密會にしてお話ししても宜いと思ひます。

○森川照太郎君 會長も白井君の提案に御賛成のやうですが、提案をし直す必要もありませんし、秘密會にするなら終りに廻す方が宜いと思ひます、此の議は一時撤回して今日の終りに秘密會をやつたら何うでせう。

○白井忠三君 私は餘り質問するやうなことも澤山ないだらうと思ひます、夫れで今森川君の云ふ通り或は一時一讀會のまゝ次の議案にお移りすつて、其間に修正案を作つて次の休憩時間に修正のまゝお出しになれば秘密會にしないでも其のまゝ通るのであります。

○議長(吉田房次郎君) 内容に入つて少し御報告することがありますから。

○清水幸三郎君 秘密會になさるのでしたら其の以前に聽き度いのですが、私は團債償却に付ては何等異議ありませんけれども順序として民間の財政困難なる場合に三年、で二十二萬弗といふのは何ういふ所から出ましたのですか、又行政委員諸君の案であらうか、命令案であるか、其の内容が聽き度い。

(216)

(215)

○議長(吉田房次郎君) 一讀會のまゝ後に延ばします。

○行政委員副會長(石川 通君) 登壇 第五、減債基金特別會計條例案

是れもお手許に一週前から御配付してございませぬ通りで、團債償還の爲に外務省から年に六萬弗以上を五ヶ年間減債基金に繰入れよといふ命令がありましたから、夫れに基づいて斯ういふ特別會計條例を設けたのでございます、異議なく御賛成願ひ度いと思ひます。(異議なし)

○森川照太郎君 減債基金の命令があつたさうですが、何の爲に斯ういふ命令が出たのですか、其の趣旨が解りません、民間の團債を五ヶ年間に返してしまふやうに限られて居るやうですが、六萬弗積んで行くといふのは何か理由があると思ひます、如何に外務省の命令なりと雖も黙つて居る譯に行かないと思ひますが、何ういふ理由か、理由次第に依つて行政委員會は夫れに對して陳情なり、説明なり請願をされたかどうか。

○行政委員副會長(石川 通君)

何が爲と云つて一團債償還の爲でありまして、五ヶ年間にあれだけの團債を、勿論外務省の借金だけは延ばして貰ひましたけれども他のものは五ヶ年間に返せないので、六萬弗づゝ積立て、行きますとすつかり返して十六萬いくらが残るのであります、さういふ吾々の豫算でこ

(218)

(217)

さいいます。これだけ大きな世帯を持つて居るものが毎年一文も残つて居ないといふやうなことで、どんなことが將來苦々の頭の上に降つて来るか解りませんから、一面斯ういふ減債基金を積立てますが、昭和十年度は非常に豊になつて来ます、國債償還のことは此の間一寸お話をあつたが、数字等は未だお目に掛けて居りませんでせうし、何れ豫算の所に行つて詳しく出て来ると思ひますが、豫算の所に行かなくても此處でやつても宜しうございませう、吾々は決して何處でやらうと構はないのですから。

○森川照太郎 國債償還が出来るとしても、何れにしても減債基金を一方に置いて置く、さうすると之に對する金利は、借りて居る金の金利より少いに遊びないので、さう減債基金が出来て居る位なら高い國債は返して行つたら宜いぢやありませんか。

○行政委員副會長(石川 通君) 返さないと言つては居りませんので、積立て、行つては、私は積入れると言つて積立てを取消したのですが、之を返さうと思つて居ります、夫れだけ利子を拂ふのが減りますから。

○森川照太郎 繰入れも積立てでもどうでも解釋されます、減債基金に繰入れるとありますと日本の減債基金のやうに積んで置くやうに思はれます、然らざれば六萬づつ返へして行く形のものにしなければならぬと思ひます。

○行政委員副會長(石川 通君) 私も貴下と同じやうなことを質問したのであります、所が夫れは言葉が悪いのださうです、斯う

いふ風に「減債基金に繰入れるものとす」といふのが本當ださうですから私も夫れに従つたのです、決して減債基金に積立て、最後に拂ふといふ意味でないのださうです。

○森川照太郎 何時も斯ういふ大きな世帯では空つては困るからといふ御説明と補助するのでありませんか。

○行政委員副會長(石川 通君) 昭和九年度の終りに行くといふので、残して置かうといふのでなく、年度末になつたら拂つて、翌年に拂ふものを拂つて置けば金利が助かるから、といふ積りです。

○行政委員副會長(田村俊次君) 森川君に御説明致しませう、私も初めさういふ疑を持つて居りましたが、詰り減債基金口座といふものを置きまして、減債基金特別會計にして、一般會計から六萬弗づつ入れる、實際國債を整理する時には毎年の剰餘金も亦矢張り其の中に入れて、さうして其の金で毎年の國債を拂つて行くのです、結局六萬弗といふのは積立て、取つて置くのでなくして、國債を返す中に入れて拂つて行く譯であります、減債基金特別口座といふものが出来る譯です、夫れを特別會計條例に依つて使用する……。

○森川照太郎 今の御説明では剰餘金も入れて行くお考へですか。

○行政委員(大澤大之助君) 時々入れて置くのです。

○森川照太郎 之は國債償還のみに當るといふことでしたが、剰餘金を入れるといふ貴下のお話であつたが、剰餘金は年度々の豫算作成の都合で適當な道に使ふべきであると思ひます、私は

(220)

(219)

會計のことは一つも知りませんが、夫れだけづつ返へして行けば宜いのであつて……。

○行政委員副會長(田村俊次君) 毎年國債の方に返して行くやうなもので、會計法で斯ういふものを拵へなければならぬことになつて居るのです。

○日井忠三君 私も森川君の疑問と殆ど同じ考案なのですが、凡そ減債基金といふものを設けられるのは私は財政でも何でもないから存じませんが、國債の償還といふやうな時は國債の信用を固める爲に、若しくは國家の財政を強固にする爲に、といふやうなことで減債基金をもつと多くするとかいふ議論のあることを新聞で承知して居りますが、所謂無記名式の國債を發行して、何年度に、何年目に國債を何千萬弗發行するといふ國債を起して居るからこそ減債基金制度といふものが必要になるのでありませうけれども、民國の國債はそんな風なもの一つもない、何年何月に幾らお拂ひする、といふことを貸主と豫め償還金をきちんときめて年賦額をきめた國債しかないのであります、只最近のあの三十萬圓だけは私も當時會長でなくて、行政委員であつたのですが、あれを二年据置三年に返すといふことは一寸民國の財政状態を説明し難い所だらうと思ひましたが、何時になつたら幾ら拂ふ、何時になつたら幾ら拂ふといふきちんと財政計畫を示せば解る譯で、又其の財政計畫を示して御承認になつたらこそ貸して下さつたので十年度に國債十萬弗を起す、二十年度に國債百萬弗を起すといふ風に國債を起したので、返へす時はきちんときめて國債を起したので、減債基金といふものを外務省が吾が民國に命令されるといふことは何か非常な誤解があるのでないかと新聞で拜見した時に思つたのであります、今の御説明で、略見當つたことは來年返へす分が金が足りなくなると困るから今年の豫算に六萬弗の

借金を返へす爲と言つて豫算の中に組んで置く、斯ういふ意味のやうに私は只今伺つて解釋したのですが、將來返へすに不安があるならば其の御命令は御尤もです、併し民國の剰餘金迄年々八九萬弗、十萬弗は數年來ちやんと出て居るのであります、そんなことを爲さなくても過去の實績御説明になれば民國の財政は常に六萬や八萬の餘裕を経費で持つて居るのであります、其の上に六萬弗は實際は其の繰越金で持つて行くので、之れだけ要するものとして豫算に組んで置ければ、外務省の御命令は民國財政の實情を云はないから不安を感じられての御命令かも知れませんが、けれども夫れは外務省で御心配になつてやうといふならば、之が此の切詰めた財政の上に何等影響ないことならば私も御命令通りやつても一寸も構はないと思ひますけれども、六萬弗を一方に積立て置く爲に其の他の必要な施設が六萬弗だけ出来ないものであります、此の點に付て行政委員會では御研究になつて何か御交渉を監督官廳なり、本省となさいましたか、お伺ひしたいのです。

○岡本總領事 減債基金の意義に一應疑を起されるのは御尤もと思ひます、私も初め命令を受取つた時可笑しいと思つた、併し年々斯ういふことであるらしい、民國は五年間に非常な債務を拂ふやうになつて居る、今年も幾ら明年は幾らといふ風に其の表にありますが、通り五年度には三十四萬三千弗、昭和六年度には三十一萬九千弗、七年度に行けば六十四萬三千弗、八年度には六十四萬弗、九年度には六十萬二千弗となつて居ります、年々の収入だけで此の額がみんな毎年々々返して行けば、外務省も金を借んで置けといふ譯はない、或は又民國の方で餘つた金は必ずお使ひにならん、他の用途にお用ひにならん、必らず國債償還される爲に何年でも取つてお置きに

(221)

なるといふことが解つて居れば外務省もそんな命令はしなくても、併し乍ら夫れが解らない民團の金は或豫算に出ない場合は、其の金は何に使はなければならぬと云まつて居ない、他のことに使はれる虞れがある、さういふことになると團債の償還が出来ない、夫れで先づ年々六萬弗づゝ取つて今年は三萬弗いくらであるが、七、八年になつて六拾萬弗も返さなければならぬ場合足りないからある時に取つて置かうといふのであります、夫れだらうと思ひます、私は外務省の意思を忖度するのであるが、殊に其の事に關して説明がないけれどもさういふ意味だらうと思ふ、減債基金といふものは年々積んで置いて何時迄も出さないものでない、減債基金は債務を返す爲である、何時迄も取つて置くのは減債基金でも何でも、基金の用途は必ずしも借金を返す爲のものである、此の中から借金を返して一向差支ない、五年や六年には六萬弗よりもつと出るでせう、七、八年になると六萬弗の基金は到底出来やしない、「五ヶ年間毎年云々」とあるのは書き方が可笑しいのであつて、基金の中に入れて拂ふといふやうな形に取るより他仕方がない、併し減債基金は借金を返す爲のものである、さういふ意味で外務省が此處で昭和五年から毎年五ヶ年間六萬弗を基金に入れて夫れから償還に當るといふ意味で、少し言葉が悪くて或は普通に使はれる減債基金のやうに取れるかも知れませんが、何しろ減債基金は借金を返す爲に積むことは解り切つて居る、五年間基金に入れて置いて拂つてはならぬといふことは言つて居ない、さういふ意味で外務省から命令して居るのですから、之は今日来た譯でない、三十萬圓の第一相互から借金を起した時の認可の條件なんです、あれを借りてしまつた以上は御承諾になつて居る、之は形式上お出しになつただけです、さういふ事情ですから言葉は僕も多少可笑しいと思つたが、さういふ意味です。

(222)

○白井忠三君 總領事の御説明は何ひましたが、國家の減債基金といふものは諸り國際の市場に於ける強行制に依つて政府が國債を借り入れて償還を行つたり、一定の期間の極つて居る國債を色々々に調節する爲に國家が基金を作るのであります、國債償還基金といふ減債基金に何れも大體な名前前の基金が吾が民團に始まる管がないのであります、森川君の心配したやうに、此の金には四分しか利息がつかないのに、借りて居る金の利息は七分も八分もつく、夫れを返さずには置くといふ馬鹿な話はないのですから先刻申すやうに六年度の分は今年の中に拵へて置くといふ意味に違ひないと思ひます、といふと私も思ひますが、茲三年民團は剩餘金が十萬弗づゝ出来、さうすると年度の始に計畫のなかつた電氣の増設計畫がある、夫れは追加豫算で其の剩餘金から出しまして、又民團の運動場を將來租界外に持ち度いといふ所から何萬弗といふ金を追加豫算で取つて土地を買ふ、又最近に水會社の株を持つのに突然四萬弗を剩餘金から持つて行つてしまふ、斯ういふやうに剩餘金のあるのを幸ひに色々なことをやられては困る、といふことを外務省が御心配になつて減債基金の御命令が来たのだと思ひますが、私は少くも行政委員會としては五年目に返す切つてしまふのに五年積むといふことは一年分多くなりませんまいか、最後一年だけ多いといふことをお伺ひしたい、夫れから斯ういふ命令が出たのは總領事の仰る通り三十萬圓の借金は之迄と違つて返へず豫算がつかない、之迄の借金は五十萬弗でも百萬弗でも返へず豫算がちゃんとついで居る、花旗銀行の七十二萬圓は短期の借金は百萬弗でも返へずといふ状態の下に借りた、三十萬圓も矢張り借替をする精神で借りない以上は民團の財政計畫から算盤が立たない、其處で私は運動員吉田議長から御返事が何へると尙便利だと思ひますが、三十萬圓借した時に外務省なり第一相互なりに、借替を、財界の都合に依つては年々延ばして

(223)

賈ふ、借替へるといふ風な何か御瞭解がなかつたのでありませうか、伺ひ度い。
○議長(吉田房次郎君)
私は第一相互に十年といふことを申して居るのであります、營利會社の金は商工省で監督されて居ります、五年以上長期に亘るものを貸すことはならぬといふことになつて居りますので、十年と申込んだのですが、五年になつたのであります、私は五年経つて借替出来るものと思つて居ります、五年以上の約束は出来ないのださうです、私の考では、五年擱えて利息をちゃんと當り前に拂つたら五年で借替が出来ると思ひます。
○白井忠三君 夫れでは田村さんに、此の田村田事務官も外務省からお見えになつたさうですが、田村さんに御交渉なさる時三十萬圓の借替が出来るとして御交渉なさいましたか、あの契約の状態で六萬弗を積まうといふことになつたのですか。
○行政委員會長(田村俊次君)
三拾萬弗は始めて相互會社から借りたら必ず一應期限通り歸還に返さなければならぬ、夫れを堅く外務省が保証して實行させるからと云つて金を出されたのですから、兎に角期限通り返して貰はなければならぬ、夫れから正金の方も色々交渉したので、非常に總領事も骨折つて下さつたが期限を変更することは何うしてもいけない。
○清水幸三郎君 先刻から減債基金に付て森川君から色々御意見が出で、成程理窟はよく曉れらるやうですが、借金を返すことに付て少し解らないのぢやないか、外務省が減債基金を積まうといふのは當り前なことです、假令どういふ理窟があつても借りたものは返すのが民團の責任だらうと思ふ、斯ういふことは餘り理窟で借替期定をさるべきでないと思ふ、成るべくちゃんと早く

(224)

借金を返してやるのが當り前です。
○森川照太郎君 監督官にお伺ひしますが、減債基金といふのは三十萬圓を第一相互から借りる時の條件になつて居りましたか。
○岡本總領事 さうです、彼が認可するのに外務省から命令があつて僕が條件にした。
○森川照太郎君 夫れが爲にやるのですか、夫れなら解ります、併し三十萬圓の分は返へず當りがなかつたから、外務省に返す金の見込をつくらうといふならば、私は借りて居りませんけれども、借りた人達が借り倒さなければ出来ると思ひます、外務省の分の償還を心配されるのでしたなら解ります、其の御説明がないから何だか誠に夢のやうな気がして……。
○岡本總領事 監督官への御質問に對しては監督官は答へるべきではありません、民會議員が監督官に質問する権能はありません、ですから私がよければ答へますが、夫れでなければ答へません。
○白井忠三君 大分よく解つて來ましたが、さうすると今年六萬弗豫算に組んで置いて別に其の年の年賦金は組んで居るのです、來年になると今年組んで置いた六萬弗は結局、別に三十萬弗なら三十萬弗の借金を拂ふやうに豫算が組んでありますから餘る譯です、さうすると翌年は又餘つて行く、夫れで翌年に六萬弗と書いて置けば四十萬弗なら四十萬弗、五十萬弗なら五十萬弗の豫算を組みますから夫れで政府の命令に従う譯である、最後の年に六萬弗の見せ金をつつ持つて居れば五年間は夫れを使はずに行ける勘定になりますか、さうありませんか。
○行政委員會長(石川 通君)
○白井忠三君 さうすると刷り物の國債償還計畫の詳しく御説明を聽かないと頭に入らなくなりま

すが、此の表に歳入、歳出、差引残額といふ欄がありますが、之を見ますと、民間の歳入歳出は僅かづつでも年々増え行く如く御豫算なすつておられしやう、所が歳出の方は段々減つて行く御豫算になつて居ります。之が第一に解らん、歳入は幾分不景氣でも居留民も増えるだらうし、支那人も増えるだらう、段々歳入は増え行くといふ御豫算だらうと思ひます、所が民間の歳出が居留民が増えるに拘らず減つて行くだらうといふ御豫算をお組みになつた譯が何うも解らないのです、一寸御説明願ひ度い。

○行政委員長(田村俊次君)

初めの日に説明致しましたが、言ひ方が足りなかつたかも知れないが、歳入は幾らづつか補える積りであります、夫れはどうも標準の取りやうがないけれども、電氣の収入が、白井君の時に七分増の積りで統計を取つたのですが、七分どころでも斯ういふ不景氣續きで減つて行かないので、まあ間違のない所は二分位が宜からうといふので、民間として歳入は年々幾らか増える勘定をして見たのです、歳出の減つて居るのは昭和五年度に女學校の新築をやる臨時費用が七萬弗入つて居るものですから昭和五年度は多くなつて居ります、夫れから後の昭和六年からは夫れ程大きな一口七萬弗といふやうな臨時支出がありませんから數に於て減つて居る勘定になつて居ります、併し乍ら經常部は毎年同じであります、只歳出に違ひのあるのは臨時部に違ひがあるのです、歳入の方でも毎年二分の増収がある許りでなく、今に三菱の機械の代金を拂つてしまふと發電所の借金がなくなるものですから、あの方から一般會計の歳入に入るものが相當多くなつて來る譯です、唯昭和七年から増える筈になつて居ります、さういふやうな基準であるのです、歳入と歳出の數の出所はさういふ具合に計算をして來た。

(225)

○白井忠三君 いよ、駭かなければならぬ譯ですが、今年の歳出に女學校が出来るから八十二萬いくらになつて居る、來年は女學校の分が要らなくなるから七十六萬弗になるといふ譯で、今年に女學校が出来たら土木費を三萬弗使ふならば、今年に女學校に七萬弗使つてしまつて來年土木費を持つて行くのだと考へて居りました、所が議論が豫算に觸れて來るのでお熱ねし難いのです、昭和五年より昭和六年の豫算が六萬何千弗減つて居るのは臨時部の方では今年の豫算を標準にして、女學校の七萬弗が減つたもの、といふことになるのですが、女學校を建てる爲に土木費が減つて居るが、女學校が建つたら土木費が増えるものと考へて居つたが、女學校の七萬弗の爲に今年のまゝ來年も減つて來ることは非常な差が起る譯ですね。

○行政委員長(田村俊次君)

臨時部に於て昭和五年から九年迄の中に出るものは、女學校の増築と發電所の電氣の機械の増設、夫れから小學校の講堂、先づ之れだけで、道路築造は矢張り昭和五年度の程度に於て五年間やつて行く計算になつて居ります、其の代り修造も矢張り昭和五年度と同じ程度にやつて、道路の修築は五年間は前の計畫通りには出来ないが併し、第一日に私は言ひましたけれども、毎年此の計數以外にどうしても増収のあるものだし、其の増収のあつた時に道路の修築とか、補修といふことをやつたら宜からうといふ計畫になつて居ります。

○藤平正男君 先程白井さんのお熱ねになつたことにお答がどうも足りなかつたのですが、もう一遍同じことになるかも知れませんが、第一年が三十三萬八千弗になつて居つて、期限の來たものもあります、毎年六萬弗を減債基金に繰入れられることは解りましたが、さうしますと、其の減債基金で借金を返してしまふといふお話ですが、六年度に期限の來たものを返すことになる

(226)

と二十五萬九千弗になります、六年度の減債基金は六萬弗と名義上なつても返すべき借金は二十五萬九千弗に減つて居るから、結局初めに六萬弗返すけれども次年度から同じことになりませんが、其の關係がよく解らないのです。

○行政委員長(田村俊次君)

六年度の残額の中に六萬弗が入つて居ります。
○藤平正男君 一週減債基金に六萬弗を繰入れて、六年度に期限の來たものを返すことになる、六年度には二十五萬九千弗に減つて居りますが、六年度の豫算を組む時に更に六萬弗を特別會計に繰入れて、他に二十九萬九千弗を國債償還に當てられると、結局數字が現はれるだけに過ぎないといふことになり、其處の關係がよく解らないのです。

○行政委員長(田村俊次君)

吏員に説明させませう、さうすると間違ひなく申さうございます。
○平野書記 登壇 今年の豫算を御覽になり、歳入は豫算面の通り百貳拾七萬五千參百五拾弗となつて居ります、夫れから經常部歳出の方で、豫備費が七萬八千六百八十八弗になつて居ります、最初豫備費は三萬弗でありました、所が外務省からお話の減債基金六萬弗だけでは七、八、九年度の國債を返還するに足りないものですから今年に六萬弗以上八萬弗位減債基金として積まなければ七年度の六十四萬弗に足りない、夫れで此の方面から言つても成るべく節約出来るなら節約しやうといふ行政委員のお考から四萬八千八百八十圓が節約した結果出たので、取敢へず豫備費として入れやうといふので豫備費を七萬八千六百八十八圓とした譯です、さうして差引残額の中に六萬弗の基金と四萬八千六百八十八圓を加へて十萬六千六百八十八圓といふものを入れて、六年度の國債を引去ると

(227)

其の残額が三十一萬弗になる、さういふ具合にして、六年度の残額から差引残額を七年度の残額に持つて行くといふ計算になつて居ります。

○白井忠三君 斯ういふ風に説明して見たら如何かと思ひます、先刻森川君の言つた通り今年の分の六萬弗を鮮銀なり正金に持つて行つて預けて置いて、六十何萬弗の不時の分に用意して置くといふ意味ですか。

○平野書記 まあさうなつて居ります、正金なり或は花振銀行の契約に依つて七、八、九年の額が多くなつて居りますから行政委員の方で若し正金に借替が出来たら年五萬弗返すものも、二萬弗返すものも先に切上げて來年十萬弗返すやうなことにしても差支なからう。

○岡本總領事 君の言つた通りで利子を損するから先に拂ふ……。

○白井忠三君 約束期限より先に拂ふといふのですか……解りました、さうすると初め六萬弗あれば宜い譯です。

○平野書記 初めの六萬弗だけでは、歳入が年々増えるといふのは表にもあります通り電氣の繰入金が増える關係から、此の根本は今年の豫算を以て來年から五ヶ年間は其の豫算を立前として行くのです、臨時部の方で今年の豫算の中の事務所の建築とか女學校の新築費は今年だけで來年からは事務所の建築の方は歳出から除きますし、女學校は今年七萬弗であるが、三萬弗になる、衛生費が三萬弗なら三萬弗、土木費が三萬七千弗なら三萬七千弗今年の標準で行けば、多少四萬弗か三萬弗許りで済みます。

○白井忠三君 緊急動議を提出します、大体解りましたけれども、もちつと詳しく研究しなければなりません、之れだけの人數が誰も彼もが質問をする時間掛りますから、何れ豫算に關し

(228)

(229)

て審査委員が出来ると思ひますから、此のまゝ本案は豫算審査委員に附托して其の委員の御審査の結果を本會議で御報告願ひ度いと思ひます。(賛成)

○森川照太郎 六萬の金が何處に行くか先刻來、三十萬圓の第一相互へ引當てるやうでもあり、今平野さんのお話ではどの分へでも先渡しが出来るやうに……

○平野書記 夫れは三十萬圓命令條件にさういふ風になつて來て居るのですが、其の信用方に付ては何れの團債に返しても差支ないで、總領事の御認可を得れば他の團債以外のものに流用しても差支ない條件になつて居ります。

○行政委員副會長(石川 通君)

お答へ致しますが、先づ白井さんの言つたやうに餘つて居る時に六萬弗積立て、置いて足りない時に夫れに當てる積りですけれども、例へば土木團債のやうに向ふで、此方が拂ふと云へば受取る所は僅かな金であつたら拂ふ場合もありませんから、來年度のものを今年拂ふことも出来ずから、金利が夫れだけ助かるのです、さういふ意味で原則としては足りないから積立て、置くことにしますが、拂ふ時には成るべくならば金利の助かるやうに向ふが受取る、此方も年度末に不安になつた時には、どの團債に拂ふか解らないけれども拂ふことがあつたら中上げたのです、夫れがごつちやになつたのでお解り難かつたのでないかと思ひます。

○森川照太郎 もう一回伺ひますが、成程六萬弗宛債を金に積ませようといふことは三十萬圓の第一相互から借りた金は返す當てがないから、今迄外務省當局に採した團債償還の計畫の中になつていふやうな所から五年間六萬弗を借入れて出來た時に拂つて行くといふのなら解りますが、他の團債に持つて行くといふことは外務省がさういふ條件をつけて來た主旨を汲み取つたやうに

(230)

なりませけれども、夫れで外務省の方は承知したのですか。

○行政委員副會長(石川 通君)

さうです夫れで私共六萬弗づゝ五年で丁度三十萬弗になるから初はさうぢやないかと思つた、所がさうでなくて、偶々一方は三十萬圓、片方は弗ですが、さういふ遠から氣がついたのですが、他に拂つても宜いといふ諒解を得て居る譯です。

○森川照太郎 他に拂つて宜い位なら積立てをさせないでも宜さうに思ひます。

○行政委員副會長(石川 通君)

夫れが足りないから積立てるやうなことになるので。

○森川照太郎 他に使つてしまへば。

○宮武徳次郎君 私には白井君にお尋ね申しますが、毎年歳入が殖えて居るにも拘らず、歳出は年々減つて行くのが可ましいといふ御質問でありましたが、さういふ意味の御質問でありましたか。

○白井忠三君 其の通りです。

○宮武徳次郎君 夫れでありましたならば賢明なる白井君の御質問としては聊か可ましいといふ感を抱いて居るのですからお尋ねするのでございますが、幾ら澤山あつたからといつて必らずしも歳入に應じて歳出も多くなければならぬといふことではないと思ひます、(然し)節約出来ることならば緊縮方針に則つて成るべく節約して行く方が宜いだらうと思ひます、別に夫れに對して御質問があつても差支ありませんが、無くて宜いことではないかと思ひます。(笑聲起る)

○白井忠三君 私は宮武君のお説御尤もに考へますが、民國財政は私から従來度々申しましたやうに入用な金を取立てるのが元來の本質ですが、併しやるべき仕事は澤山あるものですから成るべく

(231)

取れる財源があれば取立て、民國の歳入を殖やし度い、といふことは残つて居るべき仕事は澤山あるから歳入も殖やし、歳出も段々殖えて設備を完全にするといふのが吾が民國の現状であります、其處で居留民が殖えて行けば歳入も殖えて行く譯ですから殖えるに従つて施設も矢張り完全にして行く、即ち歳入が殖えるに従つて歳出も殖えて行くのが從來の状態であつたのであります、此の御計畫では歳入は殖えて行くが、歳出の減つて行くのを私は實に不思議に思つたので、決して入るだけの金を使へ、要りもしない金を使へといふ趣旨で言つたのでなく、やるべきことが澤山ある、先刻田村君の云はれる通り、何十萬弗といふ金が要るのであるから取らる方が殖えて來れば従つて出す方も殖やして設備を完全にしてくといふ豫算であるべき筈なのに、入る方は殖えるが、出る方を減らす、何ういふ方法を取られるのか此の點疑を持つたので、入るだけ使へといふのではないのですから御諒解願ひます。

○議長(吉田房次郎君)

第一議會のまゝ豫算審査委員に附托しやう、といふ白井さんの緊急動議があつたので、賛成者がございまして成立つて居るのでございしますが、皆さん御同意でございしますか、(「賛成」)

「異議なし」夫れでは豫算審査會に附議することに致します、此處で休憩致します。

午後九時五十分再開

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは開會致します。

第六、水道給水規則中改正ノ件

午後九時三十分休憩

(232)

第七、電氣供給規程中改正ノ件

同じやうなものですから一括してやり度いと思ひます。

○行政委員副會長(石川 通君) 登壇

お手許に配付致しました此の改正の兩案は先づ水道の方から申上げますれば、此の趣意は前に使つた方の水道使用料をよく取外れがあるから、夫れを防ぎたいといふのであります、申出を成るべくして貰ひ度い、申出をしないで放つて置くやうな方は其處に責任が起るといふのが先づ大體の骨子であります、電氣の方も同様の趣旨でありまして例へて見ますと、私なら私が家を借りまして民團から水道を引いて貰ふ、すつと何處かへ行つてしまふ、と料金が取れない、電氣に於てもさういふことがあるのであります、其の爲に此の規則を設けましたので、趣意は兩方とも同じに出来て居ります、先づ水道の方で誤解があるといけませんから蛇足かも知れませんが申上げて置きますが、現行法規類案の八十七頁に水道給水規則といふのがあります。

第一條 上水供給ノ方法ヲ分チテ共用専用ノ二種トス

第二條 共用栓ニ依リ給水ヲ受クル者ハ租界局ノ指定シタル賣捌處ニ於テ給水票ヲ求メ置キ一荷毎ニ一枚ヲ看守人ニ渡スヘシ看守人ニハ決シテ現金ノ授受ヲ許サス

第三條 共用栓ハ時間ヲ定メテ給水ス

第四條 改正ノ件ニ掛ツテ來るのであります

計量器ヲ附スヘシ

之が第一項であります、夫れから

(233)

租界局ハ毎月一回使用水費ヲ計算シ給水料ヲ徴收ス
其の次に四條の二として此の一條を入れるのですが、其の中に家主にありましますの家賃貸賃人としたら何うかといふ話もありました、場合に依りますと、承諾を得て貸賃をする、又貸賃をするやうなこともございますので、貸賃借の又借りの場合には貸賃人といふことになつて居ります、次の第七條は、第六條迄規程がありまして其の後へ此の一條が加はります、第六條の一番後の條文に何ういふことを申して居るかといふと、
第六條 専用給水料ハ一千ガロンニ付洋銀八十五仙トシ共用給水料ハ一千二百二十荷(一荷十ガロン)ニ付洋銀一弗トス但賃所ニ對シテハ一千二百二十荷ノ外手数料トシテ五荷ヲ給ス
特種ノ使用者ニ對シテハ行政委員會ノ決議ニ依リ前項ノ給水料ヲ輕減スルコトヲ得
負けることもあるといふのであります、第三項に

前項ノ給水料ハ増減スルコトアルヘシ、
といふのは場合に依りまして、上げたり下げたりするといふのであります、其の後に此の七條を持つて参りましたのであります、お讀みになつたら解ると思ひますが、新しい使用者が四條の二に定められた申出を怠つた時に何うする、即ち舊使用者が使ひ放しをした時にはどれだけが舊使用者の方でどれだけが新使用者の負擔になるのか解らないので斯ういふやうな規程を設けましたのであります、一項は新しい使用者が申出を怠つた時、第二項の方は普通言ひます家主或は賃賃人が申出を怠りまして舊使用者に對する使用料を徴收することが出来なくなつた場合は家賃貸賃人に於て使用料を支拂ふ義務を負ふのだといふ意味で家賃貸賃人に於て、普通の家主に於ては前項の支拂ひを怠つた時は賃賃家賃に對して返水せざることを得、即ち水を止めることが出来

(234)

るといふことを茲に規程したのであります、附則の方は「租界局といふのが規則の中に澤山ございりますが、「租界局」といふのは御存知の通りいけませんから「民團」と改めます、水道の方はさういふ趣意でございます。
電氣の方も同じやうなことでありまして只今申上げたやうな趣意に於て變りありませんから蛇足を申上げることが省きまして、何うかさういふ趣意でありますから皆さんに於かれましても大体お讀みになつたらお解りになると思ひますから滿腹一致を以て御賛成願ひ度いと思ひます。
○清水幸三郎君 只今此の議案に付て石川行政委員から御説明がありました、租界局としては非常に完全な取立ての出来る案であります、家主に對しては合法的な案と行政委員は思つて此の案を提出されたものでせうか。

○行政委員副會長(石川 通君)
夫れで例へば清水さんが家主でありまして、借りて居つた者が逃げて行つたのだから俺は知らな、夫れを俺の方へ課するのは公平でないとお考へなるかも知れませんが、其處で先づ申出をして貰ふ、其の中出を怠つた時にやるのであります、初めから逃げて行つた者が悪いのに直ぐ家主に掛るといふのではないのであります、例へば電氣にしましても、水道にしましても、規程にございまして通りに使用者が變つた場合は新舊使用者と夫れから家主なら家主に於て其の旨を民團に届けて貰ふ、届けて貰つて置けば決して怠つたのでないものであります、初めから勝手に夜逃げした奴なんかものを家主か負ふとか、新しく入る方が前の人のを負ふといふことはいふ譯でございます。
○清水幸三郎君 さうすると石川君の説明に依ると、無論届出はしなければなりません、逃げる

(235)

やうなものまはさか届出はされんだらうと思ひます、さういふ場合必ずしも家主が負擔しないで宜いといふことを入れて頂く譯に行きませんか。
○行政委員副會長(石川 通君)
勿論逃げて行く者は届出でませんが、家主に於かれて逃げて行つたことを知つて居つて知らん顔されても困りますが、夫れか意るのであります、氣がついて居られたならば、逃げたのを直ぐ御申告下さると決して家主に御迷惑の掛る譯でありません。
○榎前 香君 私も少し疑問を持つて居りますが、第三者を拘束することが果して合法であるか其の法理的根據を掘き度いと思ひます。
○行政委員副會長(石川 通君)
第三者と云ひますけれども、前の人と後の人と解らない場合がある、後の人が前の人と結託して居れば、前の人が何處かへ轉宅してしまへば何方がどれだけ使つたか解らないやうになつてしまふ、さういふことも必らずあると思ひますので、例へて見ますと、私が非常に悪い奴であつて誰か自分の友人と結託して置いて、誤魔化してやらうといふので、後に入る人と約束して置いて、君の方へ行つたら俺の方だと言つて置け、さう云つて行つてしまつた場合、後の人は相手をやつたのだからと解らない場合もありませんし、何れにしましても、さういふ風にぐるになつてやる人がないとも言へないのです、だから申出さへして置けば宜いのですから、新しい人か何時何日入つたといふことを言つて置けば、租界局に申出られれば解る譯ですから、第三者を縛ると云ひますが、ぐるになつたりするのは斯ういふと思ひますが如何でございますか。
○榎前 香君 ぐるになることを想像して居りませんが、石川君の御説明は只租界局の都合だけの

(236)

お考へですが、其の法理的根據があるかないかといふことをお尋ねして居るのです。
○行政委員副會長(石川 通君)
ですから法理的根據はぐるになつても何でも、大体自分が使つたものを拂ふのは當り前なのですから、一寸申出れば宜いのです、斯うやつて置けば申出でせうが、法理的根據と云ひましても、租界局の都合の根據でもありません、一寸申出で貰へば宜いのであります、申出のない場合は其の人の責任に歸することにして置いて宜いと思ひます。
○清水幸三郎君 私は松本理事にお尋ね致しますが、民團には水道に相當の経験のある川端技師、次いで此の頃専門の技師が來られました、此の案を出される以前かも知れませんが、今迄民團は水管の施設に付て家主の承諾を一々受けておやりになつて居るでせうが、借家人の申込に應じて直ぐ布設されたことは今迄さういふことはいふやうに記憶して居るでせうが、さういふことを今迄例としておやりになつて、斯ういふ案を提出されたものでせうか一寸聽き度いのです。
○榎前 香君 借家人が水道を敷いた例は之迄なかつたやうに思ひます。

○川端技師 夫れでは私が知らなかつたのでございます。
○白井忠三君 先刻からの榎前君の質問が此の問題に入る第一歩なんです、何うも石川通君がよく御説明ならんやうですから潜越でございます、私から申上げます、詰り平たく申しますと、天津に來たら二十四時間内に領事館に居留届を出すといふ命令があると、吾々は此の命令には服従しなければならぬ、民團で家を空けた奴があつたら家主は必ず民團に申告しろといふ風な命令を作つても夫れが法律上家主は必ず服従しなければならぬものであり、其の條例

に背いた場合の借家人の滞りの料金を負担しなければならぬ、斯ういふ精神が法律上、勝田さん、石川さんにお尋ねするのですが、民法なり何なりで強制し得るものですか、どうですかといふ點が第一に伺ひ度い要點であります。

○行政委員副會長(石川 通君)

成る程御尤もな御質問でございます、其處で斯ういふ規則が出ますと御存知ないといふことは先づ言へないと思ふのです、需要者と共に或契約が結ばれるといふ關係から民事上支拂請求と云ひますか、さういふものを起しはしないかといふ考を以て居ります、之に背いたら繩を付けて警察に引張つて行くといふことは出来ないとと思ひます、私の考は今申上げたやうに民事上の請求が出来やしないか。

○行政委員(勝田重直君)

只今の御質問に私からお答したいと思ひます、もの、所有者は必ず其のものに就ての權利義務を持つて居ります、此の場合の家主が家を以て居れば色々な權利義務が発生します、此の場合も亦其の一部分と看做して差支ないと思ひます、夫れは自分の家を他人に賃貸して居りまして、其の賃借人が自分の家から出る場合は何等かの理由に基いて義務の履行關係が行はれる譯であります、民團の法規に依つて色々其の權利義務に影響を及ぼす事項が澤山發生することを想像し得るでありませうと思ひます、内地の例に依りましても家主が斯かる場合に責任を負担する例は随分澤山あるやうに思つて居ります、夫れは如何なる場合に於て家主が責を負ふかといふことに付ては具体的表示は今此處で材料を持ちませんから出来ませんが澤山例があるんださうであります。

(238)

(237)

○白井忠三君 内地に澤山さういふ例があると云はれると法律やでないで甚だ可笑しいやうに思ひますが、一寸常識で判断しますと、之迄民法と云ひますか、警察法と云ひますか、色々公式の命令で出ることならば夫れは罰金とか科料に處せられることはあるのですけれども、民團の斯ういふ條例が法律上の根據でさういふ約束が出来るものでない限りは双方で無理を言ふことになりはしないかといふ心配があるのです、民團の利益を擁護する上から云へば誠實に結構なやうに思ひますけれども、家を持つて居る側から云へば可成り苦しい負擔、何か根據がないと斯ういふ規則をきめられるのは随分迷惑するだらうと思ひます、先刻石川君は逃げて行つたものは知らないかと仰りますが、夜逃げしたことを大屋さんの知らない中に民團が発見すると、大屋は未だ逃げたことを届けてないから前の滞りの電燈料を拂へ、負擔しなければならぬといふことになり得るのです、此の通り行くことは法律の根據がなければ強制し得ないことならば世間に聞かれては見つともない、勝田君が日本に澤山例があるといふことは、何處にあると仰るが常識的に考へて少々無理があると思ひますけれども、之以上は議論になるかも知れませんが、大屋さんに斯ういふ場合は必ず至急届けて頂き度いといふ精神はよく解りますが、さうしないで届出を怠つた時はお前の借家人だから負擔しなければ後の電氣を供給してやらんといふのは電氣や水道を供給して居る權利を濫用して大屋さんの權利を侵害することになるのですが、法律上何處かさういふ根據があるならば、其の根據を伺つて議論を致し度いと思ひます。

○行政委員(勝田重直君)

確かに例があつたと認きましたけれども今取調べて居りますから……。

○行政委員副會長(石川 通君)

(240)

(239)

第三者に對して法律の根據とかいふことを先づ仰りましたが、今お調べになるといふことであります、地方に依りましては家主は電燈を引いた人、借主と連帯して拂ふこともあるのでござうと家主は自分が使ふのでなく使つた方は其處へ入つて居る、詰り借家人ですから差支ないと思ひます、夫れから逃げて行つたことを知らないで居るのに大屋から取るといふのでない、知つて居つて居るのに逃げたといふことは民團の現行法規二頁の居留民團法施行規則第三條を御覽下さいませう。

第三條 居留民團ハ其ノ地區内ニ住居スル帝國臣民又ハ該地區内ニ事務所ヲ有スル帝國法人ノ居留民團ニ對スル權利義務居留民團ノ事務、居留民團ノ財産及營造物ニ關スル事項ニ付條例ヲ設クルコトヲ得

條例ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

此の告示に依りまして知らないといふことは言へないと思ふのです、其處で私は先程申上げたやうに刑法上の問題ではないけれどもお互の間の契約が出来ると私は思ふのです。

○植前 香君 何うも非常に觀念がこんがらがつて居るやうに思ひますが、民團課金といふものは少し性質が違ふのでありまして、第二條に書いてありますが、居留民團の地區内に住む人が義務を負担する代りに財産とか或は營造物を使用する權利があります、所が水道の場合は契約で課金を徴収するやうな譯には行かないのです、候はさう解釋しますがね、強制的に第三者の拘束は出来ないとと思ひます、強制的に金が取れますか。

○行政委員副會長(石川 通君)

例へばお互に契約し人のものを只使ふといふことはいけないことになるのだから民事裁判でも起したら。

○植前 香君 當事者同志は權利義務が出来ますが當事者でない第三者を拘束することは出来ないと拘束するに此の規則がある。

○植前 香君 課金は違ふのです、課金は之を拂はない場合は國稅徵收法で取り得ます、之は誰でも持つて居ります。

○行政委員副會長(石川 通君)

負公法人或は民團と個人との間は司法上の契約で履行して行かうといふのであります。

○植前 香君 課金にすら義務を負はせる代りに權利を與へて居ります、此の契約に於て義務だけはせて權利がない、一文にもならない。

○行政委員(勝田重直君)

白井さんから御質問の第三者に對して義務を負はせるといふ例が神戸市の電氣使用條例に依つて行はれて居ります、第三條第三項 電氣使用權ノ承継者ハ前使用者ノ有セン總テノ權利義務ヲ承継スルモノトス

「關東廳 電氣使用規則第四條、電氣使用者ハ名義ヲ變更セントストキハ新舊使用者連署シテ管理員ニ届出ツヘシ、但シ舊使用者未納ノ保料金ハ新舊使用者連署シテ之ヲ納付スヘシ」といふのです、之と殆ど同様な法理に基いて解釋して差支ないと思ひます。

○清水幸三郎君 只今勝田さんの仰るのは新舊使用者であつて、舊使用者、新使用者と何等關係

のない使用者が其處に現はれ、新舊使用者が合理的に話の出来たものなら宜いけれども、若し話が出来ないならば、滞納が多くて何百那がたまって居る所へ日本から此處へ来て、さういふ事情も何も知らないで其の家を借りた場合實際に於てそんな醜なことが出来ませんか、常識論から考へて。

○行政委員(勝田重直君)

只今例を言つたに過ぎないのです。

○山田榮治君 甚だ僻越であります、先般法規調査委員の時私も疑問を抱いたのであります、植前君の御質問は誠に御尤もだと思ひますが、植前君が、甚だしい言葉が使つてあるので、さう御理解になつたものと思ひます、第三者を拘束するのではなくして、要するに新舊使用者といふのは新たに使ふ人も居り出せ、又家主も居り出でるといふことであつて、居り出でをしない場合舊く使つて居つた人の名前で使つて居る人に負担させやうといふのでありますから、逃げて行つた後へ入つた人が居り出をする、又後の人が拂へなければ、其の前の水を使ふなり電氣を使ふなりに付て租界局に申込むといふので契約の當事者になると思ひます、だから第三者でなくして、新使用者が使ふといふ場合に届出をせよといふので、其の届出をしなければならぬ、逃げて行つた後へ入つた人が居り出をするといふので、私が今日から使ひますといふ契約が成立します、逃げた後で新使用者が入つた場合家主が全然使はなければ新しいものから取るといふ規程でなくして後で自分が使ふなり、他の方に貸すなりする時に家主が民團の契約の當事者になるものでありますから民法の規定に依つて義務を負担する譯で第三者を拘束するやうな規定ではないと思ひます、私も最初さういふやうな解釋をして居つたのであります。

(241)

(242)

○白井忠三君 山田君の御説明と勝田君の御説明と兩方突きまけて考へて見ますと天津等にもある例ですが、假令借家人がどう變つても電燈會社は權はん、家を持つて居る人に其の人が借家人であらうと家主に電燈料や水道料を負担させる、といふ規程はあります、之はさういふ規程に基いて家を持つて居る人が電氣を其の會社から供給して貰ふのです、借家人が拂はずが拂ふまいが、大屋さん自身が家を貸す爲に拂はなければならぬのですから、斯ういふ約束の下にあるのは決して無理ないのです、併し今の此の規程は現に角申出をせよといふので、大屋さんが借りて居る人の分を負担しろといふのですから拘束されないと仰るけれども、大屋さんがどうつかりして居る中に電燈料をためて逃げてしまふと、届出を怠つて居ると其の家を誰かに貸さうと思ふには前の滞りを大屋さんが負担しなければ電氣を引いて貰へないことになり、自分の持つて居る家が貸せないといふことになり、

○理事(松本文三郎君)

植前さんにお尋ねするのですが、どうせやうか、結局民團は取はぐれのあるを防ぐ爲に此の條例を設けやうといふのですが、取はぐれのないといふことが實際に出来れば、又他に好い方法があればそれが宜いと思ひますが、どうせやうか、初め申込みを受ける時に家主に申込まるといふこととして置けば結局其の目的を達する譯ですが、民團としては成るべく取りはぐれのないことにしたいといふ趣旨です。

○牧 尙一君 大概先刻から私が言はんとする事を皆さんが仰つたのですが、少し疑問があります、石川さんと勝田さんの仰つたことが大變違ふのですが、石川さんは成るべく届出させるといふお話を、勝田さんは絶対のやうに據り居りますが、何方が本當です。

○行政委員副會長(石川 通君)

豫め必ず届出せよといふことです。

○牧 尙一君 改正されて規則になつて現はれ、は實下の御精神は腹の中では成るべくであるかも知れませんが、やる人は此の規則通りやるに違ひありません、私は自分の立場から餘り言ひたくないのですが、第二議會で修正案を出さうと思つて居りますが斯ういふことを御研究なすつたこととはないので、例へば取りはぐれのないやうにといふ松本理事のお話があるし、皆さんも此のお話であつたのですが、電氣の方はメートルの賃賃料を取つて居られるのです、水道に於てメートル賃賃料を取る譯に行きませんから保證金のやうな名義の下に何か多少とも取るといふやうなことはお考になつたことではないのですか。

○行政委員副會長(石川 通君)

私一人はさういふことは考へませんでした、行政委員會では別にさういふ話は出ませんでした、したが、お考になつた方があつたかも知れませんが。

○牧 尙一君 もう一つ序でに伺ひますが、新舊使用者の兩方から届けさせて家主も亦届ける、斯うなるのですか、連帯の意味ですか。

○行政委員副會長(石川 通君)

さうです、何方かやる譯です。

○牧 尙一君 さうすると新しく借りたものも舊いものも家主の方も、三つ連帯して申込むのですか。

○行政委員副會長(石川 通君)

場合に依れば、さう三つうまく行かぬこともあるでせうね、何故と申しますと、舊の人が逃げて行つて届け出の出来ない場合があるでせう。

○牧 尙一君 逃げて行かない場合を假定したら。

○行政委員副會長(石川 通君)

逃げて行かない場合は新が申出ますね、又今度は舊の人が届出で、夫れが出て行つてしまへば新しい人が入り、家主も来る、斯ういふ風で、何も連帯と云つて連帯責任を負ふ譯でもないのですが、三者が届ける場合もあります、又二人が届ける場合もあります、何方でも宜いのです。

○中村鐵二君 議事の進行に付て動議があります、色々御議論もあるやうですが、要するに大した問題でなからうと思ふのですが、(一)先程から行政委員の説明に依つて其の意が那邊にあるかといふことは解つて居るやうありませんか、斯ういふ下らん問題で——甚だ常識が缺けて居ると思ひます。

○植前 香君 常識がない、淺常識な人間扱にされることは非常に残念ですが、一言なかるべからず、何が故に常識がないのです、吾々も民團の事を運ぶ時は何處迄も合法でなければならぬ、どうでも宜いぢやないか、事が運ばば宜いぢやないか、そんな馬鹿なことがありますが、貴下こそ淺常識、宋だあります、故にお答致しますが、御趣旨は御尤もです、荷も民團がやるのですから何處迄も合法であつて欲しい、さうして何處に行つて金が取れる、一文も取れなければ何にもならないのです、之を入れたら法規規程の中のつらよごしです、だから僕は決して反對は致しません、合法であつてほしい。

(243)

(244)

○行政委員副會長(石川 通君)

植前さんは之は取れないといふけれども、夫れでは水道規則の此の前にあるものを取れないと仰有るのですか、水道規則の改正案でございますよ、之が取れないなら、夫れも取れない、貴下がさういふ積りで居られるのか何うですか夫れをお尋ねしたい、あれも取れない、之も取れないといふお考えですか。

○中村鐵一君 一寸待つて下さい、先程の積みをやらなければ、今植前氏から御名論を伺ひましたが、一旦法規調査委員の手を絶たさうと思ひますが、如何でございますか、法規調査委員の手を絶たすものであり、行政委員の審査を経たものであり、之に依つて人に迷惑をかけるかといふやうなことがあるならば仕様がなして、一々さう重箱の隅をほじくり返すやうなやり方は甚だ常識を疑ふのであります。

○行政委員會長(田村俊次君)

之は議事進行ですが、植前君が先程から云はれるのは、電気や水道を使つて居るものは民團として拘束出来るが、家主に夫れが拘束出来るか出来ないかといふ議論であらうと思ひます、夫れは實は疑問にして居るのです、法律家にも其の點を聞いたのです。

○清水幸三郎君 簡単に相談的の案を出しますが、此の案で宜しいと假りにするならば、私の方が家主の方の側になりまして一ヶ月でも取立てを延滞されたのは貴下の方の義務であるから、家主の方で先に知らんといふ挨拶をして宜いのですか。

○行政委員(勝田重直君)

本條例は多少強制的意味を含んで居りますので、私としては其の點を少し緩和して考へたものですから或は廻りくどい説明を申上げたかも知れないけれども、私の解釋では公益上に關する点とであり、行政行為として公益上に關する規程を設けても一向差支ないと思ひます、又夫れに従がう義務を持つと斯う申上げたと思ひます、之は最後のお答へ。

○植前 香君 公益であるといふ御説明であります、無暗に公益であるとか何とかといふ意味を以て個人の自由を束縛するのは封建時代の思想です、もう少し現代は自由でなければなりません、何うも貴下の仰有ることは解らない、何處迄も合法的でなければならぬ、強制する根據がありませんか。

○行政委員(勝田重直君)

公益の規程だから強制出来る、公益の規程だと私は觀察します、之を公益でないと考へる人は恐らくないだらうと考へます。

○植前 香君 中村君に云ひますが、法規調査委員に掛つた、さうして行政委員に掛つても常識に合はない限り何處迄も議論したい、大分貴下と私の頭は違ひます。(拍手)

○中村鐵一君 斯ういふことを愚問愚答することは甚だ後には堪やかでないと思ふ。

○植前 香君 此の案が出来るか出来ないかといふ境で、文句を言ふ所でないです。

○清水幸三郎君 僕の方の返事がない、さういふ届けを此方からしても差支がないか。

○行政委員(川島健夏君)

今日此の改正案の提出になりました精神を申上げたと思ひます、従來租界局の方で、調査課といふのがありまして、調査に行つて空家になつて居ることがあります、其の爲に水道料等を徴収することが出来ないものが、金高にして昨年度は一萬三千弗許りあるのです、如何にして防げば

(246)

(245)

○行政委員副會長(田村俊次君)

宜いかといふことを研究しました結果、斯ういふ條例を出さうでないかといふことになつたのであります、無論法規調査會に於きましても植前さんの云はれるやうな異議が起りましたが、どうしても他に好い方法がないので、此の方法で行かうぢやないか、立法上のことには私は知りませんが、専門家の意見が出て居りましたので、夫れから將來は事實上の問題として、電燈料の如きも契約書を拵へて置いてさうして之を家主に認めさせて行くことになつて居ります、さうしますれば植前さんの云はれるやうな御心配は除かれると思つて居ります、家主に對する強制といふ譯ではありませんが、實際納入することの出来ない人を目的にしたのでありませんので、納入し得る能力あるに拘らず何時の間にか日本へ歸つてしまつた、何處かへ移轉してしまつたといふのを防ぐ爲に其の人から取れなくなるやうに設けた改正案であります。

○行政委員會長(田村俊次君) 先つき清水さんが出たのは……

○清水幸三郎君

あれで差支ないですか、返事を聞かして下さい、松本理事は徴税に就ては御熱心に民團の爲にやつて居られるが、一ヶ月滞つたら電氣を切つたらどうです、水道も切つたらどうです、請求書を出さなくてもやつて宜いことです、拂はない奴が圖々しいのですから。

○佐々木敏丸君 松本理事は取ごぼれないやうにといふお考えでございますが、四十五仙の水を八十五仙に賣り、二仙五厘の電氣を二仙に賣る民團として少々取こぼしがあつても大目に出来ると思ひます、さういふ無茶な改正案は止めて従來通りに置いて置いたらどうです。

○理事(松本文三郎君)

佐々木君のやうな御商賣に似合はしくないやうなことを仰有りますが、賣つたものは代金を貰はなければ商賣は立つて行くまいと思ひます、民團が電氣や水道を経営するのは一つの商賣で、其の料金を拂はないで置くといふのは何うか、さうしてそれを追及しないで放つたらかして置くのは眞面目に拂つて居る人は非常に迷惑を蒙むと思ひます、斯ういふことは吾々としては斷じてやることは出来ぬ、先程清水さんのお考通り矢張りイギリス租界やフランス租界の如く二三ヶ月拂はなかつたらきちん切、現に此の規則にありますが、夫れも従來夫れを履行して居なかつたのが誤りである、どうせ拂つて頂ければ餘り當らん中になつて、毎月極つて拂ふといふ習慣をつけて置くことは自治心をやしなふ元でないかと思ひます、其の點に付てどうかもう一遍佐々木君の御反省を願ひ度いと思ふのです。

○五十嵐重吉君 水道問題に付て色々問題が起きて居りますが、私は一寸横道に入るかも知れませんが、元來民團にして水道買入は二億四千六百萬ガロンといふ巨大なる水を買つて居るのであります、所が民團に於きまして買入は一億五千六百六百萬ガロンで買入に減つて居ります、其の差は調べて見ますと八千四百萬ガロンといふ莫大なる水が那邊に漏出して居るか、よく御調査になつたならば水の漏れることも更にないやうに思ひます、(贊成)大に此の點に對して研究もせられ民團當局者としても、金額にして見れば三萬三千六百兆といふ大金になるのであります、夫れを先づ御研究なすつた上で斯ういふ問題をお出しになるのは宜い、要するに斯んな問題があるに拘らず、斯くの如き質問に依つて議事の進行を妨げられるやうになつたのは甚だ以て法規調査委員及行政委員が不親切なやり方をやつて居られはしないかと私は考へて居ります、一寸御注意申して置きます。

○藤田謙郎君

私も此の議案に付て大分疑問があります、第一に届出が新舊使用者と家主の三人が

(248)

(247)

(250)

(249)

連判で申込をしなければならぬことになり、今迄の形式から考へて非常に複雑な
ことになり、先刻から議論がありましたやうに、引越す時に一々家主が届けてやるか、新舊
借家人が隨便にやる、といふやうな所から拂はなかつたり、怠つたりして直ぐ家主に掛るの
し無理がありはしないかと思ふのです。租界局の趣旨は取連れがないやうにといふのが目的
から、先刻話が出ましたやうに保証金制度を探るとか、一そのこと、家主と契約する方
法が
ありはしないか、といふやうな方法もありませんから、行政委員会に御相談しますが、もう少
し研究
なすつて頂きたいと思ふがどうせうか。

○森川照太郎 非常に論議されて居りますから餘計なことのやうですが、私は家主でないから規程
が出来ても迷惑しませんけれども、矢張り民間として若しも法律上國法上效力のないやうな規程
で萬一あつた場合は甚だ民間の体面を害するものであるといふことを懸念して皆さんの御議論を
謹聴して居りました、之を語らないといふやうな中村君のお考えは私に止めて頂き度いと思ふ、若
々が緊急動議をする時度々さういふやうな意味合から動議打ちの御意見が出来ます故に人は各々
考があつて夫々の目的があつて居るので、決して語らないとか、或は蓋しに反対の爲の
反対といふやうなことを以て議事打ちを宣されることは甚だ面白くないと思ひますから、斯う
いふことのないやうに私は先にお願ひ致して置きます、さうして此の精神に基いて藤田君にお伺
ひ致しますが、先刻讀上げられた通り神戸市の規則をもう一遍讀んで頂き度い、未だ聞ひますか
ら一問一答を許して頂きます。

○行政委員(勝田重直君)「朗讀」

○森川照太郎 前の人が拂はなかつたらお前が拂へといふことがありませんか。

○行政委員(勝田重直君)「權利義務を承継するものとす」といふことがありませんか。

○森川照太郎 夫れに對する制裁を設けてありますか。

○行政委員(勝田重直君) 制裁は書いてありませんが。

○森川照太郎 電氣を供給しないぞ、とありますか。

○行政委員(勝田重直君) ありませんが兎に角關東廳の電氣使用規則には稍連帶責任を負はして居ります、「電氣使用者ハ
名義ヲ變更セントストキハ新舊使用者連署して管理者ニ届出ツヘシ、但シ舊使用者未納ニ係ル
料金ハ新舊使用者連署シテ之ヲ納付スヘシ」となつて居ります。

○行政委員(田村俊次君) 實は行政委員会が提案しましたが、提案する時にも今のやうな議論が大分ありました、斯く申す
私も家主迄拘束する權利があるだらうかといふ疑を持つて居りますが、法律家に聞けば「夫れは
ある」といふことでさうかと思ひましたが、段々皆さんのお説も同じ疑があるのですが、尙名義
や條項を研究する餘地がありはしないかと思ふのです、若し何か好い修正案でもあるのなら、結
局早く知らして貰ひ度いといふ趣意ですから早く知らして貰へる案があるならば結構です、もっ
少し研究して見たいと思ひます。

○清水幸三郎君 只今藤田さんからの提案もありましたが、行政委員が固守するのも宜しくない、
又研究の餘地があるやうに思つて居りますから互讓の精神を以て研究することにされては何うで

(252)

(251)

○行政委員長(田村俊次君) どうせうか、家主の關係の項だけ省いてしまつて、使用者だけに責任を持たせる。
○森川照太郎 私はさういふ結論を得る爲に研究中だつたのですが、貴下が疑問だとか言つたこと
の御變更ではないやうですから藤田君と私の問答を済ました上でする譯に行きませんか。關
東廳の命令ではないのですか。

○行政委員(勝田重直君) 關東廳です、役所です。

○森川照太郎 自治体ではないのですね、關東廳は役所ですね。

○行政委員(勝田重直君) さうです。

○森川照太郎 私の考では自治体が斯ういふことを規程して他の人の權利を強制的に縛ることが出
来るかどうか、といふことを私は法律でないが、甚だ疑問と致します、神戸市には權利義務を
繼承するといふ規程があるといふことを只今承知致しましたが、恐らく神戸市でも夫れは空文に
なつてやしないかと思ひます、さうして少くとも電氣をやらんぞといふやうなおどかし文句は
きつとないだらうと思ひます、其處で私は自治体にさういふ權限の萬一無い場合に於て例へば私
が家主であつて、貴下の方から此の命令が来るが拂はん、裁判所に持つて行く、其の時は民間
が負けやしないかといふやうな氣がします、勝田さん貴下は負けなといふ思ひになりますか。

○行政委員(勝田重直君) 決して負けませんと考へます。

○森川照太郎 危いな。

○行政委員(勝田重直君) 危くても之は公益の規程であります故に強制行為を以て之を律することは家主に對して當然だと
迄は私は云ひませんが、少くとも此の程度に属する、といふのは先程申上げました通りに家を持
つて居るとしますと色々民間に對して權利を保持義務を負ふことが非常に多いのです、家の所有
者が其の義務を負担する範圍とか公益規程が那邊迄及ぶかといふ點が問題になるでせう、私は當
然公益規程を以て律せらるべきものと解釋するが故に此の條例が發布されましたならば之に従
う義務が発生すると考へます。

○森川照太郎 私は自治体の公益規程が左迄も權力あるものとは考へられません。

○行政委員(勝田重直君) さうですか、意見の相違です。

○森川照太郎 見解を異にするものであります、要するに夫れで貴下のお話もよく解りましたが、
私は清水君の提議に賛成してもう一度研究されんことを希望致します。(賛成)

○議長(吉田房次郎君) 緊急動議を出して下さい。

○藤田照太郎君 豫算委員附託にしよう一度此の案を再議して貰ひ度いと思ひます、一度法規調査
委員会を通過して居るのですから法規調査委員会に再び戻してやるのは甚だ形式上面白くない
と思ひます。

○行政委員長(田村俊次君)

(253)

研究をしまして又後日の機会に出すことに致しませう。

○行政委員(勝田重直君)
 法規上之が強制出来ないといふことに付ては心配はないと思ひますが、若し實際上皆さんが此の規程迄の必要はないといふお考であるならば、實は行政委員が議決してやつた譯でない、當路者の方から廻つて來て審議したやうな次第でありますから、之に付ては尙熟慮を重ねても宜いと思つて居ります。法規上強制出来ないと思つて居りますが、之迄の必要がないと思ひます。

○森川照太郎君 今伺ひますと事務員の方から廻つて來て行政委員の意見でないこととあります。成程事務員だけで考へたやうな……。

○行政委員(田村俊次君)
 今のは吏員が出したので何でもありません、取消します、全く行政委員の案です、併し行政委員でも色々議論がありまして、随分研究した結果、法律家の意見を聞いて拘束力があるといふことでしたが、何うも多數の皆さんが何時迄も疑問を以て居られるさうして何處迄も私の方で主張して居つては果しては堪えませんが此の二案を撤回しまして後の機会に出します。

(拍手)(公明正大)

○五十嵐重吉君 先程一寸申して置きましたが水は非常に漏出するやうに思ひますが。

○行政委員(田村俊次君)
 豫算の時にやつたら何うです。

○議長(吉田房次郎君)

(254)

只今議案第六、第七は撤回になりました、今度は第八でございます。

○岡本總領事 議案がたまつて居りますから十二時迄やることに致します。

第八、興業資金貸付例中改正ノ件

○行政委員(大澤大之助君) 登壇
 是れは興業資金貸付例中第七條に但書を加へるのであります。「但本條例第三條ニ依ル貸付金ノ利率ハ年七分五厘トス」夫れから附則第二項に「本條例中改正ニ係ル部分ハ四月一日ヨリ施行ス」と入れます、事務報告の三十頁の終りの所に「第三條、天津居留民団ハ興業資金ノ内銀六萬弗ヲ限度トシ天津商工業金融組合ニ加入スル者ニ對シ其ノ出資金トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得」之が第三條の成文であります、此の銀六萬弗を貸すといふ利率が第七條に書いてあるのです。「第七條、興業資金ノ貸付期間ハ五箇年以内、其ノ利率ハ年一割二分トシ貸付ノ翌月ヨリ月賦ヲ以テ元利金ヲ辨濟セシム」此の一割二分といふ利率が餘り高率である爲に六萬弗の限度で金融組合に出資する資本を借りるのに甚だ高くて困る、そして一割二分の金を借りて金融組合に出資しても金融組合の配當率は六分以内である、さうすると差引損をする、一割二分の金を借りて組合に出資して置いて更に組合から金を借りる場合は又組合に對して一割二分の利息を拂ふ爲め、借入れる金の利率が非常に高くなるから不便だといふことで、創立委員や總領事も色々と思はされて利率を七分五厘迄下げて可いといふお許しを得たので此の改正案を出した次第であります、さうすれば精算が採れて都合に行くだらう、借りて來た金は此方に入れても配當金だけで、略興業資金の利息と同額になるやうなことに致しますから此の點を緩和させる意味であります、どうぞ御承知願ひ度い。

(255)

○佐々木敏丸君 さうすると民團の借りて來たのは確か七分五厘と思つて居りますが、結局七分五厘で貸すと、民團としては夫れに使つた旅費とか或は今度金で返す場合に差が出來ると夫れを民團が負つて利益が一文もないのですか。

○行政委員(大澤大之助君)
 第三條を御覽下さると六萬弗を限り、となつて居ります、其の位のことには民團で負擔しなければ斯ういふ具合に行かないでせう。

○議長(吉田房次郎君)
 一般的の問題でもありません、極く單簡な問題でございますから御賛成になつては……(贊成)

○砂田 實君 皆さんの此の案を議會省略のお積りでございまして此の際修正動議を出し度いと思ひます、夫れを議場にお積りする前に行政委員にお尋ねしたいのですが、興業資金全体の利率は規程されて居りますから利率の変更といふことは今回初めて出るのです、此の際將來利率に変更を……強う下げるといふ意味でありませんが、増すにしても利率の変更が將來或は豫想される場合のことを此の際に一應詰つて置いたらどうかと思ひます、此の間貸付委員會として行政委員に大休御諒解を得ましたが、條例中特別貸付の場合の利率も出て居りますが特別貸付の時も場合に依つては變更出来る、是れを増すか減すか解りませんが、此の際のことを入れて置いたら何うでせう、御異議がなければ議場に諮りませう。

○議長(吉田房次郎君)
 夫れでは二讀會に入つて修正動議を出して下さい、皆さんに御異議なければ二讀會に入ります、(贊成)一讀會では修正動議を出して下さい。

(256)

○砂田 實君 登壇 私の修正動議は只今行政委員會の方から出て居りましたのは、興業資金中組合への繰入金六萬弗を限りとありますが、同時に特別貸付といふのがありますので、其の方の利息も此の際一讀に御承認を得置き度い、其の理由は後から申上げますが、結局文句を、興業資金條例第七條に「興業資金ノ貸付期間ハ五箇年以内、其ノ利率ハ年一割二分トシ貸付ノ翌月ヨリ月賦ヲ以テ元利金ヲ辨濟セシム」となつて居ります、利息の點は一割二分が原則となつて居ります、總ての場合に於ける利息の變更は此の條例上お諮り致しません、然る所、折角此處に行政委員から六萬弗に對する利率の變更案の出來た際に將來を豫想しまして吾々貸付委員會に於て、斯ういふ特別貸付の場合の御承認を得置いたらどうかといふことになつたのです、其の理由は第四條第二項「多數居留民ノ利益ニ影響シ緊急已ムヲ得サル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ拘ラス特別貸付ヲ爲スコトヲ得」

前項ノ特別貸付ハ興業資金貸付委員會全部ノ承認ヲ要スル外在天津帝國領事官ノ認可ヲ受クヘシとなつて居ります、現在未だ實際に於て特別貸付といふのはありません、併し貸付委員會で極めて總領事の御認可があれば、貸付委員會全部の承認さへあれば所謂特別貸付でございますから何うしても利率の變更が件ふのではないかと豫想されるので、矢張り原則は一割二分ですが、一割三分四分になるかも知れません、或は公衆の爲に一分だけ下げてやらう、二分だけ下げてやらうといふ場合が將來起つて來はしないかと思ひますが折角利率の變更が出たのですから一讀に致し度いと思ひます、夫れで斯ういふ文句に致し度いと思ひます、第七條の第二項に「第三條及第四條第二項ニヨル貸付利率ハ興業資金貸付委員會ノ査定ヲ經テ行政委員會ニ於テ決定スルコトヲ得」斯う致しまして今日行政委員會の方から出て居ります七分五厘とあるのも凡て包含しまして斯うい

(258)

(257)

ふ意味のものにして置いたら完全無効でないかと思ふのですが、或は皆さんの御懸念は特別貸付が將來起ればどうなるのだらうといふ點でありませうが、條文にもあります通り、貸付委員は七人であり、官選が四人行政委員が三人でありまして、七人の中一人でも異議をとなへましたら特別貸付は出来ないう事になります、其の上に向懸領事官の御認可にならなければいけないので、特別貸付は餘程難しいのでございます、だから吾々が斯うした爲に懸担子なものが起りはないかといふ御懸念があるかも知れませんが、將來の貸付委員はどうなるか解りませんが、恐らく夫れだけの貸付委員が責任を以てやるので、斯うして其の點の御懸念は要らないだらうと思ふのです、詰り斯うして置けば條文として非常に休裁も宜しいし、行政委員会の方でも至極結構といふこととて置きますから、別に主張する譯でございませませんが、斯うして置く方が將來便利であると思ふのです。

○議長(吉田房次郎君)

只今砂田議員から修正動議が出ました、賛成者はお立ち下さいませんか——賛成者起立——さうしますと修正動議は成立致しました、何か御質問がございませうか。

○白井忠三君 此の御趣旨は至極結構だと思ふのですが一寸お尋ねしたいのです、行政委員会提案の原案は第三條に於て居りまして、修正案は第四條を含めたのでありますが、此の四條に利率を一定しないで置くといふことは、今も砂田議員の御説明のやうに相當の理由があると思ひます併し第三條の即ち金融組合に入る者の爲の資金の分けを決定した時に監督官の認可を得るといふ條件のない資金でありますから、只貸付委員会及行政委員会のみで利率を何うでも動かして得るといふこととして置くことは事實上には同より甚だしい不都合が起らうと思ひませんか。

興業資金貸付といふことには非常に難しい厳重な意味を含んで居る全体の法文の精神から申しますと、特別貸付金といふ第四條の分は決定の際監督官の御認可がなければ貸せないので、假りに非常に安い利息を極めても監督官がいかにと仰れば修正されますが第三條の貸付金の方は監督官の御認可なしに貸せる分でありまして無条件といふことは有り得ないのですけれども法規の上から見ると五分にして六分にしても貸付委員、行政委員会できめて、之に對して監督官に御監督して頂く機会がない、貸付金のこととありますから精神は結構ですが、矢張り修正案として別々にして置かないと貸付條例の精神から云つても少し變でないかと思ふのであります御提案者の砂田君の御意見を伺ひ度いと思ひます。

○砂田 實君 さうすると何ういふやうな文句にしますか、趣意は宜しいのですか。

○白井忠三君 文句を何とか變へなければならぬと思ふのです。

○議長(吉田房次郎君)

第三條とつて置かうといふのです。

○白井忠三君 第三條に對しては御提案通り七分五厘と極めて置く、特別貸付の方だけは利率を興業資金貸付委員の査定を経て行政委員会に於て決定することを得、といふことになすつたら何うかと思ひます。

○砂田 實君 私としては結構だと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

其處の所を何ういふ風に直すかおきめ下さいませ。

○砂田 實君 さうすると、第七條に「本條例第三條ニ依ル貸付利率ハ年七分五厘トシ第四條第二

(260)

(259)

項ニ依ル貸付利率ハ興業資金貸付委員ノ査定ヲ經テ行政委員会ニ於テ決定スルコトヲ得」といふことにしたら何うでせう。

○白井忠三君 行政委員会の提案が但書でつくつてやうになりますから、行政委員会の提案通り但書をして、第二項に修正動議として出ました修正案の「第二條及」の四字を除いて第四條第二項ニ依ル貸付利率ハ興業資金貸付委員ノ査定ヲ經テ行政委員会ニ於テ決定スルコトヲ得、と第二項をつけるといふ修正案にしたら何うかと思ひます。

○行政委員長(田村俊次君)

同じ意味であります、「年七分五厘トシ」續けて、「第四條第二項ニ依ル……ヲ決定スルコトヲ得」としたらどうでせう。

○砂田 實君 別になすつたらよくありません。

○行政委員長(田村俊次君)

恰好は悪くないでせうか。

○砂田 實君 白井氏の御提案が結構と思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

御異議なければ讀會省略可決確定として宜しうございませうか。(異議なし)

○行政委員長(田村俊次君)

今あいて居る時間に一寸お断りしたいのですが、私は此の前の議案を行政委員会の案と申しましたが、吏員が仕事を上上の希望を述べて、其の希望が動機となつた案であります、行政委員会の方で研究をして出したのです、吏員案を行政委員会が機のみにして出したといふ風に取られて

居りますが、さういふ意味でないのです、一寸お断りして置きます。

○議長(吉田房次郎君)

十分間休憩致します。

午後十一時五十分再開

○議長(吉田房次郎君)

只今の議案第八を修正致します。

○牧 尚一君 登壇 只今の興業資金貸付條例をもう一つ修正致し度いと思ひます。

但第三條貸付利率ハ年七分五厘トシ第四條第二項貸付利率ハ興業資金貸付委員ノ決議ヲ經テ行政委員会ニ於テ決定スルコトヲ得斯ういふやうに修正したものが宜いやうに考へます。(異議なし)

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは讀會省略可決確定と致します。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは議案第四花旗銀行の件の秘密會を開きます。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは讀會省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは讀會省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは讀會省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは讀會省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは讀會省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは讀會省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは讀會省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは讀會省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは讀會省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは讀會省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは讀會省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君)

午後十一時四十分休憩

午後十一時五十分再開

午後十一時四十分休憩

午後十一時五十分再開

午後十一時四十分休憩

午後十一時五十分再開

午後十一時四十分休憩

午後十一時五十分再開

午後十一時四十分休憩

午後十一時五十分再開

午後十一時四十分休憩

午後十一時五十分再開

午後十一時四十分休憩

午後十一時五十分再開

午後十一時四十分休憩

午後十一時五十分再開

午後十一時四十分休憩

午後十一時五十分再開

午後十一時四十分休憩

午後十一時五十分再開

午後十一時四十分休憩

昭和五年度第二十三次居留民會通常會議事速記録

第四日

昭和五年三月二十四日於公會堂

議事日程

- 第一、諸車鑑札料條例中改正ノ件
- 第二、療病院藥價其他諸料金條例案
- 第三、天津高等女學校新築ノ件
- 第四、天津實業專修學校補助金ノ件
- 第五、天津日本人商業會議所補助金ノ件
- 第六、天津體育會へ休育獎勵費補助金ノ件
- 第七、天津日本少年團ニ補助金交付ニ關スル建議案
- 第八、昭和五年度居留民團歳入出總豫算案
- 第九、昭和五年度特別會計電氣歳入出豫算案
- 第十、昭和五年度特別會計減債基金歳入出豫算案
- 第十一、昭和五年度特別會計實業復興資金豫算案
- 第十二、減債基金特別會計條例案(第一讀會ノマ)

(262)

(261)

第十三、財務調査委員會組織ニ關スル建議案
 第十四、民團員規程中條項追加並ニ改正ニ關スル建議案
 第十五、民會々議規則改正建議案
 第十六、居留民團法施行細則改正ニ關スル建議案
 第十七、冷蔵用水塊配給暫行規程廢止ノ件

出席議員 五十一名

議長 吉田房次郎

川島 範 夏	古田 治 四郎	五十嵐 重吉	足立 傳 一郎
勝田 重直	眞藤 葉生	牧 尚 一	小倉 知 正
清水 幸三郎	太田 岩 吉	植 前 香	田中 鑄 太郎
武田 守信	鷺田 小 平治	宮武 徳次郎	石 川 通
鍛冶 靜一郎	金山 喜八郎	松 尾 豊 實	吉 田 久
小谷 萬治郎	赤山 今朝治	高橋 英之助	佐々木 敏 丸
森 郁 太郎	千葉 初 藏	手島 喜兵衛	白 井 忠 三
植川 照 太	鹿田 多三郎	岡 本 久 雄	砂 田 實
植松 眞 經	藤 平 正 男	藤 田 語 郎	中 村 鐵 一
長谷川 義三郎	田村 俊 次	松 田 開 一	高 潮 大 之 助
野崎 誠 近	郡 茂 行	大 田 萬 吉	大 澤 大 之 助
清水 一 太郎	金 井 三 三	山 田 榮 治	潮 底 正 敏

(264)

(263)

鹽谷 信 治 永安平吉 十 名

出席行政委員

○會長 田村 俊 次
 石川 通 勝田 重直 大澤大之助 田中鑄太郎
 永安平吉 古田治四郎 武田守信 川島範夏
 眞藤葉生

午後六時開會

○議長(吉田房次郎君)
 只今から開會致します。(拍手)只今迄の出席人員四十六名でございます。今日の議事日程はお手許に配つてあります。

第一、諸車鑑札料條例中改正ノ件
 之を議題に致します。

○行政委員副會長(石川 通君)答覆
 私から此の案に就きまして御説明申し上げます。之は本年一月に天津公共客運汽車公司といふ自動車公司から民團に福島街と松島街をバスを通さして呉れたいと願出がございました。當時民會を之で開くといふやうなことも面倒でございますから色々電車會社のこと等も考へて、行政委員會では宜からうといふことにしまして、此處に掲げてありますやうに、一台十五弗で十台動いて居るのであります。但し現在松島街の方は學校の關係がありますので、動いて居りません。皆さん御承知でありませうが、福島街から海光寺の向ふ側の方に行く線でありませう、之は單に自動車公司許りでなく他の所からも出て来るだらうと思ひます。夫れで今度斯ういふ條例を行政委員會で設けた次第であります。御存知の通りに自動車は一ヶ年銀八十弗、一期が銀二十一弗、天津各租界共通、といふ此の規程の後に乗合自動車一項を設けた譯であります。若し御質問がございましたらお答へ致します。

○佐々木敏丸君 只今石川委員のお話では民會にかけんならんであつたが、問題が小さいから行政委員會で勝手にきめたといふお話でございますが、問題が小さければ法規も要らねば民會も要らん、行政委員會で勝手にやると仰ることは甚だ不適當だらうと思ひます。例へば泥棒でも大きい泥棒は警察に引張るが、小さいものは引張らずに内々で済ますことになりはしませんか、私は民團には法律があつて民會の協賛を経なければならぬといふことであるに拘らず行政委員會で勝手になさることは違法であらうと思ひます。之は民會に對する一つの侮辱だらうと思ひます。松本理事は既に寄附の形で徴収して居るといふお話です。若し夫れを徴収して居られるのであつたらば夫れも私は間違だらうと思ひます。さういふ風に行政委員會で勝手になさるといふことは一寸違つて居るかも知れませんが、丁度親の許しも得ず仲人もなく結婚の手續もせず馴合つて居るやうな形になりはしませんか、私はさう思ひます。夫れからもう一つお尋ねしたいことは從來は人力車、自動車、自動車は各租界共通した鑑札があると私は思ふのであります。今度乗合自動車各租界とは申しませんが、英佛租界を通じて居るバスなのであります。夫れで行政委員會に於かれましたは英佛租界と何らか御交渉がありましたか、夫れから料金は寄附の形で取つてお出でになりますか何からお割出しになつたか一寸お伺ひ致します。

○行政委員副會長(石川 通君)

(265)

(266)

只今私が説明の中に當り前の料金として取り出す時は民會にかけなければなりませんから今度民會にかけたといふ譯で、此の乗合自動車といふものは御存知の通り段々時代が進んで来れば獨り手に會社も出来るだらうし、さういふものを利用するものもあるのですから、一時民會で待つ積りでありますが、公益の交通の關係もありませんので、料金を取らずに行かう、夫れで許してやつたら何うか、と警察の方とも交渉しまして、吾々が許したのであります、其の間向ふでは只では具合が悪い、と云つて寄附の形で持つて来るのですから民團が寄附を受ける譯がないといふことはないのでありますから、今迄のことは何でもないと思ふのであります、茲に初めて鑑札料條例といふものの中に之を加へたのであります、夫れから今迄にさういふ例はございません、例へば此の次にあります療病院の自動車の如きも料金を取つて居りました、之も條例に依つて取らなければならぬのに二三年前に出来た當時に取つて居ります、併し之も矢張り條例で取らなければならぬのだといふので今度民會にかけたのでございます、夫れから寄附くいら取つたかといふお話ですが、此處に書いてある通り寄附を受けるならば一十五円であり、夫れから此の自動車はちやんと各租界共通した鑑札を受けて居ります、夫れを日本租界を通すのであります、夫れでありますから英租界、佛租界に交渉しないでも、向ふの方ではちやんと解つて居ります、

○佐々木敏丸君 只今石川さんのお話で小さいことであるから民會にかけることでもなし、法規に従はないでも宜し、といふことがありますが、夫れで宜しうございませうか。

○行政委員副會長(石川 通君) さうではないのです、夫れですから條例として出したので、條例を出す迄は特に交通のことではございませんし衆人の便益になるから警察とも話をして行政委員會で通行するだけ許したのであります

ます、金を取ることは條例で定めなければいけません、其の條例を民會にお諮りして居るのであります

○佐々木敏丸君 所が私が考へまするのに詰り一時の事なら寄附といふものを取らないで置きにやつて宜いと思ひます、寄附といふ名義は非常に宜しいが一種の税金と同じだらうと思ひます

○行政委員副會長(石川 通君) 寄附行為と全然同じであります。

○佐々木敏丸君 私は税金と同じだと解釋します。

○藤田語郎君 又は佐々木議員に御参考の爲に申し上げます、丁度先年日本租界で自轉車の税金を取る時に各國共通でやらなければならぬ、各國の鑑札は一月から發行することになつて居りますので、日本租界も夫れに準じてやることにしたのであります、當座は行政委員會が適宜にやつてさうして四月の民會にかけて自轉車に一律の税金を取ることにしたのであります、さういふ前例がありますし此の問題は餘り大きな問題ではありませんから異論なしにおやりになつて何うです。

○佐々木敏丸君 藤田君にお尋ね致しますが、前の行政委員が間違つてやつて居たことを現行政委員が見習はなければならぬといふ必要はないと思ひます、間違つて居ることは現行政委員が間違はないやうにして行かなければならぬと思ひます。

○藤田語郎君 之は先例もあることですからさう詰ましく言ふ問題ではありません、民會の多數がお認めになつたらさういふ決議をなすつて宜しうございませうが、當時随分議論された問題でありましたけれども行政委員會が日常の事務を扱ふ上に民會の協賛を経なければならぬと思ひます、困る點があるので一時便宜の方法を取つたことと思ひますから。

○行政委員副會長(石川 通君)

(267)

(268)

私お答致しますが、先程から申上げて居るやうに料金を取るから條例を設けるのであります、自動車を通すか通さないかといふことは別に民會にかけなくても宜いと思ふのであります。

○砂田 實君 私は石川さんの御説明を聴いて居らなかつたのですが、前號の自動車とありますのは。

○行政委員副會長(石川 通君) 前號と申しますのは、七十九頁の第三條にございませうが、前號といふのは普通の自動車でありまして、「天津各租界共通」天れから「一輛ニ付」といふのが同じになつて居ります、之を前號と致します。

○砂田 實君 乗合自動車は各租界共通ではありませんね、佛租界に行つて居りますが料金の比較はどうでありますか。

○行政委員副會長(石川 通君) 同じであります。

○牧 尙一君 今石川さんの仰つたのは福島街だけ通したのですか。

○行政委員副會長(石川 通君) 福島街と松島街を通したのであります、向ふの方では松島街と福島街だけではお客さんを餘計乗せる譯に行かないので小學校の前を通して呉れといふ話もありましたのです、所が夫れは一寸困るのです、さういふやうな事情から今は福島街だけ通つて居ります。

○牧 尙一君 佛蘭西租界に行くのと違ふのですか。

○行政委員副會長(石川 通君) 別でございませう。

○牧 尙一君 山口街から私の方の前に出で眞直西に向つて行くのは何處から何處へ行くのか解りませんが、佛租界と日租界と支那租界を聯繫するものでありませんか。

○行政委員副會長(石川 通君) 彼處で止つて三井の所邊り進行して居るのであります。

○牧 尙一君 何處の道でも行けるのですか。

○行政委員副會長(石川 通君) 何處と云つて勝手に行く譯にはありません。

○牧 尙一君 去年から勝手にやつて居るのであります。

○行政委員副會長(石川 通君) 行政委員副會長(石川 通君) 民會で此條例がパスすればどん／＼料金を取ります、何か特別にやつて居るのでないのですか。

○牧 尙一君 要するに民團の許可は福島街と松島街だけですね。

○行政委員副會長(石川 通君) 今お話しした福島街だけで、後は中止して居ります。

○牧 尙一君 要するに誰がやつても取る譯ですね、一定の道路を通るものだけ徴収するのでなくして宮島街に行き度いといふ願出があれば夫れも取るのですか。

○行政委員副會長(石川 通君) さうでございませう。

○五十嵐重吉君 佐々木君が今自動車の問題に付て色々議論されましたが、此の問題に差程迄にお

別でございませう。

○牧 尙一君 山口街から私の方の前に出で眞直西に向つて行くのは何處から何處へ行くのか解りませんが、佛租界と日租界と支那租界を聯繫するものでありませんか。

○行政委員副會長(石川 通君) 彼處で止つて三井の所邊り進行して居るのであります。

○牧 尙一君 何處の道でも行けるのですか。

○行政委員副會長(石川 通君) 何處と云つて勝手に行く譯にはありません。

○牧 尙一君 去年から勝手にやつて居るのであります。

○行政委員副會長(石川 通君) 行政委員副會長(石川 通君) 民會で此條例がパスすればどん／＼料金を取ります、何か特別にやつて居るのでないのですか。

○牧 尙一君 要するに民團の許可は福島街と松島街だけですね。

○行政委員副會長(石川 通君) 今お話しした福島街だけで、後は中止して居ります。

○牧 尙一君 要するに誰がやつても取る譯ですね、一定の道路を通るものだけ徴収するのでなくして宮島街に行き度いといふ願出があれば夫れも取るのですか。

○行政委員副會長(石川 通君) さうでございませう。

○五十嵐重吉君 佐々木君が今自動車の問題に付て色々議論されましたが、此の問題に差程迄にお

氣をつけて居られるのであつたら此の席上に於て述べられなくても事前に此の事を當局者に當

つて説明もされ或は意見も聞かれて、さうして導かれたら斯くの如き小さい問題を夫れ迄に論議されなくても宜からうと思ふのであります、尙夫れに引比べまして、佐々木議員に一言御注意して置き度いのは、今日の日程にも載つて居ります女學校の新築に付て先立つて一言述べ置きますが、昨日佐々木君は女學校の生徒の修學旅行に付て色々論議されましたが、其の中に風儀上の問題があつて、其の時早速發言を求めまして一言御注意申す事でございまして、立廻れました爲今日に至つた次第でございます、斯かる問題を論ぜられたことに付て父兄等は是れに驚き左様なことは勿論ありません、あると見られることがあれば大に考へなければならず、といふやうな言を申されて居るのであります、父兄等の心中に斯くの如き疑念を抱かせることは甚だ以て面白からんことと思ひます、尙此の民會の席上に於て左様なことを申されるは我が民會の權威を害するものであります、此の件に付て昨日傍聴席に居られました上田雅郎君、小宮山氏等は非常に憤慨して居られたのであります、どうか速やかに撤回されんことを希望するのであります。

(270)

(269)

○宮武徳次郎君 此の改正の件に付ては何等異議はありませんが、之に最も重大な關係のある「對天津電車電燈公司電車運轉ニ關スル報償契約」の第四項に「本契約繼續期間中租界局ハ會社ノ承諾ヲ得ル事ナク租界ノ各道路トニ貨物若クハ乗客ヲ禁禁的ニ運搬スルノ目的ニテ街道若クハ自動車ヲ運轉スルノ權利ヲ個人若クハ團體ニ附與スル事能ハス但シ布設サルヘキ如上ノ線路ニシテ會社既設置運轉中ノ線路ト競争ヲナサルモノニシテ運轉セラルルニ於テ」

テハ會社ノ承諾ヲ經ルノ要ナキモノトス」といふ除外例はありますが、此の契約を締結したのは明治四十年でありまして、本年から約定しますと二十四年前の契約であります、餘りに此の契約は吾が民團の權利を束縛し過ぎて居るやうな感じがあるので、行政委員各位に於かれては此の契約を更改する必要があるやうに思はれるのですが、さういふ御希望がありますか、ありませんか、お尋ね致します。

○行政委員副會長(石川 通君) 御尤もな御質問でございます、バスの問題等も段々時代の要求に應じて、どうしても出て来るだらうといふことから許した譯でありまして、其の當時電車會社の此の契約が引懸りになるので、電車會社と交渉致しました、夫れで漸く今の點だけを臨時に許した譯でございますが、民團と致しましては只今お話のやうに随分古い契約であります、電車許りが交通の機關でない、バスが段々盛になる傾向を持つて居りますので、民團としましては何とか交渉してさういふ風な道に應ずるやうに致し度い希望を持つて居ります。

○宮武徳次郎君 夫れなら宜しうございませう、希望がないなら合せて契約更改の案を出さうと思つたのです、御希望があれば宜しうございませう。

○佐々木敏丸君 昨年電燈料の値下げをする時に臨時民會が開かれました、其の次に製氷會社の株の件で臨時民會が開かれました、あれは大きい問題は小さいから開かないだ、と仰有るのは見解の違ひでありますから何とも申しません、夫れは宜いとして、今度の料金を付ても若し民會を開きなつたら、寄附としてなく料金としてお取りになることが出来たらうと思ひます、其の次に一つお尋ねしたいことは、英佛兩租界は普通鑑札料以外に取つて居りませ

んか、お答へ願ひ度い、も一つ、只今五十嵐君から非常にお叱りがありました私が昨日申しましたことは速記にも載つて居る通り私も無いと信じて居ります、併しさういふ噂がありますから監督者に十分御注意願ひ度いと言ふだけで何も取消す必要はないと存じます。

○五十嵐重吉君 只今佐々木さんが中々うまいことを申されましたが、私は決して佐々木さんを飽迄束縛したいといふ頭はないのであります、併し昨日以來聞きます所に依りますと、此の問題は私一個の考へでなく保護者と致しまして色々頭をかしげて居ると思ひます、先程申しました通りさういふ問題は無いだらうと思ひますけれども、若しあつた節にはさういふ疑念を抱かせるやうなことは事實あるのであります、私はさういふ疑念を抱かせるやうなことがあつてはさういふ所から速やかに此の言を取消し願ひ度いのであります。

(272)

(271)

○行政委員副會長(石川 通君) 佐々木さんにお答へします、此の乗合自動車の問題は臨時民會の後でございます、又一つの問題の爲に臨時民會を開いて皆さんにお寄り願ひ度いのは非常に厄介でありますから料金さへ取らねば民會を開く必要がないのでありますからやつた譯であります、夫れから英佛租界云々と仰有りますが、英佛租界は同じ料金であるといふことを先程牧さんにお答へして置いたのであります。

○佐々木敏丸君 普通鑑札料以外に取るのですか。
行政委員副會長(石川 通君) さうです。(進行)
○議長(吉田房次郎君) 讀會省略可決確定と致します。(拍手)(異議なし)
議長(吉田房次郎君) 第二、療病院藥價其他諸料金條例案を附議致します。
○瀨底正敏君 療病院規則の第三條に日本租界外銀五弗、同内銀三弗といふのですが、此の自動車を附議致しますか。
行政委員副會長(石川 通君) 如何に位乗れるのですか。
行政委員副會長(石川 通君) 先に説明させて頂いてそれから御質問願ひ度いと思ひます。

○行政委員副會長(石川 通君) 登壇
私から説明申し上げます、御存知の通りに昨年の一月一日から天津療病院は傳染病以外に一般の疾病の診察をやつて居りますのでございます、所で藥價をきめなければいけない、其他今御質問になりましたやうに自動車をばつ場合とか、いふやうなことで此の規程を設けました、さうして藥價や其他の料金を此の規程に依つて頂く、殆ど實費に近いやうな料金であります、ですから高價とか賤代は預かなければ困るので夫れも此の中に規程してあります、只今患者の運搬自動車はどの位のものかといふお尋ねがございましたが、患者一人がゆつくり中に運ばれる程度のものでございます、さうして附添ひがどうしても必要でありますから少し窮屈にすれば四人位乗れます、藥にすれば二人とか三人位になりませうと思ひますが、其の位の程度のものでございます、さういふ次第でよくお讀み下されば大体のこととお解りのことと思ひますから、何卒滿場一致を以

(274)

(273)

て御協賛願ひ度いと思ひます、尙御質問がありますれば夫れに依つてお答へ致します。
○高橋英之助君 會長にお伺ひ致します、診察は日支入誰でも宜しうございませうか、一般に開業して居られる方に餘り大して迷惑はございませうか、もう一つお伺ひ致しますのは第五條に「行政委員會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ」となつて居ります、之は行政委員會ではありませうか「長が入つて居りますか、入つて居りませうか。」

○行政委員會長(田村俊次君)

今の診察は無論日支人も含んで居ります、事實支那人は多々居りますが、療病院の性質上日本人許りに今の所では限つて居らないのであります、對外的關係から矢張り彼處には支那人の傳染病患者も收容することになつて居ります、醫師會の方とも協議しましたが、別段外來の診療に對して天津の開業醫に苦情はない、夫れから行政委員會が定める原案になつて居ります、「長」は矢張りあるのです。

○瀨底正敏君

景前一寸御質問しました患者運搬車でございませうが、日本租界内が三弗、租界外五弗といふのは餘り高いではありませんか、此處から南碼頭に行くのに普通の自動車は一弗で行きます大連碼頭迄は二弗です、夫れに比べると三倍以上或は二倍以上になつて居ります貸すのが目的ですか、貸さないのが目的ですか。

○行政委員副會長(石川 通君)

規程をよくお讀み下さるとお厚りになるのですが、彼處へ入院され又退院される方は要らないのです、他處から自動車を持って来たと云つて来た時に取るのです、さういふ事情でございませう。

○瀨底正敏君 成るべく貸さない方針ですね。

○行政委員副會長(石川 通君) さういふ譯でもないでせう。

○行政委員會長(田村俊次君)

實際一寸聞くと五弗と三弗は他の貸自動車に比して高いやうですけれども佛租界の工部局で使つて居る患者運搬車は一回遠近を問はず八弗です、自動車の構造が大分違ふのと、患者一人が擔架に寝て入つて、前の方に六人位掛られるやうに丁度乗合自動車位の大きさになつて居ります、随分贅澤な自動車です、だから若し民會の方でも少しは高くないといふ譯で五弗と三弗に極めたのです、だから若し民會の方でもつと安くせよといふならば少しも固執しない。

○瀨底正敏君

序でもう一つお伺ひ致しますが、薬價が市中から比べると非常に安いのであります、餘り安いといふことは一般市民の虚榮といふ譯でもありませんが、療病院に治療して貰ひに行くのだといふ感じと、もう一つは傳染病が發した時分に外來患者が来て放つて置くやうなことはないのですか。

○行政委員會長(田村俊次君)

薬價に就ても吾々同僚の中にも意見がありまして、安過ぎるといふお話がありました、早く言ふと實費診療といふ式で、普通の藥は實費にして、十仙位にして置かうといふ見當であつたのです、此の料金は別段行政委員會としては多數の御意見なら固執致しません。

○足立傳一郎君(登壇)

私は療病院のことに関しまして一つの希望條件を述べたいと思ひます、夫れは現今の天津の不景氣は餘りに深刻でありまして居留民の中にも生計に脅やかされるものが多い今日であります、夫れで一番困りますのは、病氣に罹つた時であります、天津の醫師會も規

(276)

(275)

則を改正されては藥費診療料等を減額されることになりました、何事も先立つものは金でございまして、貧乏人はうっかり病氣に罹ることも出来ないやうな有様であります、其の時に於て民團が、療病院といふものを開きまして、傳染病以外の普通の患者に極めて安い藥費を以て療治して下さる制度を定められたといふことは誠に社會の施設として吾々、居留民は等しく感謝し讃歌する所でありませう、併し乍ら療病院の設備が、完全でございませう、居留民の多くの人が折角開かれた療病院を利用することが出来ませう、門前の借家に入るやうな有様であつたらば、折角開かれた社會的施設も一つの虚飾に過ぎないだらうと思ひます、夫れ故に行く／＼に設備を、と／＼のへ理想的な療病院にしたい、といふのが吾々の望でありますけれども、斯ういふことはさう急ぐべきものではありません、一歩々々より進んで行かなければならぬのであります、先づ差當り醫者の手も殖やさなければならぬことになりませう、療病院には技師も居られます、併し乍ら色々此の技師は療病院の事ばかりでなく租界に於ける衛生事務にも携つて居られて中々お忙がしいのでございませう、夫れであるから自然片手間に療病院の普通の患者を診察治療するやうなことになるでございませう、さうすれば誰へでも手の届かないのは當然のことでありませう、又一つには之が藥代も極めて安うございませうから何か治療を受けるやうな氣持が致しまして、天津は狭い所でございますから面子といふことを憚かつて行かない人もあるだらうと思ひます、要するに療病院の設備が足らず醫者の手も足りないといふのであります、其處で醫者の手を殖やすことになりませう、成るべくは立派な好いお醫者さんを更に此の上殖やさなければならぬのでございませう、民團の財政は未だ日本から大家を迎へるだけの餘力がございませう、其處で私が希望として述べますのは駐屯軍に屬して居られる軍醫の方に御出張を願ひまして、普通の患者の診察

治療を御加勢下さることが若し出来たら非常に有難いこと、自分は考へませう、(ヒヤ／＼)併し乍ら之はお願ひするのでありますから無論お聴入れがなければ、只希望に止めるだけのことでございます、駐屯軍々醫には申す迄もなく勤務時間に勤務時間外とありますが、勤務時間を割いて療病院に御加勢願へることになりますと公のことになりますし、又夫れは甚だ願ひ難い、むづかしいことと思ひますけれども、三十年來の天津に於ける歴史から見ましても、駐屯軍は居留民とは恰も親子のやうな關係を保ちまして、軍隊あつて居留民、居留民あつて軍隊、といふやうな關係であります、歴代の司令官に於きましても随分天津居留民一般の爲といふことならば特別の御便宜を與へて下さつたことが今迄に屢々あります、其の例は澤山あります、又居留民も軍隊のことだと申しますと殆ど熱狂的にお手傳ひし、盡します、夫等の色々な關係もございませう、こととから、公にお願ひをして勤務時間を割いてでも願はれるやうなことに何とか特別の御診察がないとも限らないと思ひます、夫れから勤務時間外に於きましても軍醫は個人の自由になつて居ります、之も勤務中のお疲れもあることでありませうから休養される時間を割いて療病院に御加勢願ふといふことは容易なことではない、難しいことかとも思ひますけれども、又居留民全般の爲であるならば一つ面倒を見てやらうといふ御、特にお方もあるかも知れませう、夫れ故に之は私の希望として、どうか公の方と此の二つの道を辿りまして、どうか軍醫の方の御加勢を仰ぎ得られるやうに願ひます、其の勞を取つて頂き度い、殊に田村會長は此の間に於ける連絡の十分にある方でございますから特に御盡力願ひ度いと思ひます、私は斯ういふ希望を持つて居ります。(拍手)

○高橋英之助君 只今お伺ひしましたことに付てもう一遍お伺ひ致します、電氣供給規程にも「行

政委員会に於て定む」としてあります、夫れから法規の千三十頁の第十一條に「本規程ニ關スル細則ハ行政委員會別ニ之ヲ定ム」としてあります、之も矢張り「行政委員會」と訂正して頂きたいと思ひますがどうせう、行政委員長としたのは直ぐに藥代をきめなければならぬことがあつて斯うされたか、別に特別な事情があつたのですか。

○行政委員長(石川 通君)

「行政委員會ニ於テ」として仰有いますけれども、所が藥にも色々ありまして、一遍にきめてしまへば好都合かも知れませんが、高價藥がたま／＼出て来て、行政委員が一々引張り出されるのは困るので、實は第二條の「藥價其ノ他料金ハ」といふので、場合に依りますれば、行政委員會を開いてきめることもあると思ひます、一々之れだけのことで行政委員會を開くやうなことを思ふのですが、夫れで會長といふことにした譯なものであります。

○白井忠三君 私は此の案を大體結構だと思ひますが、一二九頁の療病院規程の第二條の第七項に「通院患者の診療といふに對する藥價の改正規程を拜見致しましたが、其の事情を知つて居るものには、はつきり解りますが、今日の議案だけ見ると巡捕等も丸で通院するものから取るやうに誤解されはしませんでせうか、療病院規程に斯ういふものは無料であるといふことが書いてあれば宜かつたのですが、無料であるといふことを書いて置いた方が疑義を免れて宜くないかと思ひます、今高橋君から色々仰つたのですが、成程便宜の御慮置として會長に一任された方が宜いでありませうけれども今石川君は特別高價藥位に御解釋ですけれども、二條では料金全部を免除することも、減額することも出来る規程でありますから規程にきめた料金を全部免除することを會長

(278)

(277)

一人に委すといふことは法の精神から少し穩當を缺きはしないか、矢張り行政委員會として置いて行政委員會の内規で會長に委すこともあるのでありますから、其の方が穩當でないかと思ひます、之は私の意見ですから、御意見に依つて適當に。

○行政委員長(田村俊次君)

白井君の云はれる第二條の通院患者の診療ですが、矢張り料金を取る者もあり、取らないものもある、夫れを斷はる爲に、今出して居る案の第四條に「天津療病院規程第二條第三號乃至第五號ノ事項ハ無料ニテ之ヲ行フ」と制限して居る、だから差支ないでせう。

○行政委員長(石川 通君)

一寸白井さんにお答致しますが、會長でなくちやならんと言つて居るのでなくして、行政委員會としても差支ないのです、若し多數の御希望があれば行政委員會に於て何とか簡便な取計ひをするやうなことにしても宜しうございませう。

○理事(松本文三郎君)

一寸白井さんに申し上げますが、今石川さんの御説明もあつたのですが、實際の取扱ひとしましては行政委員長がやることに致し度いと思ひます、夫れは事務上の都合であります、第一に御覽の通り藥代なんかは極く零碎な五仙、十仙といふやうな金であります、尤も夫れが一月になりますれば相當の金額に達しますが、先づ大體の金額は極く零碎であるといふこと、従來電燈電話等の料金の減額等は行政委員會に一遍かけましてやるのが、事務上の習慣になつて居ります、若し行政委員會としますと矢張り會議の議案としてやらなければならぬことになりまので、御話通り、夫れでは内規で委任して置いたら宜いではないか、包括的に委任して置いたら宜い

でないかとお考になるならば、原案通り行政委員長に於て必要と認めた場合にやれることにし、置いたらどうかと思ひます、尚又行政委員長が獨斷でやります金額は一千弗迄となつて居りますので、多少幾子は違ひますが僅かな金額でないかと思ひます、どうか其の意味で原案を御承認願ひ度い。

○白井忠三君 私はもう一遍申上げたいが、免除するとか、減額するには色々事情があるからと想像されます、病人の性質、病氣の種類、又病人の財政状態色々な關係から免除とか減額が起るのでせうが、其の中にも病氣の種類に依つて病院の方で研究材料になるやうな時、免除する場合もあり得ること、現在田村會長の場合に於て會長一任は非常に適當ですが、併し田村君のやうな専門家でない人が會長の場合に於て會長一任して置くのはどうも法の精神から言ふと少し無理でないかと思ふのです、金額は五仙、十仙、五十仙と極めて少いものでせうけれども、料金を取るといふことを極めて置いて、夫れを免除してやる權限を會長に一任にすることは他の方に比べて何だか面白くない感じが起りはしないですか。

○五十嵐重吉君 先程足立さんから療病院の件に付て色々述べられました、私もあの意見に賛成の一人であります、出来得ることでありましたら民會の決議を以てさういふ風標導かれんことを希望致し度いと思ひます、議長に一言申して置きます。

(279)

○議長(吉田房次郎君)

決議と仰有りましたが、緊急勸諭をお出しにならないと決議になりません。

○牧 尙一君 一寸お伺ひ致しますが、第三條の運搬自動車は一日五弗ですか、一回五弗ですか。

○行政委員長(田村俊次君)

(280)

一回五弗です。

○牧 尙一君 私も潮底議員の意見に賛成なものであります、日本租界外五弗と致しますと、例へば日本租界の中心から佛租界の東亞病院迄行つて行く時、僅か日本租界から四五町離れて居るだけで五弗拂ふのは可成り高いものではないかと思ひます、第二讀會で申せば宜いのであります、行政委員會の方で、餘り儲けるのでなくしてガソリン代だけあれば宜いのでありますからお下げになるやうにして頂き度い、もう一つお伺ひ致します、第四條第二項に「天津療病院規程第二條第三號乃至第五號ノ事項ハ無料ニテ之ヲ行フ」とあります、第二條第三號に「各種病原體檢案及一般病理試驗となつて居りますが、入院患者の方でなくして通院患者の方であります。

○行政委員長(田村俊次君)

通院患者の方であります、醫者から送つて行つて頼むのもあります。

○牧 尙一君 一般と書いてありますから傳染病以外のものゝ意味でせうね。

○行政委員長(田村俊次君) さうです。

○牧 尙一君 さうすると方々の個人開業醫から檢査物、試験物が行つたならば可成りの數があると思ひます、夫れが出来ますか。

○行政委員長(田村俊次君) 今の所では澤山出来ません。

○牧 尙一君 夫れで豫算の方で按手を入れやうといふのですか。

○行政委員長(田村俊次君) さうではありません、豫算の所でお話致しますが、他の目的です。

○牧 尙一君 私の心理するのは、方々のお醫者さん若しくは個人から病理の試験を待つて行つたら夫れをしてやらなければならぬ、と困りはしないかと思ひます。

○行政委員長(田村俊次君) 來ません大丈夫です。

○牧 尙一君 來なければ宜いのですが、そんな懸念がりましたものですから。

○行政委員長(田村俊次君) 只第二條に斯ういふ仕事をするのでといふことを書いたのですから色々難しいことはありますが事實側からこんなことを預まれることは決してない。

○牧 尙一君 只今の所では備へてないから恐らく行くまいと思ひますけれども、先刻からお話のあるやうに、相當の器械を購入し、設備が出来れば開業も便利だから待つて行くであらう、其の時は規則を改正しなければ困ると思ひまして一寸お伺ひしたのです。

○宮武徳次郎君 第四條に「本院ニ收容スル患者ノ入院料、薬費、診察料及食料ハ民間之ヲ負擔ス」とありますが、傳染病患者に限るのでありますか、或は通院患者にして重病者であつて入院させた場合と兩様に解釋されますが、立案者の御説明を願ひます。

○行政委員長(田村俊次君) 無論傳染病患者に限るので、本院に收容する患者ですから、本院に收容する患者の限定があるのですから夫れだけは無論無料になつて居ります、だから詰り收容する患者といふのは傳染病患者だけです。

○宮武徳次郎君 さうすると實費診療といふ意味で非常に賛成して居るのでございますが、萬一入院しなければならぬやうな重症患者がございます場合は……。

○行政委員長(田村俊次君) 夫れは他の病院に行つて貰ふ、此處には收容しません。

○宮武徳次郎君 解りました、合せて申上げて置きますが、一般に餘り療病院といふものが知られて居らないやうに思ふのですが、(ヒヤ)名は變つて居るけれども療病院で傳染病だけではなにか知らんと、新聞には何時か出ましたけれども、何とか方法を以て周知されるやうに致し度いといふことを希望して置きます。

○行政委員長(田村俊次君) 承知致しました。

○鹽谷信治君 私も夫れをお尋ねしやうと思つて居たのですが、療病院の規程の所を見ますと第二條「本院ハ左ノ事務ヲ執ル」の第四に「民間公務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ノ診療」第五「巡捕ノ診療」第七「通院患者ノ診療」とあるのです、此の診療に就て例へば公務の爲に病氣にしても、巡捕の病氣にしても、通院患者の中に、今宮武君の云はれたやうに外來の者でも入院しなければならぬ場合が生じた時は第四、第五邊りの人は通院患者と同じやうに他の病院にやつてしまひなされるのですか。

○行政委員長(田村俊次君) さうです例へば巡捕が公務の爲に怪我をした、夫れを彼處に擔ぎ込んで居置をして他の病院にやるひまのない時に、無論さういふものは收容致しません、此處の趣意は即ち夫れなんです「民間公務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ」の第四條は場合に依れば入院させる精神で作つたものです、夫等の特

殊のものを除いたものが第七の通院患者といふ風に書き分けた源です。

○鹽谷信治君 さういふ風に分けましたと之では少し不十分でないかといふやうな氣がしますが、別段名に因はれる譯でありませぬけれども通院患者の中から入院しなければならぬ者が出來た時には前の人と同じやうなことになるか、此處の所をもう少しはつきりさせた方が宜いと思ひます。

○行政委員長(田村俊次君) 夫れとは少し違ふのですが、此の案に付ては御質問がなかつたのですが、序でに申上げて置きますが、字の通り解釋すると全く變です、併し通院患者として療病院に入院させる種類がきまつて居るので、民間と警察で極めてあるので、今日は公務病者入院させることが出來ますけれども一般の患者を入院させることが出來ないことになつて居ります詰り豫算を作るにも夫れを以て豫算の基準にして居りますから實際に於ては、一寸違はされる。

○鹽谷信治君 よく解りました。

○潮底正敏君 第二讀會に入つて居りますか。

○議長(吉田房次郎君) 未だ参りませんが、二讀會に入つて異議ありませんか。(異議なし)

○潮底正敏君 患者運搬車の料金が日本租界外三弗、日本租界内二弗に訂正したいと思ひます、民間の仕事でありますからさう儲からないでも宜いだらうと思ひます、又運搬車を借りる人はさう澤山ないだらうと思ひます。

○行政委員長(石川 通君) 外國租界等は先程田村さんが仰つたやうに八弗といふ非常に高いものを取つて居ります、日本租界は夫れでは高過ぎるだらうといふので五弗にしたので別に固執はしませんが假りに租界外の随分遠くの方から貸して呉れと言つて來れば夜でも行かなければなりません、朝早くたつて斷はる譯に行きませぬ、夫れに病氣に依つては消毒も必要でせうし、滅多にお使ひになるものでもなし、五弗位で宜いのですか。

○潮底正敏君 日本租界から停車場迄トラックをやつても一弗五十仙で行きますのですから餘り高いやうに思はれます、民間がさう高いものを、應々外國租界が斯うだから日本租界もさうしなければならぬといふ理由が薄弱のやうに思ひます、患者のあつた方は運搬車の外に色々雜費を使ふのでありますからさう高く取らないでも宜いかと思ひます。

○藤田謙郎君 私も潮底君の説に賛成でございます、租界外五弗ですと成程五弗だけなら宜いのですが、運轉手に多少酒錢をやらなければならぬとどうしても多くなりまして三弗位にして置いて置き度うございませぬ。

○高橋英之助君 餘り小さいことに拘泥するやうですが、先程の行政委員長の長を行政委員會の方で取つて差支なかつたならば修正致し度いと思ひます。

○藤田謙郎君 私は高橋君の修正説に反對でございます、實際問題として高橋君の理窟が本當かも知れませんが、實際の順序として矢張り會長にして置いた方が宜いであらうと思ひます、極く些細で急を要するものでありますから、其の時緊要行政委員會を開かなければならぬことになりまして大變不便でありますから會長に矢張り御一任なすつた方が宜いと思ひます。

○高橋英之助君 私は行政委員會にお委せして置きます、修正して差支ないものだらうやつて下

(282)

(281)

(284)

(283)

(285)

○潮底正敏君 もう一つ修正があります、第三條の「患者運搬自動車ヲ使用スル者ニ對シテハ一回毎ニ」と入れなければ何度使つても同じだと思はれてはいけませんから「一回毎ニ左ノ使用料ヲ徴收ス」と致し度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 只今潮底さんから料金の修正が出て居りますが、賛成者がございませうか、(賛成)夫れでは第三條「本院ニ收容スル患者ヲ除ク外本院ノ患者運搬自動車ヲ使用スル者ニ對シテハ一回ニ付左ノ料金を徴收ス、日本租界外銀三弗、租界内銀二弗」此の修正に御賛成がございましたらやうですから決を採りませう。(賛成)(異議なし)

○理事(松本文三郎君) 「一回ニ付」といふことでございませうが、從來の法規は此の場合に「左ノ使用料ヲ徴收ス、日本租界外銀三弗」となつて居ります。

○潮底正敏君 夫れでも宜しうございませう。

○議長(吉田房次郎君) 御賛成の方は起立なすつて下さい。(起立者多数) 多数でございませう、成立致しました、白井さんから出て居るのは決を採りませうか。

○白井忠三君 高橋君のを。

○高橋英之助君 僕は撤回致します。

○議長(吉田房次郎君) 茲に動議が出て居ります。

天津療病院駐屯軍衛戍病院附設醫ノ往診ヲ依頼スルノ件

理由 足立議員ノ説明ノ通り

提出者 足立 傳 一 郎

其の他賛成者が七名でございませう。

○行政委員副會長(石川 通君) 本案と直接關係がないのだから何方かにきめてしまつて後からやつて頂き度い。

○金井潤三君 第五條「行政委員會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ減額又ハ免除スルコトアルヘシ」と書いてありますが、「必要ト認ムルトキハ」は一寸誤解し易いやうに思ひます、必要と認むるときは全般に對して減額することも出来るし免除することも出来るやうな意味に取れますが、必要と認める者に對してやる積りですか。

○行政委員會長(田村俊次君) 今金井君の御質疑は「第二條ノ藥價其ノ他ノ料金ハ」といふのは自動車の方にも掛りはしないかといふ御懸念でせう。

○金井潤三君 「第二條ノ藥價其ノ他ノ」とありますから十仙を五仙とするとか勝手に行政委員會長が無くしたり或は減額したりして宜いやうに取れますが。

○行政委員會長(田村俊次君) さうです。

○金井潤三君 だから或特殊の人に對して減額したり或は無くしたりする意味だらうと思ひます、

(286)

「者ニ對シテハ」とか「患者」といふことに變へたらどうですか。

○行政委員會長(田村俊次君) どうもさういふことを考へても見たのですが、人間にしてしまひますと例へば今纏帯の材料の價が上つて居るからもつと高くしなければいけないといふ場合人間でないのです、夫れが困るので。

○金井潤三君 其の意味は料金はきめたけれども止めることも出来るし、上げることも出来るのですか。

○議長(吉田房次郎君) けれども高くすることは出来ない。

○金井潤三君 免除することも出来るといふのは無くすることも出来るのですか。

○行政委員會長(田村俊次君) 全然施料することも出来るのです。

○白井忠三君 夫れならさつきのがいよゝ問題です、人に對して減額免除するのは宜いですがけれども、何ヶ月間も施料するといふことが會長一人のお考で出来るならば自由過ぎはしませんか。

○行政委員副會長(石川 通君) 料金の方から云つたら「もの」と言はなければならぬのでありまして、實際は人を見まして何うも困つて居ると向ふが言つた場合に減額とか免除する必要を認められた時に免除するのだといふ意味なんでありませう、誰にでも或期間免除するといふ意味でありませう。

○白井忠三君 さうなりました。

○行政委員副會長(石川 通君) そんなことはありません。

○牧 尚一君 理事は緊急の事が多いから會長に委せて呉れといふ仰せがあつたのですが、緊急のことではないでせう、患者を與つて後から料金をきめても宜いし。

○行政委員會長(田村俊次君) 斯ういふ場合があるでせう、今通院患者が來ます、色々な處置が掛つて處置料が規程に依れば大分高くなる、所が實際夫れだけ拂へない、夫れを半分にしてやらうといふ時に療病院の技師では出来ない、夫れを形式ではあるけれども、斯ういふ場合だから何とか免除してやつて貰ひ度い、斯ういふ時に、ちや行政委員會を開いて夫れをきめやうといふ風に、形式に走るとさういふ不便が起りはしないかと思ひます。

○牧 尚一君 何方にしても同じやうなものでありますけれども、後から行政委員會できめてやつても差支ないやうに思ひますですが、大分さういふ希望が多いやうですから強いてとは申しませんが、お直しになつたがよくないかと思ひます。

○行政委員會長(田村俊次君) 無論規則通り馬鹿正直にやることもないでせうから場合に依れば……

○牧 尚一君 緊急といふことをさつき歸いたものですから——さういふ場合は餘り無い苦です。

○白井忠三君 金井さんの意見が非常に宜いと思ひます、「第二條ノ藥價其ノ他ノ料金ハ行政委員會長ニ於テ必要ト認ムルモノニ對シテハ」とすると特別の人に對して免除が出来るが、此のまゝ

(287)

○白井忠三君 さうなりました。

○行政委員副會長(石川 通君) そんなことはありません。

○牧 尚一君 理事は緊急の事が多いから會長に委せて呉れといふ仰せがあつたのですが、緊急のことではないでせう、患者を與つて後から料金をきめても宜いし。

○行政委員會長(田村俊次君) 斯ういふ場合があるでせう、今通院患者が來ます、色々な處置が掛つて處置料が規程に依れば大分高くなる、所が實際夫れだけ拂へない、夫れを半分にしてやらうといふ時に療病院の技師では出来ない、夫れを形式ではあるけれども、斯ういふ場合だから何とか免除してやつて貰ひ度い、斯ういふ時に、ちや行政委員會を開いて夫れをきめやうといふ風に、形式に走るとさういふ不便が起りはしないかと思ひます。

○牧 尚一君 何方にしても同じやうなものでありますけれども、後から行政委員會できめてやつても差支ないやうに思ひますですが、大分さういふ希望が多いやうですから強いてとは申しませんが、お直しになつたがよくないかと思ひます。

○行政委員會長(田村俊次君) 無論規則通り馬鹿正直にやることもないでせうから場合に依れば……

○牧 尚一君 緊急といふことをさつき歸いたものですから——さういふ場合は餘り無い苦です。

○白井忠三君 金井さんの意見が非常に宜いと思ひます、「第二條ノ藥價其ノ他ノ料金ハ行政委員會長ニ於テ必要ト認ムルモノニ對シテハ」とすると特別の人に對して免除が出来るが、此のまゝ

(288)

○白井忠三君 さうなりました。

○行政委員副會長(石川 通君) そんなことはありません。

○牧 尚一君 理事は緊急の事が多いから會長に委せて呉れといふ仰せがあつたのですが、緊急のことではないでせう、患者を與つて後から料金をきめても宜いし。

○行政委員會長(田村俊次君) 斯ういふ場合があるでせう、今通院患者が來ます、色々な處置が掛つて處置料が規程に依れば大分高くなる、所が實際夫れだけ拂へない、夫れを半分にしてやらうといふ時に療病院の技師では出来ない、夫れを形式ではあるけれども、斯ういふ場合だから何とか免除してやつて貰ひ度い、斯ういふ時に、ちや行政委員會を開いて夫れをきめやうといふ風に、形式に走るとさういふ不便が起りはしないかと思ひます。

○牧 尚一君 何方にしても同じやうなものでありますけれども、後から行政委員會できめてやつても差支ないやうに思ひますですが、大分さういふ希望が多いやうですから強いてとは申しませんが、お直しになつたがよくないかと思ひます。

○行政委員會長(田村俊次君) 無論規則通り馬鹿正直にやることもないでせうから場合に依れば……

○牧 尚一君 緊急といふことをさつき歸いたものですから——さういふ場合は餘り無い苦です。

○白井忠三君 金井さんの意見が非常に宜いと思ひます、「第二條ノ藥價其ノ他ノ料金ハ行政委員會長ニ於テ必要ト認ムルモノニ對シテハ」とすると特別の人に對して免除が出来るが、此のまゝ

では十仙のものを三仙にしても五仙にしても無くしても宜いといふ意味になるのですよ。

○行政委員副会長（石川 通君）

必要があれば夫れをするのです、例へば家が貧乏で。

○日井忠三君 貧乏といふ一人の患者に對してならば「必要ト認ムルモノニ對シテハ之ヲ減額又ハ免除スルコトヲ得」としなさいと此の文句の通りですと一般的に取れてしまふ。

○金井潤三君 減額といふことも免除といふこともあるから、免除と云へば或は特別の場合には除かれるといふことですから一定の期間免除するといふことになれば全然止めることになり、石川さんの仰有るのは少し意味がお解りにならないと思ひます、私の言ふのは場合に依れば二條の條項をなくすことも出来るやうに思ひます、其處をお考になつて下さい、「モノ」としてあれば特別の人に對しては、全然料金を取らないことになるのですから。（賛成）

○行政委員副会長（田村俊次君） 此方も賛成しませう（拍手）

○議長（吉田房次郎君） 第五條の行政委員副会長を行政委員と致します、夫れから「必要ト認ムルモノニ對シテハ」としては閉苦しいと思ひます、「者ニ對シ」としては「料金を」として又「必要ト認ムルモノニ對シテハ」としては閉苦しいと思ひます、「者ニ對シ」としたら。

○議長（吉田房次郎君） 夫れではさういふ風に修正可決と致します、只今建議案が出て居りますから一議におやりになつたら何うですか。

天津療病院駐屯軍衛戍病院附軍醫ノ往診ヲ依頼スルノ件
理由 足立議員説明ノ通り
此の動議に御賛成の方は起立願ひます。

○行政委員副会長（田村俊次君） 書き方が悪い、衛戍病院といふものはありません、私も此の事は考へて居ります、さうして應分に奔走しやうと思つて居ります、「駐屯軍所屬ノ醫官」といふ風に直さないといふ、いけないでせう、民會議員諸君の御意見は解つて居るから領事館の方の關係もあるから私がやりませう、餘り文を拵へてしまふと其の文に囚はれて交渉し難くなつて居るのでせう。

○議長（吉田房次郎君） 只今の緊急動議は希望であつた方が宜いといふことに提出者も諒解されて此の動議は撤回になりませう。

○足立傳一郎君 希望に止めるのですが、行政委員は希望に従つて御盡力下さるのですか。

○行政委員副会長（田村俊次君） 大丈夫です

○五十嵐重吉君 大丈夫ですか。

○行政委員副会長（田村俊次君） 大丈夫です。

○議長（吉田房次郎君） 休憩致します。

午後七時三十分休憩

午後八時四十分再開
○議長（吉田房次郎君） 夫れでは之から開會致します、（拍手）次は日程第三

天津高等女學校新築ノ件
○行政委員副会長（田村俊次君） 登壇
女學校新築移轉の問題は可成り重要な件であります、吾々行政委員は鄭重な上にも鄭重に審議を致し、研究も致したのであります、女學校の新築移轉といふ題目になりますと女學校のみのことに聞えますが、小學校の教室の不足を何とかして此の整理をしなければならぬ、といふ問題が起つて参りまして、小學校の教室の整理と共にどうして女學校を何處かへ移すとか或は新築しなければならぬといふことが續いて起つて来たのであります、御承知の通り現在の女學校は段々児童の数が増えまして、本年度に於きましては既に一教室足りないものであります、又現在の小學校は御承知の講堂はありますが、もう児童を入れてあの講堂を適當に使用しますにはもう狭いのであります、其の講堂の建築も焦眉の急に迫つて居つたのであります、其處で今の女學校の校舍を建てました時の記録から調べて見ますと女學校の増築といふやうな意味で將來小學校の教室が充てた場合には其處を使ふ意味で建てたやうに記録が残つて居ります、併し其の當時は未だあれだけの教室は要りませんでした、女學校を差當り彼處へ置かう、將來段々生徒が充てて来たならば、何とかしやうといふ考へで、女學校を取敢へず増築の校舍に入れたやうに記録があるのです、所で小學校の教室が不足をしまして昭和五年に於ては一教室、夫れから年々

昭和九年迄はどうしても一つ、足りないものであります、即ち昭和九年迄は何としても五教室の不足を来す譯であります、さうすれば前の建築の趣意に従はなければならぬといふ譯であります、今女學校を側へ移したらばどうなるかといふので、女學校に出で貰へば詰り現在の小學校は先づ昭和九年迄は手をつけず、講堂さへ造れば教授上にも差支ない状況になるのであります、さうすると女學校はどうしても新築しなければならぬといふ事に問題が起つて来るのであります、新築するにはどの程度迄にやらうかといふことを随分研究しました、御承知の圓價整理の済まない、又財政緊縮の折からでありますから成るべく應急的にやらうか、といふ案も立て、見たのであります、が此處が詰り決定の難しい所で應急の建築といふものは鬼角に機が困るもので直に行き詰つてしまふので、先づ之れだけ造つて置いて間に合せて置いて足りなくなつたら、又何うかしやうといふ計畫は其の時だけ造りますが、直に又移轉とか増築といふことになりまして、却て初に出した少額の金は詰り死に金になります、矢張り建築をするならば永久的の計畫を立てて其の當時の財政が許す範囲でやることが行政者としては取るべき道だと思ひまして、兎に角當座の間に合せの案は止めやう、節約の出来るだけ、又必要に迫られただけの程度にして、併も永久的に、永久の邪魔にならないやうに、出した金が死に金にならないやうにといふ方針を立てまして、お手許に配りました案を作つたのであります、此の議案にありますが行政委員の決定案でありまして、其他に参考としてお手許に出しましたのは、斯ういふことも考へて見た、斯ういふ風にも研究をして見たのだが、行政委員ではどうも之ではいけないといふ理由を書いたものを差上げてあります、何ういふ風に然らば新築するか、今申上げました参考の中の一つの案は、之も色々な方面から御意見がありました、現在の小學校の所へ

(292)

(291)

(293)

三階建のものを建築しようといふ案であります、私等の同僚も先輩等も取敢へずさういふ方法は
何うだといふ御意見がありましたので、其の御意見を尊重して、其處へ三階建を拵へて、詰り三
室の三階建でありますから凡そであります、其の三階建を小學校にうつつて建てまして其處へ
女學校を移さう、といふ案であります、所が御承知でもありませうが、あの敷地へ三階建の校舎
を造りますと、多少の附屬地も必要になりますから巧みに造つて見ます、其の講堂の位置も豫てか
ら計畫はして居りました、例の職員宿舎を取拂つて彼處へ建てるといふ計畫でありました、成程
彼處へ建てるのが一番宜くもあり、他に適當な場所がありませんので、先づ彼處へ講堂兼雨天休
操場といふものを造るとすれば尙敷地が無くならずともいふのであります、さうすると女學校と
しましては運動場を取ることが出来ないのであります、全然運動場のない女學校といふことにな
るのであります、夫れからも一つは今の三階建にしますと、女學校には是非必要な特別教室が
十分に取れない、さうして特別教室の必要なるものを三つ位取るとして何年位迄は夫れで宜いか
と云ひますと、漸く昭和八年位迄は間に合ふ、九年度になりまして、もう間に合はない、さうす
ると増築する餘地がないのであります、其處で色々な方面から考へて何うも三階建は、經費に於
ても六萬弗以上掛る、夫れから御承知の職員宿舎を取拂つて新築すれば何萬弗か掛ります、或
は新築しないで家賃を拂ふことにしますと、彼處に九軒ありますから其の家賃を毎年拂つて行か
なければならぬ、といふやうな經費を見積りますと、經費に於ても餘り得ないのであります、或
他に新築するのと經費に於ても餘り得りはない、といふことになるのであります、其處で行政委員
は全然あの場所へ増築することは止めやう、といふことに決定しまして、然らば何うしても他に

(294)

敷地を求めて新築することにしよう、之が一番永久的のものであるといふ方針の下に敷地の選擇
に大分議論をしたのであります、併し乍ら此の狭い租界内に學校の用地として取り得られる用地
はないのであります、あの舊グラウンドか新グラウンドにするより他はないのであります、其處で茲
に前から計畫をして居りました將來學校の用地を新グラウンドの所へ持つて行かう、之は不文律で
はありますけれども租界の將來の計畫はさういふことになつて居ります、新グラウンドを學校用地
にする計畫もあるのだからあの附近ならば將來彼處に商業學校なり小學校の分校なりが出来ると
場合に於て一つ所に置まつて居る方が都合が宜からうといふことか思ひつきます、テニス場に
敷地を求めたのであります、あの敷地に新築することにきまつて、どれだけの新築を
やうか、又之を經濟と實際と學校の教育上の利害關係と色々な方面の方々の智慧を借りて計畫
をしましたのが只今提案しましたあの案であります、即ち現在民間の世帯から考へまして假令小
規模でも完全な女學校を造るとしますと、十五萬弗は掛るものであります、他の土地の無論大きな所
と比較する必要はありませんが、満當りて聞きますと、女學校といふものは非常に金を喰ふも
ので色々特別教室の廣いものが必要、成るべく運動場も廣く要し、どうしてもさういふ
敷地がなければ女學校の機能を發揮しないから仕方ない、どんなことをしても先づ三四十萬以下は出来
ないといふ話も聞いて居りました、併し其の眞似を天津でする必要もありませんが、租界に應じ
た、世帯に應じた女學校であるならば十五萬弗あれば完全なるものが出来ると思ひます、併し乍ら
現在の状況で將來五年間を見積りまして生徒の増加率から考へまして、十五萬弗の女學校を建築
するのは夫れこそ少し時機が早いのであります、先づ昭和九年迄手をつけずに教育に支障なく、
生徒の増加豫想を見積りまして或るものは費用にする、或は職員の一部を當分は標準室に使ふと

(295)

か、いふやうな臨時の方法を探りますと、先づ第一に計畫は其處に書いてあります、即ち十萬弗
程度の建築に間に合ふのであります、十萬程度の金を以て造ります女學校は、先づ教室は、明細
は其處に差上げてありますが、昭和九年度か或は昭和十年迄は大抵夫れで間に合ふのであります
生徒の増加率を豫想してさうして特別教室も不便なく使つて行くことが出来るのであります
彼處が敷地でありましたれば立派に運動場もとれるのであります、夫れから昭和十年後に何とか財
源を得ましたならば、又生徒が豫想外に殖えましたならば所謂第二期の計畫即ち後で五萬弗を加
へたものにして之を完了しようといふ計畫を立てたのであります、其處で差當り十萬弗程度の豫
算に於て女學校を新グラウンドに新築して一には小學校の教室の整理もつけ、一つには女學校を先
づ永久的に差支のない天津の日本租界に相應した女學校が出来るといふ案であります、但し建
築の方法は或は間取りの具合は只豫算を見積る上に立てました設計であります、又設計に付きま
しても無論自由に仲出るのであります、要は新グラウンド十萬弗程度に於て高等女學校を新築す
る、さうして昭和十年迄は其のまゝ手をつけずに教授するにも差支ない案がこれであり、以
上に述べました計畫は決して、最初申上げました通り好い加減に作つたものでも何でもなく、隨
分慎重審議し、色々研究を重ねた結果の結果であります、私としまして、まあ行政委員と
しましては掛値のない正味其のまゝ、先づ民間の現今の財政に於て出来得る、さうして天津日本
租界に居ります日本人の福利の上から慎重審議をお願いしまして満場一致で此の提案を未修正に
て御通過あらんことを希望する次第であります、尙御質疑に對しましては又夫々の委員なり、當
局なりからお答を致します、又他の地の女學校に於て或は御參考になることもあるかも知れませ

(296)

ん、近くは青島の例もあります、後刻機會がありましたら松本理事から申上げるかも知れません
私の説明の要領は以上の通りであります。(拍手)
○宮武徳次郎君 本案に付きまして只今田村會長から御説明を承りました所、本案は相當重大なる
問題と申されましたが、私は寧ろ「相當」は通り越して今期通常民會に於ける最も重大なる問題
と思ひますから、茲に緊急動議と致しまして、議事日程第三、天津高等女學校新築の件を審議す
るに先立ちまして議事日程第十五、民會々議規則改正建議案を審議されんことを要求するのであ
ります、緊急動議として提案致します。
○議長(吉田房次郎君) 一つの議案を議題にして居るのでありますから他の議題を此處に入れることは出来ないので
○議長(吉田房次郎君) 此の議案を一時後に廻して緊急動議を先にすることは出来ませんか。
○議長(吉田房次郎君) 議題に入つて居りますから。
○森川照太郎君 一時議案を後廻しにした例は本民會にも二つ三つあつたやうに記憶して居ります。
○議長(吉田房次郎君) 議事日程第十五をお出しになるなら高等女學校建築の件が終つてから出して頂かなければ、今お
出しになつても成立した所で監督官の御認可がなければ効力が發生しないのですから。
○宮武徳次郎君 夫れは承知して居ります。
○議長(吉田房次郎君) 高等女學校の件が終つてから出して頂かないと、一の議案の中に他の議案を入れることは出来な

(298)

(297)

いのです。
 ○五十嵐重吉君 其の問題に付て重大性を帯びて居る問題であるから特に緊急動議として出し度いと思ふのであります。
 ○議長(吉田房次郎君) 夫れは出来ませぬ。
 ○五十嵐重吉君 會長の説明を聞いた後にやり度いと思つて先程引込んだのであらうと思ひます。
 ○行政委員長(田村俊次君) 宮武議員の御趣旨は議案の採決をするのに無記名投票でやらうといふのが御趣旨でないのですか
 ○宮武徳次郎君 さうです。
 ○行政委員長(田村俊次君) さうすれば採決の時に無記名といふことを多數の議員が仰れば無記名投票になるのですから其の時よくありませんか、さもなければ議案を出しても効力は發生しません。
 ○森川照太郎君 田村君に伺ひますが、條文の解釋がよく解りませんが、多數といふのは過半数といふことですか、多くの數といふのでせうか、貴下は何う御解釋になりますか。
 ○行政委員長(田村俊次君) 多數といふのですから多くの數だと思ひます。
 ○森川照太郎君 半数以上なら、
 ○行政委員長(田村俊次君) 半数以上なら無論多數でせう。
 ○森川照太郎君 多い數といふのは小さな數に對する言葉ですから、多數は半数以上といふ意味の御解釋ですか。
 ○行政委員長(田村俊次君) 過半とは解釋して居りません、どういふのが多數か。
 ○議長(吉田房次郎君) 半数なら半数と書いてあります、多數といふのは過半数以上のものを言ふのです。
 ○森川照太郎君 半数以上ですか。
 ○議長(吉田房次郎君) 以上です。
 ○森川照太郎君 此の議題を一時中止して緊急動議を附議されることを希望致します。
 ○議長(吉田房次郎君) 緊急動議附議に對しての緊急動議を起して貰つたらどうですか。
 ○白井忠三君 昨日でも花旗銀行の問題を一時後にして他の議題に入つたことがあるのですから、其の議題が終了しなければ他の議題に入れないといふ、議事日程變更動議が出来ないといふ御解釋はお間違だと思ひます、多數の御希望であれば何時でも議事日程變更は差支ない。
 ○議長(吉田房次郎君) 此の案は無記名投票を用ひやうといふのが目的だと思ひます、夫れに用ひるなら此の案に對しての採決を無記名にやうと御提案になつたら有効だと思ひます。
 ○白井忠三君 此の案は此のまゝ採決しないで宜いかも知れませんが、豫算審査會に一括審査を委託することになるかも知れませんが、必らずしも此の問題を此の場合に採決してきめてし

(300)

(299)

まはなければならぬといふのでなく、審査委員に附託するか、議事進行に付て今から議長がおきめになる必要はありません、提案者でありませぬから、宮武君、に若し貴下が議長として此の案の採決を無記名投票にするぞと御宣言を豫めなさるなら斯様な緊急動議は御撤回になつて宜いと思ひます、夫れは議長の御権限にあることですから、此の案を無記名投票になさるかどうかを仰つたら宜いと思ひます。
 ○宮武徳次郎君 私はさういふ狭い意味に於て出したのでないのです、單に女學校問題に付て出した譯でないのです、凡てのものに通用したいと思つて居るのです、けれども就中本案は重大問題なるが故に其の動議を出したのであります。
 ○議長(吉田房次郎君) 今少し意味が通じないやうですが、女學校問題を無記名投票を以てやらうといふ爲にお出しになりますならば、此の場合今貴下の仰有る案が成立しても監督官の許可がなければ効力が發生しない夫れより此處で高等女學校の問題の採決を無記名投票採用の緊急動議を出して下さる方が貴下の意思が達せると思ひます。
 ○森川照太郎君 議長は其の點を束縛されて彼是仰有る必要はないと思ひます、斯ういふ動議を提出した人が居るので議事進行に於てお諮りになつておきめになつたら宜いと思ひます、さういふ風になさる方が議事進行都合が宜いでせう。
 ○藤田昭郎君 私は議事日程の變更は、議長が議題として附議するといふ宣告の時に議事日程を變更するのが最も適當でないかと考へる、只今のやうに提案者の説明した後で、議事日程を變更するといふことは少しく不適當ではないかと考へます。(ノ〜)
 ○森川照太郎君 途中で變更した例は昨日もある、説明した後には緊急動議を出して議事日程を變更して悪いといふ規程は何にもありませんから緊急動議のことですから何時でも出来ると考へます。
 ○白井忠三君 御注意申し上げますが、三十頁の會議規則第七條「議事日程變更ノ動議アルトキ又ハ議長自ら必要ト認メタルトキハ之ヲ議場ニ諮リ討論ヲ用ヒシテ採決ス」
 ○議長(吉田房次郎君) 議事日程に入る時にやつて貰はなければなりません、併し規則の問題でございますから多數の方にお諮り致しませう、夫れが宜うございませう、進行致しませう、夫れでは只今宮武議員から議事日程第十五、一民會々議規則改正建議案を是非女學校問題を中止して此の案を提出して呉れといふ動議が出てあります、之に對して皆さん御賛成でございますれば、御賛成の方は御起立下さい(起立者多數)多數ですから變更致します(拍手)
 夫れでは
 第十五、民會々議規則改正建議案
 を只今附議致します。
 ○宮武徳次郎君 登壇 私は本建議案の提出者と致しまして簡単に理由を申述べまして諸君の御賛成を得たいと思ひます、議案の採決に當りまして之を起立に問ひますのは、方法として議事進行上當を得たものと思ひますけれども過去の事實に徴しますに徒らに黨派的觀念に提はれたり一寸註を加へます、黨派的といふと多少誤弊があるかも知れませんが、又情實因縁に左右せられたり致しまして、其の結果は自己の意思に反する賛否の表示をして居る人が多數といふと可笑しうございませう、間々あるやうに私は見受けるのであります、其の弊害を除去する爲に、公明正

(301)

(302)

大にやりますのに寧ろ起立に問ひますよりは却て無記名投票に依るのが最も適切且妥當な方法だと思ひます、現に過去に於きまして何か或議案に對して之が賛否を起立に問はんと致しました時に自己の所信に向つて深く起立した人が幾らありませうか、或は左右を返り見、前後を見、人の足許を見てやつと自分が立つたりしたことを往々見受けるのであります(ヒヤ)「其處々々」實に見苦しいことでもあります、苟も公人が公事を議する上に於て何を苦んで情實因縁に捉はれたり或は黨派的觀念に左右される必要がありませうか、私は過去に於て斯かる行動を致した人の心事を疑うたのであります、依つて斯かる弊害を除きますのに此の方法に依つて起立に問ひますよりは多少時間は掛りますけれども各自の自由意思を尊重する意味に於て無記名投票にしたと思ふのであります。以上、(拍手)

○五十嵐重吉君 只今提出者たる宮武議員の意見に對して其の建議案の賛成者の一人として私は一言述べ度いと思ひます、只今宮武議員が大抵述べられたこととありますから餘り申すことはありませんが、勿論吾々公人は明るく政治を行ふといふことが最も必要だと感ずるのであります、依つて此の後の此の建議案の通りの採決方法で飽く迄明るく導かれんことを希望するものであります。(拍手)

○議長(吉田房次郎君) 別に之に對して御質問ございませんか、「ナン」なければ採決致します、之に賛成の方は御起立願ひます。

○藤田語郎君 無記名投票を主張する人ですから無記名でやるのが適當だらうと思ひます。(賛成)

○佐々木敏丸君 私は藤田さんに賛成します。

○議長(吉田房次郎君) 只今の建議案に對して賛否を決するのには私は起立でやつたら宜いと思つて起立に問ひましたが、無記名投票でやる方が宜いといふ議論も出ましたが何う致しませう、(起立に賛成の者多し)――では起立に問ひます、本建議案に賛成の方御起立下さい。

議員 起立

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは此の建議案は成立致しました、之は議會省略可決確定として宜しうござりますか(賛成)

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは前の高等女學校の案に掛ります。

○白井忠三君 緊急動議があります、只今可決した議案は先刻議長が仰る通り監督官の御認可がなければ有効でないのでから暫時休憩して監督官の御認可を得て頂き度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 女學校の問題の間に休憩しなければならぬのでから、女學校の方に入らうではありませんか

○五十嵐重吉君 只今白井さんからお話が出ましたけれども、斯かる問題を決を採られた以上は議長は須く監督官に向つて上告されんことを希望するのであります。

○議長(吉田房次郎君) 只今白井さんからお話がございましたが、後に休憩時間がございますから其の間に

○五十嵐重吉君 其の間つと議長は放つて置いて宜いのですか、其の邊新米でありますから知りませんけれども。

(303)

(304)

○議長(吉田房次郎君) 報告は會議を終つて全部一諸に監督官に出すのです。

○森川照太郎君 民會が議事規則に關して不備なりと認めて改正したのであります、而して其の決議は殆んど満場一致を以て成立したのであります、然らば其の民會の意思を尊重せられて直ちに監督官の認可を求め、其の時間より此の決議の實行を期すべきものであると思ひます、故に民會は暫時休憩致しまして議長より監督官の認可を求められんことを希望致します。(ヒヤ) 拍手

○行政委員(田中鑄太郎君) 只今森川議員から民會議長が此の案を監督官に出して許可を得るやうに云はれましたが、夫れは違法です、民會議長から監督官に出すのでなく、一度行政委員会に附議して。

○森川照太郎君 休憩中に行政委員会に附議され直ちに監督官の認可を得て頂き度いと思ひます、行政委員会に希望致します。

○議長(吉田房次郎君) 只今白井さんからお話があつたから休憩中にすると申上げて居るのです。

○森川照太郎君 今休憩して。

○議長(吉田房次郎君) 問題が迫つて居るのですから、此の問題を進めて後の休憩時間したら宜いでせう。

○森川照太郎君 之は満場一致で通つたのでありますから民會の意思を重んじて直に實施出来るやうにするのが議長長の責任だと考へます、休憩時間と仰有るが、若し休憩時間が要るならば後の今になすつて後の休憩時間をお止めになつて結構ですから行政委員会にかけなければなら

ないと思ひます、さうして監督官の認可を得て頂き度い、議場も賛成のやうですから議長も議場の意思を重んじて左様取計はれんことを希望致します。

○議長(吉田房次郎君) 大多數の御意見のやうですから十分間休憩して頂きます。

九時五十分再開

九時三十分休憩

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは開會致します。(拍手)

○行政委員(田村俊次君) 只今の議事規則の改正案は行政委員会で之を採擇することに致しまして、早速總領事に申請致しました、何れ御許可がござらぬと思ひます、ありますれば規則に依りまして公告をしまして、夫れから後に效力が出るものであります、一寸御注意して置きます、今晚は其の效力が出ないので。

○行政委員(石川 通君) 今の建議案は通過しましたが、「公告式、居留民會」といふ規則の中に、之は施行期日をお定めになつて居りませぬから、「施行期日ヲ定メサルモノハ發布ノ日ヨリ起算シ五日ヲ經テ施行ス」とあります、御許可がござらぬと思ひます、何うでござりますか。

○森川照太郎君 問題の期日は別に明示しませんが、提案者として女學校の問題は重要な議題なるが故に此の議事に先立つてきめ度いといふやうなことを申して居りますから自ら實行の期日

は明らかになつて居ると思ひます、即ち即時實行といふ意味合のことは明かだと思ひます。

○行政委員(勝田重直君)

規則の改正でありますから、公告が必要でありまして、公告の手続きに日時を要しますので今晚の間には合はないのであります、新に今晚の間に合ふやうな動議は出し得る譯ですから此の手續きだけは正式に取つて置きたいと思ひます。

○森川照太郎君 よく解りました、然らば議長にお願がございまして、議長は先刻お聴きの通り、御覽の通り、提案者は此の採決法を此の議案に適用したい意思は明らかでございます、さうして夫れに對しては行政委員全部及議場の大多數が賛成したものでございまして、從つて民會の總意は議長にも明らかでございます、思ひますから今日以後の分は三十三票、第二十四條「採決ノ方法ハ起立ヲ以テス但議長又ハ議員多數ノ意見ニ依リ記名投票ヲ以テ採決スルコトヲ得」とありまして、議長のお考で無記名投票で採決することが出来ることになつて居りますから、議場の大多數に行政委員全部の考として今の案に御賛成になつた趣旨に基いて此の以後の採決は無記名投票に依ることにして下さるやうにお願ひ致して置きます、御承諾願ひます。

○議長(吉田房次郎君)

今お話の此の案ですか。
○森川照太郎君 少くも此の案です、今お諮りになつた時に此の採決に先立つてするといふことが提案者の趣旨であつて、夫れに對しては全部が賛成であつたのですからお問合になる必要はないだらうと思ひます、又お問合せになつても大多數の方は起立に賛成しないのは明らかだと思ひます

○議長(吉田房次郎君)

私は採決の前に何方にかお聞き致します。
○白井忠三君 起立でお探りになつては無記名投票の意思に反くことになりましてから長官の意思を尊重されて。

○議長(吉田房次郎君)

私にお委せ願ひます、私は決して不公平なことは致しません。
○高橋英之助君 今の女學校の横にありますが、私は決して不公平なことは致しません、毎年多れ程の修繕料を拂つて居られますか、又もう一つは民團の四年度の事務報告に現在女學校の生徒三十五名の中天津の小學校から何名入學して北京其の他の方面から何名入學して居りますか。

○岩谷枝手 宿舎の修繕は一軒當り年八十弗となつて居りますが、全部使つて居りません、昨年の修繕は六十二弗見當りになつて居ります。

○榎前 香君 田村さんの御説明に依りまして移轉新築問題は小學校の教室の狭いといふより寧ろ足りないといふことが最も大きな原因になつて居るやうに思ひますが、内地の普通の小學校の一教室に收容して居る人員は此方の天津の人員と比較なすつたことがありませんか。

○星野校長 内地の小學校と申しましてどの小學校と比較するか、比較的取りやうがないのです、文部省では七十名の定員になつて居ります、尙其の上八十名迄増加出来ることになつて居ります、斯ういふ古い規程は殆ど今日では山間の僻地の、教育費の極めて貧弱な町村を除いてはさういふ風にして居る所は恐らくない筈であります、此處の學校は大體教室の大きさがきまつて居りますので、無暗に多數の子供を入れる譯に行きません、一番私等の適當と思つて居りますのは、6×42人と5×60人が最も適當だと思つて居ります、併し今日では夫れ以上の人員を容

容して居ります。
○榎前 香君 校長のお話はよく解りませんが、私の手許にある表に依りますと、大抵六十人若しくは七十人、勿論部屋に依りますが、略さういふやうな勘定になつて居ります、何か確かな數字はございせんか、無論學校に依つて變るでせうが個々別々でなしに一般に統計的なものはありせんか。

○星野校長 恐らくさういふものはないと思ひますが。

○赤賀校長 現在一年生が昨年入つた時の數は三十六名で、其の中北京から二名来て居ります、夫れから明年度即ち今年の四月に入るのは三十六名ですが、内三十五名が天津小學校の卒業生であります、後一名は大連から来るのであります、今年も北京から一名も参りません。

○高橋英之助君 本當ですか、現在の一年生が三十六名と仰いましたか、二名は北京から残り全部天津ですね。

○赤賀校長 今度入るのは三十六名の出願者中、三十五名が天津の小學校から入り後一名は大連から入る、北京から来る生徒はないのであります、其の理由は尋常六年生が今年は今迄にない少數で、四名しかありません、四名の中今年入らうといふ人はないさうです、明年以後は生徒が殖えて居つて入る人があるといふ見込であります、序に申し上げます、過去二三年前に北京から入學生が現在の二年生に初は四五名あつたと記憶して居りますが、向ふの様子を聞いて見ますと、今年はないけれども明年以後は相當ある見込である、と校長が明言致しました。

○榎前 香君 先程田村會長のお話に確か昭和八年度から大連生徒の數が増えるやうな豫想をして居られますか、又配布になりました新築移轉を必要とする理由の第五の所に「昭和八年度ヨリ入學

生ガ年々七十名近ク入り來ル見込ナルヲ以テ」となつて居ります、此の見込は何ういふ所から來たのですか。

○赤賀校長 私からお答致します、現在昭和四年の在籍者は百二十六名であります、夫れから昭和五年になりまして百四十六名になりました、二十名の増加です、夫れから昭和六年には百五十三名になる見込です、七年には百七十名、八年には二百五名、九年には二百三十名、斯んな見込であります、以上。

○榎前 香君 今校長の言はれたのは全生徒の數計り仰つたので、一寸想像出来かねるのですがもう少し解りよいやうに。

○赤賀校長 入學生は今言ひませんでした、入學生は昭和五年度には新入生は四十名の見込です、夫れで百四十六名と申しましたので、現在の所は三十六名と決定致しました、先刻の百四十六名は此の計算から行きますと四名減ります、百四十二名が今の見込數であります、昭和六年度には三十七名、入りまして、昭和七年度には四十六名、八年度には六十五名と見込んで居ります、六十五名といふのは小學校の生徒數が六十何名ありまして、若干は内地若しくは大連地方に居らつしやるのだらうと思ひますが北京等から来るものもありまして、約六十五名となる見込であります、從つて學級を増加しなければならぬやうな勢が起つて來たのであります、一教室五十名の定員でありまして、中等學校では、中等學校と言つても女學校、中學校(師範は別であります)夫等は定員五十名であります、六十五名を入れる爲に二教室が要することになります、從つて八年度に學級組織の變更が起る譯であります、尙九年度には矢張り六十五名入つて來る見込であります、從つて八年度と漸次一教室づゝ増して行くことになりまして、現在五學級組織が當然十學級組

(306)

(305)

(308)

(307)

(309)

織になる見込であります、今の補習科を五學年制度にして五年制度に直してしまはうといふ説もありません、未だ夫れが決定しませんが、五年制度になりませんが、或は現在の補習科を一部二部組織に直して一部に於ては例へば上級學校に行くものの爲に學科を多く教へて技能科目を少くするやうにし、第二部に於ては技能に屬する裁縫等を多くして學科を減少した組を作ると矢張り組が二つになりますから何方にしても二つになる見込で十學級と申したのであります。

○藤谷信治君 中々詳しい御説明を聴きましたが、さうすると小學生が昭和八年になつて遽かに殖えるやうなことになると思いますが、表にある小學校の女生徒の數から來たものぢやないかと思ひますが、小學校卒業の女生徒が全部當天津の女學校に入るものとしてのお見込みでありますか。

○糸賀校長 さうでございます、實際に現在迄の有様を見ると内地若しくは大連に行くのが少しございませう、併し乍ら北京其他から來るものもありませんから、夫れを取捨しますと夫れに現はしたやうな數字が出て來るのであります。

○藤谷信治君 事實に於ては先づ過去三四年間の當天津小學校卒業の女生徒が當地の女學校に入學する卒業生からの割合は過去三四年の間どれ位入つて居るか、卒業生の數が何名か、當天津女學校に入つて居る數が何名か、貴下の今のお話は將來のは全部入るものと見込んでありますか。

○糸賀校長 内地、大連に行くものを差引いて、北京から入つて來るものを入れてです。

○高橋英之助君 藤谷さんのお尋ねと同じことですが、星野校長にお尋ね致します、小學校卒業生で男女別に中等學校に入學した生徒數、今のと關連して居りますから調べる時は一語にお調べ願ひ度いと思ひます。

(310)

○佐々木敏丸君 子女の教育は家庭に重大な關係があると思ふのであります、就きましては現在天津から旅順の女學校に、此處に立派な女學校があるに拘らず、現在九名も居つて居られます、其の中に現在隣に居られる小學校の星野校長さんのお嬢さんのお二人と、行政委員の眞藤さんのお嬢さんのお二人、古田さんのお嬢さんが一人、平井久一さんのお嬢さんが一人居つて居られます、未だ他にありますが、經濟上からも此の頃金が高いのであるし、又旅順に何か緣故があるのかと思へばさうでもない、矢張り寄宿舎に入れてお出でになると聞いて居ります、さうしたら何ういふ譯で旅順にやつてお出でになりますか、實はお三方にお聞きしたいが、個人的に互ひますから御返答はありますまいが、何れ校長さんは何ういふ理由で旅順におやりになるかお聞きになつて居るだらうと思ふのであります、夫れで只私の聞きたいのは學校が狭いからやつたか仰いますか、或は内容が充實して居らんからやつて居ると仰いますか、其の邊の所を一つお伺ひしたい、夫れに依つて今度の此の案に對する賛成不賛成を考へて見たいと思ひます。

○星野校長 之は個人の意思ですから、私は自分のことを申し上げます、私の長女は青島にやつて居りました、從て次女も青島にやつて居りました、其の當時は未だ今の膠州鐵道が山東鐵道と言つた時分で、日本の管理に屬して居つた時分でありましたから安心して青島の方にやつて居りました、夫れから三女になりまして鐵道が支那に移つたといふことの爲に青島にやるのを止めて旅順にやりました、四女も同じくやりました、五女も同じくやりました、都合三人を旅順にやりました、夫れは成程經費の上から申しましたら此方に置くのが得策だらうと思つて居ります、夫れは別問題として、女の子に自分の家庭を離れさせるといふことが、一つの教育だと思つて居りますのです、私が青島に子供をやつて其の後の影響が確かに宜いと信じて居ります、例へば勸勞をす

(311)

るといふやうなことも此處の土地に置くよりは青島にやつた方が又旅順にやつた方が、勸勞の精神を養ふのに便利で、殊に家庭を思ふことに對して矢張り一度は他人の飯を食はさんといけなといふのと同じ意味が其處にあると信じて居ります、或人は私が此處の土地に居乍ら、併も教師をして居乍ら故意に學校にやらないといふのは何か此の學校に不平があるやうな風によく誤解されるのであります、併し私はさういふ考は少しもありません、以上。

○五十嵐重吉君 只今佐々木君のお話を承りますと、非常に貴重な時間を何か私情の問題に使ふやうなことは甚だ不穩當だらうと思ひます、此の議案に對する質問なら差支ないが、斯かる問題を論議されるのは甚だ怪しからんと思ひます。(セヤク)

○佐々木敏丸君 質問して居るのは女學校に關連して居ることを質問して居るので議案外のことをやつて居るのではありません。

○議長(吉田房次郎君) 個人の家庭に屬することを公開の席上でお述べになつては困ります、或るべくさういふことのないやうにして頂きたい。

○五十嵐重吉君 一寸會長に御質問致します、此の高等女學校の設計は最早出來て居りますもので行政委員會長(田村俊次君) 建築設計の大体は豫算を見積る上に造りましたが確定的のものでありません。

○五十嵐重吉君 夫れに付て承る所に依ると此の設計製圖を外國人にやらせるといふことを一寸承りました、さういふ御意思でありましたら民間には立派な技師が居るに拘らず、何ういふ理由の下にさういふことをなさるのであるか、一寸御意見を承り度いと思ひます。

(312)

○行政委員會長(田村俊次君) 行政委員會長としてはさういふ考は今持つて居りません、矢張り民間の技師を尊重して設計をさせやうとして居ります。

○牧 尙一君 設計圖は出來て居るのですか。

○行政委員會長(田村俊次君) 大体は出來て居ります。

○牧 尙一君 昨日お配りになりましたのに依りますと、行政委員會の腹がきまつておいでにならないうやうに思はれるので、先刻お話の七十名づつ、昭和八年から増加するといふことになりませんが、夫れ程殖えない、昭和五年には生徒が二十名しか殖えない、昭和六年に七名しか殖えない、七年に十七名、八年に三十五名しか殖えない、九年が二十五名しか殖えないといふことになりませんが、さうして見たら先刻お話のやうに七十名づつ増加する見込を以て昭和八年目を御覽になれば大分其處に大ききも違へなくてはならないかと思ひます、先刻どなたかお尋ねになりましたやうに小學校の全生徒の數がみんなさうちに行くのだといふ見解の下に豫算をお立てになつたのでないかと思はれます、さういふ譯でありますから、行政委員會では最小限度に校舎を建ててはどの位の大ききものを建て、さういふやうな御研究をなすつたことがございませうか、若しありましたら最低限度のもの、御説明を伺ひ度い。

○糸賀校長 生徒の數のことを一寸御返事致します、先程は約七十名と云ひましたし、今此處では六十五名と申しました、夫れは概略を申したのであります、年々入つて來る生徒が約七十名ある

(317)

の割合を見ますと、今の統計で三十八と二十四の割合人員六十四人で一人當十一、二平方尺になつて居ります、之に近いのであります、天津小學校の割合を見ますと、一年生が三學級、二年生が三學級三年生が三學級、四年生が三學級、五年生が二學級、六年生が二學級であります、さうして一年生の人員が百三十九人、二年生が百二十八人、四年生が八十九人、五年生が六十八人、六年生が八十二人、各學級の人員を平均しますと一年生が四十六人、二年生が四十八人、三年生が四十三人、四年生が三十四人、五年生が三十四人、六年生が四十一人、高等科は十五人で極く僅かであり、一人當が一年生が五、三平方尺、二年生が七、六平方尺、三年生が六、四平方尺、四年生が三、五平方尺、五年生が二、一平方尺、六年生が一、七、三平方尺、高等科の方は大分部屋も小さいけれども人員が少いので非常に大きい率になつて居ります、斯ういふことになるのであります、内地の小學校の現状に比べて非常にゆとりのある樂な教室である、成る程理想から云へばもつと、大きいことが必要かも知れませんが、民團の現状に於てはまあ少し位は辛抱すべきでないかと思ひますが、之に就て私は當局にお尋ねするのですが、少しく編成換をして學級の数を減らしたならばもう少し部屋が出て来やしないかと思ふのです、茲一年や二年、三年位は裕に持てるやうな部屋が出て来やしないかと思ひます、其の意思がないか何うかお尋ねするのであります。

○星野校長 無論改修する意思はありません、出来ません、やつて無理に詰込め込めたいことはありません、教育上そんなことは全く不可能とは云ひませんが、元來一年生は四十六人から八人迄遣入つて居る組がありますが、夫れは教授の上には非常に困るのです、さうして又子供の方から云ひましても黒板の前の端に居つては充分に黒板の面積を明らかにすることは出来ないので、内地の方は何ういふ風にしてやつて居るかといふと、多分さういふ所は三人掛の机か、少くも二人掛の机だと思ひます、狭い机に二人若しくは三人を掛けさせて居るものだと思ひます、此處の小學校のやうな一人掛の机で、くつければ宜い課でなければ、場合に依つては一年生等、机をつけてさうして隣を見合ふといふやうなことになるかと、子供自身に獨立してやつて行かう、人を見ないで自分でやつて行かうといふ精神が早くから傷付けられます、夫れでも構はないからやうといふならば特別でなければ、私等としてはさういふ狭い所に澤山の子供を收容することは出来ないと申上げたいのであります。

(318)

○植前 香君 どうも大變難しいやうなお話でございますが、方々でやつて居るのに天津のみ出来ないので、内地の方は何ういふ風にしてやつて居るかといふと、多分さういふ所は三人掛の机か、少くも二人掛の机だと思ひます、狭い机に二人若しくは三人を掛けさせて居るものだと思ひます、此處の小學校のやうな一人掛の机で、くつければ宜い課でなければ、場合に依つては一年生等、机をつけてさうして隣を見合ふといふやうなことになるかと、子供自身に獨立してやつて行かう、人を見ないで自分でやつて行かうといふ精神が早くから傷付けられます、夫れでも構はないからやうといふならば特別でなければ、私等としてはさういふ狭い所に澤山の子供を收容することは出来ないと申上げたいのであります。

○植前 香君 どうも大變難しいやうなお話でございますが、方々でやつて居るのに天津のみ出来ないので、内地の方は何ういふ風にしてやつて居るかといふと、多分さういふ所は三人掛の机か、少くも二人掛の机だと思ひます、狭い机に二人若しくは三人を掛けさせて居るものだと思ひます、此處の小學校のやうな一人掛の机で、くつければ宜い課でなければ、場合に依つては一年生等、机をつけてさうして隣を見合ふといふやうなことになるかと、子供自身に獨立してやつて行かう、人を見ないで自分でやつて行かうといふ精神が早くから傷付けられます、夫れでも構はないからやうといふならば特別でなければ、私等としてはさういふ狭い所に澤山の子供を收容することは出来ないと申上げたいのであります。

○星野校長 植前さんのやうなお話ですと宜いので、さういふ所は参りません。
○潮底正敏君 一寸質問致します、本建築案は豫算十萬弗で、千二百二十二坪、坪當り八十二弗につき、之は建築費許りですか、其他の器具も之に入つて居りますか。

(319)

○川端技師 只今の数字をもう一度御覽下さいませ、千二百二十二坪は總てが出来上つた時の坪數であります。
○潮底正敏君 豫算は十萬弗です。
○川端技師 夫れですから其處に説明が書いてあります、第一期の建築坪數は延七百四十九坪になつて居ります。
○潮底正敏君 第一期に七百いくらでしたら金額は七萬弗になつて来る譯ですから坪當は大した差がないやうに思ひます。
○川端技師 附屬圖面をお開き下さいませ。
○潮底正敏君 一坪幾らに當つて居りますか。
○川端技師 一坪當は建築費は坪當百弗と致しまして、其他に暖房であるとか、さういふものを附加してあるのであります、尙學校に差當り必要な特別教室の机であるとか或は戸棚であるとかいふもの、爲には十萬弗の中約二千弗を當てる積りに致して居ります。
○潮底正敏君 坪當百弗と致しますと、此の頃のやうに銀相場が安くなつた時は尙のこと、民團の仕事は何時にも間に合ふ仕事であつたことがないのです、例へば小學校を新築して三年で天井が落ちるといふやうなことが何回もある、總ての點に於て民團の工事で感心したものは少い、却て教室を減して坪當の建築費を多くして、小さくみっちり固いやうな建築をする意思はないのですか。
○行政委員長(田村俊次君) 夫れも考へて居ります、何しろ十萬弗といふ見當しかなないので、私から一寸お答致しますが、夫れも考へて居ります、何しろ十萬弗といふ見當しかなないので、

(320)

ら、十萬弗で以て所要の教室の數からすつかり建築するにはもつと狭いものにしてがつちりしたものを考へて見たのです、所がさうすれば矢張り色々な差支が起りまして結局此處に上げてる坪數が必要になつて来るけれども必要になつた所で何うしても建築費を殖やす譯に行かないので材料等も其の程度で豫算したので、技師の聲明する所に依ると此の建築で責任を持つてるといふ考なのです。
○潮底正敏君 此の前會長にお合ひした時に滿洲方面の川端技師の觀察に依つて外観の美より内容の方に重きを置くといふお話でありましたが、設計圖を見ると矢張りマツチ箱を並べたやうな形になつて居ります、十分斟酌されたのですか。
○川端技師 矢張り斯ういふ嗜好が光線其他の都合に於て最も宜しいと考へたのであります。
○赤賀校長 先刻校長から坪數を挙げまして部屋が廣からうといふ御説をございましたけれども坪數だけを考へて見ますと、或はさうお考へなさるかも知れませんが、普通教室の大きさは内地の學校を廣く見ますと大抵狭い部屋が四間か五間になつて居ります、之が普通であります、然るに實際に入れて見ると五十人の生徒はどうしても入りません、強いて入れると前に居る生徒は黒板の近くに行きますから、非常に目の爲に悪い、出来ることならば部屋を廣くして、適當な位置から後に置くことが理想であります、夫れから普通教室は中四間二尺、長さ六間二尺になつて居ります、其の中の五尺五寸は外套掛とか裁縫用具等々持つて来ますのを置く部屋に致しまして、さうしますと、氷の机の中や下を利用しないでも済むやうになります、部屋の整理から云ひましても外套等を部屋の中に置くことは絶対にいけないと思ひますし光線の射入等に付て大變邪魔になると申して廊下では紛失の恐れがある、従つて何處に置いたら宜いかと先日幾々川端技師が諸方を

(321)

見て参りまして、部屋の奥の方に若干物置のやうな部屋を拵へて、其處に携帶品を置くことが出来れば大變都合が宜いぢやないかといふから、私も曾てさういふ部屋を見たこともありましたが、大變共鳴したのであります。夫れで其の奥の方に五尺五寸許りの部屋を取りまして、普通教室は四間二尺に五間三尺の部屋になりまして内地の部屋より廣いと申しましてはほんの僅かでありまして、大きな部屋になりまして、山四間二尺長七間二尺になりまして居りますが四間、五間の部屋より約二間延びて居ります。其の奥の一方の間は矢張り普通教室に於ては凡て奥の方は外套等を置くやうにしまして、山四間二尺にしかりませんが、併し乍ら四間と六間といふ數は内地の教室から見ると約奥行き一間延びて居るだけでありまして、然るに此方の方の學校に於ては現在では生徒の數は一學級三十人、三十五人乃至四十人といふ數でありますけれども昭和八年目には直ぐ六十數名になつて來ます。或は七十名になるかも知れません、其の間に於て二十名位の生徒が減ることもあると思ひます。現在に於て其の例が有ります。其の場合に於て五十名近くの數になつたとしても、五十人を入れる部屋がなくて非常に困つて、又現在同様になつて來る恐れも有ります。斯ういふ譯から五十名を入れる部屋を造つて置くことが必要と思ひます。夫れで大きな部屋は一間延ばしてあります。特別教室が廣いと仰有いますけれども、例へば裁縫、作法、刺繍、圖畫等の室は何處の學校に行きましてもあります。圖畫等は光線の具合も成るべく明るく、廣く取り、色の標本を方々に置きまして寫生の出來るやうに致しませうし、作法室も座るだけで居ります。又ミシン台も入りまして、斯ういふ譯で、裁縫教室は五間六間の廣さは何處に行きましても當り前でありまして、又理科室の如きは多少設備が要ります。或は流しを置くとか、或は學

校の希望として、周りに水槽を置きまして、水の中に色々な植物を入れたりしまして、培養するやうに、理科室として相當な施設をするのであります。夫れらを考へて見ますと、普通教室より廣くなければ出来ません。又理科室の机も大きくなります。殊に大きな教師の實驗台が要ります。斯くの如き點から見ますと理科室の如きは當然大きな部屋が欲しいのでありますけれども此處にありません。すつと小さくして居ります。之が位で辛抱しやうと思ひまして之に賛成した譯でございます。私共も減少出来れば無論賛成致し度いのであります。遺憾ながら以上減少出来ないと憾があると思ひます。

○砂田 實君 敷地に關係したことで行政委員会にお尋ね致しますが、専修學校の園藝は何時になりますか、女學校と極く近接した地方に置くやうになりますか、其の點参考は何ひ度いと思ひます。

○行政委員長(田村俊次君) 將來何年後になるか解りませんが、新グラウンドを學校用地に利用する場合は男子の學校は宮島街寄の方に造つて、若し小學校の増設とか文庫を造る場合は、其の中間に小學校の分校を造るやうな考を持つて居ります。初は女學校と商業學校と共用する部屋を拵へて一語につつたら宜からうといふ經濟的な案でしたが、何うも内地でもさういふことは無いやうでございます。結局其の案を止めて現在では今申上げた配置にするやうに考へて居ります。

○白井忠三君 事務報告の三百六十六頁に今日迄の小學校の校舍に使つた建築費と思はれるものが出て居りますが、其の合計が十五萬一千千円に居りますが之は間違ないものでせうか、之を小學校建築に使つた全部と考へて宜いでせうか、一寸お伺ひ致します。夫れから今度の御計畫の

(322)

中で先刻來校長と女學校長の間にも色々質問應答が有りましたが、根本は昭和八年に之れだけ殖えるかどうかといふことで、兩方の話を聞いて居て、何方に取つて宜いか、今伺つただけでは成程さう出るだらうとは思ひ兼ねます。併し其の數を基礎として是非とも教室の大きさが之れだけ要ると仰つた系賀校長の御説明は成程御尤もなものかも知れません。ですから素人には解りませんが、一番明らかと比較出来る問題は、今度の女學校の講堂兼体操場の御計畫は八十四坪になつて居ります。之は將來女學校が完全になつた時に生徒を收容し得る豫定の廣さでありませうけれども、今の小學校には七百人の生徒が居りまして、それを收容して居る小學校の講堂が七十二坪、二百人の女學生を收容する女學校の講堂が十四坪大きい、斯ういふ風なことを見ると何うも今迄小學校が非常に窮屈なのかも知れませんが、今度の女學校の計畫が餘りに理想的にゆとりを取つて居るのでなからうかといふ感じがするのであります。此の講堂の大きさが之れだけ要る基礎は何でありますか、御説明願ひ度い。

○岩谷枝手 音楽會等の場合のステージを造つて置かなければならないといふやうな所からステージをつけます。それには準備室も要ります。さういふ關係で少し大きくなつて居ります。

○白井忠三君 夫れは中等學校には必要で小學校は要らないものでせうか。

○岩谷枝手 要るのでございます。

○白井忠三君 ステージをつけたら何十坪位のものになりますか。

○岩谷枝手 百八十坪と豫定致しました。生徒の外に父兄を三百人以上收容する校長のお考で大體講堂としては百六十坪使ひます。

(323)

○白井忠三君 後は議論になりますから申上げませんが、田村會長に一寸承つて置きますが、今の小學校の講堂は七十二坪しかない、之を現代的理想的にするには百八十坪になる、半分にも満たない小さな小學校の講堂を後三年間許り待たなければならぬといふことなんです。其の邊を考へて此の案を設けられたのですか、如何です。

○理事(松本文三郎君) 小學校の講堂に於ては再考のことでありますけれども大體雨天体操場と共通のものにしたいと思ふのです。從て矢張り雨天体操場と申しますれば雨天といふより寧ろ冬の長い天津での体操場でありますから餘程餘裕を置き度いと思ふのです。夫れで百八十坪と云ひますと、單に講堂だけであれば成程僅か千人足らずの生徒を目當にしては餘りに大き過ぎるでないかと仰有いますけれども、さういふ意味に於て御承知の通り今の雨天体操場も講堂と同じやうに造つて居る譯で、殊に講堂を兼ねたものでありますれば助木を置くことは出来ませうまいが、相當の餘裕は持つて置かなければならぬと思ひます。

○白井忠三君 夫のお尋ねしたのは小學校の講堂と体操場と兩方兼ねてお使ひになる積りでせう。夫れを三年間待たなければならぬといふことは詰り財政上已むを得なかつたのでせうが、現代的理想的にすれば倍以上の大きなものにしたければいかんのだが、財政上已むを得ないから我慢するといふこと迄御研究の上で倍になつたのですか、小學校に百八十坪要ることを御承知の上であつたかいかを伺ひ度いのです。

○理事(松本文三郎君) 白井さんの御質問がはつきり解りませんが。

(326)

(325)

○白井忠三君 圖らずも、兩方比較しての理事の御方針を聞いて小學校の講堂を完全なものにするには百八十坪要ることを發見したので、斯ういふことを行政委員会で早くから御承知であつて併し已むを得ないから來年に建築を延ばしたい、といふ風に御研究済であるか、そんなことは氣がつかぬかつたか、一寸お尋ねしたい。

○行政委員副會長(石川 通君) 坪数のことは聽いて居りませんが、矢張りステージなんかお造りになるといふことは私も聽いて居ります、さういふ次第ですから小學校の講堂は財政上の立場から昭和七年度に建てるといふことにきめてあります、出来れば今年にでも實際やりたいのです。

○白井忠三君 先刻米小學校長が今のまゝでは決して御承知で、四間と五間の二十年の教室は何處にもあるといふことで此の計畫を御主張になつた、併し一方に小學校の講堂は現代的に考へて二分の一にも達しない所である、併し何れも已むを得ないといふことであつたといふことは、餘りに一方が優遇を受け、餘りに一方が薄遇を受けるやうに感じられるのです、其の點は今度の豫算をたてる場合、百八十坪要るといふことが初耳であるといふ御承知の上であつたと仰有るか夫れを伺つたのです。

○行政委員會長(田村俊次君) 無論小學校の講堂は二三年前から貴下も御承知の通り要求されて居ります、講堂は到底供て役に立ない、もう來年にならぬものなら、どうすることも出来ない、といふやうな具合でありましたから、實は小學校の講堂を一日も早くやりたかつたのです、併し先づ小學校の教室の不足を緩和して其の代りに講堂だけは二年待つて呉れ、學校の當局者も夫れで我慢しやう、講堂は始終使ふものでない、といふ所から瞭解を得まして延ばしたのでありますが、其の時の坪数は私記憶して居りませんが、百八十坪とは聞いて居りませんが經費にして約五萬弗の程度で、生徒がもつと殖えても十分に雨天操場の機能を發揮するやうなものが出る、といふやうに今記憶して居ります、百八十坪といふことは記憶して居りません。

○藤田語郎君 岩谷技手に一寸お尋ね致しますが、今の小學校の講堂は七十二坪ですか。

○岩谷技手 さうです。

○藤田語郎君 隣の部屋は何坪ございますか。

○岩谷技手 十六坪です。

○藤田語郎君 白井君は御存知なかつたかも知れませんが、あれを新築した時には八十八坪にする積りでしたが其の時は生徒が餘り少い爲にこれを仕切つてあるのです、私の考は今度教室を他に二つ新築して移轉されたならば教室の方は緩和致しますから、此の十六坪を講堂に補けたならばより以上業に使へると思つて居るのです、學校當局者と行政委員のお方に御考慮願ひ度いと思ひます、さういふ風にして茲三三年間の學校の講堂の状態、生徒の増加の數を見た上で、茲に増築案を出すか、或は第二小學校を造るか吾々は根本問題を研究したいと考へて居るのです。

○森川照太郎君 私は教育に付て皆さん御承知の通り誠に門外漢であります、就きましては此の議案を議する前に皆さんにお伺ひしたい、前に研究すべきであつたのですが、夫れも致しませんが此の席上で斯ういふことをお尋ねすることは皆さんの暇を潰すことになつて甚だ恐入りますが御勘辨願つて置きます、女學校に何か大きな講堂をお造りになるやうな話で、其の講堂に附帯して居る仕度部屋が要る斯ういふ御説明でありました、小學校にも同様なさうですが、女學校も小學校

(328)

(327)

もそんなに度々講堂を使ふものでない、私は瞭解して居ります、教育を知らないのですから間違つて居るかも知れませんが祭日とか祝日とか或は温習會、音楽會といふ機會に於てのみ用ひるだらうと思ひます、さうしますと年に使ふ機會は幾度もないと思ひます、所が幸に此處に公會堂がありまして、舞台もあるし、仕度部屋もついて居ります、併して同じく民團所有のものでありますから、團營の小學校女學校が之を使用する時には使用料を三十弗も徴される恐はありますまいから、たまにしかお使ひにならないならば、此の財政窮乏の際之をお使ひになつてお間に合せになつたら如何なる弊害があるか、夫れを女學校長にお尋ねする、夫れから女學校の新築の件に關して小學校の教室のことも考慮せざるを得ないのであります、二部教授といふことがあると聞いて居ります、さうして之迄日本に於て相當大都市に於て行はれて居るし、天津よりはもつと繁榮、富裕な都市町村にも行はれて居るやうに聞いて居ります、併し素人考で見ましても、二部教授といふものが、相當弊害があるのだらうと思ひます、其の弊害といふものはどんな程度のものであるか、例へば二部教授にしたら、實際に一部教授といふ名稱があるかどうか存じませんが、其の分に對して非常に見劣りがするかと、實際に星野校長にお尋ね致します、併し夫れも、もう一つ之は教育家の職分を離れたことで御迷惑とは思ひますが、若し御存知ならばお尋ねして置き度い、大都市若くは富裕な町村に於ても二部教授をやるには相當弊害があつたと假定しまして、夫れにも拘らずやつて居るならば何か其處に重大な原因がなければなりません、例へば夫等の町村が大火で焼けてしまつた後とか、洪水、つなみに襲はれた後とか再興の爲め金がな

いとか、或は市町村が多数な市債を持つて居りまして、短期に返せといふやうな命令に接して財政が窮乏して居る爲に已むを得ずやつて居るやうな原因があるのぢやないかと想像致します、專

門違のことをお尋ね致しますが、御存知なら序にお尋ね致します。

○宗賀校長 宜から御返事致します、女學校で講堂を造らうと云ひますのは、講堂だけに用ひるのでなく、夏暑い時、若くは雨の降る時、風の寒い時、所謂屋内外操場に使ひますから、若し講堂だけに使ふならば民間の公會堂を拜借しますが休場とか遊戯に四時、殆ど暑い時分には毎日使つて居ります、此の意味からしまして學校單獨の屋内外操場講堂が欲しいのであります。

○星野校長 二部教授は内地でも行つて居ります、随分立派な都會でもやつて居ります、併し夫れは大抵急激な人口増加の爲に校舎の設備の出来な所、所謂場木の方で多くはやつて居るのであります、夫れは已むを得ず内地の教育費の負擔といふものは全町村費六割、七割といふ高に達して居りますのですから、町村では教育費の負擔が非常に過重であることは明らかなのであります、従て校舎を新しく造ることが出来ない爲に二部教授をやるのであります、だからもう夫れに萬己むを得ない場合であつて決して常道ではありません、夫れから此の地で夫れを行つたら何うだといふことをよく聞きますのです、先づ第一土地の關係が違ひます、といふのは夏は非常に午後は暑いのであります、内地よりも午後暑いといふことは又特別であります、ですから二部教授といふのは朝やると夜やるのと二通りになりますのですから、暑い時に授業を受ける者は、殊に大きな子供には到底出来ないので、時間數が多いから何うしても尋常一年、二年、まあ稍々辛抱して三年迄ですけれども、三年で恐らくやつて居る所は餘計なからうと思ひます、其の小さい子供に暑い時に授業するといふことは此處では到底出来ないと云ひます、冬になつたら何うかといふ午後は又日が短いのであります、之は緯度の關係上自然さうなるのだらうと思ひますが、従て四時間の授業としますと八時から始めるといふことは此處では困難です、九時から

始めなければならぬ、さうしますと、四時間授業でお茶一時間休んで約二時になります、一時半若くば二時になります、夫れから教室の方は一時間位合せて出来ませんが、お茶はほとんど一時から始めると致しても、四時間しますと五時になります、五時になつて一年生を歸へすといふことはどうでせう、皆さん安心してなされるでせうか。

○森川照太郎 出来ません。
○星野校長 先づ結果がいかにいふことよりは不可能だと思ふのです。
○森川照太郎 よく解りました、後で反対意見を述べるときとんだ恥をかゝずに済みました、皆さんの時間は潰れましたけれども諸君の中でも啓蒙された方があると思ひます。

「進行」と呼ぶ者あり
○高橋英之助君 新築案と關係ありませんが、女學校長に一寸お伺ひしたいと思ひますが、職員の方々が校長先生と教授として合計五名の方がおいでになります、其の間小學校の囑託教員や支那人の先生が十一名あります、其の中で渡會先生が物理、化学、三つの科目を持つて居られます、授業上お差支はありませんか、貴下のおいでになりました日本と比較して授業上は於て何か設備上不便だ、もつと完全にしたいといふことをお考になつたことがありませうでせうか、何うですか。

○承賀校長 差支はないと思ひます、又人物から云つても敬服すべき人であらうと思ひます、研究教授でもありまして、監視して居りますが、差支はないといふ譯で實際に於て十分であると存じます、尚教授と名のついた人が五名でありまして、後は教員或は囑託になつて居りますが、囑託の中には免状を持つて居る人もありまして、又司法領事のやうな立派な人も居りますし致しまして

現在五學級に於て決してさう悪いとは考へません、尙最もよくしやうとすれば理想案になりまして多岐に亘りますけれども、若し商業學校が實現されたならば、商業學校と掛持ちしましたら非常に學校の内容にうるほひが出来まして大變宜いであらうと思ひますけれども、遺憾ながら商業學校は實行不可能になりました、將來十學級の組織になりますと教授もとりよくなります、五學級では何うしても不自然な結果が起つて来ます、ですから商業學校が出来て掛持ちをして頂ければ非常に宜いと思ひますが、現在に於ては已むを得ないと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 皆さんに申し上げます、大分時間も経ちますから討論に入りませう。(賛成)
○高橋英之助君 一寸お断りして置きます、偶々渡會先生の名前を出しましたが、御答辯を聴いて居る中に渡會先生を攻撃して居るやうに取られたやうであります、私は決して先生の人物を何うとかお尋ねしたのでないのですから其の點誤解のないやうに。

○承賀校長 承知致して居ります。
○高橋英之助君 日本で三つも學科を持つて教授なすつて居る所がありますか、さういふことは貴下として他の授業の繰合せに付て不便だと思ひになりませんか。

○承賀校長 今迄に於てはさう差支はありません、といふことは五學級に於ては仕方ないと思ひます、内地に於ては職員数が多うございませうから此の點分利的に行くと出来ませう。

○中村鐵一君(拍手) 私は本案に對して滿腔の熱誠を以て賛成するものであります、(拍手)現代世界の著しい傾向は凡ての教育を以て俟たんとするにありませう、恰も中世に於ける吾等祖先が宗教に求めたやうな

(330)

(329)

熱情を以て教育に俟たんとして居ります、而し其の傾向が最も顯著なるは米國であります故に、或歐羅巴の學者が之を呼んで米國の教育に對する迷信と稱するに至つた位であります、市俄古大學の教授でラベット博士は其の有名な教育論に於きまして歐羅巴を旅行する所の人の目に映するものは農人の……でありまして、亞米利加を旅行する所のもの、目に映するものは學校のきつたる校舎であると申して居ります、之を以て見ても如何に米國人が其の教育施設に熱心であるかを窺ふことが出来ると思ふのであります、(退場者多し)が當に米國のみならず凡ての先進國に於きまして教育施設に對しては非常な注意と非常な眞面目な態度をもちまして其の建設に多大の力を注いだ結果隨分立派な教育施設が出来て居るのであります、最近我が國に於きましても非常な進歩を致しまして到る所立派な學校が出来て居りますことは敢て申す迄もないこと、存じます然るに願て吾が天津の女學校を見ますのに職員室を任切つて後に料理部室があつたり或は廊下の突當りに教室があつたり或は理化學の器械や標本が廣くもない廊下に羅列してあるといふことは一休何を意味するものでありませう、三年前に此の計畫を爲すつた當時の行政委員諸氏に如何に教育に對する理解と同情がないかといふことを裏書するものではないでせうか、無論女學校を團體に引受ける際に色々困難な事情もあつたこと、存じます、多少の無理もあつたかも知れませんが、併し其の經營を民間に引受けた以上は斯かる不始末な方法を採るといふこと、斯かる不始末のまゝ放つて置くといふことは天津日本人の恥辱だと思ひます、大分反對側の人を席をお立ちになつたやうですが、甚だ其の不公平な態度、熱心に非ざる態度を遺憾に存するものであります、却て妨害がなくて話のしよいことを非常に幸に存じます、(拍手)先程配付されました女學校新築案の中にもあります通り議員のお方は御覽になつたお方もあるし、或は御覽にならない方もある

かも知れませんが兎に角女學校から要求されて居ります新築移轉を必要とする理由の中に本年四月から入學する一年生を收容すべき室がないといふこととあります、次には家事實習の洗濯や色染をする教室がないといふこととあります、第三には刺繍室が小さくて四年生が約三十名の授業に差支を生じて居る第四に、作法室が小さい、第五には段々學生が増えるに従つて昭和八年度以降は非常な支障を覺えるだらうといふやうなことが記載してあります、其他理化學室は前に申上げましたやうな缺陷が擧げられてあります、大休女學校を御覽になつた方々は如何に教師方や生徒方が不自由して居るか、教授上差支して居るか、よく御承知になることだと思ひます、曰井さんは「國政過渡」といふ題で先般來其の意見を新聞紙上に發表して居られますが、學校より女學校より道路が先だ、道路の方を先に築造しなければならぬといふやうな御意見のやうに存じて居ります、私も道路築造に對しては曰井さんと同様の考を持つて居ります、併し乍ら私は不幸にして或は幸かも知れませんが、教育より道路を先にしなければならぬといふことはどうしても瞭解に苦しむのであります、私は此の國家百年の大計を何うしても此の民會で今晩出来るならば女學校新築案を議員諸君に審議して頂くやうに、可決確定して頂くやうにお願ひする次第であります、夫れから先程から段々説明がありましたやうに、相當の数が順次續えて行くといふ説に對し、いやさうぢやない、若し或は國際關係の變調が起つた場合、果して日本人が今迄のやうに續えて行くかどうか疑問だといふ論者もありません、至極最もな説だと思ひますが、丁度青島が還附されます前に矢張り疑念を抱かれて居りましたが、成程軍の撤去の當時一時は生徒も減少致しました、併し年を追うて段々續えて参りました、撤去前に居つた數よりも現在では餘計になつて居ります、民國當局で此の調が出来て居りますから一寸押借致します、御承知でもありませうが

熱情を以て教育に俟たんとして居ります、而し其の傾向が最も顯著なるは米國であります故に、或歐羅巴の學者が之を呼んで米國の教育に對する迷信と稱するに至つた位であります、市俄古大學の教授でラベット博士は其の有名な教育論に於きまして歐羅巴を旅行する所の人の目に映するものは農人の……でありまして、亞米利加を旅行する所のもの、目に映するものは學校のきつたる校舎であると申して居ります、之を以て見ても如何に米國人が其の教育施設に熱心であるかを窺ふことが出来ると思ふのであります、(退場者多し)が當に米國のみならず凡ての先進國に於きまして教育施設に對しては非常な注意と非常な眞面目な態度をもちまして其の建設に多大の力を注いだ結果隨分立派な教育施設が出来て居るのであります、最近我が國に於きましても非常な進歩を致しまして到る所立派な學校が出来て居りますことは敢て申す迄もないこと、存じます然るに願て吾が天津の女學校を見ますのに職員室を任切つて後に料理部室があつたり或は廊下の突當りに教室があつたり或は理化學の器械や標本が廣くもない廊下に羅列してあるといふことは一休何を意味するものでありませう、三年前に此の計畫を爲すつた當時の行政委員諸氏に如何に教育に對する理解と同情がないかといふことを裏書するものではないでせうか、無論女學校を團體に引受ける際に色々困難な事情もあつたこと、存じます、多少の無理もあつたかも知れませんが、併し其の經營を民間に引受けた以上は斯かる不始末な方法を採るといふこと、斯かる不始末のまゝ放つて置くといふことは天津日本人の恥辱だと思ひます、大分反對側の人を席をお立ちになつたやうですが、甚だ其の不公平な態度、熱心に非ざる態度を遺憾に存するものであります、却て妨害がなくて話のしよいことを非常に幸に存じます、(拍手)先程配付されました女學校新築案の中にもあります通り議員のお方は御覽になつたお方もあるし、或は御覽にならない方もある

(332)

(331)

(333)

大正十一年が撤廢の年でありまして三百七十七人になつて居ります、夫れが撤廢後大正十二年には二百七十五人、約百人の減少であります、然るに大正十三年には二百九十九人、大正十四年には三百十八人、昭和三年には三百七十四人、而して昭和四年には四百名に殖えて居るのであります、斯ういふ根據から致しまして、此の北支那の重要地たる天津の貿易の見地から云つても今後さう減ることはないと思ひます、外國人が始終申しますやうに、天津は一番支那で好い所だ、一寸來て見ると甚だ住み難いやうな、不健康地やうな感じがするが、自分達は支那の中で天津が一番好いやうに思ふ、といふやうに地の利を占めた點は確かにあり得ると思ひます、此の意味から白井さんに同意見であります、否吾々は努めて日本人の發展の爲に更に大きな努力をなさなければならぬと思ひます、皆さんも御承知のことと思ひますが、英租界に最近建てられましたグラム・マースクールの見に行きまして、其の規模の如何に大なるかに驚いたのであります、現在收容人員は二百四十五人と聞いて居りますが、二百四十五人の生徒を收容するのに家屋器具其他をせめて二十八萬兩、之に土地代を加へますならば四十萬兩の費用をかけて此の學校を新築して居ります、一部には團債に依つて、といふ説もあり得るけれども、最近調べました所に依りますと團債に非ずして、之を三年間に償却したといふ報告を受けて居ります、或人は何れも外國人の眞似をする必要はない、金持の英國租界と違ふといふ説も必ずやあらうと思ひます、併し乍ら吾々は何が故に貧乏しなければならないのでせうか、日本租界も外國租界のやうに財政を豊富にすることが出来ないのでせうか、大に吾々の研究を要する點であらうと思ひます、私が申す迄もなく皆御承知の通り、各租界の家屋税の割合を見ますと英租界は家賃の一

(334)

割二分佛租界は六分、伊太利租界は五分、舊露西亞租界も五分、日本租界が三分になつて居ります、必らずしも外國租界の眞似をして急激に増加を主張するものでありません、斯うした得安財源が未だ残つて居るのでなからうかといふことを疑ふのであります、夫れから佛租界邊りでは御承知の通りに看板一つに付七那の税金を取つて居ります、看板を澤山おかけになつて居る所は迷惑かも知れませんが日本租界では一軒に於て持つて居る所の看板の税を除かれない迄も一つで宜いにしても或は之を三那か五那にしても二那にしても可成りな財源を得られるのでなからうかと思ひます、斯るが故に私は必らずしも日本租界許り外國租界に比べて波々する必要はないと思ひます、斯ういふことから段々研究して参ります時に學校の一つや二つ、同時に餘りに煩れることのないやうな、もちつと、永久的な、佛租界、英租界のやうなものを造ることが出来るのでなからうかと思ひます、斯ういふ意味からしまして私は必らずしも此の女學校を建てたのに財政必らずしも窮乏ならずといふことを主張するものであります、私はなるだけ私の議論を簡單にする爲に之以上多くを言ふを要しないと思ひますが、最後に私の一寸申上げたいことは、或獨逸の哲學者は、子供の教育を疎にする國民は滅びると申しました、私は確かにさうであらうと思ひます、先程からの諸君の御質問を聞いて居りましたも如何に教育に對する理解と同情がないかといふことを要するものではないでせうか、私は此の際一日も早く天津女學校の新築移轉が可決確定されることを希望するものであります。(拍手)

○佐々木敏丸君 登壇 只今中村議員から色々賛成の御演説がございましたが、私は中村さんと少々違つた意見を持つて居りますからどうぞお聴取り願ひます、私の中ししますのは別に狭い學校で辛抱しろといふのでありません、私の反對するのは、テニスコートに移轉することに對して、あ

(335)

ります、現在の位置に増築して、どうか斯うにかいよしないかと考へて居ります、幸に私は女の子が二人ありまして、男の子の授けがありませんので、今晚は好都合だらうと思つて居ります、最初に夫れから御承知願ひ度いのです、夫れから天津には女の子供衆に對しての設備はありますが、男子に對する設備が今の専修學校しかありません、内地では先づ女學校より中學校とか或は普通商業が出来るが、天津だけは女學校が先になつて居る、夫れは前に色々事情がありまして、天津は内地と違つた方法を取つたのであります、夫れは已むを得ませんが、今の校舍はやつと三年前に造つたものと思ふのです、夫れを三年経つて直ぐに十萬掛けて移轉新築するといふことは、何れも男子に對する偏頗な處置だらうと思ひます、(一)十萬掛けるのであるならば兩方に半分使ふとか或は今の女學校をあのまゝ幾分増築して辛抱して貰つて、今の専修學校を一日も早く普通商業とか中學校に改築して貰ふ方が至當でなからうかと思ふのです、夫れから第二には昭和九年に女學校の生徒數が、二百三十名乃至二百五十名になるとの御豫定ださうですがどうも見解の相違かも知れませんが、私はさう願はるやうに思ひません、私も天津に來まして二十五年でございまして、一帯益であつた大正七八年頃天津居留民の數が確か六千五百と記憶して居ります、夫れから歐戰戰爭前から段々減つて一時は五千を切れたことがありますが、夫れから今度は少しづつ、盛りかへして來まして現在五千五百と記憶して居ります、夫れから貿易の見地から行きますと、輸入輸出も此の頃殆ど支那人に壓迫されまして日本人が段々疲弊して行くのを皆さん御存知だらうと思ふのであります、夫れならば何故人口が殖えて行くかといふ御質問があるかも知れませんが、夫れは内地が今非常に不景氣である、大連も不景氣ださうであります、未だ天津は幾分まだといふ言葉を聞きまして、どうしても天津の方に流れて來るやうになるの

(336)

でないかと思ひます、惟ふに、内地の景氣が挽回して行つたら又元の内地にお歸りになるから矢張り天津の人はどんなに殖えても六千五百だと思ひます、一萬人になると仰有る方があれば已むを得ません、將來のことは確かに申せませんが、私の考から行きますと、貿易が不振で、段々支那人に商賣を取られてしまふやうに思ひます、さういふ考から行きますと、女學校の生徒が昭和九年度には二百三十人になるとは私想像出来ません、百五十八人にはなるかも知れませんが、夫れも何うかと思ひます、其の次に川端技師が、撫順、奉天、安東、青島を御視察になつたさうですが、天津はあゝいふ撫順や奉天とは幾分土地柄が違つて居ります、人の數も奉天とか、撫順に比べて非常に少いのです、又滿鐵といふ大きな會社がついて居りますから補助も多いと思ふのであります、さういふ澤山日本人の居られる土地柄で青島とか或は奉天の女學校を見て來て天津にも是非あれと同様のものを置かなければならぬと仰有ることは少々聞違つて居るやうに思ふのであります、夫れから現在のテニスコートに移すのださうですが、随分体育會からも反對があつたやうに思ひます、又あれは昨年の七月か八月に完成したのでございまして、あれには少くも五千兩の金が掛つて居るのです、今度女學校が彼處に移るやうになりますと、あれが無駄になるやうに思ふのであります、緊縮々々と仰有る際無駄をせず、其の次に女學校を移さなければ小學校が狭くて困るといふお話をありますが、私の考へますに、雨天体操場を二階にするとかいふ具合にして、翌二三年御辛抱願つたらよくないかと思ひます、夫れからもう一つはテニスコートの後も宜しいが、今の女學校と比べますと邊鄙なやうに思ひます、學校に子供を通はすのには成るべく便利のよい、雨が降つても、風が吹いても天津のやうな土地柄では遠隔の地は不適

(338)

(337)

當に思ひます、此の頃大分開けて来ましたからそんなことはありますまいが、年頃の娘さんをおいふ所に通學させることはある不安が伴はないかと思ふのであります、其の意味から現在野校長のお話を聞きまして旅順の女學校が非常に好いさうであります、夫れにつきまして一寸豫算から割出して行きますと、小學校の生徒が五百五十名としまして、本年は六萬五千八百八十一名でありますから一人當り一箇年約百五十名であります、(違ひますよ)と呼ぶ青あり)違ふかも知れませんが、事務報告に三月二十五日調で五百五十一名と書いてありますから、間違つて居るかも知れませんが、女學校が百二十五名で豫算が三萬二千五百二十八名なら一箇年約二百六十名の負擔になります、夫れ程旅順の女學校が、宜いものなら一箇年に二百名位民團から補助して旅順におやりになつた方が非常に成績がよくなると思ひます、夫れは家庭の事情や色々な事情で出来ないことではあります、旅順が好いといふことは只今校長さんのお話で解つたのであります、其の次に十萬弗をどうしても使はなければならぬ、と仰るなら賛成しますから、今の宿舎が改築出来るさうでありますから三萬弗の改築費を二萬位で辛抱して頂く、さうして後五萬弗残りますから、一箇年の利息を五千弗と見て、夫れで二人の先生をお願ひして来る、さうして七人に預りして内容の充實を圖り度いと思ふのであります、只外観許り綺麗にしても内容が充實しなければ入學生徒さんの数が少くなるし、結果が悪くなると思ひますから新築より先づ内容をもつと充實して頂き度いと思ふのであります、夫れに付きましては専門の先生を呼んで頂き度いといふ意見を持つて居ります、併し各皆意見を異にして居りますから何とも申せませんが、私は成るべく十萬弗の金を内容といふことに重きを置いて今の校舎の増築をする、それで三年辛抱願つて、現在の過渡期を過ぎてから、おもむきの方へも私は進みたいと思ひます、民團は今政府からお借りしたり色々銀行から借りた團債の償還があるのだから僅か五萬か六萬かも知れませんが、夫れだけでも繰延べて置いたら何うだらうといふ考を持つて居るのです、若し私と意見を同じうして居られる方がありますならば御賛成願ひます。(拍手)

○森川照太郎 學校の新築といふことは、私共には突然で夢のやうな感じがするのであります、固よりさういふ問題も前からなかつたことではありませんけれども、斯う速かに具体化して近き將來に實行されやうといふ機運が斯く速かに來るとは、先頃迄考へて居りませんでした、夫れは御承知の通り私は前行政委員の方々に親交があります、従て民團行政に關することは聞いて居りますが、之等の人々は此の新築の必要を認めてか、認めないでか或は民團財政其他の事情を考慮してか、女學校の新築をさう速やかに實現するとは考へてなかつたやうに思ひます、夫れには相當の根據があつて、例へば應急の増築若しくは改築の考があつたらうと思ひますが、若し議員として此の案を取扱ひます上にさういふ人の意見も聽いて見ませんと此の案に對する自分の意見の決定が甚だ困難を感じるやうに思ひますから、此處にお出での白井君、同君が女學校の生徒の増加に對して何ういふ方針を以て之に處しやうとしたかといふ意見をお尋ねしたいと思ひます、皆さんの御賛同を得ますれば。(賛成)

○白井忠三君 前刻の中村君の御意見を對して私の意見を申し上げやうと思つたのであります、偶々森川君の御質問と同じやうな内容なんです、併し私は詳しい数字を今持つて居りませんから正確な數を年度別に挙げよと仰つても只今一寸困ります、私は先刻質問の際申しましたやう

(340)

(339)

に、此の案は十學級の教室を昭和八年頃迄に轉へる案です、餘りに見込が大き過ぎはしないかといふことを申し上げたのですが、併し見込のことなら仕方ないといふので、私も見込の根據を得るのに困つて居りました、幸にも中村君の御演説の中から非常に好い材料があつたのであります、夫れは現在青島の女學校の生徒總數が四百名であると伺ひました、之は當局のお調べであるといふことですから無論間違ないものと思ひます、然らば青島の人口は何うであるか、只今佐々木君の云はれた如くに青島の女學校は青島のみでなく山東鐵道沿線の各地から來ても收容出来るやうな設備になつて居ります、此の青島の全人口は恐らく五六萬に達するのでないかと思ひます、併し違ふかも知れませんが、或は三四萬かも知れません、其處で三四萬の人口の家庭から女學校に行く生徒の數は四百名、此の天津の現在五千數百の家庭から女學校に行く生徒の數は現に角百二十人といふ比例になつて居ります、此の比例から見まして、之から四五年の中に、十學教室と云へば、平均三四八人と見まして三四百名になるものでありませうが、十學教室にしなければならぬ程生徒の數が著るといふことは青島の一例から見ても無理でないかと思ひます、私共が三年前に彼處に女學校を建てました時の計畫は、今森川君からの質問がありました、詳しい数字を持ちませんから、詳しい計畫の説明は出来ませんが、小學校の方を彼處に自然に増築して行く、其の結果小學校の運動場が、稍狭隘を感じる、併し之も數字の記憶違があるかも知れませんが、小學校が各學級が三學級宛十八學級、高等科が二つで、二十學級にします時、大ざつぱに勘定して、約千人の生徒になる迄は彼處に増築して行つて差支ない、之につれて女學校も彼處に宿舎をこはして増築して行く、斯ういふ方針の下に建てたのであります、僅か二三年後にグラウンドに新築しなければならぬことはないだらうと思ひます、要するに十萬弗を投じて新築する必要があるれば、民團財政状態が現在程苦しくなく、今少しく樂であり、土木費に二十萬弗を投じられる時代であつたのですから、十萬弗位の女學校を建てることは當時の財政から何でもなかつた、非常に偶々な考で吾々が教育施設に對して冷感であつたといふやうな御非難があるやうですが、冷感にも冷感でないにも、私共は學校當局と常に相談はやつて居りまして、學校當局の要求を非常に押へつけたとか、制限したといふやうなことは全然今日迄ないのであります、學校の要求に對しては何時でも可成り教育第一主義で此の豫算を通過させるやうに努めて來たものであります、併し乍ら私は此の新築案に遺憾なく賛成を表明する譯に行かないのであります、只今佐々木君の言ふ通り決して此のまゝの、現状の女學校で満足して行けるものかといふ結論では決してありません、無論必要な教室の増築は必要でありませうし、さう何時迄も専用の休養場なしで置くことも出来ません、當初の計畫の如くあの宿舎を取りはらつて運動場の側に校舎を建増して行く順次に應じて建増して行きさへすれば、毎年でなくても二年目位に二三萬弗の程度で出せば宜いのであります、夫れから各教室が小さいといふ系賀校長の意見には直ちに同意し難いのであります、併し成程小學校から出て來る女學生が殆ど全部が來ることがあつたとして、一遍に五六百人が一學級になる、其の時に六十人の生徒を一室に收容し得るやうな広い特別室を設けられたやうですが、部屋が大きさは今二十人位しか居ないので、之を建て、一遍に斯ういふ大きな部屋に、上級の生徒の如きは今二十人位しか居ないので、之を建て、一遍に十萬弗かけてしまふといふ計畫よりもつと實際的に夫れ程費用をかけないで行けるのでないか、其の根本の趣旨は無論あの所に建増して行くといふ所から来たければ立てたい案であります、どうも彼處に入りきらんといふ數字の根據が、此處に御配布になつた參考案ではまだ、私共

(341)

は諒解出来ないであります、即ち私共は決して小學校は固より女學校以上にも完全にしなければならぬ、女學校と雖も狭いものは建増すといふのであります、今佐々木君の御説のあつたやうに今少しく内容の充實といふ方面の必要があるのでないか、先刻高橋君が誰かの御質問で、渡會先生が三つの學科を充つて居て、差支ないといふ校長の御説明でありましたが、渡會教師には私共敬服して居るので決して悪いとは云ひませんが、さういふ重なる負擔をさせないやうに教授の數をとのへることが、出来れば種やさうといふ趣旨を持つて居たのです、森川君の御質問に十分なお答になりませんが、序に私の意見も申し度いのですが、私生憎學費をつぶしてしまひましたが、他の方々からも十分お説が出るだらうと思ふのです、私の反対意見でありませんが、増築充實といふ趣旨には大賛成であります、新築案其のものを賛成出来ぬといふのであります、尙中村君の該博な御意見の中に、只今の人口問題と同じやうな矛盾があるのではないかと、同君にも一應御考慮を促がし度いと思ふのであります、英租界のグラムマースクールの何十萬兩使つたといふことを一寸聞いて居ります、誠にうらやましいことであり、併し何十萬兩を英租界で使つて居るから天津の吾が日本居留民も十萬弗の女學校を造ることは何でもないと仰有るが比例の差があります、英國租界の世帯は最近に於てずつと減つて居りますけれども、従來吾が民團の二百萬に近い額に比べては何倍といふ大きな財源を持つて、吾が民團で二十萬弗の土木費を出した時にも五十萬兩、六十萬兩を離出した英租界であります、教育の方にのみ何十萬も使つて土木費に其の十分の一も使はないやうな片輪な施設は、英國租界は最近に於ては特別の事情にありませんが、過去に於てはやつて居らなかつたのであります、吾が租界も例の好ましからん租界撤廢といふことを考慮に入れたといふ御議論をなさるかも知れませんが、其の爲に居留民が減ると

(342)

いふことは一寸も考へて居りません、租界が撤廢されやうがどうだらうが、従來民團の持つて居つた施設方針、行政方針が繼承されて行くものであります、其の財産に非常な影響があるといふ安算的な考へではないのです、天津は五千の日本人に過ぎないのであります、此の見込は大き過ぎはしないか、此の點信じて疑はないのであります。

○行政委員副會長(石川 通君)
私は簡単に佐々木さん其他の方々から反對論が出ましたに付きまして、賛成の意見を述べたいと思ひます、物事は何事に依らず見解の相違がありますから私等と反對の方もあつしやるでせうが、先程白井さんも佐々木さんも内容の充實といふことを仰りましたが、私も賛成であります、ただ内容の充實に行く迄にいろいろ困つて居るのです、私は内容の充實を反對するのではなくして、いれものに困つて居るのをよくして置いて、さうして内容の充實も勿論はかる、斯ういふ意見であります、夫れから先程旅順が非常に良いと校長が云はれたから二百弗づゝやつたらどうかといふ議論もありましたが、色々家庭の事情があつてやらないのでせうから、民團から二百弗づゝ貰つても旅順に行くといふことは恐らく不可能だらうと思ひます、夫れから邊鄙な所にあると仰いますが、先づあの邊の所ならば學校を建てるには御存知の通り土地が斯ういふ猶大の所でございますから、さう広い所ではないのですから、あの邊では決して邊鄙とは申されないと思ひます、今度デモスコートを移さうといふ所であつたら成程邊鄙かも知れませんが、又海光寺の向ふにやつたら邊鄙かも知れませんが、あの邊の所で我慢して頂かなければならぬと思ひます、夫れから此の女學校の移轉といふことは先程から皆さんお話をやうに小學校の生徒の増加と女學校の生徒の増加と相俟つて此の問題が起つて來たのではないかとと思ひます、其の點非常に意見の

(343)

相違があると思ひます、夫れから先程佐々木さんの仰つた中で廢球場が漸く出来た許りに又他に此の緊縮の際だ、私共も成程と思ひます、併し之は已むを得ない事情でありますから、其の點お含み置願ひたいと思ひます、成るべく金の掛らない方針をとることは御同意であります、夫れから安東、奉天、青島と同じやうにするといふ風にお取りになつては困るのであります、先づああいふ所では斯ういふ施設をして居る、といふことを考へて、此の位で宜からうといふ所であり、りになつたと思ふのであります、夫れから人員のことであり、お手許に配付してあります、之も見解の相違と云へば夫れ迄であります、昭和九年度に於て二百三十人といふ所を假りに二百人であつたとしても六學級は要るのであります、又小學校の方に於きましても、學校から預いて居る表に依りますと、昭和五年度に於ては全休の數が七百二十名で十八學級になり、さういふ風にして昭和七年になり、二十學級になりました、さつき一寸此の計算を聞違つて白井さんは仰つたやうですが、昭和七年で二十學級になります、さういふ風な状態と相俟つて、何うしても増築するか移轉するか、増築といふことになるとお手許にお廻ししてありますやうに、あつたに増築しますと、學校を建てるのに六萬二千五百弗、宿舍をこはすのに一戸三千弗とすれば三萬弗増、さうして一年に四千八百六十弗の宿舍料を出して、併も彼處に狭い空地が出来て、其處で女學校の生徒が運動をしなければならぬやうな環境に置かれるのであります、斯るが故に増築して金を出さず、移轉した方が夫れだけ金が生きていふ意味に於きまして、移轉することになつたのであります、さういふ風でございますから先程からお話になつて居るのを一寸伺ふと御尤ものやうな點もありません、さういふ事情をよくお含み置願ひたいと思ひます。

(344)

○佐々木徹九君 石川さんのお説は餘りに性急過ぎる、もう少し辛抱して頂き度い、團債の償還をした方法が立つからといふのが本旨であります、只夫れだけであります、其他に貴下は女學校の生徒が二百三十人になる豫定をして居られるが、小學校の卒業生の數を見ますと、昭和二年に男三十一名、女三十二名、合計六十三名であります、三年には男三十二名、女三十六名、合計六十八名、七名増して居ります、四年には男二十七名、女三十四名、結局六十一名で前から七名減つて居ります、斯ういふ風に少々は減るかも知れませんが、昭和九年に二百三十名といふのは一寸大き過ぎはしないかと思ひます。

○中村鐵一君 一寸白井さんにお答へ致しますが、私は必ずしも英國租界の眞似をしなければならぬといふのではないのです、併し貴下が三年前にお建てになつた學校の現在のやうな行詰りを繰返したくないのです、現在の校舎の増築を佐々木さんは主張して居られますけれども、増築は出来るとしても運動場のない結果非常に女子の体育に影響が来ると私は信ずるのであります、よく女學校の生徒を御覧になり、大變卑近な例でお氣の毒だと思ひますが、非常にお足か大きいやうに思ふのです、之は何を意味するかと言ふと確かに運動不足を意味するのでないでせうか。

○榎前 香君 私は白井君と同意見であります、決して學校そのものの建築に反對するものではない、教育の必要は痛切に感じて居ります、私自身が可成りきつて勉強した筈でありますから、其の點痛切に感じて居りますが、悲しいかな、お氣の毒であるが、此の案を延ばして頂きたい、一年間、其の理由を今から述べます、小學校の方は先程星野さんの回答に依つて、どう

(346)

(345)

しても學校の編成等は出来ない、私が見る所に依ると今明年、二年位は二教室、少くも一教室は完全に不自由なく、あき教室が出来るのであります。局の方の意見を聞いて見ますと、講堂を二つに仕切つて使へるやうな御計畫らしいのであります。一年若くは二年の餘裕は十分見られると思ひます。尤も女學校の方として、色々な部屋が必要でありませうし、又請願に及んでおつしやる父兄の方として成程御尤もであります。現在の状態を決定して好いとは考へて居りませんが、併し乍ら普通教室、今小學校から借りて来た部屋を、一部、二部層融通出来れば現在の人員に於ては現在の教室は決して小さくありません、さういふ點であります。私には此の小學校の建築に付ても餘程よく研究して行かないと、必らず其處に不合理な、無駄な點が澤山ありはしないかと思ひます、数字を擧げるとさういふから申上げませんが、先程中村さんは大變イギリスを讚美されましたが、(中村議員「イギリスであります、アメリカです」)一違ひました、其のアメリカの學校は、實は部屋が小さくて、狭くて足りないのです、どうしても移轉するか、若しくは新築する必要があるといふことが、ノース、チャイナ、スターに出て居ります。之は極く最近の新聞です、夫れに依りますと非常に狹隘であり不適當である、どうしても建築しなければならぬ、積金が不足で出来ない、斯るが故に二三年の間は一時家を借りて其の間敷地も選ばうし、積金もして行かうといふことがあるのです、之等を見て此の際日本の小學校も十分研究して其處に色々合理的でない、無駄が澤山あるだらうし、他にもさういふ例があるから、必らずしも日本租界許りに居るのでないのですから、私としては勿論建物を立派であつて欲しいが、内容も充實して欲しい、私は初めて此の問女學校の卒業式に出席して見ました、其の時に特に感じましたのが、小學校の建築の氣持の悪さ、決して兒童を育てるべき器ではありません。

○理事(松本文三郎君)
在留民は日本内地人、朝鮮人、台灣人、即ち日本の小學校に入り得る人口は事務報告にもあります通り、十二月調査に依りますと、六千四百人であり、新聞等には五千人とあります。是が多分租界内に居ります内地人だけの數だと思ひます、其他租界外にも大分住つて居られますから吾々は先づ六千四百人を土台として研究して居ります。

○砂田 實君 解りました、夫れでは少し意見を述べさせて頂きます、此の問題は新聞にも色々意見が出て居りますが、實に難しい問題だらうと思つて居ります、此の議場へ出る迄私も實際に於て殆ど意見がきまらなかつたのであります、先般來議員の御質問に對して承賀校長が女學校に關連のある星野小學校長に色々お話を承りました、何うしても女學校の建築は無理のないことだといふ氣分になつて來たのであります、夫れで此處に賣つて居ります學校生徒數に於きまして、五年度以上のものは實際數でありまして、五年度以降こそ豫想數であります、矢張り小學校の方でも生徒數といふものは三年位の間一寸三割増して居ります、女學校の方は一寸四割増して居ります、實際に於て後五六年の間に四五割増えるのは當り前のことに相違ない、先程石

(348)

(347)

川君が御行つたやうに二百人餘りになるといふことは當然だらうと思ひます、今迄のやうに在留民の數も戦争等に依つて相當増減があるまいが、北平から都が南京に遷りまして、或は今後蒋介石との戰如何に依つて北京が来るかも知れませんが、幸に北京が都でなくなれば、將來數年間の中に動亂の甚になることは餘程なく成つて來て此の邊りが安定して來る、さうすれば日本内地があれ程不景氣になつて居りますから食へなくなつたから海外に行つて衣食の道を請じやうといふ人も相當出て來ると思ひます、さうして此の地方が安定して居りますと、商賣の方の儲けは動亂がないからさう儲かれないかも知れませんが、安定だけは得られようなり、斯うなりやつて行かうといふものがどうも此處に來やしないかと思ひます、私は過去漢口に居りましたが、二千五百人から三千人の人があつた所へ十年程に二三千人の人が渡來して居ります、さう無暗に殖えることもありません、過去三四十年の例を見まして四割位は出來ると確定出来る、さうすれば今の教室があれだけ要るといふことは當然だと思ふのであります、只現在存在する小學校とか女學校を擴張するか、そしてあれで間に合せるかどうかで問題になるのであります、何れ女學校の方が小學校の方が一方だけ入るの數が少く行かうであつたら彼處でも宜いのですが、兩方共に漸次擴張して行く要務になると思ひます、さうすれば餘り不自由な目を双方に與へると共に折角あつた金をかけるならば民團の財政の許す限り運動場を將來學校の豫定として、先づ現在窮地に陥つて居る女學校を彼處へ持つて建てると私は反對致しません、尙先程大變不便なことであると誰方もお話がありましたが、既にこの邊りに第二警察分署が出来居りますし一年間に見送る許りに家を建ちました位ですから段々住宅も殖えてあふないやうなことはないと思ひます、道路が未だ完全とは云へませんが、女學校が建てば自然民團としても放つて置く譯に行きませんから、道路の開修の方も速進して行く結果になるだらうと思ひます、尙又租界の將來を考へて見ますと、あの土地を選定してあの學校を建てるといふことも日本人が此の民團の全權を握つて居る間は出來ますけれども、日本人の意見なんか容れないやうになれば、斯ういふことは難しくなつて行きやしないか、だから吾々は之から來る子女の爲に斯ういふ道を講じて置くのが義務でないかと思ひます、(拍手)只私が多少懸念して居りますのは、之は承賀校長の御理想も加はつて居るのだらうと思つて居つたのでございまして、先程松さんから色々具體的の御質問があつた特別室でございまして、三つ四つ吾々が見渡した所で二三間、又は四五間位の所の民團の御理想が加はらなかつたことになる譯だらうと思ひますが、其處が問題なんです、此の點をどうかすれば或は多數の皆さんは此の案に對して直に御賛成されるのでないかと思ひます、私の希望として其の點を行政委員會の方から折角案をおきめになつて居りますが、其の點も少し御歩の餘地がないか、さういふ意味で本案が第一讀會を終了して第二讀會に行つて修正の案でも誰方か出して頂くやうにして此の案の通過を圖り度いと思ひます。

○宮武徳次郎君 登壇(拍手)
私は本案に對しまして最初は反對でありました、研究を重ねるにつれ増築、増築より新築案に賛成することになりました、其處で私は本論に入るに先立ちまして二つの前提をして置きたいのであります、即ち其の一つは多少自家廣告のやうに誤解される恐れもありませんが、今私が申しますことは議事の進行上時間を経済に使用します爲にも、凡そ議員諸君が民會に臨まれる前に凡ての議案に對して豫め相當の御準備と御研究を願ひ度いと思ひます、夫れは斯ういふ意味であります先刻來各議員諸君から色々當局者に御質問がございまして、此の御質問も或程度迄は宜しうと

(349)

さいすけれども、毎年卒業する生徒の數、入學數といふものは貴重な極められた時間にお尋ねになる前に先づ女學校に行き或は小學校に行つて當局者にお尋ね下さつて置きましたらば、さういふことは必要なく、直ぐ討論に入れることと思ひます(拍手)次に其の二は、私は遠き將來は存じませんが、現在又近き將來五年乃至十五年位後に私の子供や孫が女學校に入つて御厄介になるといふやうなことは思つて居りません、又絶対にありません、夫れが爲に女學校の新築が出来やうか、假令否決されてしまつても私には何等の支障も感じなければ、何等の不便もありません、此の二つの前提の下に本論に入りませう、「無用」と呼ぶ者あり、決して無用ではありません、無用の人は耳をふさいで置きなさい、本月十三日天津日報朝刊紙上から引續き十九日朝刊紙上に於きまして白井氏の女學校新築反對論に對して小宮山滿天君が反駁して居られますのを私は詳しく目を注ぎました、大体に於て反對理由として斯ういふことが書かれて居ります、三月八日の本報六日京津日日新聞の夕刊紙上に於て反對理由として斯ういふことが書かれて居ります、由來學校の移轉新築等といふことが何か特別な事情の發生なしに突發するべきでないことは常識上疑なき處である、例へば校舎の全焼といふやうな突發事から、數年後の移轉新築を早めるといふことはあり得ることです、未だ後にはありますが、其處迄にして置きます、今申しました同氏の理由は私も首肯し得るのでありますが、特別な事情の解釋とも申すべき意味で、今讀上げたやうな、例へば校舎のまるやけといふやうな突發事があつた場合には數年後に移轉新築を早めることが出来る、成程此の御議論は、さういふ突發事があつた場合は出来るが、夫れ以外の時には移轉新築は出来ないといふはれるのでありますが、私は此の白井氏の御意見とは少しく異つて居るのであります、さり乍ら私は白井氏の御意見を全然排斥するものではありません、之も新築反對の一

(350)

つの理由にはなり得ると思ひます、私は其の新築移轉が必ずしも同氏の云はれるやうな突發的の事情でなければならぬ、といふやうなそんな突發的の解釋でなく、今少し廣義な解釋で行きたいと思ひます、必ずしも火事で焼け、地震で壊れたといふやうな突發事でもなくとも、實際に於て移轉新築をせねば、どうすることも出来ないといふことがあつたならば、私は突發事でもなくとも新築し得るものと思ふのであります、假令今日選ばれて議員の末席を獲て居ります一つも痛痒を感じないのであります、假令今日選ばれて議員の末席を獲て居ります以上、公人として職務上、本議案の賛否に關しましては不肖ながら相當の研究を遂げました、其の結果新築移轉案に賛成するものであります、夫れから又白井氏は七日の朝刊に「或は現當局が以て不備とする處のものには不備に相違なからう、新築移轉の理由が決して不備なものでもありません、併し前記の成行から現在に於ては此の主張は居留民全体から見れば極めて少數者の主張とする外ないではないか、夫れとも昨年の關係者一同は誠に目先の見えぬ無定見者のみであつた譯であるのか」

斯ういふことが書かれてあります、之に對しまして私は斯く申上げたのであります、夫れは夫れとも昨年迄の關係者一同は誠に目先の見えぬ、無定見者」等と失禮なことは申しませんけれども見方に依つてはさう見えるかも知れません、結局結論としましては茲に到達するかも知れませんが、さりとて之を以て先輩諸君を無定見者と呼ばれば政治道徳上差控へなければならぬと考へます、白井氏は同じく七日の京津日日朝刊紙上に於て「或は又裁縫教室は和服積古の教室には日本間の用意が必要でミシン使用の洋服積古の教室は椅子の西洋室でなければならぬ(裁縫時間)に女學校生徒が、一々和服を洋服に洋服を和服に着換へるものか(聞洩したか)理化學の實驗

(351)

教室は何十坪とやらの廣さで之に準備室を附屬せしむるの必要があつて各正科教室にも一々お辨當やら外装やらの置場としての次の間を一空宛附屬せしむるといふ様な天津に女子學習院の分校でも建てる積りであるかの贅澤無類な設計を作り上げて憤將來之程の校舎が當然必要になるとする、今の校舎の隣側の民間宿舎を打壊して見た處で云々」と云はれて居ります、之は如何にも贅澤な成程白井氏の所謂女子學習院の分院でも建てる設計のやうに聞えるけれども、其の實質は決して左様な贅澤なものではないのだらうと思つて居ります、其の教室の後の方に少し許り餘裕を置いて外装、雨具、舞臺、帽子といふやうなものを置くやうな設計をしたのは誠に當局の苦心の存する所であつて現在のやうに階下等に置いて時々盜難にかゝるといふやうな點から申ししましても新しき施設として私は感服して居るのであります、今一つ白井氏の御議論として三月八日の京津日日夕刊紙上に斯ういふ記事があります、夫れは即ち「最近女學校の新築移轉論と共に現女學校教室を移轉後小學校の増築分に充當することである、實質的の差支は素よりあるまいが卑近な譬で云へば養女の古着を任せて直して婦男子に被せる思ひ違ひのない後妻の心事とも云へるといふやうな記事もございます、之も向氏の引例としては餘りに適當ならざる謂はゞ見解の差異もありませうが、私の言が當らないかも知れませんが、養理人情の諳言であると思ひます、併し赤ん坊の男ならば着物は何方でも大して見苦くありませんが、假令にも女學校に通ふ生徒に其の年頃の服装をさせたら世間の人の物笑ひになるか、非常識にあらざる限り斯かることは氣狂ひじみて出来るものでありません、幸に本案が通過しまして女學校が新築され、ば其の教室は小學校に移されますが、此の場合白井氏の論法で行きますと、養女の古着を總領の息子に着せるのが不都合といふのであります、私は女學生の入つて居た教室に小學校が入れないといふのを

(352)

言葉を換へて申しますと、女學生の教室は小學生の教室に絕對不可なりといふ理由でもあれば兎に角、他に理由はあり得べからざることでありませう、斯く論じて來ますと、此の以外に種々議論の立てやうがありますが、要するに百の議論より一つの實驗で、即ち現在の女學校の實狀を考察しまして移轉新築の絕對的施設を要するのであります、現に私は數日以前に當女學校の參觀を致しました、現在教室は階下階上通して七部屋あります、其の中階下に一年生の教室があります、階上に二年生の教室は一部屋あります、同じく階上に三年生の教室があります、此の教室は私の見ました處では完全無缺とは申せませんが、比較的完全なものとして居ります、尚階上四年生の教室は採光が至つて不十分なるのみならず、狹隘であります、次に作法室であります、之は二階の廊下をついで拵へてあるものであります、採光は誠に宜しうございませう、甚だ狹隘であります、併し一室でありますから多數の生徒を入れることは出来ません、且私の考としましては作法の積古をするのでありますならば、少くとも二室なければ襖の開けたて、障子のあけたてといふやうなことも必要だと思ひますので現在の作法教室は甚だ狹隘であります、次に割烹室であります、之は階下にありまして、他に適當な室がありません爲に此の割烹室で割烹と洗濯と染色クリーニング等を教へて居るのであります、殊にクリーニングの時に湯のしをします台がない爲にかけられないやうな有様であります、さうして此の部屋の採光は全然駄目でありませう、極端に申しませうれば甚だ暗いやうな氣持がするのであります、之は單に私一人の考ではありませぬ、女學校を之を參觀された方は皆さん同感であらうと思ひます(ヒヤッ)昨夜本議場に於きまして、監査議員の近視眼の多いといふ問題も私は専門家ではありませんが、只今私が申しました如く各教室が採光に恵まれない爲に幾分影響して居るのでないかと思ひます、斯かる

(354)

(353)

理由でありますから、議場の各人が感情的乃至は黨派的觀念で神聖な教育上の施設を論議されてはいけないのであります(拍手)前述の論議からして今日の女學校の實状はどうしても新築しなければならぬのであります、段々先刻から増築論も二三議員のお方から出ましたけれども増築案も多少は考慮を拂つて見ましたが甚だ姑息的であります、今數萬弗の金を投じて増築しても早晩小學校の教室の増築、講堂の擴張をやれば必ず手移すしなければならぬものでありますから此の際是非とも新築した方が宜いであらうと思ひます、最後に白井氏は過去に於て十年久しく行政委員長として或は行政委員として吾が租界行政の擴張に參與され、併も確實ある第一人者であります、斯かる租界行政に絶大な經驗と抱負を持たれる同氏が、本月七日京津津朝刊紙上に於て斯ういふ御議論をされて居ります、前の方は略します、唯に天津のやうな土地柄で小學校の児童數から直ちに女學校入學生の豫想數を算出するが如きは極めて杜撰と言はねばならぬ、夫れは所謂轉任性のある供給生活者の子女は女學校に進む時には九分九厘迄は内地の學校を選むからである」と論議されて居るのであります、諸君よくお聴き下さいませ、最も大切な所でありまして一週讀みます、一此の點に於ては同氏の御議論に絶對反對であります何となれば、天津に建設すべき女學校なるが故に天津小學校の児童數から直ちに女學校の入學生の豫想數を算出するのが最も適當な算出方法であつて決して杜撰なものとは思いません(行政委員席より拍手起る)昔から議に申します論より證據といふことがございます、さうして現在の女學校の三學年生が、小學校の卒業の時には、昭和二年の分でありまして、小學校卒業女生徒が三十四人で女學校に入學したものは三十二人でありまして、さうすれば九十四パーセントであります、昭和三年に小學校を卒業したものは三十七人で女學校に入つたものは三十四人でありまして、

之は九十二パーセントであります、昭和四年に三十二人卒業しまして女學校は二十八人入りました之は九十四パーセントであります、斯くの如く明々白々な事實が現存して明らかに證明されて居るにも拘らず、年は私の方が大分上でございますが、討論から申しまして、又文章から申しまして又租界行政上の多年の經驗から申しまして九分九厘迄内地の學校に行くといふやうな所謂同氏の常套語で申しますれば、悪く云へば虚偽の宣傳(拍手)よく言へば誤りたる宣傳平たく云へば間違つた御議論をして事情を知らない人を誤らしめるといふことは(拍手)私が常に人格者として又租界行政上の先輩として誠に同氏の爲に惜しむのであります、白井氏御本人に毫頭左様なお考はございませぬけれども、斯かる誤りたる御議論を發表された爲に世人から反對せんが爲めの反對と思はれても致方ないと思はれます、之等も同氏の爲に大に私は遺憾に思ふのであります、無論私として土木事業なんかは或程度迄延滞しても教育事業を先にならなければならぬといふ意見を持つて居ります、どうか皆さんも其のお積りでどうしても此の女學校の新築は絶對的にやらなければならぬことになつて居るのでありますから、どうか情實因縁なんかには因はれないで御賛成を願ひます。(拍手)

○理事(松本文三郎君) 登壇
もう時間が大變遅くなりましたから簡単に申上げたいと思ひますが、夫れは……
○白井忠三君 私は今宮武議員の話されたことに御返事しないと氣の抜けた時に返事すると妙なことになりますから今晩中にも思ひますから……
○理事(松本文三郎君)
私が昨年の春民團に入りまして、色々學校を參觀致しました、其の當時兩校長から色々學校の内

(356)

(355)

容に就て伺つたのであります、學校の教室、教授の模様等を伺ひまして、御相談もし御注文も申上げたのであります、先程佐々木さん其の方からお話の内容充實といふことに付ては學校の當事者と十分御相談申上げて、今後。

○議長(吉田房次郎君)
一寸申上げます御議論が盡きれば今晚採決したいのです。
○白井忠三君 議長はさういふ横暴なことをしてはいけません、本民會開會初頭に何と仰有りましたか、十時乃至十一時迄と仰有つたではありませんか、時計は廻つて一時過ぎです、(退場者多し)

○理事(松本文三郎君)
内容充實に付きましては御同感でありまして、今後凡ての點に於て學校當事者と協力して民團當路として進みたいと思ふのであります、併し學校建築といふことに就きましてはどうしても今年に於て決行しなければ又爲すべき機會もない、悔を將來貽すものでないかと思ひます、其處で私は私の先輩たる白井さんの「我民團の税制と財政」といふ本を研究したのであります、之には將來民團に施設すべき所事柄に就て色々お書きになつて居りますが、其の中の學校に於ては小學校の今の敷地では小學校だけでも出来ない、將來小學校、幼稚園、青年會が民團營になつた時其處に移すことが出来ない、といふお説を伺つて尤もお考である、白井さんの御方針に従つてやつて行かなければならぬと思つて、其後着々研究した結果、新築移轉といふことになつたのであります、夫れから人口増加率に就きましては(簡單々々)樂觀説も悲觀説もありますが、私は樂觀説であります、是非とも運動場に着築移轉しなければならぬ、斯ういふことを感ずる次第であります、尙詳しいことを申上げたけれども時間もありませんから之で御免蒙ります。(拍手)

○山田榮治君 もう餘程議論も盡きて居ると思ひますから討論終結に致し度いと思ひます、動議を提出致します。
○議長(吉田房次郎君)
只今山田議員から動議が提出されました、採決せよといふことでありますか。
○山田榮治君 二讀會に入り度いと思ひます。
○議長(吉田房次郎君)
二讀會に行くことに異議ございせんか、では二讀會に行きます。
○山田榮治君 原案を修正致し度いと思ひます、二の次に「三右建設ニ關スル實行方法ハ之ヲ行政委員會ニ一任スルコト」此の一項を加へまして原案に賛成致し度いと思ひます。(賛成)
○議長(吉田房次郎君)
只今山田議員から修正動議が出ました、御賛成の方は念の爲一寸起立して下さい、(起立者多數)——多數でございますから此の動議は成立致しました、一寸御報告申上げます、只今監督官から告示が出ました。
告示第二號居留民團法施行規則第三十八條ニ據り居留民會開期ヲ三月二十六日迄延長ス
右 告 示 ス
昭和五年三月二十四日
岡 本 武 三

拍 手 起 る

(357)

○藤田語郎君 私は讀會省略可決確定と致し度いと思ひます。
 ○議長(吉田房次郎君) 如何でございますか、讀會省略修正可決に御賛成の方は起立して下さい。
 ○砂田實君 金額に對する質問はなかつたのですか、其の機會を與へられましたか。
 ○議長(吉田房次郎君) 一讀會を随分長くやつたのです。
 「牧議員よりしきりに退席者を呼戻すやう申出あり」
 ○議長(吉田房次郎君) 只今の讀會省略可決確定と致します(異議なし)賛成者は念の爲お立ち下さい。
 賛成者 二十九名
 ○議長(吉田房次郎君) 反對の人を聞きませう、反對の方。(起立者なし)
 ○議長(吉田房次郎君) 牧さんや砂田さんは何方に。
 此の時又手續上違法ありとて
 退席する者あり、議場混雑す
 ○議長(吉田房次郎君) 夫れでは明日は矢張り五時から開會致します。
 午前一時四十五分散會

(358)

昭和五年度第二十三次居留民會通常會議事速記録
 第五日
 昭和五年三月二十五日於公會堂

- 議 事 日 程
- 第一、天津高等女學校新築ノ件(第二讀會續キ)
 - 第二、天津實業專修學校補助金ノ件
 - 第三、天津日本人商業會議所補助金ノ件
 - 第四、天津體育會へ体育獎勵費補助金ノ件
 - 第五、天津日本少年團ニ補助金交付ニ關スル建議案
 - 第六、昭和五年度居留民團出入出總算案
 - 第七、昭和五年度特別會計電氣歳入出豫算案
 - 第八、昭和五年度特別會計減債基金歳入出豫算案
 - 第九、昭和五年度特別會計實業復興資金豫算案
 - 第十、減債基金特別會計條例案(第一讀會ノマ)
 - 第十一、財務調査委員會組織ニ關スル建議案
 - 第十二、民團雇員規程中條項追加並ニ改正ニ關スル建議案

(359)

第十三、居留民團法施行細則改正ニ關スル建議案
 第十四、冷蔵用水塊配給暫行規程廢止ノ件

出席議員 三十六名

○議長 吉田房次郎	川島範夏	清水幸三郎	眞藤榮生
足立傳一郎	武田守信	長谷川義三郎	藤田語郎
吉田治四郎	勝田重直	田村俊次	千葉初藏
五十嵐重吉	宮武徳次郎	大澤大之助	石川茂行
高瀬 仲	山田榮治	太田岩吉	郡 茂
鍛冶靜一郎	中村鐵一	手島喜兵衛	田中鑄太郎
藤平正男	牧 尙一	砂田實	松田開一
金井潤三	大田萬吉	永安平吉	小倉知正
潮底正敏	清水一太郎	赤山今朝治	

出席行政委員 十名

○會長 田村俊次	勝田重直	大澤大之助	田中鑄太郎
石川 通	古田治四郎	武田守信	川島範夏

眞藤榮生

午後六時十分開會

(360)

○議長(吉田房次郎君) 着席(拍手)
 只今迄に民團議員の御出席の方は三十三名でございます。法定數に達して居りますから成立致しました。夫れから向中上げ度いことは豫て私は五時に開會致しまして十時若くは十一時に閉會するといふことを開會の一番傍頭に申上げて置いたのであります。所が一日と昨日は大分時間が遅くなりましたに就て前後繰替とお考になる方もあります。之は全く早く豫算審議に入り度い爲に時間が延びたのであります。元來事務報告に三日間も掛つたといふことはないのであります。僅か三十分位で済んだのが三日間も掛つたので時間の豫定が非常にくるつたものでありますから、よん所なく、一日と昨日は時間を延ばした譯であります。何うか其の邊は御諒解を願ひ度うございます。夫れから昨日質問の爲にお立ちになり、又答辯の爲にお立ちになつた方には私は公平に其のお方に對して、起立された方に對して發言權を與へて居る積りであります。何分にも色々なことに就て皆さんがお立ちになるものがございますから公平にやつて居る積りでありますけれども多少其處に手落があるかも知れません。此の事は誠に遺憾に心得ます。且つ昨日の議事の進行手續に就きましても、缺點がございましたら之も私の責任でございますから誠に遺憾に心得て居ります。此の際何うか御諒解願ひ度うございます。夫れでは昨日の女學校問題の第二讀會の繼續であります。之から開會致します。
 ○藤田語郎君 私は昨日の高等女學校新築案に對しまして讀會省略の動議を出しましたが、議事の進行上私は之を撤回し度いと思ひます。
 ○議長(吉田房次郎君) 只今藤田さんから昨日二讀會に於きまして採決の動議を提出されたのであります。之を撤回す

るといふことでもございますから撤回することに致します。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○牧 尚一君 登壇 私は天津高等女学校新築案に修正の上賛成を致し度いと思ふのでございます。昨晩も確か中村さんの御議論の中にあつたやうに思ひますが、天津の一部の人は女子教育に對して甚だ冷淡であるかの如きお話がございましたが、私の知つて居ります範圍では中々さうではありませぬ、女子教育に付ては天津の多くの居留民各位が数年前只今の高等女学校の前身たる私立天津高等女学校が淡路の基督教會の一部に孤々の聲を擧げました當時から相當な援助をして來て居るのであります。就中婦人團體の發起になりました撫子會といふ會は懸命に奔走しまして此の財政窮乏の私立高等女学校の補助を時には一ヶ月に四五百圓の支出迄して來たのでございます。さういふ熱誠なる援助があつた爲に民間も之に動かされて補助金を下附する、次いで團體と迄なつたのでございます。さうして新築になつて來た、其の當時の學校關係の各位はどの位此の新築を喜ばれたであらうと考へます、斯くの如くして只今の天津高等女学校は出来たのであります。其處で學校當局なり或は行政委員各位、保護者諸氏は尙此の上とも一層立派な學校を建て、内容外觀とも充實したものを以て女子教育をやつて行き度い、といふ御心情は誠に善々も共鳴する次第でございますが、皆さんも御承知の通り只今の民間財政の非常に行詰つて居ります、殊に團體價值の爲に數年間民間に取つては所謂臥薪嘗膽の期であらうと考へます、此の時に當つて理想的の學校を新築してやるといふことは、少し考へなくちやならぬのでないか、併し乍ら一方考へますと、職員室もない、廊下で事務を執らなければならぬといふ際でありましてさうから建てることは建て、も宜いが、併し其處には學校當局も今迄の御不便をもう少し忍ばれてさうして成るべく我慢して頂いて民間財政を難梅して漸次之を大きくして行くといふことは現下の必要ではなからうかと私は考へるのでございます。議案に對しまして左の如く修正致し度いと思ひます、第二項を「建設費ヲ銀拾萬圓以内トシ、昭和五年度及昭和六年度ニ分割支出スルコト、但シ豫算審査委員會ノ査定ヲ經テ其ノ金額ヲ決定スルコト」斯ういふ風に自分は修正して通過させ度いと心得ますから何うか皆さん方に於ては私共が只今申しましたことをよくお考え下さいまして私の案に御賛成あらんことを切望する次第であります。

○議長 (吉田房次郎君)

只今お聴きの如く修正案が牧議員から提出されたのでございます、之に對して皆さん御賛成でございますか、五人の御賛成があれば成立致しますが。(賛成)

〔もう一遍讀んで見て下さい〕と呼ぶ者あり

○理事 (松本文三郎君)

二、建設費ヲ銀拾萬圓以内トシ、昭和五年度及昭和六年度ニ分割支出スルコト、但シ豫算審査委員會ノ査定ヲ經テ其ノ金額ヲ決定スルコト

○議長 (吉田房次郎君)

只今理事から讀上げましたやうに、牧議員から修正動議が出たのでございます、矢張り賛成者がございまして之を議題と致します、之に對して御意見のある方は何うかお述べ願ひ度い。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長 (吉田房次郎君)

夫れでは之に對して御賛成の方は御起立願ひます。

總員 起立

○議長 (吉田房次郎君) 多數でございまして之が成立致しました。(拍手)

○議長 (吉田房次郎君) 一寸申上げますが、二つの修正動議が成立つて居るのでございますから其の全体に對して三讀會に入つて決定してしまひ度いと思ひます、所が御承知の通り三讀會は翌日といふことでもございまして、皆さんが御同意なら三讀會に入ることが出来ませんが。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長 (吉田房次郎君)

三讀會に於て議題と致します、一寸修正したのを讀んで下さい。

○理事 (松本文三郎君)

第一、天津高等女学校新築ノ件(第二讀會續キ) 一、高等女学校舎ヲ昭和五年度ニ於テ新運動場内庭球場敷地ニ新築スルコト

二、建設費ヲ銀拾萬圓以内トシ、昭和五年度及昭和六年度ニ分割支出スルコト、但シ豫算審査委員會ノ査定ヲ經テ其ノ金額ヲ決定スルコト

右建設ニ關スル實行方法ハ之ヲ行政委員會ニ一任スルコト

○議長 (吉田房次郎君)

之が修正案を入れました案の全体でございます、之に對して可否を決して頂きます、反對の方は御起立願ひ度うございます。

起立者 なし

○議長 (吉田房次郎君)

反對ないやうでありますから全部御賛成と看做して修正案を可決確定と致します。(拍手)

○行政委員長 (田村俊次君)

一寸此の案が可決確定になりましたので皆さんに私は聲明をして置きますが、高等女学校の新築にしたいといふ御意思であることはよく解つて居るのでございます、只議論の被れる點は經費の點であります、其處で今經費に付まして修正も出しまして満場一致で可決されたのであります、行政委員長と致しましては非常に満足に心得る次第であります、従つて其の責任の重大なることを考へます時、何れ實行に掛りますには各方面の方々と特別建設委員といふやうなものを造りまして無論行政委員も加はりまして成るべく各方面から力を合せて案を纏つて完全なるものを造るといふことに致し度いと思ひます、夫れだけを只今此處で皆さんに申上げて置きます。(拍手)

○議長 (吉田房次郎君)

夫れでは今日の議事日程第二でございます。

第二、天津實業專修學校補助金ノ件

を議題と致します、私は一寸大田副議長と代ります。

○行政委員長 (田村俊次君)

夫れでは提案の理由を申上げます、天津實業專修學校は御承知の通り、又此處に書いてあります通

(365)

り毎年若干の補助を致して居ります、本年は最も高額の壹萬壹千弍の補助をすることに行政委員
 會は決定致しました、其の理由は此の専修學校の内容をよく調べてみて、經濟状態も大分調査致し
 まして、矢張り其の理由の一つはどうか不況の爲に卒業生を出して居つた儘も減つて居る
 もう一つは段々時勢の要求に依つて専修學校の教育も變へて頂かなければならぬ、夫れが爲に
 は時間も少し短縮する、今迄二時間であつて居つたものを三時間にすると一時間多ければ
 一時間に就て幾らといふ報酬を出して居る先生が大分ある、従つて時間が短縮されれば其の報酬の報
 酬が短縮されて來る譯であります、さうしますと矢張り専修學校から申し出ました壹萬壹千弍の
 報酬を發揮することが出来ぬといふことが解りましたので、之を承認することにいたしました
 ります、但し私が一番初申しました通り商業學校を本年から造る筈でありましたが、色々な財源
 の關係から暫く延期することに致しました、其の代り男子に對する中等教育の所謂補助として此
 の商業學校の機能をより以上に發揮して貰はう、之に就きましては何れ當局と協議もしまし
 て、尙民間としては内容にも立入つてさうして相當の改善を圖るといふ御意見を願ひまして、本
 年は財政難の折から尙此の多額の補助をすることに致しましたからどうぞ御協賛を願ひ度い。

○五十嵐重吉君 只今承りました凡そ解りましたけれども商業學校の補助は年々多額になつて
 行きますが、大正十二年度は五千弍百弍拾弍ありまして、今回は壹萬壹千弍の補助に上つて居
 りますが、其の間に開きます所は依ると之は専修學校の先生等の住宅費になるかと思ひました
 が夫れ程度にやらなければならぬのでありませうか、若し私の考が違つて居るかも知れませ
 けれども、さういふことを聞きましたから一寸お尋ね致します、若し夫れであつたらどうも聞
 違つたやうな方ではないかと思ひます。

(366)

○行政委員會長(田村俊次君)
 私の方で調べましたのは講師や教師の住宅料は少しも拂つて居りません、實際主人に人件費ですが、
 皆教授時間に應じて報酬を出し、或は月給きめられたもの、報酬だけであつて住宅費にのけてある分
 は一つもない、其の點は何かの間違であります。

○五十嵐重吉君 尙未だ不明瞭でございますが、之を買つたならば此の金を以て住宅費に當てるとい
 ふやうになつて居ると聞きました、壹萬壹千弍支出する内譯を買つた結果斯ういふやうな壹萬
 壹千弍になつたのであります、或は何の調査もなく向ふから口頭を以て言はれたので之を出す
 やうになつたか其の邊一寸承り度いと思ひます。

○行政委員會長(田村俊次君)
 勿論さうではございません、向ふから一寸収支内譯を出しまして、夫れから一々之に就て調べ
 て此の金額が相當だといふことをきいたので、若し御希望ならば其の收支の内譯を申上げて宜
 しいでございます、其の中には住宅費はあります。

○行政委員副會長(石川 通君)
 一寸私から五十嵐さんにお答致します、宿舍料が三百二十四弍出て居ります。

○五十嵐重吉君 夫れは矢張り公に認めますか。

○行政委員副會長(石川 通君)
 願ひでもなし。

○五十嵐重吉君 斯うやつて補助する以上は、補助の金を使はれるやうに聞いて居るのです、住宅
 費を此の中から出して行くといふことを聞いて居るのですが、若し夫れであるとすれば間違つて

(367)

居らぬかと思ひます。

○行政委員副會長(石川 通君)
 どんな理由から出て居るか何うか、三百二十四弍といふのです。

○行政委員會長(田村俊次君)
 昨年も出て居ります。

○行政委員副會長(石川 通君)
 昨年も出て居ります、其處迄突込んで聞きませんですけれども。

○五十嵐重吉君 田村會長は二時間を三時間にするとか、尙内部をもう少し權威あるやうにしたい
 といふことを仰りました、夫れ程に干渉されるやうに専修學校に對して民間と契約が出来て居
 りますか。

○行政委員副會長(石川 通君)
 別に契約はして居りませんが、之れだけの費用を出すのならば當然内容に對しても多少と
 も監督するやうなことは必要だらうと思ふのであります、夫れから一寸會長から金額を詳しく申
 上げませんでしたが此の機會に申上げて置きますが、今年の増額は一千四百八十二弍です、其
 の中百二十二弍は御存知の通りこれは會員制となつて居りまして、贊助會員、特別會員、普通
 會員であります、さういふ會員から會費を出して頂いたもので支拂つて居る譯です、其の中色
 々不景氣の爲か、或は商店とか會社とかで引續めて居る關係上贊助會員二名、特別會員三名が退
 會されて居ります、其處で此の費用が百二十二弍になります、十年に之れだけ減つて居るのであ
 ります、夫れと先日會長がお話になつた教育統一案にあるやうな授業時間を二時間を三時間にす

(368)

る、さうすると教へて頂く先生の俸給を増さなければならぬ、其の額が一千三百六十弍の見積
 りであります、今の減つた額と一方に一千三百六十弍を合せて一千四百八十二弍昨年よりも不足
 になるから之れだけ増額して呉れ、といふことが専修學校より諸願書が出て居るのでございます
 これは昭和四年十一月二十二日に前年の行政委員會長である上野さんに宛て、出て居ります、さ
 ういふ次第でございます。

○藤田語郎君 私は簡單でございますが、將來團費なんかにする參考の爲に只今の據金の數と額、
 諸り青年會に各方面の據金されて居る數と額、夫れから月謝の収入夫れだけを一寸教へて下さ
 いお答へ致します、贊助會員の寄附が昭和五年度は一千九百二十弍の見積りでありました。

○藤田語郎君 何名でございますか。

○行政委員副會長(石川 通君)
 現在の會員は十九名、昨年度より先程申上げたやうに二人減つたのですから、昨年度は二十一名で
 二千弍百弍拾弍あります、昭和五年度は千九百二十弍、夫れから特別會員の數から申しますが、昨年は
 三十一名であります、三名減りまして現在では會員二十八名といふ勘定になつて居ります、夫れ
 から金額を申上げます、昨年は六百八十四弍であります、五年度に於きまして六百四十二弍の豫
 算になります、夫れから授業料を申上げます、生徒の數は百十名で千弍百弍拾弍、細い説明は
 又別にお話申上げます。

○藤田語郎君 夫れで宜しいでございますか。

○瀨底正敏君 生徒の數が百十名であります、其の中に商業科の生徒は何名でありますか。

○行政委員副会長(石川 通君)

一寸今此處に書いてありませんから後で調べてお許りに差し上げます。
○潮底正敏君 續いて一寸、今年團營にするに新聞に出て居りましたが、其の團營をやるに補助金が殖えたといふ噂があります、昨日女学校の校長先生のお話では團營の商業學校が出来たら教授の上に於て非常に都合がよいといふお話であります、近き將來に團營にされる御計劃がございませうか。

○行政委員副会長(田村俊次君)

夫れは私からお答致します、團營の商業科を置くこと、即ち商業學校を建設することは行政委員會としては決定のことになつて居るのであります、只財源の關係上時期の問題に依るので、若し商業學校が出来ますと夫れには矢張り規定の教師を備はなければならぬ、さうすると其の教師が丁度實業專修學校にも手傳ふことが出来るだらう、昨日の幸賀さんのお話は、高等女學校にも手傳ふことが出来る、其處で團營の商業學校が出来た時には實業專修學校を團營にしてさうして豫て聲明してある學制の統一をやらう、だから團營の商業學校が出来た途は實業專修學校は只今申したやうに内容の改善を圖つて矢張り現狀維持で行かう、其の代り少し額は殖えて居るけれども申出の補助をやる、斯ういふことに行政委員會は極めて居るのであります。
○潮底正敏君 今石川さんから預讀致しましたのに依りますと、商業科三十六人、支那語科が凡そ五十名といふことである、さうすると八十六名で丁度女學校の半分であります、經費の點に於て女學校が三千いくら、此方が寄附とか授業料も入れて一萬一千、みんなで一萬四千五百六十弗となりますから、夜間教授をやるより却て團營に直した方が女學校に對する教員の融通の關係から却て宜いやうに思ひます、殊に生徒の方でも夜間に授業を受けるより團營に授業を受けた方が其の効りも多いかと思ひます、早く團營の商業學校に直された方が經濟的であるし、又生徒の習育の爲に其の進歩は明らかでないかと思ひます、殊に女學校が新築になりまして、新築會に移れば幾分女學校の都合も改へることになりますから、大した経費は掛らずに團營の商業學校が出来やしないかと思ひます、さういふ點を御注意して置きます。

(370)

(369)

○行政委員副会長(石川 通君)

御尤もな御意見でありまして、經費が許されば今お話の通りであります、團營の商業學校が出来ますと夜間の方も好い教員が得られる、さういふやうに繰りが出来ますから御説の通りであります、成るべく早く財政が許せば團營の商業學校を置くといふことにお念願願ひます。
○五十嵐重吉君 私も潮底議員と同じやうな意見を持つて居るものであります、之程迄補助してやるのでありますから商業學校が立派に出来ます、一年や二年は他所から借りても之れだけの金を使はずして出来るといふことを計算して居ります、さういふお考えはありませうか。

○行政委員副会長(田村俊次君)

之は大分研究したのですが、商業學校といふものを置くことにしますと、即ち文部省の指定を受ける位のものでなければ何にもならない、夫れで置くことと、來年度から置けばまあ第一年は一萬五六千から二萬足らず要するかも知れませんが、段々學級が殖えて來ると五年後には何うしても年額五萬以上の經常費が掛る、建築費や何か別にしまして、さうすると此の間御覽に入れた團營整理の五箇年間は商業科を置いて昭和五年から昭和九年迄は仲々多額の經費が掛る、何うしても團營整理の方法がつかない、夫れで監督官の御注意もあつて商業學校は當分延期するより仕様

○行政委員副会長(石川 通君)

なからうといふことで、第一年は成程大した差額もありませんが、二年三年と段々學級が殖えるに従つて相當の額に達するので團營整理の辻褄が合はぬ、思ひ切つて無理にやり繰りをすれば必らず五年とはきまつて居りませんが、二年か或は三年目に團營整理の辻褄が合ふやうになつたら商業學校の第一學年を造らう、だから潮底議員が専修學校を早く團營學校に引直すといふのは矢張り夜學でなければ行けない生徒もある、其間の商業學校に勤務の關係上遣入れない、だから何方にしても夜學といふものを置いた方が便利である、之が自然消滅になれば兎も角も之を全部停止して團營のものに移すといふことは餘程不便だらうと思ひます、であるから商業學校を造れば其の附屬夜學部といふものに當分なるのではないかと思ひます。

○行政委員副会長(石川 通君)

清水幸三郎君 一寸お尋ね致しますが、今の専修學校をやつて行く教員のことには就て山川君一人をやつて居るのですか未だ他にあるのですか。
○行政委員副会長(石川 通君) 山川君が校長になつて居りますが、教員は大分居られます、お見せしませうか、讀み上げませうか。
○清水幸三郎君 山川君に教員の資格はそなたは居りますか。
○行政委員副会長(石川 通君) そなたは居ります。
○清水幸三郎君 中學校の教授の資格はないと聞きました、多額の補助をするのに資格のないものを置けば民團の不名譽であるし、卒業した生徒も不面目な次第であると思ひます、一寸お尋ね致しますが現存建物に就て何ういふ具合になつて居りますか。

(372)

(371)

○行政委員副会長(石川 通君)

お答へ致します、成程御尤もな御質問で教員の資格に就ては團營になつても宜いやうに資格を持つて居りますが夫れから彼處は御存知の通り青年會が持つて居りまして、さうして團營になればと思つて交渉致しまして、評議員會だけの決議を経て居ります、夫れは無償で民團にお貸ししやうといふ話になつて居ります、併し此方では團營にならんのですから夫れで好い、悪いといふことはお返事して居りません、何うか夫れをお念願願ひ下さい。
○藤田語郎君 私は此の際に行政委員會にお願ひして置きたいのは之迄は小學校の卒業生の大部分は中等教育を受ける爲に各地に行きまして、天津に残る数は僅か五六名でございますが、色々な關係から今年十六七名約二十名の小學校卒業生がございまして、尋常小學校の卒業生を此のまま置いて置くといふことは吾々居留民として甚だ遺憾でございますからどうか行政委員會に於きまして此の補習教育に付一應御考慮願ひ度いと思ひます、夫れで私は早速商業學校を造り度いと思ひます、丁度財政の建直し時期に遭遇して居るのでございまして、之を商業學校に引直すと云ふことは難しいであらうと考へます、が少くとも昭和七年度位から何とか商業學校に引直し得るやうな方法を立て、やつても敢て不可能なことではないかと思ひます、さういふお考えはありませうか。

○中村鐵一君

私も藤田氏の希望に賛成を表明するものであります、教育上の見地から是非經費の許す限り成るべく早く昭和七年と云はす昭和六年からでも此の計畫をお進め下さるやうに切に希望致します。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○副議長(大田万吉君)
御質問ありませんか。

○五十嵐重吉君 一寸言ふのを忘れて居りましたが、一萬一千弗といふのは向ふのお願ひ通りでありましたか。

○行政委員副議長(石川 通君)

先程申上げたやうに團費にして商業學校を置くといふことが遺憾なく都合で出来ませんので、請願書が出て居ります金額の通りであります。さうして夫れは十分當局者に聞きましてございませぬ。

○五十嵐重吉君 若しさうなると一萬三千弗と書いて来て其のまゝ引受けて宜いやうに思ひますし、向ふの言つた通りであるから内情を調べたら結構でありますか。

○行政委員副議長(石川 通君)

○五十嵐重吉君 宜しうございませぬ。

○副議長(大田万吉君)

御質問ありませんか。(なし)と呼ぶ者あり 御異議なければ議會省略可決確定と致します。

○副議長(大田万吉君)

夫れでは議會省略可決確定と致します。(拍手)

(374)

「天津日本人商業會議所補助金ノ件」
を御審議願ひます。

○行政委員副議長(田村俊次君) 登壇

此處に商業會議所の方から細い請願が出て居るのであります。之を一々申上げる必要はないと思ひますが、其の要點は結局會員が財界の影響を受けて段々減る、一方に於て爲すべきことが段々ある、結局どうしても會議所自体の収入ではやつて行けない、段々當事者と協議をしまして民團としては何うも此の際補助は出来ぬ、何とか方法は無いかと先方も大分之に付ては研究もされて色々収入の方法も語られたのであります。どうしても商業會議所の機能を發揮するには經費が足りない、約三千弗は足りない、斯ういふことを承れば眞に其處には何等掛引のない最も無理山であります。例へば茲に補助を出さないとすれば、之迄出て居つた商業會議所の年報も出来ぬし、色々調査した、其の調査の報告を纏める人も解雇しなければならぬ、といふやうな、詰り商業會議所としては全く何ら機能の發揮が出来ぬことになるのであります。民團としては、商業助長の趣意からしても、此の商業會議所の機能をより以上に發揮して貰ひたい希望であります。其處で財政緊縮の際でありますけれども必要な支出は放つて、此の二千弗を針の下に商業會議所の三千弗といふ申出を二千弗に削減しまして補助を與へるが、此の二千弗あれば商業會議所は機能を發揮することが出来るからといふ答を得まして、二千弗に決定致しました、何うぞ之も御協賛願ひ度い。

○潮底正敏君 商業會議所の補助金は大概何時も二千弗と定まつて居りますが、内地の方では、大きな都會になりますと、市役所で商工課といふものが出来て、市なるものがやつて居る位であり

(375)

ますから毎年同じものを出さず五年とか三年とか一週にきめてしまつて宜いぢやありませんか。行政委員副議長(田村俊次君)

商業會議所の中出は五年繼續して居るので、併し下ら之を五ヶ年繼續しますと所謂團債整理が五ヶ年で、夫れを勘定して行くといふ都合が悪い、其處で先づ昭和五年だけの補助にした譯なんです。

○潮底正敏君 さうすると來年やらないでも會議所の方でやつて行ける方法があるのでせうか、昭和五年年度だけやつて之からは補助金をやらんでも會議所の方でやつて行ける方針があるのでせうか。

○田村 實君 宜から便宜御返答させて頂き度いと思ひます。先程會長の御説明で先づ吾々請願の趣旨はお述べ下しましたが、昨年度も矢張り千弗の請願を致しまして、夫れが削減されて四月に二千弗減りました。そして今日迄やつて来たのでございませぬ。昨年あの二千弗を頂戴しまして昨年末の所で繰越します金は四百八十弗しか残るものがないのであります。昨年から非常に會費が減りまして、入會の方は十九人ございませぬ。夫れで會費が三百弗減りました。夫れから一方退會が二十四人になつて居ります。此の中に年額四百八十弗の人が入つて居ります。爲に一千〇六拾弗減ることになりました。夫れから店の縮小や何かで停止して貰ひ度いと思ひますけれども已むを得ないと認めて退會を承認したものが六人でありませぬ。之が四百六十弗、一方に段々交渉しまして、増額の御承諾を受けたものが六人で二百二十弗、差引一千一百弗の會費が削減致しましたので、結局二千弗の補助金を頂戴したけれども千弗しか貰つた勘定にならないのであ

(376)

ります。一方會費は二等三等と十等迄ありまして、一等が四百八十弗、二等三百二十弗といふことになつて居ります。民團課金に比較しますと、五割から三割位少いといふことになりませぬ。會社銀行は會議所の會費に對しては寄附行爲でありまして、民團のは絶対的になつて居ります。會議所の方でも大正八年、九年、十一年十二年迄は會費の徴收高が可成り上つて居りました。大正八年頃には三千弗が四百八十弗になつて居ります。大正十四年、昭和元年頃から天津の經濟状態の不況と共に退會者が殖え、引揚げるものが出来會費の徴收額が下つて來た、會費の等級査定委員もつと聞いて來ましたが、上げることが出来ぬのであります。夫れに昨年度は御承知の通り秋行頃迄排日の餘波が續いて居りましたし、尤も査定會で決定しても直ぐ上げることが出来ぬのであります。さういふ状態でございますが、兎に角景氣が斯ういふ状況でございますから會議所の會費が低減して行くことは已むを得ない、所が一方仕事は支那との交渉が大變多くなりました。何となれば商賣上の色々な事故が非常に頻りに起つて來ました。自然之等に應じて會議所の仕事も矢張り相當な支障が起つて來ました。其他日本内地邊りから色々な商工業者に對する照會とか、商品の照會が年に千件あります。其の主なるものは中小商工業者に對する照會とか或は店問合せ、さういふ事件が多い、既に興業資金も來て居るやうな状態でございますから會議所の方の民團からの補助は辭退致すことが出来ぬ現状でございます。公共の爲に矢張り民團から相當の不足分を補助して頂くことは當然であり、仕方がない、どうして吾々自分で出来ないのですからお願いすることになつたのであります。之に對して當然民團は御快諾下さるべきものと思つて居ります。實は今年も引續き三千弗を評議員會の決議でお願いしましたが、二千弗に減額されました。公平なる多數の民會議員諸君が三千弗に増額を御賛成下さるな

(378)

(377)

らば、此の上ない幸ひであります、さういふ状態でございますから或は本年度から民園の補助が少くなるとか出ないといふことが明らかになりますと、若々の方では會議所の事業を縮小するか、會費を或は無理を云つても増額を計らなければなりません、若し増額も出来ない場合は會議所は縮小してしまふといふ已むなき破目に陥るのでありますから此の際皆様御参考迄に申上げて置く次第であります。

○鍛冶静一郎君 砂田さんに伺ひますが、三千弗を二千弗に減らされて商業會議所は夫れでやつて行ける御方針がありますか。

○砂田 實君 二千弗では、先程申しました年報を發行することが出来ません、時報の發行は一月二回でございますが、時報の發行と、民園に拂ふ事務所の家賃、之れだけで二千弗は出て行くのであります、或は會議所の役員等に歸朝旅費をやらなければならぬか、退職して夫れに手當をやらなければならぬ、といふことになりますと直に財源がありません。

○鍛冶静一郎君 千弗減る爲に何ういふものが減るといふことはありますか。

○砂田 實君 不時費が足りないことになるだらうと思ひます。

○清水幸三郎君 只今砂田君から商業會議所の補助金に付て色々御説明があり、前例もあることですから無論賛成しなければなりません、併し家賃はどの位ですか。

○砂田 實君 三百弗。

○清水幸三郎君 家賃をまけたら僅かでも商業會議所は樂になりはしないか。

○五十嵐重吉君 清水さんと同じやうな意見であります、其の代り商業會議所は今少し大局に合った御調査を願ひ度いと思ふのであります、もう少し増しても租界の爲に出来得ることではありません。

○副議長(大田万吉君) たらお願ひしたいと思ふのであります。

○御質問ありませんか。

○五十嵐重吉君 會長の御返事ありませんが。

○行政委員長(田村俊次君) 無論能率を上げるといふことは當路者に要求して置きます、二千弗でどうしても我慢して貰ふ、どうも今之を殖やすとか或は家賃をまけるといふことは豫算に直ぐ影響して来るのでありますから直ぐばか／＼きめられるのは尚困る、此のまゝで通して置いて下さい。

○清水幸三郎君 貴下が取計つて事後承諾に。

○五十嵐重吉君 實は尙大局をおうて邦人に譲られることを希望するだけのものであつて、決してやつて呉れといふ譯ではありません、出来たらといふのであります。

○副議長(大田万吉君) 御異議なければ之も讀會省略可決確定と致します。

○副議長(大田万吉君) 「賛成」「異議なし」の聲起る、拍手

○行政委員長(田村俊次君) 「天津体育會へ体育獎勵費補助金ノ件」之を御審議願ひます。

○行政委員長(田村俊次君) 此の理由を申し上げますが、体育補助といふことは現行政委員會は大に獎勵して体育を盛にして行

(380)

(379)

き度い、所謂健康率を挙げ度い、といふのが方針の一つであります、其處で天津体育會も色々な方面に發展して來まして、近頃では相當其の功績は見るべきものがあるのであります、然るに電燈料、水道料が兎角滞納勝になつて困る、夫れで度々督促しますと中々どうしても會費では夫れが拂へないといふので民園としまして誠に取扱上困る、と云つて水道、電燈を只にする譯にも行かず、結局体育會へ、先づ年額水道、電燈料位の額になります、夫れだけを補助しやう、さうして其の代り十分体育の趣意に添ふやうに又機能を發揮するやうに、といふ註文の下に此の五百弗を出したのであります、どうぞ体育獎勵の意味を以て賢明なる議員諸君の之に御協賛を與へられんことを希望致します。

○潮底正敏君 會長のお話では電燈料、水道料を金だといふことであります、電燈がつかなければスケートをする譯に行かないのでせうけれども、スケート場の監督は別に居りますか、スケート場を造つて放つたらかですか。

○行政委員長(田村俊次君) 何とかします。

○潮底正敏君 私の見た晩は三人に一人しか會費を納めて居なかつたと思ひますが、札を持たないものがあるので、「君夫れで宜いか」と云へば大概のものは何とも言はないから只滑つて居る、といふ具合でお調べになつたら百人滑つて居る中三十人しか納めて居ない、後のものは札を持つて居ない、只滑らして、民園に電燈料も出さず、民園から補助を與へるのは……

○鍛冶静一郎君 田村さんから明年も補助をされるやうに聞きました、本年度限りで明年は明年としておやりになるお積りでございませうか。

○行政委員長(田村俊次君) 矢張り此の趣意から言つて毎年になります。

○鍛冶静一郎君 毎年するお考ですね。

○清水幸三郎君 商業會議所のやうな必要なものからきち／＼と家賃を取立て、体育會からは電燈料も何も取らないで今迄看過して居つたのですか、のみならず、本年迄さういふ例がないのに五百弗を今度古田行政委員長が入られた爲に提案されたのですか、夫れを伺ひ度い。

○行政委員長(石川 通君) 清水議員にお答へ致します、決してそんな意味ではありません、之は先程會長からお話のあつたやうにスケート等で電燈、水道が最も多く使はれて居りまして、讀むと長くなりますから簡単に申上げますが、會員も減つた爲に非常に体育會の財政も困難である、さういふことでどうしても已むを得ないから体育會の電燈料、水道料を免除する、夫れでなければ相當の補助をして呉れ、といふ請願が出て居ります、其處で四百七十三仙許りの不足になつて居りまして、今年始めてのものではないのです、夫れから一寸お断りして置きますが、只今の補助金の件といふのは或は來年も斯ういふ問題が出るかも知れませんが、現に角今年の此の案は今年限りのものと御心得願ひ度いと思ひます。

○行政委員長(田村俊次君) 私の言つたのは取消し。

○行政委員長(古田治四郎君) 清水氏にお答へ致します、決して私が運動に關係があるからと云つて租界行政の金錢を雁毛たり

ども其の方に振向けたやうな行爲はして居りませんが、之は各運動家が多年民間にすがらうとして居つたことは事實であります、どの方面から見ても、最近殊に色々なことが催されますと會員の大部分が會費未納である爲にどの部も苦しい状態であります、其の中スケート部は三年來水代、電燈代の未納があるのです、之は是非何とかしなければ困る、といふことをスケート部に喧ましく言つて置きました、其處で之を整理の目的で寄附したら宜いといふことになつて賛成しましたけれども、決して私が運動に關係があるからと云つて賛成した譯ではありませんから其の點御諒解願ひます。

○宮武徳次郎君 今古田行政委員の説明で大休解りましたが、五百弗といふのは實際は五百弗ではなくて端したが出て居るのですか、所謂スケート場の外のことは解りませんが、専らスケート場に於て居る所の電燈料が未納である、夫れで毎年じゆんぐりになつて居るので帳簿の整理上甚だ困る、だから此處補助金といふのは休職のよい名前で實際は未納の金を相殺するといふことを聞いて居るのです、夫れが事實とすれば餘り結構なことではないだらうと思ひます、休職々々として綺麗な話ですけれども(其處々々)と呼ぶ者あり)間接には大に獎勵になるかも知れないけれども會長の御説明を聴くと若々どうも休職部の補助になるやうに思ひますけれども、どうもおかしいのです、さういふことがないやうに思ひますけれども古田委員の御説明なんか聴くとどうも噂が本當らしい。

○行政委員副會長(石川 通君) 御尤もな御質問でございます、事實はさういふ風でございますが、補助をしまして、さうして向ふの方から拂つて貰ふ、其の廻りが事實上に於て補助になります、補助をしまして向ふから貰ふのであります、上げることは上げますが途中で差引ません。

(382)

(381)

(384)

(383)

午後八時四十分再開
○副議長(大田万吉君)

天津日本少年團に補助金交付ニ關スル建議案

午後七時二十分休憩

○宮武徳次郎君 登壇 私は本案に對しまする提出者と致しまして、簡単に提案の理由を説明致しまして皆さんの御賛成を得たいと思ひます、建議案として提出してあります理由は「天津日本少年團ノ創立ハ去ル大正十一年十二月ニシテ其翌年度ヨリ十五年迄毎年民間ヨリ教育補助金トシテ相當ノ金額ヲ交付シテ來リ然ルニ昭和二年度ヨリハ適當ナル指導者ナントノ理由ノ下ニ補助金ヲ交付ヲ中止サレタルモ昨年四月適當ナル指導者ヲ得テヨリ以來今日ニ至ル其指導宜シキヲ得共成績大ニ見ルヘキモノアリ依テ昭和五年度ヨリ從來ノ如ク補助金(銀五百弗)ヲ交付セントス」

斯ういふのでございます、今讀み上げました如く、此の少年團は大正十一年十二月の創立でありまして、翌十二年の一月二十九日、時の領事八木元八氏を團長とし、星野小學校長を副團長として生れたのであります其の當時團員は三十一名でありました、當年度から民間からの補助金を五百弗受けました、翌十三年度は三百五十弗、十四年度は三百弗、十五年度には五百弗補助を受けましたのでありますけれども、補助金を廢せされたのであります、然るに今讀み上げました如く、昨年の四月一日適當な現指導者を得まして現在團員は五十八名、三十八名は以前補助を得ました中で持へた團服がございましたが、内二十名は團服不足の爲保護者が自辨をして居るのであります、のみならず、少年團の經費は總て有志の寄附でなつて居るのであります、併し翻て考ますと、少年團の目的とする所は誠に立派なものであります、本團は第三條の「本團は少年を精神的、肉体的及道徳的に指導訓練し、優良なる國民たる素質を養成するを以て目的とする」といふ目的の爲に創立されたのでございます、以上の目的であります、近來の如く我が母國の各地に於きまして、思想問題では相當當局者は頭をいためて居られるやうに新聞紙上で承知致して居ります、斯かる際に殊に海外第一線に立つて居る少年團の堅實なる發達を促す意味からしまして之を限りある爲志家の寄附金に委ねずして相當の補助金を交付することは當然過ぎる程當然な理由だと思ひます、現に本月十日の陸軍記念日に於きましても駐屯軍司令官閣下も一の團休と認められて團兵式に參列を許可されたのであります、其の當時の行動を見ましても實に涙ぐましい規律整然たる行動をとつて居ります、此の意味から見ましても、從來の如く相當の教育補助金を民間から補助して頂きたいのであります、只今申上げました如く現在の團員は五十三名でありますから約一人前年額十弗としまして五百三十弗額に達するのでありますけれども三十弗は削りまして五百弗だけを出して頂きたいと思ひます、尙念の爲に申上げて置きますが、五百弗といふものは指導者の俸給とか手當とかいふものに出しますのでなく、全く團員の爲に使用する目的でございますからどうか其のお積りで御賛成あらんことを願ひます、尙もう一言申上げて置きたいのは現在の指導者小谷氏は私費を昨年四月一日創立當時から同年八月六日迄に八十三弗六十二仙といふ金を支出されと居るのであります、別に請求致して居りませんが御参考迄に申上げて置

さす。以上

○藤田諸郎君 建議者にお尋ねしますが、此の前ありましたのは天津日本少年義勇團といふ名前になつて居りました、今度のは天津日本少年團になつて居ります、名前だけの問題で……

○宮武徳次郎君 内容實質は同じであります、名稱が違つたのであります。

○藤田諸郎君 斯ういふのは名稱をきちんとして置かないと、今度成り立つたのは。

○宮武徳次郎君 天津日本少年團です、要するに義勇隊と間違ふ虞から義勇隊を除いたのであらうと思ひます、私は外國のは知りませんが、ボイスカウトといふものだらうと思ひます。

○行政委員副會長(石川 通君)

御質問を受けて僕の方から御質問をするのは初めてありますが、私は此の日本少年團といふもの、先程提案者の御説明のやうに活動といふか、尚規律の點に就きましても非常に好いと思つて居るのであります、其處で一寸お尋ねしますが、補助金を五百弗出しますと、他から御寄附をお受けになつて居るのをおやめになりますかどうですか。

○宮武徳次郎君 寄附されるならば御芳志を受けたいと思ひます。

○行政委員副會長(石川 通君)

今迄のお受けになり且つ補助金もお受け取りになる……

○宮武徳次郎君 補助金以外に寄附金がありましたら喜んで頂戴致します、維持費に積立て、置き度と思ひます。

○行政委員會長(田村俊次君)

(385)

一つお聞きしたいのですが、少年團は各團の方からも幾らかづ、出すのでありませんか、さういふ組織になつて居るのでありませんか。

○宮武徳次郎君 出して居りますけれども一種の団体として新聞で見ますと各團とも相當盛んにやつて居るので、保護者の方に委して置くとか或は篤志家の寄附のみに委して置くのは感心した話でないと思ひます、団体といふことを認められた以上は現在では女學校等も團長になりましてたけれども、青年會でも或は以前の幼稚園でも体育會のやうなもので補助金を出されて居るのだから少年團に五百弗位の年額一名十弗足らずの金をお出しになつても別に在留民のお方からお叱りを受けるやうなことはなからうと思ひます、寧ろ昭和二年に止めたいといふことを私は不思議に思つて居るのでございます、繼續して支出されて居つたならば却て宜かつたかと思ひます、多少不公平の觀を免れないだらうと思ひます。

○行政委員會長(田村俊次君)

補助するが好いかいけいかは問題ではないのですが、私が聞いて居つた所では、少年團に付ては私も随分骨折つて居るのです、どこか旅行するとか何とかいふ時には大分骨折つて同棲して居る一人ですが、聞く所に依ると、幾らづゝか團員から經費を取る、又其の經費を出せるやうな家庭のものが多く、といふやうに聞いて居るものだから今出して居るか居ないかを聴きたいのです

○宮武徳次郎君 幾分出して居るのだらうと思ひます。

○行政委員會長(田村俊次君)

きまつて出して居るのでせうか。

○宮武徳次郎君 其處迄調べて居りません。

(387)

○五十嵐重吉君 色々行政委員諸君の御質問がありますが、此の問題に付ては吾々は建議案として出して居りますので、出した當時から行政委員諸君は斯くなる問題をお調べになることが必要でないかと思つて居ります。

○行政委員會長(田村俊次君)

何も賛成も反對もなへて居るのでないのですが、解らない點は提案者が御存知だから、其の説明があるから其の時に聴かうと思つて居つたのです。

○五十嵐重吉君 其の點に對して矢張り行政委員たるものは要するに此の位の問題を調べて置いて貰はんと困ります。

○行政委員會長(田村俊次君)

夫れは知つて居ります、勿論功績が相當に上り、規律の正しいことも知つて居りますから、さういふことは解つて居りますけれども細い點ですから見て居つて置く譯に行きません。

○宮武徳次郎君 詳しいことは調べて居りませんから明日此の席上で報告致します。

○五十嵐重吉君 田村さんは此の問題に付て調べたことがあると仰るから、夫程調べたなら御存知だらうと思ひます。

○行政委員會長(田村俊次君)

私は調べたと云つて現在さういふ内容は調べて居ないので、當事者から只聞いたのです、夫れで本當であるかどうか一應聴いて見たのです。

○瀬底正敏君 色々質問應答がありますから私も少年團の方に關係した一人でございますが、内地の方では青年會といふのがありまして、青年訓練といふのがありまして青年訓練を或期間経たぬものは兵役の義務に服した時に徴集の年月を短縮することも出来ず、現行政委員で居られる古田君もさういふ経験家でありますし、又内地の方で先年亡くなつた後藤子爵も少年義勇團の總裁で居られ、三島義道といふ人も大變少年義勇團に詳しい方でありまして、義勇團の爲に時々歐羅巴の方に巡つて居られる方でありまして、私が之に賛成する第一の原因は中等學校に行かない子供がよく入つて居ります、内地の方では中等學校に行かなくて青年會なり或は青年訓練の方に引き込まれて十分の精神の修養訓練に付て色々機會がありますけれども、天津の青年會は少年を指導する機關が未だ一つもない、今迄年寄りの方の娛樂はありますけれども、自分達の廉價とか基とかに走る方が多かつた關係上子供の指導者が殆どなかつたのであります、宮武君の説明された大正十二年から少年團のなかつたのは適當な指導者のなかつたのと一つ一つ經費の點で自然消滅になつて居つたのであります、幸ひに今度小谷氏が此方に來られて色々経験もありませんし、最前申し上げました通り本當に中學に行き得ない青少年の爲に非常に氣を懸つて居ります、或は山川君の指導して居られる専修學校に行つても歸りの時迄十分に監視が出来ない爲に或は横道に入つて居る人が大變多いやうに聞きます、さういふものを規律的に公費を以て訓練を施して置く、英國でも盛んであり、亞米利加でも盛んであります、斯ういふやうな規律正しき或は兵役に服する準備知識を與へるとか若くは天津のやうな秩序正しくない所に秩序正しき訓練を施すといふことは、日本内地と違つて非常にだらしのない天津に於きまして大變好いことと思ひます、殊に夏なんか子供が邪道に走り易い時に或は山海關等で或期間指導者の下に訓練を経るといふことは体育許りでなく精神修養にも早い期間を利用して得る所が多いと思ひます、さういふ簡單な理由で、どうか全會一致で此の案の御通過を希望致します。

(388)

は兵役の義務に服した時に徴集の年月を短縮することも出来ず、現行政委員で居られる古田君もさういふ経験家でありますし、又内地の方で先年亡くなつた後藤子爵も少年義勇團の總裁で居られ、三島義道といふ人も大變少年義勇團に詳しい方でありまして、義勇團の爲に時々歐羅巴の方に巡つて居られる方でありまして、私が之に賛成する第一の原因は中等學校に行かない子供がよく入つて居ります、内地の方では中等學校に行かなくて青年會なり或は青年訓練の方に引き込まれて十分の精神の修養訓練に付て色々機會がありますけれども、天津の青年會は少年を指導する機關が未だ一つもない、今迄年寄りの方の娛樂はありますけれども、自分達の廉價とか基とかに走る方が多かつた關係上子供の指導者が殆どなかつたのであります、宮武君の説明された大正十二年から少年團のなかつたのは適當な指導者のなかつたのと一つ一つ經費の點で自然消滅になつて居つたのであります、幸ひに今度小谷氏が此方に來られて色々経験もありませんし、最前申し上げました通り本當に中學に行き得ない青少年の爲に非常に氣を懸つて居ります、或は山川君の指導して居られる専修學校に行つても歸りの時迄十分に監視が出来ない爲に或は横道に入つて居る人が大變多いやうに聞きます、さういふものを規律的に公費を以て訓練を施して置く、英國でも盛んであり、亞米利加でも盛んであります、斯ういふやうな規律正しき或は兵役に服する準備知識を與へるとか若くは天津のやうな秩序正しくない所に秩序正しき訓練を施すといふことは、日本内地と違つて非常にだらしのない天津に於きまして大變好いことと思ひます、殊に夏なんか子供が邪道に走り易い時に或は山海關等で或期間指導者の下に訓練を経るといふことは体育許りでなく精神修養にも早い期間を利用して得る所が多いと思ひます、さういふ簡單な理由で、どうか全會一致で此の案の御通過を希望致します。

○行政委員(古田治四郎君)

僕は本案に賛成す意思の下に提案者は其の間何うしてなくつたといふことを御存知ないやうですから提案者のやうな形で申し上げます、且又賛成する意味があるから其の積りでお聞き取り願ひ度いのです、元來ボーイスカウト、少年義勇團といふものは天津小學校の附屬事業のやうにして時の江崎君が確かやつて居つたと思ひます、どうして之がなくなつたかといふ原因は小學校の五年生、六年生、高等科の生徒が入つて居つたのであります、所が今は試験地獄のそしりを逃れつゝあります、其の當時全部が試験を受けたのであります、五學年から特別教授を受けたいといふ上級學校に行けない、斯ういふ結果で自然少年義勇團に入るものが無くなつたのです、と同時にそんなに少いものに補助することは要らんぢやないかといふことが大なる原因で到當民團の補助をなくした一つの理由であります、同時に江崎君が何かの事情で誰かゞ之を批評したので江崎君が手をつけなくなつた、次に堀井勝鶴の名前を忘れましたが、其の人が後を引つぎましたけれども、しまひに段々数が減る爲に租界民から認められなくなつて補助の截止になつたのであります、其後現在やつて居られる指導者小谷氏が引受けて復活されてから後義勇團の事業にして呉れないかといふ話がありましたが、義勇團の事業にすれば義勇團は民會から相當の費用を貰つて協賛を経て居るから、其の費用をそれに廻すことは出来ないと、相當の手續をしないと、豫算の變更は出来ないと賛成しなかつた、當時小谷氏は私費を投じて今日の狀態にもり返へされたのですが、再び少年團として名稱は變つて居りますが、元の少年義勇團一寸も違はない、潮底氏、宮武氏の御説に依つて、確かに高等小學校及尋常科の生徒が此の中に加つて上級學校に行かない、天津に居る子供の規律なり教育に於て確かに効果があると思ひます、私

(389)

(390)

は其の意味に於て賛成しますが、其の意味今申上げたやうな次第で此の前民團の補助金を受けなくなつたのはさういふ理由であります。

○宮武徳次郎君 書類が一寸見當りませんで説明を洩しましたが、經費のことも此處に詳しくありますからもう一度申上げます、此の少年團が新に生れ變りましてからは岡本總領事閣下他十四名から三井の金井支店長のお世話で、百六十弗の寄附を頂いて居ります、河原井氏他十二名の保護者から六十七弗の金を出されて居ります、星野小學校長から五弗頂戴して居ります、工藤洋行夫人から一弗、河原井左司馬氏から十弗、郵便局山角氏から三十弗を頂戴して居ります、夫れは昨年九月二十日、二十一日の二日に亘りまして公會堂で少年團の演藝をやりました、其の収入が三百八十弗四仙あります、合計しますと、六百五十三弗〇四仙、其の中二百九十九弗一仙は昨年山海關に長期野營をしました費用に使つて居ります、夫れから短期夜營とか運動會の競技器具、通信具其他雜費を入れました二百九十三弗使つて差引只今の所では百四十弗六十三仙を非常用として保管して居るのであります、全部の團員の保護者から其の月いくらといふ風には支出して居ないのでございます、以上申上げたやうな風に相當の補助はして貰つて居りますけれども不足して居るのでございます、夫れから現在の團員五十三名と申しましたが、五十八名であります。

○山田榮治君 先程から提案者の色々な詳細な御説明がありまして誠に結構なことと思ひますから行政委員諸君に於かせられましても、豫算の御都合もあつたと思ひます、休育會へ五百弗の補助をした先例もあるし、しますから是非本案を此のまま御賛成あらんことを希望致します、私は賛成の意を表すると同時に行政委員諸君に希望を述べて置きます。拍手

○行政委員(勝田重直君)

一寸決を採られる前にお伺ひしたいのですが、今訓練して居るお方は小谷さんと仰りましたが其の方の少年訓練に於ける経験と申しますか、経験を一寸お聞かせ願ひ度いので、訓練の方法は何ういふ方法を探つて居られるか、一般内地の少年義勇團のやうな方法ですか、簡單で宜しいございませうから、其の邊お伺ひして賛否を現はしたいと思ひます。

○宮武徳次郎君 其の點に付ては指導者が此處に出席されて居ると大變都合が宜いのでございませうが、其の邊のことは詳しく私は調べて居りません。

○行政委員長(田村俊次君)

夫れが私が話して居る、私はよく知つて居ります、小谷といふ人は在郷軍人で機械工藝の確か技手だと思つて居ります、機械や何かを扱付けたりののが専門らしい、先づ此處で少年團の訓練をやつて居る様子を見ますと、兎に角何十名かの少年を統一させることは巧みであります、よく統一して行きます、夫れから訓練の方法も内地の少年團の訓練と稍同じやうに見て居ります、夫れから更に軍隊の或將校に頼んで、之も好意的に矢張り時事をきめて手旗信號とか或は集合、或は散開とかいふやうな運動をやつて居りますが其の訓練の成績も私が認めては兎に角良好なものと始終感心して居るのであります、さういふ状況であります。

○宮武徳次郎君 有難うございませう、お禮を申し上げます。

○行政委員(勝田重直君)

今お伺ひして少年團に關する建議案の意味がよく解りました、私個人としましては皆さんも大抵之には不服ないことと思ひますから此の邊で討論する迄もないと思ひますから讀會省略可決確定として頂き度いと思ひます。

(391)

(392)

○副議長(大田万吉君) 御異議なければ讀會省略可決確定と致します。

○副議長(大田万吉君) 「賛成」の聲起る。拍手

○副議長(大田万吉君) 確定致しましたが、建議案でありますから行政委員会で採擇致します、此の豫算は行政委員會の提案でありませんで入つて居りませんで何れ決定は豫算審議の時に成りますから其の點をどうか御承知願ひます、讀會省略可決確定と致します。拍手

大田副議長、吉田議長と交替

○議長(吉田房次郎君)

昭和五年度居留民團歳入出總豫算案

之は六、七、八、九、十迄若し委員附托になれば一諸に附托しなければならぬのですが、御質問がございましたら一つ、議題にして行つて第一讀會で十迄行き度うございませう、さうして若し審査委員附托になりますなら一諸に附托して頂きます。

○平野書記 御質問になる前に一寸御訂正願ひ度いのであります、經常部の第四頁第十二款授業料第一項授業料の摘要です、女學校百十名とあるのは百二十名、其の下に(月五弗)二十名、とあるのを三十名と御訂正願ひ度い、今一つ昭和五年度特別會計減債基金歳入出豫算案がお手許にお配りしてありますが、其の歳入の次に歳出を入れて頂きます。

○行政委員長(田村俊次君) 登壇

昭和五年度の豫算を提案致しました、其の綱領を申し上げます、内部に亘りましては孰れ後刻審査

(394)

(393)

があると思ひます、昭和五年度の豫算を編成致しましたのは私が施政の方針を述べます時に申上げました通り本年は國債の整理をする指命を受けたのであります、詰り團債整理といふことを眼目として編成致しましたのが此の豫算であります、でありますから例年とは聊か凡ての點に於て變つて居る所が多々あります、團債整理は御覽の通り五ヶ年計畫にありまして、昭和六年度以後の豫想といふものは昭和五年の歳入歳出を基準として作りまして、五ヶ年間の民衆の施設並に財政の状態は昭和五年度を以て基準となつて居る以上其の事迄も考慮に置かねばなりませんので、之れ迄通り只昭和五年度の豫算を作るのとは大分趣を異にした所以である、例へば昭和五年度だけであるならば歳入歳入は例年の考を以て出来ませんが、之が五ヶ年続くといふ頭でありますから其處に夫れだけ違ひが出来て居るのであります、どうぞ其の意味を御覽願ひ度いのです、著しいのは豫備費が例年より七萬四千円となつて居ります、昭和五年度だけであるならば豫備費は三萬の計上でありましたが、七萬四千円となつて居ります、之は詰り剩餘金です、團債償却の中に入れます爲に夫れを總て豫備費に入れます例年よりは豫備費の額が多々見えて居ります、夫れから緊縮といふ意味に於きまして例年よりは土木費が減少して居ります、土木費の減つて居りますのは、經常部に於ては却て例年より増して居ります、之は道路の修繕を成るべく度々やらうといふ意味に於て土木補修費が大分増して居ります、之に反して築造費はずつと減つて居ります、之は先日申上げた通りであります、併し乍ら孰れ諸君の御審査に依つて何ういふ風に變るか知りませんが、道路は成るべく多くやり度いといふことは御同感であります、兎に角此の豫算を編成致します時にはどうして例年の例に倣つては其の數が出て参りませんので此の豫算を編成致した時には例年から見れば半額減つたといふ額を計上してあります、夫れから何時も

の豫算にないのは即ち減債基金の六萬円であり、其他變りました主なものは大したことはありません、經常部に於きましては相當にゆとりのある豫算になつて居ります、臨時部に於きましては只今申上げた通り土木費に於て餘程削減されて居ります、例年より減つて居りますが併し一面に於て女學校の新築といふものを加へてありますから夫れで土木と女學校の新築との比に於きましては例年と大した違ひはないと思ひます、他に特に申上げることはないやうに思つて居ります、どうぞ此の大體に於ての御質問を先づ最初にお願ひを致します。

○五十嵐重吉君 其の問題は豫算審査會で出るのであります。

○行政委員長(田村俊次君)

さうですが、一應御質問が済んでから委員附托になさる積りなら。

○山田榮治君 歳入の二頁第七款碼頭収入であります、前年度の豫算と同じやうに収入を見込みになつて居りますが、一方歳出の方で碼頭の設備をする費目がありますし、船が入ることとしての御計劃のやうに見受けませんが、さうしますと収入がもう少し増えるのではないかと思ひます之は私の考であります何ういふ理由の下に前年度と同じに見込みになつたのでありますか、もう一つ第八款衛生費が前年度より更に増収になつて居りますが、現行政委員各位は衛生費を全免しても宜いとか、半免して宜いとかいふ御趣意のやうであります、増収を見込まれましたのはどういふ所からでございますか、先づ歳入の方から御説明願ひ度うございます。

○行政委員長(田村俊次君)

碼頭の収入を三千円と見て置きましたのは間違のない所を見たのであります、夫れから碼頭の設備は港域擴張の規則が發布されますと此處へも船を入れ得ることになりましてさうすると小さ

(396)

(395)

な船が入つて来るだらう、さうすれば、どういふ船が入つて来るにしても海河工程局の方の希望もありまして、何うしても税關の詰所とか検査所といふやうな形だけでも事務所を造らなければならぬ、従つて夫れに經常費が掛ります、だから埠頭設備に就ての費用は相當掛ります、併し収入は極く最小限度に見て居ります、が併しさういふ譯でありますから無論次第に増収があると思ひます、増収があれば或は其の船の入り方の良好な状況に從つて尙色々と設備をしなければなりませんから、其の増収に依つて又新に臨機な設備をする筈でありますので、此の方が誠に安心だと思つて斯ういふ風に置いて置きました、殖えるといふことは豫知して居ります、夫れから衛生費の全免といふことは課金調査委員會の方から出て居りました、行政委員會も非常に之に共鳴して何とかして衛生費は全免しやう、若し出来なければ半額にでもしたいといふことで行政委員會の中にも熱心に之に共鳴されて居る方があります、段々やつて見ました所が、今の團債整理に五ヶ年間縛られる爲にどうも三萬七千円といふ歳入を取ることが出来ない、本年止めて五ヶ年後には十何萬といふものになりまして、さういふ歳入を確保することが出来ず、本年止めて五ヶ年後にはなつてしまふやうな勘定になりますので誠に遺憾でありましたけれども、今迄通り取ることになりました、夫れから殖えて居るのは手数が殖えて居りますから夫れで殖えたので、殖やしたのでなく自然に殖えたのであります、徴収する戸数が殖えて居ります。

○那 茂行君 一寸お尋ねします、歳入の第十款預金利息千二百円、といふのは銀行利息は大變安いのであります、昨年の一、千二百円殖えて居るやうですが、どれだけ銀行に預けて之れだけの計算になつたのですか。

○行政委員長(田村俊次君)

預金が多かつたのでないですか。

○今井書記 昭和四年度の歳入が一、千八百円許り入つて居ります、其の實際の収入状態に鑑みて一、千二百円計上したのでございます、詰り昭和四年度の實収が千八百円入つて居ります、其の實収に鑑みて實収を豫期した譯ではありません。

○那 茂行君 私がぼんやりして居るのかも知れませんが、自來水公司納付金五百円としてあります、毎年利益配當金以外に斯ういふものが入つて来るのであります。

○今井書記 山口街の通りをば佛蘭西租界に通ず、築道の報酬であります、毎年配當以外に入つて来る譯です。

○那 茂行君 臨時部第二款の御大典記念事業積立金繰越金、之は昨年一萬円になつて居りますが、本年の二萬円になつて居るのは豫算が倍になりましたのですか。

○今井書記 那さんにお答へ致します、之は昭和三年度に一萬円積立で、夫れを四年度に一萬円繰越して来て収入致しました、更に四年度にも一萬円積立で、昭和五年度に二萬円入れるので一向殖えませんが二萬円の収入になるのです、昭和四年度の歳出に二萬円計上されて居ります。

○潮底正敏君 歳入經常部第三款の特別課金八千三百七十二円、三分の一位減つて居るのですが、斯んなに減収になりませんか。

○行政委員長(田村俊次君)

此の不景氣で、曝荷も淋しいので花代が減つて居る譯であります。

○潮底正敏君 歳出經常部の第一款事務所費、之は調査課が此處へ移つて来て居るから殖えて居る

やうですが、他の方の小學校や女學校、幼稚園全部が減つて居りますが、調査課の去年の分を入れて殖えて居るかどうですか。

○理事(松本文三郎君)

お答へ致します、調査課として別款にありましたのを此の事務所費に一括しましたのですが、其の金額が、一寸おつけ願ひ度いのですが、一萬三千十弗、夫れから衛生費の所に去年は計上致しました火葬場の費用が例へば番人の費用とか又新代のやうなものが千八百九十弗でございます、夫れから特別會計の金融部の書記二人の給料が四千六十弗入つて居ります、金融部は特別會計で、夫れから特別會計の方で支拂ふべきでありまして、御承知の通り金融部の收支が未だ償はないと思ひますので之を矢張り事務所費の方で拂つて居ります、詰り此方の事務所の吏員が金融部を兼務して居る形にして居ります、夫れからもう一つは従來公園費として三百弗囀り取つて居ります、詰り内山氏の爲に、所が内山氏には寧ろ公會堂の世話をして貰ふ方が多い譯であります、夫れから矢張り事務所費として五百弗は計上した方が宜からうといふことで夫れも事務所費の方へ入れました、従つて其の金額が一萬八千七百七十五弗になります、従つて此處に増して居ります額が二萬一千七百二十弗でございます、夫れを差引きますと僅かの増収でございます、御承知の通り人員費は年々自然増給になる譯であります、實際に於ては今申しました僅かに二千弗近くの金が増した形になつて居りますので、事務所に於ても出来るだけ全部の節約を致して居る積りであります。

○藤平正男君 四頁十一款の義務教育補助金はどういふ割合でございますか、又増額になりましたのはどういふ理由ですか。

○理事(松本文三郎君)

一寸お答致します、教育費の國庫補助金は一昨年は小學校として金の一萬二千圓であります、所が昨年は一萬五千圓頂いたのであります、夫れから女學校として昨年度は一萬三千五百圓でありましたが、四年度は一萬八千五百圓頂いた譯であります、夫れで百二十弗の換算で銀に直して居る譯であります。

○藤平正男君 昨年貰つた金を今年も矢張り受けるものと見て換算したのです、一寸會長に伺ひ度いのですが、爲替が大變騰りしましたので、一般内地からの輸入品が非常に騰貴して居ります、民間に勤めて居られる吏員は昔のまゝでは非常にお困りだらう、民間も財政難の折から物價の高に應じて増額して下さいと要求する譯でもありませんけれども今迄の俸給を其のまゝにして置かれては民間吏員は大變お困りだらうと思ひますが其の點考慮を拂はれて居りますか、どうか、夫れから何だか俸給額を圓で定められて居る人もあるやうでありますけれども、以前の事情をよく知りませんが、圓と弗を同じバーで拂はれて居るやうであります、さういふ人は金と弗との間の相場が非常に開きのある時其のまゝ置いておくのは氣の毒な事情があるやうに思ひます、財政の都合もありませんか、強いて換算する譯でもありませんか、何等か緩和の方法をお考へになつたことはありますか。

○行政委員長(田村俊次君)

御尤もです、行政委員会でも考へて居りまして、豫算面には出て居りませんが、金で本俸支給の約束のあるのは學校職員で、民間吏員は銀の約束になつて居ります、學校職員は金の差に就ても學校當事者から事情を訴へて来て居ります、何とか考慮して豫算審議の時にも此の増額を申

出でやうかと思つて居ります、吏員の手當に就きましても考へて居ります、恰度建議案が出て居りますので、夫れにこめて何とか豫算審議の時審査しやうかと思つて居ります。

○潮底正敏君

最後の質問の續きでございますが、民間事務所費が四千弗殖えて居りまして、本年女學校は九百五十七弗五十仙減つて居ります、小學校が三千四百五十二弗減つて幼稚園が、千八百減つて居ります、さうすると民間だけ殖えて小學校や女學校や幼稚園を減すといふことは弱いものいぢめのような感じが致しますが、夫れを承り度い、もう一つ序でに承り度いのは近頃最前藤平さんが仰つたやうに金額の變動のある爲に吏員の方では四割減されたことになるのですが、新に吏員をばつ／＼儲ひ入れられる風がありますが、今迄居る人の仕事は足りなくなると思ひます、情實關係が其處にあるのですか。

○行政委員(大澤大之助君)

御尤もです、先般私は個人としてお目に掛つた時分にも申し上げて置いたと思ひますが、學校等でも緊縮豫算を編成することに就きましては色々御辛抱下さいまして減額を承諾されたのであります、民間事務所の方も夫れに準すべき筈の所、先程御説明の如くに色々なものを持つて来たが爲に多少数字は殖えて居りますけれども此の點に就きましては今少し研究して居ることもございまして、餘り厳密に此の際さういふ質問をお出しなさんやうに願ひしたい、御趣意はよく解つて居りますが此方からの説明は差控致して頂き度い、夫れから金融部の方に事務の方から人が参りましたので、あちこち人を融通致しました結果、どうしても足りないもので、一人雇入れました、従來辭職したとか或は病氣で止めたとか色々な人がありますがさういふ人は一寸も補闕せんこととして兼任することにして居りましたが何うしても一人足りないものから、一人入れ

ました、之等は色々行政委員会に於きましても考へた上であつて居る事でありまして、徒らに養老院のやうに何でも撒込んだら宜いといふのではないのです、其の邊も此方にお委せ置き願ひ度いのです、決して多くの人を入れ餘計な費用を使ふといふことはいらない積りでございまして。

○潮底正敏君

局の中で大變忙がしい譯と割合閑散な譯があるといふことですが、夫れに對して課の廢合といふことに付て何か。

○行政委員(大澤大之助君)

さういふ問題は甚だ此處で言明を私は致し度くないと思ひます、どうぞ御一任願ひ度い、十分やりませう、御趣意に添ふやうに致します。

○潮底正敏君

行政委員を信任してお願ひ致します。

○那 茂行君

第十六頁、第十八款諸税及負擔、此の三百四十弗は租界全体が支那政府に納める地租でありますか、さうだとしたら、一坪當りどの位になるのございませうか、お尋ね致します。

○行政委員(大澤大之助君)

實はどの位になるか解らないのです、一坪幾らか解らんといふのですね。

○那 茂行君

支那政府に納める金に違ひないので、一坪幾らか解らんといふのですね。

○那 茂行君

一寸お尋ね致します、十九頁の第七圖債の償還利子が摘要欄に於きまして「外務省ヨリ借入金五十萬圓」對スル利子(年五分)一萬五千圓也」とありますが、私が一寸考へますと

(398)

(397)

(400)

(399)

(402)

といふ意味合のものは出来ませんか。

○行政委員(大澤大之助君)
御趣意は大變結構でありますから何かの經費を持ちまして御希望に添ふやうに致しますから元價が三弗だからと云つて夫れで販賣することはとても引合つたものでないのです、何とか致します

○清水幸三郎君 甚だ怪しからんお言葉のやうに聞きましたが、民團が居留民の希望で歳費を支出して来たもので、大分の金を使つたやうが貴下が金を振替へたものでありません、居留民が課金を負担したものであります、三弗で出来たら三弗で買つて来て何日でも何ヶ月でも纏めて見られる、之が行政委員の御親切でないか。

○行政委員(大澤大之助君)
其の趣意であちこちから申込みがあつたら……

○清水幸三郎君 申込みがあつた所で何等民團の損の行くことはないではありませんか、却て向ふに利益がある。

○行政委員(大澤大之助君)
民團は書物の販賣は試みて居りません。

○清水幸三郎君 そんな不親切な行政委員は當てにしない……

○行政委員(武田守信君)
今郡議員から二十年誌を分けて貰ひ度いといふお話でありましたが、私の考としてしまはしては出来ません、ならば納税者にも全部渡すのが宜いのではないかと思ひますけれども、前の行政委員諸氏のおきめになつたこともあり、今御希望に依つて頒けて呉れと仰いますけれども、金錢のことよ

(401)

五十萬圓の五分は二萬五千圓のやうに考へます。

○平野書記 三分の間違ひでございましてから三分に御訂正願つて置きます。

○郡 茂行君 解りました、歳出臨時第十款の二十年誌の話は済みましたのでありますが、此の間民團が二十年記念誌を一千部作るといふことが新聞に出ましたが、大變好いものであるが私共に分けて呉れるかどうかといふ話を三三開くのであります、一千部は元價で一般居留民に分配出来ないのでありますならば、今の間に希望者を募られまして、假令三百部でも五百部でも今なら増刊出来ると思ひますが、増刊して頂いて元價で頒付して頂ければ大變好いと思ひます、之に付きまして如何でございませうか。

○行政委員(大澤大之助君)
一千部は主要な所に分配致します外に賣るといふ考はないのであります、併しさういふ御希望が有りますれば、今の中に申込んで頂けば何とかなりませうが、併し豫算が七百弗しか残つて居ないのでありますから前金でも頂けば。

○郡 茂行君 前金とは云はずに確實に書籍を引取るといふ意味で一弗でも一弗五十仙でもお取りになつて部數を集めれば百や二百は必ずあると思ひます、此の間お話を聞きましたが三三開のやうに心得て居ります。

○行政委員(大澤大之助君)
さうは行きませんでせう、前からの費用を加算しますと十弗でも安いで、民團の使つて居るのには素晴らしいものです。

○郡 茂行君 居留民は一冊づゝ只頂戴するのでありますから三百でも五百でも増加してやらう

(404)

りかもう一つ困難な事情がある、夫れはいやが應でも、年度の關係から六月三十日迄に仕上げて配付しなければならぬ義務がある、今多數の御希望がありまして夫れが爲に六月三十日迄に印刷が出来たらんといふことになり、私共の責任を全うすることが出来ないと思ひます、先づ御希望は行政委員の方で承つて置きて、先決問題は印刷業者の方が果して六月三十日迄にお申込になつた分を全部完全に受合つて呉れるかどうかが疑問なのであります。

○清水幸三郎君 只今の大澤君のお言葉は一寸過激であつたかも知れませんが、必らず六月三十日迄に渡さなければならぬ義務はないのでせう。

○行政委員(大澤大之助君)
ありますよ。

○清水幸三郎君 百冊なり二百冊なり纏まつて致す註文でありますから、民團の註文より一ヶ月位は遅れるかも知れませんが親切に交渉して下さつたらまゝと思ひます、六月三十日迄に希望者が受取るといふ譯ではなからうと思ひます。

○行政委員(武田守信君)
印刷に御経験がないからさう仰いますが、印刷しますのに千部先に刷つて、後で百部刷つて呉れと仰つても出来るものでありません、後に三百部の御註文が有りますれば一頁千三百頁づゝ刷つて行かなければなりません。

○清水幸三郎君 今印刷に掛つて居るのですか。

○行政委員(武田守信君)
掛つて居りません。

○清水幸三郎君 掛つて居らんならば、三月一杯に申込んで貰ふやうに廣告されたら何うですか。

○行政委員(武田守信君)
夫れは實際問題です、印刷屋が出来ないと云へば仕様がなないので。

○清水幸三郎君 印刷屋は刷り掛つて居ないなら千部刷るのも千五百刷るのも大した違ひはない、告示でもされて申込の分は親切に取扱つて頂いたら何うです。

○行政委員(武田守信君)
解りました、出来るだけさう致します、金額は孰れ會長なり會計主任に御相談致します。

○小倉知正君 武田委員に一寸お尋ね致しますが、印刷の納付期日に遅れた場合何か罰則が設けられておりますか、一寸遅まきで變ですが、参考に伺つて置きたいのです、保證金等を取つておいてはなりませんか。

○行政委員(武田守信君)
お答致します、期日が遅れましたならば罰則にかけますのが當然だと思ひます、私は御存知の通り新米でよく存じませんが、民團が請負をさせますのに、金額の少いものでありますから斯ういふ制裁を加へないで宜しいと思ひますけれども、假りに三千弗になり、罰則を加へるのは當然だと思ひます、其の事は今理事の方で研究して居ります、此の民會が済みましてから印刷業者と契約書を取ることがなつて居ります、保證金のこと考へましたが、此處で公言する譯に参りません、少々の保證金を取るよりは寧ろ資金を持たして仕上げた方が宜しい事情にあるやうに考へます、もう一つ平たく申しますと、保證金と申して大したことがないので、五十弗、百弗の保證金を取るより、寧ろ夫れだけの餘裕をつけて紙とか活字を早く仕入れて仕上げ

(403)

りかもう一つ困難な事情がある、夫れはいやが應でも、年度の關係から六月三十日迄に仕上げて配付しなければならぬ義務がある、今多數の御希望がありまして夫れが爲に六月三十日迄に印刷が出来たらんといふことになり、私共の責任を全うすることが出来ないと思ひます、先づ御希望は行政委員の方で承つて置きて、先決問題は印刷業者の方が果して六月三十日迄にお申込になつた分を全部完全に受合つて呉れるかどうかが疑問なのであります。

○清水幸三郎君 只今の大澤君のお言葉は一寸過激であつたかも知れませんが、必らず六月三十日迄に渡さなければならぬ義務はないのでせう。

○行政委員(大澤大之助君)
ありますよ。

○清水幸三郎君 百冊なり二百冊なり纏まつて致す註文でありますから、民團の註文より一ヶ月位は遅れるかも知れませんが親切に交渉して下さつたらまゝと思ひます、六月三十日迄に希望者が受取るといふ譯ではなからうと思ひます。

○行政委員(武田守信君)
印刷に御経験がないからさう仰いますが、印刷しますのに千部先に刷つて、後で百部刷つて呉れと仰つても出来るものでありません、後に三百部の御註文が有りますれば一頁千三百頁づゝ刷つて行かなければなりません。

○清水幸三郎君 今印刷に掛つて居るのですか。

○行政委員(武田守信君)
掛つて居りません。

○清水幸三郎君 掛つて居らんならば、三月一杯に申込んで貰ふやうに廣告されたら何うですか。

○行政委員(武田守信君)
夫れは實際問題です、印刷屋が出来ないと云へば仕様がなないので。

○清水幸三郎君 印刷屋は刷り掛つて居ないなら千部刷るのも千五百刷るのも大した違ひはない、告示でもされて申込の分は親切に取扱つて頂いたら何うです。

○行政委員(武田守信君)
解りました、出来るだけさう致します、金額は孰れ會長なり會計主任に御相談致します。

○小倉知正君 武田委員に一寸お尋ね致しますが、印刷の納付期日に遅れた場合何か罰則が設けられておりますか、一寸遅まきで變ですが、参考に伺つて置きたいのです、保證金等を取つておいてはなりませんか。

○行政委員(武田守信君)
お答致します、期日が遅れましたならば罰則にかけますのが當然だと思ひます、私は御存知の通り新米でよく存じませんが、民團が請負をさせますのに、金額の少いものでありますから斯ういふ制裁を加へないで宜しいと思ひますけれども、假りに三千弗になり、罰則を加へるのは當然だと思ひます、其の事は今理事の方で研究して居ります、此の民會が済みましてから印刷業者と契約書を取ることがなつて居ります、保證金のこと考へましたが、此處で公言する譯に参りません、少々の保證金を取るよりは寧ろ資金を持たして仕上げた方が宜しい事情にあるやうに考へます、もう一つ平たく申しますと、保證金と申して大したことがないので、五十弗、百弗の保證金を取るより、寧ろ夫れだけの餘裕をつけて紙とか活字を早く仕入れて仕上げ

させました方が親切であると同時に民團の方としても都合が宜しいことはないか、實際に於きまして五十弗、百弗の保証金を取りましても餘り効がないやうに考へます、明日のことも請負業者の方で書き出して居ります、民會が済みましたら早速やることにしてあります。

○山田榮治君 歳出の十五頁五十五款、保淨費の問題で一問一答をお許し願ひます、昨年七萬二千二百五十四弗の歳出になつて居りますが、本年は四萬八千九百七十四弗の歳出豫算であります、歳出の少いのは誠に結構なことではあります、只今聽いて居りますのに或支那人に一部分の仕事の請負はした爲に減つたのだといふことであります、何ういふ條件の下に請負をさせたのでありますか、其の請負をさせられた結果が従前と同じ仕事が出来るとでありますか先づ夫れをお答へ願ひます。

○行政委員(田中鑄太郎君)

保淨課に付しまして、私から一寸お答へ致します、豫算にありまして、先年度は七萬二千二百五十四弗、本年は四萬八千九百七十四弗で、結局二萬三千二百八十弗の減になつて居ります、主なる原因は只今山田議員から御質問になつた通り、保淨課といふのは要するに屎尿運搬、塵芥の取去撤水、道路掃除、下水掃除、汚水池浚渫清潔法施行等も保淨課でやつて居ります、其の中で各戸から取ります塵芥を今度請負に附して、夫れから屎尿の運搬を矢張り請負にすることになりました、其の原因は今迄昭和二年以來多額な豫算を計上されて居ります爲に若々行政委員の方ではもう少し改良を加へ節約させる方法はないかと思ひまして、調査研究した結果一部分を請負にすることにしたのであります、其の内容を一寸申上げれば、従來使つて居ります使用人夫は、苦力頭が十三人、自動車運轉車が九人、揚水場監督が二人、使丁二人、自動車夫が二十八人、夫

(405)

(406)

れから道路掃除に五十五人、下水掃除に五十八人、塵芥取去に五十六人、雜役人夫三人、でありまして、塵芥の取去と屎尿取去を請負に附しましても今迄と一寸も變りません、只取去人夫の五十六名が減りますのと、苦力頭が十三名を五名に、使丁二名を一名に、自動車附人夫十三名を六名に道路掃除夫五十五名を四十五名に下水掃除夫五十五名を三十四名に減少し尙其他にも減少し其人員は前年度から見ますと餘程減つて居ります、さういふやうな關係で結局人件費だけで一萬七千二百五十二弗減する譯であります、夫れから塵芥の取去と屎尿の運搬を請負に附することはどうかといふことであります、監督は矢張り保淨課であります、運搬の器具も現在あるものを貸してやらうといふことになつて居りますので現在よりも悪くなるといふやうなことはありません

○山田榮治君 さういふと糞尿と塵芥を取ります分だけを請負にされると仰有るのですか。

○行政委員(田中鑄太郎君) さうです。

○山田榮治君 夫れはどういふ條件で請負にされましたか。

○行政委員(田中鑄太郎君) 此方から塵芥の取扱ひ、運搬の方法を詳しく説明致しまして公入札に致しました結果であります、最初日本人三名、支那人二名の入札希望者があつたのですが十七日午後二時の入札の時には支那人一名しかなく、後の人は棄権したのであります、千五百弗の保証金を入れて尙報償金として年額六十弗を租界局に納めるといふことを契約した譯であります。

○山田榮治君 さういふと總豫算に於て二萬三千いくら民團の負擔が軽くなつて結果に於て好い仕事が出来ると、其の他に六十弗といふ金が民團に入るといふことになりまして以前は二萬三千弗餘りの金を、要らないものを出して居つたといふことになるのですか。

○行政委員(田中鑄太郎君) 要するにさうであります。

○山田榮治君 要らんことをして居つたといふことになるのです。

○行政委員(田中鑄太郎君)

厘大な豫算を組んで、放漫なやり方をして居つたのであります。

○山田榮治君 何ういふ原因であつたといふことを御調査になりましたか。

○行政委員(田中鑄太郎君)

要するに放漫といふことに過ぎないのであります。

○山田榮治君 放漫には違ひありませんが何ういふ所に夫れだけ要つたかといふことを御調査になりましたか。

○行政委員(田中鑄太郎君)

苦力を餘計使つて居つたといふことになりまして、掃除區域を四區に分けて居ります、現在日本人監督一名、支那人監督三名、其の他に巡捕が一名、此の五名づつ、要るのであります、夫れを今度請負にしますれば、僅か日本人一名、巡捕一名、監督者一名三名で足ります譯でありますから大分削減出来るのであります、前行政委員達が注意してやつたらもう少し安く出来たららうと思ひます、吾々研究調査の結果、さういふことになつたのであります。

○山田榮治君 只噂に聞いただけで根據のないことではありますけれども、糞尿を二千弗で支那人が賣つて居つたものを、七十弗で民團が取つて居るといふ噂を聞きましたがさういふ噂はお聞きになりませんか。

○行政委員(田中鑄太郎君)

民團では取つて居りません。

○山田榮治君 現在ではありませんが、以前さういふ噂を聞いて居りますが、さういふことはありませんか。

○行政委員(田中鑄太郎君)

夫れは聞きません。

○山田榮治君 もう一つ伺ひます、海光寺で保淨課の人許りで魚釣り何とか會を開いて他の人は入れないとか聞いて居りますが。

○行政委員(田中鑄太郎君)

私は見て知つて居りますが、保淨課の人許りでなく入つて来る人は誰でも釣らして居ります、行政委員として個人としてお答へ致しますが、海光寺の池に入る所は以前私が借りて居りました所です、彼處に天然水を貯蔵して居つたので、天然水を貯蔵して居つた所に入つて夫れから海光寺の池に出て来るやうになつて居ります、其處への入り口の取締りを厳重にして支那人を入れないで日本人だけ遣入られるやうにしようといふことを私の方に話がありましたから夫れは差支ないといふことで私は許したのであります、其處から出入りして居つたのであります、獨り保淨課の人の専有物になつて居らんです、日本人の遠山さん邊りも来て居りますし、色々な人が来て居りまして單り保淨課の専有物になつて居らんです、其の邊り解らないやうに。

○山田榮治君 深く立入りませんが、村津君には甚だ御迷惑と思ひますが、兎角世評には色々な噂があります、今度外勤の者が一部請負になつた爲にすつと少くなるさうですが誠に結構だと思ひ

(407)

(408)

ます、尙最近色々な疑惑のある際ですから、一般の御整理を願ひ度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

今此處で一々御質問になると時間が非常に費へるのですが、第一讀會のまゝにして例年通り審査委員を選ばれては……。

○清水幸三郎君 山田君の御質問で大休事が終つて居るやうですけれども、一寸申上げて置きたいのですが、今回の行政委員は非常に節約されて有難い次第であります。所が今迄の保潔課は租界局の應届だといふ噂があつた、今度行政委員が變つたら二萬三千弗も減つた、どういふ理由で減つたか、今お調べになつて居るか知らんけれども、尙ほ此の上松本理事にお願ひして原因を調査して貰ひ度い、或人の云ふ所に依ると、或人が人夫をだして金を分けて取つて居るといふ噂があるが、責任を持つた言葉でないのですが、民團の爲に申上げて置きます。

○五十嵐重吉君 一寸お尋ね致しますが、十三頁の水道費が、本年は十萬四千九百十八弗になつて居ります、前年に比較しますと一千九百十八弗の増になつて居りますか、俵給及手當等に於て凡て増になつて居ります、之は如何なる理由から増になつて居りますか、一寸参考迄にお聞きしたいと思つて居ります。

○川端技師 之は従來水道係員が雇員であつたのを技手に致しました爲に其の給料手當に於て千六百十いくら増額致して居ります、其の他は修繕費或は被服費等に於て少額増加致して居るのであります、其の金額は十萬四千いくらでありますけれども其の中で水代といふものが大部分を占めて居るのであります。

○五十嵐重吉君 今迄雇員でやつて居り乍ら今回は如何なる理由の下に技手を採用しなければなら

ないやうになつたのですか。

○川端技師 山來從事致して居りました雇員が辭職致しましたので、夫れに代るべき適當な雇員が無かつた爲に人繰りの關係上水道に精通して居る技手を以て之に充當する方が萬事に都合が宜しいから其のやうに致したのであります、殊に此の間も一寸お話がございましたが、漏水云々といふことも中々重大なこと、考へて居りますので、さういふ調査の爲にも有能の士を必要とするのであります、夫れが爲に斯ういふ人繰りをしたのであります。

○五十嵐重吉君 雇員が辭職された爲に技手を雇ふことになつたといふお説であります、私は遠ふと思ひます、要するに其の技手なるものゝ來た爲に不平を以て止められたものと思ひます、尙川端技師は水道の専門技師と思ひます、其の技師が居られるにも拘らず、其他に技手迄呼んで漏水を調べなければならぬ立場に居られるのであるか、其間研究を怠つて居られたのであります、或は其の人を漏水専門の技手として呼ばれたのであるか、一寸此の席に於てお聞きしたいと思ひます。

○川端技師 雇員が止めた時は何も不平があつて止めた譯でも何でもないのです、名前を申しますが堀内君は家事の都合で止めたのであります、夫れから現在其の後を受けて仕事をやつて居ります尾崎と申します技手は夫れ以前に此方に奉職して居つた人です、夫れを人繰りの關係上土木水道に廻したのであります、私は水道を之れ迄少し許り、致したのでありますが、此處へ來ましてからは道路の方もせねばならない、其の外色々な仕事がありますから、少し許り水道に經驗があるからと申しましても私が自ら水道のことに掛りきに出来ませんのでございますから、矢張り水道に従事したとある、經驗ある人を配屬して置く方が仕事の都合上宜いと思ひ

(410)

(409)

ます。

○五十嵐重吉君 解りました、夫れなら豫算審査委員会に於て再び御質問致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは第一讀會のまゝにして置いて頂きます、次の「昭和五年度特別會計減債基金歳入出豫算案」を議題と致します、之に對する質問がございませうか、四案まとめて、一讀會において審査委員附托の動議を起して頂きたい。(賛成)

○榎治郎一郎君 一昨日一時迄やりまして昨日も二時近く迄やりましたのでありますからどうございませうか。

○潮底正敏君 建議案が三つ残つて居ります、之を今日やつて下さい、昨日は二時迄もやつたではありませんか。

○議長(吉田房次郎君) 委員は何名。 豫算は重要な問題ですから六から十迄が豫算審査委員附托になるのです。 潮底議員より緊急動議ありとて發言を求められ發言を許さず 御質問がございませうか、其の次 「昭和五年度特別會計減債基金歳入出豫算案」を議題に致します。

質問なし

(411)

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは、 「昭和五年度特別會計減債基金歳入出豫算案」を議題に致します。

御質問がございませうか。

質問なし

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは何うか動議をお出しになつて委員附托にして頂きます。

○清水幸三郎君 此の案は餘り質問がないやうですから豫算委員に委せたいと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 昭和五年度居留民会入出總豫算案、外七、八、九、十、迄は皆豫算案でございませうから、只今清水さんから豫算審査委員附托の動議が出ましたが、御賛成でございませうか。

賛成の聲起る

○議長(吉田房次郎君) 委員は何名。

○清水幸三郎君 前例もありませんから矢張り十五名にお願ひ致します。

○議長(吉田房次郎君) 選挙方法はどうか。

○議長(吉田房次郎君) 前例は議長の名になつて居ります、諸君に諮つて下さい。

○議長(吉田房次郎君) 皆さん如何でございませうか、清水君の動議は委員附托として、十五名の委員選挙方法は議長に一任するといふこととございませうか、動議に御賛成でありますれば御起立願ひます。

(412)

(413)

此の時人員不足に氣付き
議場混濁す、時に十時二十分
十時四十分 議員着席

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは只今豫算委員附托にしなければならぬでございますから人員を一寸申上げます、純出席が三十三名でございます、十分法定数に達して居りますから豫算審査委員附托の決議を致します、清水さんもう一週御有つて下さい。

○清水幸三郎君 五つの議案を一括して委員附托にして委員の指名は議長に一任致し度いと思ひます、委員の数は十五名。

○議長(吉田房次郎君)
只今清水議員から第六から第十迄の豫算案を豫算審査委員十五名を選んで委員附托するといふ動議が出て居ります、御賛成でございますか。

「賛成」の聲起る

○議長(吉田房次郎君)
賛成でございますれば御起立願ひます。

満場 起立

○議長(吉田房次郎君)
可決致しました、夫れでは選挙は議長一任でございますね、夫れでは此處で休憩致しまして後から御報告申し上げます。

(414)

○藤田語郎君 御相談でございますが、此處で先に議事日程十三をやつて頂き度いと思ひます、散會前に只今の審査委員の姓名を發表して頂き度い。

○議長(吉田房次郎君)
承知致しました議事日程變更に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは、「居留民団法施行細則改正ニ關スル建議案」を議題と致します

○砂田 實君 私は藤田さんのお話ではございますが、此處に日程として出て居りますけれども、元來行政委員会の方から出て居ります議案ではございませんので、議員中から緊急動議として出て居る議案でありますから、今日のやうな最初から六十人の定員が二十人餘りも缺席して居る民會であります、さういふやうな事情で、どうせうか緊急動議として出た議案を議するといふことは……。

○潮底正敏君 此の議案は緊急動議でないのです、四日前からちやんと日程に載してあるのですから緊急動議でないのです、併し今日は遅いから日程を明日に延ばせと云はれるのでしたら聞えますけれども、ちやんと四日前に載つて居ります。

○行政委員副會長(石川 通君)
砂田さんの御意見もあり、又潮底さんから明日でも宜いといふお話でしたから……。

○潮底正敏君 明日で宜いといふ譯ではありません、條件付きで、――出席議員が少いから明日に延

(415)

ばさうと仰りませんが、明日出席議員が少なかったら何うなさるお考です。

○行政委員副會長(石川 通君)
多數議員が、毎日々々銀行會社にお勤めの方があるのですから、明日になさつたらどうか、と私は思ふのです、御相談申上げるのであります、如何でございますませう、明日になさつたら……。

○潮底正敏君 さうしたら毎日お疲れのやうでありますから明日頭第一に此の案をやつて頂きます。

○議長(吉田房次郎君)
斯うなるのであります、豫算委員附托になると、豫算委員会を閉けば一日潰れてしまふのです、明日中に出来るかどうか心配であります、審議が済んだら始めて本民會を開く譯であります、本會で議して豫算がきまるのであります。

○潮底正敏君 豫算案に入つて頂くと夫れをやつて頂く譯に行きませんか。

○行政委員副會長(石川 通君)
豫算に一つも關係ないと思ひます、前におやりになつても豫算の後にやりになつても豫算に關係ない。

○潮底正敏君 石川さんには豫算に關係ないでせうが、吾々としては非常に豫算と同じ程度に於て必要があるのであります。

○行政委員副會長(石川 通君)
御尤もですけれども、豫算に關係ないことでございますから、只今やつて宜いのです、私反對は一つも致しません、時間が遅いし皆さんもお疲れだらうと思ひますね。

(416)

○潮底正敏君 豫算案に關係ない、豫算案の先にする必要がないと仰有るから申上げたのです。

○行政委員副會長(石川 通君)
必要は同じであるけれども、豫算を先づ先によつて頂いて御不足なからうかなと思ふだけでありまして、緊急が何うだといふのでないのでありますから。

○砂田 實君 要するに豫算審査委員の報告があると同時に、語り議案の終了になりますから、當時は出来るだけの報告のつく人は出席する筈でありますから審査委員の報告の後に此の問題をやつたらどうですか。

○潮底正敏君 夫れなら賛成致します。

○議長(吉田房次郎君)
夫れなら十分間休憩致します。

午後十一時再開

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは審査委員のお名前を申上げます。

金井 三郎君	清水幸三郎君	白井 忠三君	中村 鐵一君
牧 尚一君	鍛冶 一郎君	五十嵐 重吉君	松田 開一君
郡 茂行君	砂田 實君	山田 榮治君	松尾 豊實君
岡本 久雄君	潮底 正敏君	藤田 語郎君	

○郡 茂行君 私は病室で地へ兼ねて居るのでございますからどうぞお抜き下さいまして。

午後十時五十分休憩

○藤田語郎君 私は眼溢血で疲勞して居りますから。
 ○議長(吉田房次郎君) さう仰らずにどうか！では明日の委員会の時間は何時に致しませう。
 ○清水幸三郎君 二時位からやつたらどうでせう、夕刻迄に凡て議了してしまふのですから何うでせう。
 ○藤田語郎君 午前十時頃からしなければ難しくありませんか。
 ○永安平吉君 期日は明日迄でせう。
 ○議長(吉田房次郎君) 已むを得ざれば延期して頂くより他仕方ありません。
 ○藤田語郎君 一時は如何でせう、本民會を八時からしたら。
 ○議長(吉田房次郎君) 夫れでは明日審査委員會を午後一時から開會願ひ度うございます。
 ○牧 尙一君 居られない方もありますから貴下の方から御通知なまつたら如何です。
 ○議長(吉田房次郎君) 通常民會は八時から開會致します、之で閉會致します、散會の時の人数は三十三名でございますから一寸申上げて置きます。
 午後十時十分散會

昭和五年度第二十三次居留民會通常會議事速記録

第六日

昭和五年三月二十六日於公會堂

議事日程

- 第一、昭和五年度居留民會入出總豫算案(第一讀會續キ)
- 第二、昭和五年度特別會計電氣歳入出豫算案 (同)
- 第三、昭和五年度特別會計減債基金歳入出豫算案 (同)
- 第四、昭和五年度特別會計實業復興資金豫算案 (同)
- 第五、減債基金特別會計條例案 (同)
- 第六、財務調査委員會組織ニ關スル建議案
- 第七、民團員規程中條項追加並ニ改正ニ關スル建議案
- 第八、居留民團法施行細則改正ニ關スル建議案
- 第九、冷蔵氷塊配給暫行規程廢止ノ件

○議長 吉田房次郎 出席議員 三十三名
 田村俊次 川島範夏 大澤大之助 田中鑄太郎

永安平吉 勝田重直 武田守信 藤田語郎
 中村鐵一 清水幸三郎 五十嵐重吉 潮崎正敏
 郡 茂行 山田榮治 牧 尙一 眞藤兼生
 太田岩吉 高瀬 仲 宮武徳次郎 吉田 久
 足立傳一郎 金山喜八郎 小倉知正 長谷川義三郎
 千葉初藏 鍛冶静一郎 石川 通 古田治四郎
 大田萬吉 松田開一 藤平正男 砂田 實
 出席行政委員 十名
 ○會長 田村俊次
 石川 通 勝田重直 大澤大之助 田中鑄太郎
 永安平吉 古田治四郎 武田守信 川島範夏
 齋藤兼生
 午後九時十分開會
 ○議長(吉田房次郎君) 着席拍手
 只今迄の出席民會議員の方が三十二名でございます、法定數に達して居りますから之から開會致します、昨日日程第一、第二、第三、第四、第五迄が豫算審査委員會に附託になりました、豫算審査委員長長の報告があります。
 ○牧 尙一君 登壇 拍手
 私は豫算審査委員長と致しまして審査の結果を御報告致します、昨日議長長の指名に依りまして私

共十五名は豫算審査委員となりまして、本日午後二時五分から午後八時に亘りまして慎重審議を致しました結果お手許に先刻廻しました通り訂正致しました、審査事項は。
 一、昭和五年度居留民會入出總豫算案
 二、昭和五年度特別會計電氣歳入出豫算案
 三、昭和五年度特別會計減債基金歳入出豫算案
 四、減債基金特別會計條例案
 五、昭和五年度特別會計實業復興資金豫算案
 六、高等女學校建設費削除ノ件
 此の六つでございます、今夫れを順次に申上げます、先づ「昭和五年度居留民會入出總豫算案」
 歳入の方は、本年の豫算は行政委員の大變な御苦心の結果出来て居りますので、審議の結果全部原案通り承認致しました、臨時部も同様でございます、歳入の部に於きましては第六款女學校費第七款小學校費、之は數字が直つて居りませんから一寸申上げます、此の女學校、小學校の係給の方で教員中に外務省から降令を貰つて来て居られます方々は元來金で支給すべきが本當なんです、夫れで現在は銀で支給されて居られるさうです、現今の如き銀が暴落の際に何ともしなければならぬ、行政委員會の方に此の話もございまして、女學校も小學校も國庫の補助金がございます、國庫の補助金は之迄の例に依りますと、一旦金で民團の歳入にしまして夫れを銀に換へて居るのであります、でありますから金額だけを特別手當として支給するのが至極至

(421)

當だし、併數字は今貰つて見なくちや解らないのですから貰ひました上でさういふことにすると
いふことで其の方法は全部行政委員会に一任致しました、數字の直つて居りませんのはさういふ
理由でございますから御承知願ひます、次は第十九款に飛びまして雑支出であります、第二項
雑支出、之に六千七百弗を増加しまして一萬九千七百弗となりました、其の増加しました理由は
近く花旗銀行から借りて居ります金を先夜お返しになりました通正金銀行から借りまして花旗
銀行に返すのであります、契約に依りまして一分のコミッションを出さなくてはならないので
あります、民團事務報告の中に載つて居ります、契約條項に謝禮金となつて居りますのが六拾七萬
弗に對して其の一分を出すのでございます、夫れを此處で追加することになりました、之は當然
のことでありまして委員會では承認しました、夫れから臨時部に移りました、第二款土木費、
苗圃費といふ項目があります、其の次が四、運動場費、三千弗を追加致しました、特に入れて置
かなくてはならないのでございますが、行政委員の方の手落になつて居ります、今度女學校を
建てます、其の敷地になつて居りますテニスコートの周圍にありまして棟瓦葺とテニスコ
ートのクラブハウスを移します修繕費であります、之も女學校を建築すれば已むを得ないもので
あります、之も追加承認致しました、次が第八款の補助及寄附です、之は四項の体育獎勵金の
次に五項を設けまして、昨日建議案が出て居りました天津日本少年團補助費でございます、あれ
を五百弗追加致しました、順序を誤りましたが、第六款に戻りまして第六款女學校費、之は昨日
私共から提案しまして女學校建築費と訂正致しました、之は豫算審査委員の方に附託になりまし
たが、御承知の通り僅か半日か一日の間に到底一割引くとか或は何萬弗引くとかいふ審議は出来
ません、其處で昨日田村會長から御聲明になりました通り、民會が済みましたならば直ぐと民團

(422)

の方で建設委員といふものを夫々各方面の方にお頼みになりまして建設委員といふものが出来
ますさうです、其の方で吾々共が昨日修正しました趣旨に基いて成るべく減額出来るやうに、さ
うして成るべく丈夫にさうして教授に差支ないやうに大變難しい註文でございますが、さういふ
ことを註文致しまして、さうして其の残りしました金は土木費に必ず手充當する、といふ條件附で
總金額は十萬弗と致しまして、昭和五年度に支出します金は此處に載つて居ります通り七萬弗と
して置きます、さういふことに承認致しました、次は第七款の副債でございます、第五項にござ
います第九團債、と申しますのは備考にもござります通り花旗銀行から借入れた金でございます
近く三四ヶ月後に借換になることと思ひますが、未だ其の手續きは未済でございます、一寸話
が先へ走りまして後に戻りまして、此の金は本年度から外務省が正金銀行に拂ふことになつて
居りましたが、外務省から豫十二日前に豫算表が参りましたので、お手許に参つて居る管でござ
います、明年度から詰り昭和六年度から拂へば宜いことになりましたから、従つて此處に載つ
て居ります五萬弗は何方へか持つて行かなければならないのです、豫備費へ持つて行くとか或は
他の方面に持つて行くべきであります、手續未済でございますし、利子の點も果して三月
の後にさういふ手續になるか、四月の後にさういふことになりませんか、此のまゝにして置きますと原
案のまゝに行政委員の方に委ねるといふことにして置きました、其の結果豫備費に於きまして三
移動がござります、即ち豫算費に於きまして一萬〇二百弗減つて居りました、其の額が七萬八千
六百八弗が六萬八千四百〇八弗となります、其の内譯を申し上げますと先刻申上げました花旗銀行
の方の謝禮金と致しますのが六千七百弗、臨時土木費第二款第四項の運動場費三千弗と日本少年
團補助費が五百弗でございます、夫れで詰り豫備費がさういふ風に減つて参つて居ります、之で

(423)

總豫算案の方は終りました。
次は「昭和五年度特別會計債償還入出豫算案」之は少しも手をつける餘地はございませんでした
歳入出共全部原案通り承認致しました。
此の次は「減債基金特別會計除例案」之は一昨夜第一讀會のまゝ委員附託になつて居りましたが
夫れと同じく「特別會計債償還基金歳入出豫算案」此の二つも審議の結果、原案通り可決致しまし
た、色々減債基金に就ては意見も出ましたが結局第一相互から借りました三十萬圓國債の命令詔
項がさういふ風に居るから何うともすることが出来ないのであります、夫れで今申上しま
した全部承認致しました。
次は「昭和五年度特別會計營業復興資金歳入出豫算案」之も全部原案通り承認致しました。
之で先刻申しました通り六つの附議されました案件の審査を終へました皆様に於かせられても御
承認の程を願ひ致します。(拍手)
議長(吉田房次郎君)
一寸お尋ね致します、只今豫算審査委員長から審査の結果をお述べになりました、之を一括致し
まして、第二讀會に入り度いと思ひますが、異議ありませんか、第二讀會に行きまして只今審査
委員長から報告になりました報告の修正しましたものがお手許に廻つて居る管でありますから一
括して議題と致します、御質問がござりますれば御質問なさるやうに、委員長からお答する管に
なつて居ります、尚申して置きますが、議事日程には五つの案になつて居りますが、昨日の高等
女學校建築に關する件は修正可決になつて居ります、夫れを矢張り豫算委員會で申上げるといふ
ことになつて居りましたから、之が此の外に加つて居ります、御存知の事と思ひますが申上げて

(424)

置きます、御質問ございませんか、夫れでは修正になつて居ります方からお尋ね致します「昭
和五年度居留民團歳入出總豫算案」此の方は修正が出来て居る管でございます、之に對して御質
問ございませんか。
○吉田 久君 運動場費といふのは少しも豫算案に載つて居りませんが、三千弗と云へば相
當な額であります、審査委員に於て何ういふ風に之を修正されたのでありますか、一寸お尋
ね致します。
○牧 尚一君 あれは先刻申しました通り何うして之が持つて居なかつたかといふこと行政委員に
お尋ねしたので、行政委員の御答辯では全く手落だといふことでございますが理由は先刻申上
げました通り移轉費でございます。
○大田万吉君 壽街の道路は大分悪くなつたやうですが、山口街を通らせるやうな御計劃はござ
いませんでしたか。
○牧 尚一君 一寸報告洩致しました、夫れは今日の審査委員會でも出しまして、大田さんの御有る
通り壽街は車の通る数が非常に多い、何とかして呉れないか、何時頃出来るだらう、と質問しま
したら、陸軍倉庫が退きますと八月頃出来るさうでございます、さうすれば今度は福島街から
北の方の壽街は何うなるかと云ひましたら、夫れは福島街から大和街迄の間の碼頭に車馬が通
れるやうに普通のマカタマの道をつけるやうに何とか考慮しやう、何れ將來は臨時費から出して
……行政委員會ではさういふ風に研究するといふお話でございます。
○議長(吉田房次郎君)
他に御質問ございませんか、御質問がなければ只今の「昭和五年度居留民團歳入出總豫算案」に

(426)

對して委員長から述べられた通り修正出来ましたが此の修正案に付て採決致し度いと思ひます、反對の方御起立願ひ度うございます。

起立者 なし

○議長(吉田房次郎君) 反對ないうやうでございますから修正可決と見まして宜しうございますか。

「異議なし」の聲起る

○議長(吉田房次郎君) さうすると次の。

「昭和五年度特別會計電気歳入出豫算案」
 「昭和五年度特別會計減債基金歳入出豫算案」
 「昭和五年度特別會計實業復興資金豫算案」
 「減債基金特別會計條例案」

此の四つを三讀會に入つて採決致しますが異議ございませんか、三讀會は翌日になるのでございますが、之を引續いて致します、御承諾願ひます、「異議なし」天れでは三讀會に入りまして全体に就て決を採ります、只今の修正になりましたのは昭和五年度居留民会歳入出總豫算案でございますが、修正は二讀會で可決して居ります、夫れから私の今申上げました。

昭和五年度特別會計電気歳入出豫算案
 昭和五年度特別會計減債基金歳入出豫算案
 昭和五年度特別會計實業復興資金豫算案

減債基金特別會計條例案

此の五案を一讀しまして三讀會で決を採ります、之は一つだけ離しませう。

昭和五年度居留民会歳入出總豫算案

只今修正可決になったのでございます、之に就きまして全体に對してもう一週決を採ります、御賛成の方御起立願ひます。

満場 起立

○議長(吉田房次郎君) 修正の如く可決致します、後の四案は原案通りになつて居りますが、之に對して可否の決を採ります、反對の方がございましたら御起立願ひます。

反對者 なし

○議長(吉田房次郎君) 反對者がございませんければ皆さん御賛成と看做しますが念の爲に御起立願ひます。

満場 起立

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは豫算審査委員會の審議の如く全部可決確定と致しますからどうか。

「拍手」起る

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは其の次の議案第六。

財務調査委員會組織ニ關スル建議案

(425)

に移ります、提案者から御説明願ひ度うございます。

○宮武徳次郎君 提案者は千葉議員でございますが、少し風氣でつとめて今晚参つて居りますので私が代つて説明致します案支ありませんか。

○議長(吉田房次郎君) 何うか。

○宮武徳次郎君 登壇 拍手

只今議長からお話ございました如く。

「財務調査委員會組織ニ關スル建議案」
 之に就きまして

「新ニ財務調査委員會ヲ組織シ之レカ委員若干名ヲ置キ凡テ購入品ニ關スル諸問機關タラシメン但シ委員ハ天津在住十年以上ノ者ニシテ土地ノ實情ニ通セルモノヲ選ビ之レニ關スル手續等ハ行政委員會ニ任スルコト

といふのでございます、其の理由を簡単に申上げれば、皆さんの御賛成を得たいと思つて居るのでございますが、従来民間に必要な物品の購入方法は忌憚なく申しますと甚だしく缺陷があると思ふのでございます、何故かと申しますと、其の購入方を只一係員に委ねて居る結果相當大きな損失を招いて居ることは過去に於て色々な實例があるのでございます、さういふ理由で新に財務調査委員會といふものを掲へまして其の缺陷を補ふて、損失を未然に防がうといふのが本案を提出した理由でございます、何うか皆さんに於かれましたも、右の意味に於て御賛成あらんことを願ひ致します、簡單でございます。

○議長(吉田房次郎君) 一寸念の爲に申して置きますが、只今の決議致しました豫算案四つは二讀會で原案通り皆さんが御賛成と看做して三讀會に入つたのでございます、異議ありませんでせうか。

異議 なし

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは只今建議者から説明のありました「財務調査委員會組織ニ關スル建議案」に對して御質問ありませんでせうか。

○清水幸三郎君 今提案された説明に就て成程私も非常な賛成を表するものでありますが、只財務調査といふことになりましてと購買品許りでなく、財源總てのことになつて居るの廣いものに、調査を置くやうになれば夫れも頂き度いと思ひます、提案者の御意が只今の所では買物だけの理由であります、財源の調査を一語にやつて行くやうなことは出来ませんか。

○宮武徳次郎君 若し之の範圍を定めましてさういふやうな方面にも調査を及ぼすことが出来れば至極結構だらうと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問ございませんか。

○山田榮治君 私ももう少し廣い範圍に於て組織されんことを希望致しますが、假りにさういふ委員會を掲へると致しますと、特別委員會組織に關する條例の制定も必要と致しますので此の事は現行行政委員會の御意を伺つて若し行政委員會に於ても御異存がなければ其の財務調査會設置に關する一切の手續きなり夫れに伴ふ條例の制定なりを行政委員會に一任しては如何かと思

(428)

に移ります、提案者から御説明願ひ度うございます。

○宮武徳次郎君 提案者は千葉議員でございますが、少し風氣でつとめて今晚参つて居りますので私が代つて説明致します案支ありませんか。

○議長(吉田房次郎君) 何うか。

○宮武徳次郎君 登壇 拍手

只今議長からお話ございました如く。

「財務調査委員會組織ニ關スル建議案」
 之に就きまして

「新ニ財務調査委員會ヲ組織シ之レカ委員若干名ヲ置キ凡テ購入品ニ關スル諸問機關タラシメン但シ委員ハ天津在住十年以上ノ者ニシテ土地ノ實情ニ通セルモノヲ選ビ之レニ關スル手續等ハ行政委員會ニ任スルコト

といふのでございます、其の理由を簡単に申上げれば、皆さんの御賛成を得たいと思つて居るのでございますが、従来民間に必要な物品の購入方法は忌憚なく申しますと甚だしく缺陷があると思ふのでございます、何故かと申しますと、其の購入方を只一係員に委ねて居る結果相當大きな損失を招いて居ることは過去に於て色々な實例があるのでございます、さういふ理由で新に財務調査委員會といふものを掲へまして其の缺陷を補ふて、損失を未然に防がうといふのが本案を提出した理由でございます、何うか皆さんに於かれましたも、右の意味に於て御賛成あらんことを願ひ致します、簡單でございます。

○議長(吉田房次郎君) 一寸念の爲に申して置きますが、只今の決議致しました豫算案四つは二讀會で原案通り皆さんが御賛成と看做して三讀會に入つたのでございます、異議ありませんでせうか。

異議 なし

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは只今建議者から説明のありました「財務調査委員會組織ニ關スル建議案」に對して御質問ありませんでせうか。

○清水幸三郎君 今提案された説明に就て成程私も非常な賛成を表するものでありますが、只財務調査といふことになりましてと購買品許りでなく、財源總てのことになつて居るの廣いものに、調査を置くやうになれば夫れも頂き度いと思ひます、提案者の御意が只今の所では買物だけの理由であります、財源の調査を一語にやつて行くやうなことは出来ませんか。

○宮武徳次郎君 若し之の範圍を定めましてさういふやうな方面にも調査を及ぼすことが出来れば至極結構だらうと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問ございませんか。

○山田榮治君 私ももう少し廣い範圍に於て組織されんことを希望致しますが、假りにさういふ委員會を掲へると致しますと、特別委員會組織に關する條例の制定も必要と致しますので此の事は現行行政委員會の御意を伺つて若し行政委員會に於ても御異存がなければ其の財務調査會設置に關する一切の手續きなり夫れに伴ふ條例の制定なりを行政委員會に一任しては如何かと思

(427)

に移ります、提案者から御説明願ひ度うございます。

○宮武徳次郎君 提案者は千葉議員でございますが、少し風氣でつとめて今晚参つて居りますので私が代つて説明致します案支ありませんか。

○議長(吉田房次郎君) 何うか。

○宮武徳次郎君 登壇 拍手

只今議長からお話ございました如く。

「財務調査委員會組織ニ關スル建議案」
 之に就きまして

「新ニ財務調査委員會ヲ組織シ之レカ委員若干名ヲ置キ凡テ購入品ニ關スル諸問機關タラシメン但シ委員ハ天津在住十年以上ノ者ニシテ土地ノ實情ニ通セルモノヲ選ビ之レニ關スル手續等ハ行政委員會ニ任スルコト

といふのでございます、其の理由を簡単に申上げれば、皆さんの御賛成を得たいと思つて居るのでございますが、従来民間に必要な物品の購入方法は忌憚なく申しますと甚だしく缺陷があると思ふのでございます、何故かと申しますと、其の購入方を只一係員に委ねて居る結果相當大きな損失を招いて居ることは過去に於て色々な實例があるのでございます、さういふ理由で新に財務調査委員會といふものを掲へまして其の缺陷を補ふて、損失を未然に防がうといふのが本案を提出した理由でございます、何うか皆さんに於かれましたも、右の意味に於て御賛成あらんことを願ひ致します、簡單でございます。

○議長(吉田房次郎君) 一寸念の爲に申して置きますが、只今の決議致しました豫算案四つは二讀會で原案通り皆さんが御賛成と看做して三讀會に入つたのでございます、異議ありませんでせうか。

異議 なし

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは只今建議者から説明のありました「財務調査委員會組織ニ關スル建議案」に對して御質問ありませんでせうか。

○清水幸三郎君 今提案された説明に就て成程私も非常な賛成を表するものでありますが、只財務調査といふことになりましてと購買品許りでなく、財源總てのことになつて居るの廣いものに、調査を置くやうになれば夫れも頂き度いと思ひます、提案者の御意が只今の所では買物だけの理由であります、財源の調査を一語にやつて行くやうなことは出来ませんか。

○宮武徳次郎君 若し之の範圍を定めましてさういふやうな方面にも調査を及ぼすことが出来れば至極結構だらうと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問ございませんか。

○山田榮治君 私ももう少し廣い範圍に於て組織されんことを希望致しますが、假りにさういふ委員會を掲へると致しますと、特別委員會組織に關する條例の制定も必要と致しますので此の事は現行行政委員會の御意を伺つて若し行政委員會に於ても御異存がなければ其の財務調査會設置に關する一切の手續きなり夫れに伴ふ條例の制定なりを行政委員會に一任しては如何かと思

ひます、提案者のお考えは如何でございますか。
○宮武徳次郎君 勿論手續等は行政委員会に一任すると最初から申上げてありますから異議ありません。

○山田榮治君 會長に對して伺ひ度いのですが、之に對する御意を。

○行政委員長(田村俊次君) 豫て行政委員会に於てさういふ計劃を提つて居りますので、購買品許りでなく總ての財務に關することを或は財源を得る方法とか或は歳出に就て緊縮をする方法とか或は又請負業のこと、か、さういふやうなことを調査する諸機關を拵へることを考へて居るのであります、行政委員会として其の積りで認めてやつて居ります、何れ其の案が出来てから發表する筈であります、さうすれば其の中に勿論今御提案の購入のことや何かも入る筈であります、必らず御意に添はらうと思ひます、只其中に十年以上在住する者といふことがありますが、委員の選擇等に就ては行政委員会に御一任願ひ度い、併し財務調査委員会といふものは近き將來に是非通り度いと思つて居るのであります、其處で丁度建議された御意は皆入れに入るだらうと思ひます。

○五十嵐重吉君 田村會長は何か間違つて居られるだらうと思ひます、十名ぢやありません、十年以上といふ……
○行政委員長(田村俊次君) 十年といふ資格も行政委員会にお任せ願ひ度い。
○五十嵐重吉君 一般に天津に於ける凡ての事情は十年居られた人ならよく解つて居られるだらうと思ひます、さういふやうな人を。

(430)

(429)

○行政委員長(田村俊次君)

古く居る人が此の事情に通じて居るといふことは御尤もで又此の土地の事情に通じて居る方を入れば、諸問の効はないのですから夫れは答にならなくても解つて居ります。

○五十嵐重吉君 解りました。

○清水幸三郎君 一寸提案者宮武議員に聞きますが、購入品を貴下の趣旨に依ると先に調査委員に聞いて置なければ、購買出来んといふやうな事になります、一々局に居る者が諸問機關に尋ねなければならぬといふやうな事になるかと思ひます、一寸伺ひます。

○宮武徳次郎君 無論僅かなものは宜しいですけれども金額の高いものは多少ひまが要りますけれども、凡そ要るものが前以て大休解るだらうと思ひます、其の時に數量を示して夫れに對して斯ういふものを買はうと思ふが、何ういふやうにしたら宜からうと、手間は掛るけれども諸問機關に相談して。

○清水幸三郎君 金額はどの位ですか。

○宮武徳次郎君 夫れは矢張り行政委員会に一任して置いたら宜からうと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは一寸十分間休憩致します。

午後十一時十分再開

○議長(吉田房次郎君)

午後十時三十分休憩

之から開會致します、一寸申上げますが、只今建議案に入つて居る中に急に御退席になつたお方がありまして、法定數の人数に足りません、誠に残念な事ですが、建議案は残念ながら審議未了になります、甚だ残念でありますけれども仕方ありません、御承認願ひます、人数が足りませんから此のまゝ閉會致します、只今日迄の経過を書記をして朗讀致します。

○河島書記 朗讀

昭和五年第二十三次居留民會通常會成績
昭和五年三月二十日より二十六日迄會期七日間に於ける第二十三次居留民會通常會の成績左の如し。

- 一、會 議 七 回
- 二、會 議 六 回
- 三、審 査 委 員 會 一 回
- 四、昭 和 三 年 度 居 留 民 團 歳 入 出 決 算 承 認 ノ 件 承 認
- 五、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 承 認 ノ 件 承 認
- 六、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 七、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 八、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 九、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 十、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 十一、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 十二、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 十三、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 十四、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 十五、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 十六、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 十七、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 十八、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 十九、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 二十、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 二十一、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 二十二、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 二十三、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認
- 二十四、昭 和 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歳 入 出 決 算 更 正 ノ 件 承 認

(432)

(431)

- 八、興業資金貸付條例中改正ノ件 修正可決
- 九、諸車鑿孔料條例中改正ノ件 修正可決
- 十、療病院藥價其他諸料金條例案 修正可決
- 十一、民會々議規則改正建議案 修正可決
- 十二、天津高等女學校新築ノ件 修正可決
- 十三、天津實業專修學校補助金ノ件 修正可決
- 十四、天津日本人商業會議所補助金ノ件 修正可決
- 十五、天津體育會へ体育獎勵費補助金ノ件 修正可決
- 十六、天津日本少年團ニ補助金交付ニ關スル建議案 修正可決
- 十七、昭和五年度居留民團歳入出豫算案 修正可決
- 十八、昭和五年度特別會計電氣歳入出豫算案 修正可決
- 十九、昭和五年度特別會計減債基金歳入出豫算案 修正可決
- 二十、昭和五年度特別會計實業復興資金豫算案 修正可決
- 二十一、居留民團法施行細則改正ニ關スル建議案 審議未了
- 二十二、財務調査委員會議組織ニ關スル建議案 審議未了
- 二十三、民團職員規程中修訂追加並ニ改正ニ關スル建議案 審議未了
- 二十四、冷蔵用水塊配給暫行規程停止ノ件 審議未了

會 長 七 回
議 案 二 四 件

内
承認 二件
原案可決 十一件
修正可決 四件
原案撤回新提案可決 一件
撤回 二件
審議未了 四件

○議長(吉田房次郎君)

以上申上げましたのが一週間の議事の経過でございます。甚だ建議案を審議未了に終らせることは残念でありますけれども人数が足りませんから致方ありません。夫れに會期を今日以上延ばすことが出来ませんから甚だ残念でありますけれども審議未了のままに致して置きます。夫れでは一寸御挨拶申上げます。

此の一週間の開會諸君が實に連日連夜非常に御多忙に拘らるお苦勞下さつて御議事なされたことを非常に満足とす所でございます。只残念なことは色々其の間に波瀾がございまして、出席議員が今晩になつてから定数にかけるといふことが生じたといふことは甚だ残念なことでございます。併し御出席下つた議員諸君に對して満腔の謝意を表する次第でございます。尙監督官が連日に亘りまして御臨席下さいまして御監督下つたことを誠に有難く存じます。行政委員諸君、吏員諸君其他に謹んで御禮申上げます。

(434)

○議長(吉田房次郎君)

○宮武徳次郎君 お話申すけれども閉會しない中に希望がありますから一言述べさせて置きます之を以て二十三次の通常民會は閉會致すのでございます。其の時に當りまして宮武議員が一寸お話があるさうでございます。私には社會施設上の希望と致しまして一言行政委員各位に對して述べたいのであります。夫れは實業復興資金運用の見地より致しまして、少額の資金貸付を假令二百萬でも三百萬でも乃至は五百萬でも、斯ういふやうな少額の貸付方を何とか考慮を拂つて頂き度いといふのであります。其の二は公設市場の設置、此の二つの問題を現天津に於ける在留民多數が要望して居るのであります。即ち多數在留民の輿論であります。此の理由から致しまして、民間當路として是非とも御考慮を拂はれたいのであります。以上

○岡本總領事 民會を閉會するに先立ちまして過去六日の間毎日引續いて諸君が民會議員として公職をお盡くし下つたといふことに對しまして、私から諸君に對して感謝の意を表します。殊に議長の仰せられたる通り頗る波瀾重疊の民會でございました。色々御苦勞であつたことを監督官として一言感謝致します。擬て此の民會の治績を回顧して見ますに、第一には二百五十萬弗といふ此の公共團體と致しまして頗る巨額の國債の償還計劃の決定が、其の國債償還計劃の當初となる第一年の豫算の決定を見たといふこと、及此處に新たなる女學校の新築といふ計劃が實現せられるといふこと、この決定を見たといふことは色々奇妙な現象が起つたといふ事實と相俟つて今度の民會は長く記憶される民會である、といふことを私は信じて疑はない、從つて最後迄記憶すべき民會に於きまして公人として公職を全うされた諸君に對して私は前に感謝の意を表すると共に諸

(435)

君自身も之を満足に存じられて然るべしと思ふのであります。之を閉會に際しまして私は一言其の事實を指摘して置いて連日連夜の御苦勞も必らずしも徒勞でないといふことに就て一言申述べ置きます。之を以て閉會致します。(拍手)

○行政委員長(田村俊次君)登壇(拍手)

只今先に吉田議長、只今總領事の御挨拶がありました。感慨無量に存じます。總領事の中された通り本年の行政委員會が申した豫算は此の民國の覺醒期と言ふべき重要な豫算であるのであります。國債整理其他重大なる民國の國政に關係のあります重要な豫算であつたのであります。然るに此の豫算の通過を見ます途には僅か六日間の期間に於きまして色々波瀾が起りました其の成り行きは何うならうかと甚だ憂慮致しました。併し眞に公人の責任を重んぜられる諸君、眞に民國を憂はれる諸君は熱誠を以て豫算の成立に協力を與へられました。行政委員長と致しまして行政委員會を代表して厚く感謝の意を表する次第であります。又此の成績を得ますに就きましては無論監督官の非常な御配慮、御指導の賜であることは勿論であります。又此の議場の衝に當られる吉田議長の最も公正なる最も熱誠ある御裁断に依る次第と總領事並議長に對しまして行政委員會は満腔の感謝の意を表する次第であります。斯かる民會は私に津中始めて受けました印象であります。其の印象は將來吾々公人として進んで行きますには非常に有益なる教育を受けました。吾々は已を犠牲にして一に在留者の福利増進、民國の發展進歩といふことのみ邁進しませんでした。將來天津の民國並其の在留者は驚くべき福利あり、驚くべき發展をすることを期して居ります。又吾々としては尙更一層奮勵しまして必らず其の使命を達成せんことを決心しました。何うぞ諸君は今後吾々を鞭撻し、吾々を指導され援助されて同じ目的に進まれんことを希望するのであります。之を以て民會終りの御挨拶に代へます。(拍手)

○藤田龍野君 是は情愴でございますが、民會議員を代表しまして一寸御挨拶申上げます。只今監督官から御挨拶を受けました誠に有難うございました。吾々こそ連日連夜お出で下つたことを感謝致して居ります。又議長からも同様の御挨拶を頂きましたが、議長こそ連日連夜此の紛争したる議場の整理に當りまして最も公平におやり下さつたといふことは吾々の想像以外でございました。吾々は同時に議長に健康を害しはしないかと心配した次第でございます。但し議長の熱誠なる誠意は遂に茲に重要な議案を議了し得たといふことは偏に議長の公平なる態度の賜であるといふことを深く感謝致します。次に行政委員長及行政委員諸君にお禮を申上げます。天津民會開始して以來今回の如き豫算案といふものはないのでございます。其の豫算案を編成するに當りまして、從來民間行政に携つて居られた多數のお方は自治権を自ら放棄しまして、田村會長が之を主宰されました。僅か三ヶ月でございます。其の間に民國開設以來の重大な財政の危機に傾いたのであります。夫れは今迄六、七ヶ年間に於ける所の放漫なる政策の結果、天津民會は正に破産の域に達せんとす。此の重大な時機に際しまして、外務省本省からは此の財政状態を憂慮されまして藤田君事務官を派遣されるといふ位でございます。此の新しい行政委員諸君が短日月の間に於て此の重大なる豫算案をお作りになつたことは吾々が今日審査委員會に於てよく審査して見ますと、出来得る限りの妥縮と節約さうして歳入に於きましては餘程穩健なる豫算を作りまして、さうして茲に豫算案をお出し下さつたといふことは實に此の功績は將來に於

(436)

た、何うぞ諸君は今後吾々を鞭撻し、吾々を指導され援助されて同じ目的に進まれんことを希望するのであります。之を以て民會終りの御挨拶に代へます。(拍手)

○藤田龍野君 是は情愴でございますが、民會議員を代表しまして一寸御挨拶申上げます。只今監督官から御挨拶を受けました誠に有難うございました。吾々こそ連日連夜お出で下つたことを感謝致して居ります。又議長からも同様の御挨拶を頂きましたが、議長こそ連日連夜此の紛争したる議場の整理に當りまして最も公平におやり下さつたといふことは吾々の想像以外でございました。吾々は同時に議長に健康を害しはしないかと心配した次第でございます。但し議長の熱誠なる誠意は遂に茲に重要な議案を議了し得たといふことは偏に議長の公平なる態度の賜であるといふことを深く感謝致します。次に行政委員長及行政委員諸君にお禮を申上げます。天津民會開始して以來今回の如き豫算案といふものはないのでございます。其の豫算案を編成するに當りまして、從來民間行政に携つて居られた多數のお方は自治権を自ら放棄しまして、田村會長が之を主宰されました。僅か三ヶ月でございます。其の間に民國開設以來の重大な財政の危機に傾いたのであります。夫れは今迄六、七ヶ年間に於ける所の放漫なる政策の結果、天津民會は正に破産の域に達せんとす。此の重大な時機に際しまして、外務省本省からは此の財政状態を憂慮されまして藤田君事務官を派遣されるといふ位でございます。此の新しい行政委員諸君が短日月の間に於て此の重大なる豫算案をお作りになつたことは吾々が今日審査委員會に於てよく審査して見ますと、出来得る限りの妥縮と節約さうして歳入に於きましては餘程穩健なる豫算を作りまして、さうして茲に豫算案をお出し下さつたといふことは實に此の功績は將來に於

(437)

て必らず認められる時期があると思ひます、夫れに比べて之に反對する所の之等の人は誠了半にして席を立つて自ら自分の保有する権限を放棄しまして自治權の破壊を企てたのであります、議員が連名缺席するといふことは吾々はよく内地にも見る所でございませう、内地の所謂政争の激しい所によくございませう、天津に居ります吾々は斯かる内地の政争の激しき所の眞似をしなればならぬのでございませうか、私は其の點に就て大に考慮しなくやならぬと思ひます、私は今年一月十三日の讀賣新聞に或一稿の第六回日の記事がございませう、其の中に何と書いてありませうか、讀賣新聞は海外に於ける植民地の状態を調査したる記事であります、其の中に日本人の最も缺點とすべき所は日本人が五百人、千人とあります所は必らず二派に分れてお互につき合ふ、お互いお互いこわし合ふ、或一方が會社を造ると一方は之を叩き壊す、之が日本人の通例である、海外發展の阻害であると思ひます、此の一稿を讀みまして、偶々天津の現状を見まして私も之を遐想せざるを得ないのであります、殊に今回の製茶會社の創立以來有ゆる方法を以て、有ゆる公器を利用して盛んに之を攻撃しまして此の破壊につとめたのであります、同時に此の民會議場に於きましても相當許されたる範圍内ではあります、相當の方法を以て之を破壊せんとするといふことは吾々海外に於きます第一線に立つて居る居留民として之は果して善いことであるか穩健なる居留民諸君の痛感される所であらうと思ひます、私は此の際風を何とかして和衷協同共にやることが出来ましたならば非常に結構なことであると考へて居りますが、之は吾々の未だ誠心誠意がさういふ人達の心に通じない爲であると考へまして、吾々議員諸氏は一致團結して此の精神を以て租界の平和と所謂吾々の海外に在住する意味を徹底したいと思は考へます、聊か感想を述べてまして御挨拶と致します。(拍手)

(438)

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは第二十三次通常民會は之を以て閉會することに致します。(拍手)
午後十一時三十五分閉會

昭和四年度居留民會通常會議事速記附錄

昭和四年度居留民會通常會に於て議決したる諸事項及昭和三年度決算報告書並に昭和五年度居留民會歳入出豫算左の如し

【一】天津居留民會會計検査報告

一、検査セシ年月日 昭和三年九月十八日 昭和三年十一月十九日

同 四年二月十八日 同 四年五月七日

同 四年九月十二日

一、検査セシ期間及帳簿並に憑書 昭和三年度一般會計及特別會計
右検査致候處違法及違算ノ出納無之候間居留民會法施行規則第七十六條ニ依リ及報告候也

昭和四年九月二十日

天津居留民會

會計検査委員 田中 錦太郎
同 藤 井 精逸

天津居留民會議長 吉田 房次郎殿

(440)

【二】昭和三年度居留民會歳入出決算

歳入

一、銀百貳拾壹萬七千貳百拾九兩九錢七匁也

一、銀拾四萬六千七百六拾參兩七錢八匁也

計銀百參拾六萬參千九百八拾參兩七錢五匁也

歳出

一、銀六拾壹萬貳千貳百五拾九兩七錢七匁也

一、銀六拾四萬七千八百五兩四匁也

計銀百貳拾五萬九千參百四拾四兩八錢壹匁也

差引銀拾萬四千六百參拾八兩九錢四匁也

(決算表省略)

【三】昭和三年度特別會計電氣歳入出決算

歳入

一、銀六拾九萬五千參百七兩貳拾九匁也

計銀六拾九萬五千參百七兩貳拾九匁也

經常部

(441)

歳出

一、銀五拾四萬參千七百七拾壹兩貳拾九匁也

一、銀拾貳萬七千七百貳拾壹兩八錢九匁也

計銀六拾七萬壹千四百九拾參兩八匁也

差引銀貳萬參千八百拾四兩貳錢也

(決算表省略)

【四】昭和四年度特別會計電氣歳入出豫算更正

歳出

一、銀五拾萬九千貳百四拾兩也

一、銀拾五萬七千六百兩也

計銀六拾六萬六千八百四拾兩也

(更正表省略)

【五】興業資金貸付條例中改正ノ件

興業資金貸付條例中左ノ如ク改ム
第七條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但第三條貸付金ノ利率ハ年七分五厘トス

同條第二項

第四條第二項貸付金ノ利率ハ興業資金貸付委員會ノ決議ヲ經テ行政委員會ニ於テ決定スルコトヲ得

附則第二項

本條例ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

【六】花旗銀行開債ヲ橫濱正金銀行ヨリ借替起債ノ件

一、花旗銀行開債償還元金殘額銀六拾七萬兩ヲ連時全部償還スルコト

二、右償還ニ要スル銀額ヲ橫濱正金銀行ヨリ借入ル、コト但利率年六分五厘、償還期限ヲ五箇年トス

三、前二項ノ實行ニ必要ナル手續並ニ契約ノ締結ヲ行政委員會ニ一任スルコト

理 由 開債整理上外務省ノ斡旋ニ依リ花旗銀行ヨリモ低利ヲ以テ橫濱正金銀行ヨリ起債シ得ルニ至リタルニ由ル

【七】諸車鑑札料條例中改正ノ件

諸車鑑札料條例中左ノ如ク改ム

(442)

第三條第一項第四號「自動車」ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

乗合自動車 同 前號自動車鑑札料ノ外 一ヶ年 銀六拾弗

附則ニ左ノ一項ヲ附加ス

本條例ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

【八】 減債基金特別會計條例案

第一條 居留民團團債償還ノタメ減債基金ヲ設ケ之ヲ特別會計トス
第二條 居留民團ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第三條 減債基金ヲ團債償還以外ノ用途ニ充當セムトスルキハ在天津帝國領事官ノ認可ヲ受クルモノトス

本條例ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

【九】 天津療病院藥價其他諸料金條例案

第一條 天津療病院ノ藥價其ノ他ノ諸料金ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ徵收ス

第二條 本院ニ通院診療ヲ受クル者ノ藥價其ノ他ノ料金を定ムルコト左ノ如シ但シ高價藥及瓶代ハ別ニ其ノ實價ヲ徵收ス

一、内服藥

散劑 一日分 銀拾仙

水劑 同 銀拾仙

頓服劑 一回分 銀五仙

一、外用劑 一回分 銀五仙

三、處置料 一回分 銀拾仙

四、診斷書、證明書、檢案書手續料 銀五拾仙

五、酌給ノ健康診斷一人ニ付 銀五拾仙

第三條 本院ノ入院患者ヲ除ク外本院ノ患者運搬自動車ヲ借用スル者ニ對シテハ左ノ使用料ヲ徵收ス

日本租界外 毎回 銀參弗

同 内 毎回 銀貳弗

第四條 本院ニ收容スル患者ノ入院料、藥價、診察料及食料ハ民團之ヲ負擔ス

天津療病院規程第二條第三號乃至第五號ノ事項ハ無料ニテ之ヲ行フ

第五條 第二條ノ藥價其ノ他ノ料金を行政委員會長ニ於テ必要ト認ムル者ニ對シ之ヲ減額又ハ免除スルコトヲ得

附 則

本條例ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

【一〇】 居留民團法施行細則改正ニ關スル建議案

一、現行居留民團法施行細則第五條ニ規定セル等級選舉制ハ母國ニ於ケル普通選舉實施ニ鑑ミ速カニ撤廢スヘシ

等級選舉ニヨルトキハ多額ノ納稅者ハ比較的小數ヲ以テ多數ノ小額納稅者ト同數ノ議員ヲ選出スルコトヲ得テ甚ク不公平ノ制度ナリ之レニ反シ我民團ノ如キ小團體ニアリテハ普通選舉制ニヨルモ甚シキ弊害ナク且ツ納稅ノ多寡ハ居留民團ノ地區内ニ住居スル帝國臣民トシテノ利害ヲ考慮スル標準トナルモノニアラス故ニ現行一、二級制度ヲ撤廢スル所以ナリ

昭和五年三月二十日

提出議員 潮底正 贊成者 千葉初藏

同 宮武次郎

同 清水太郎

同 手島喜兵衛

同 五十嵐重吉

同 吉田久

【一一】 天津高等女學校新築ノ件

一、高等女學校舎ヲ昭和五年四月ニ於テ新運動場内庭球場敷地ニ新築スルコト

二、建設費ヲ銀拾萬圓以内トシ昭和五年及六年度ニ分割支出スルコト

但豫算審查委員會ノ査定ヲ經テ其金額ヲ決定スルコト

三、右建設ニ關スル實行方法ハ之ヲ行政委員會ニ任スルコト

理由 昭和五年四月ニ於テ小學校及高等女學校共教室ニ不足ヲ來シ今後毎年増加スル生徒數ニ鑑ミ、高等女學校ノ前記敷地ニ移轉新築スルヲ將來ノ爲メ必要ト認メタルニ由ル

【一二】 天津實業專修學校補助金ノ件

一、銀壹萬圓千弗也 但昭和五年補助金

理由 天津實業專修學校經費不足ノ爲メ昭和五年補助金増額方請願アリ前記金額補助ヲ至當ト認メタルニ由ル

參考 大正十二年度 銀五千圓

(447)		(448)	
<p>大正十三年度 銀四千五百</p> <p>大正十四年度 銀五千五百</p> <p>大正十五年度 銀六千貳百參拾</p> <p>昭和二年度 銀六千參百拾五</p> <p>昭和三年度 銀八千八百拾</p> <p>昭和四年度 銀九千五百六拾六</p> <p>【三】天津日本人商業會議所補助金ノ件</p> <p>一、銀貳千弗也</p> <p>但昭和五年度補助金</p> <p>由</p> <p>天津日本人商業會議所經費不足ノ爲メ補助請願アリタルヲ以テ前記金額補助ヲ至當ト認メタルニ由ル</p> <p>【四】天津體育會ヘ體育獎勵費補助金ノ件</p> <p>一、五百弗也</p> <p>但昭和五年度體育獎勵費補助金</p> <p>由</p> <p>天津體育會經費不足ノ爲メ補助請願アリタルヲ以テ前記金額ヲ體育獎勵費トシテ補助スルヲ至當ト認メタルニ由ル</p> <p>【五】天津日本少年團ニ補助金交付ニ關スル建議案</p> <p>一、天津日本少年團ニ教育補助金トシテ銀五百弗ヲ交付スルコト</p> <p>由</p> <p>天津日本少年團ノ創立ハ去ル大正十一年十二月ニシテ其翌年度ヨリ十五年度迄毎年民團ヨリ教育補助金トシテ相當ノ金額ヲ交付シ來レリ然ルニ昭和二年度ヨリハ適當ナル指導者ナシトノ理由ノ下ニ補助金ノ交付ヲ中止サレタルモ昨年四月適當ナル指導者ヲ得テヨリ以來今日ニ至ル其指導者シキヲ得其成績大ニ見ルヘキモノアリ依テ昭和五年度ヨリ從來ノ如ク補助金(銀五百弗)ヲ交付セントス</p> <p>是レ本案ヲ提出スル所以ナリ</p> <p>昭和五年三月二十日</p>	<p>提出議員 宮武徳次郎</p> <p>贊成者 千葉初藏</p> <p>同 清水太郎</p> <p>同 手島喜兵衛</p> <p>同 潮底正敏</p>		

(449)		(450)	
<p>【三】昭和五年度居留民團歳入出豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、銀百拾七萬八千八百五拾弗也</p> <p>二、銀九萬六千五百弗也</p> <p>計銀百貳拾七萬五千參百五拾弗也</p> <p>歳出</p> <p>一、銀七拾萬五千參百貳拾六弗也</p> <p>二、銀五拾七萬貳拾四弗也</p> <p>計銀百貳拾七萬五千參百五拾弗也</p> <p>(豫算表省略)</p> <p>贊成者 五十嵐重吉</p> <p>同 吉田久</p> <p>經 常 部</p> <p>臨 時 部</p>	<p>【七】昭和五年度特別會計電氣歳入出豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、銀六拾五萬七千四百六拾弗也</p> <p>計銀六拾五萬七千四百六拾弗也</p> <p>歳出</p> <p>一、銀五拾萬七千參百拾五弗也</p> <p>二、銀拾五萬參百貳拾五弗也</p> <p>計銀六拾五萬七千四百六拾弗也</p> <p>(豫算表省略)</p> <p>經 常 部</p> <p>臨 時 部</p>		

(452)

(451)

<p style="text-align: center;">昭和四年度居留民會通常會要錄</p> <p>一、議 員 五十三名(定員六十名) 二、會 期 自昭和五年三月二十日 至三月二十六日七日間 三、會 場 公會堂 四、成 績 (省略す) 五、議長及會議係</p> <p style="text-align: right;">議長 吉田房次郎 理事 松本文三郎 書記 河本島 速記 村岡藻里</p> <p style="text-align: left;">(附錄終)</p>	<p style="text-align: center;">【九】昭和五年度特別會計實業復興資金豫算</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">歲 入</td> <td style="text-align: center;">經 常 部</td> </tr> <tr> <td>一、銀貳拾參萬八千四百拾四弗也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計銀貳拾參萬八千四百拾四弗也</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歲 出</td> <td style="text-align: center;">經 常 部</td> </tr> <tr> <td>一、銀貳拾參萬八千四百拾四弗也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計銀貳拾參萬八千四百拾四弗也</td> <td></td> </tr> </table> <p>尙、審議未了又は撤回となりたる建議案及議案左の如し (豫算表省略) 一、財務調査委員會組織ニ關スル建議案 審議未了 一、居留民團法施行細則改正ニ關スル建議案 同 一、民團雇員規定中餘項追加並ニ改正ニ關スル建議案 同 一、冷蔵用水塊配給暫行規程廢止ノ件 同 一、水道給水規則中改正ノ件 同 一、電氣供給規程中改正ノ件 同</p>	歲 入	經 常 部	一、銀貳拾參萬八千四百拾四弗也		計銀貳拾參萬八千四百拾四弗也		歲 出	經 常 部	一、銀貳拾參萬八千四百拾四弗也		計銀貳拾參萬八千四百拾四弗也	
歲 入	經 常 部												
一、銀貳拾參萬八千四百拾四弗也													
計銀貳拾參萬八千四百拾四弗也													
歲 出	經 常 部												
一、銀貳拾參萬八千四百拾四弗也													
計銀貳拾參萬八千四百拾四弗也													